

124.6
17

124.6-Ko47ウ



1200500725783



始



124.6
K047

國語漢文研究會編
簡野道明先生閱

孟子新解



株式會社
明治書院發行



孟子新解

緒言

孟子七篇、周の孟軻著す。軻字は子輿、魯の公族孟孫氏の後で、鄒に生れ、業を孔子の孫、子思の門人に受けた。時に戰國分争、周室衰微の極に達し、諸侯互に攻伐を事とし、富國強兵を以て唯一の志願とした。而るに孟子は、獨り性善養氣を唱へて仁義を説き、王霸を辨じ、義利を審にし、異端を闢き、邪説を排し、以て聖人の道を闡明した。其の説當時に行はれなかつたけれども、其の孔子の道を衛つた功は、甚だ大なるものがあつた。されば後儒之を尊んで孔孟と竝稱し、其の書を進めて經書に列し、論語に配して論孟と曰ふに至つたのは、洵に宜なりと謂ふべきだ。唯卷帙が稍浩瀚で、全篇を通讀することは容易でない。そこで頃者同人胥謀つて菁華を拔萃し、平易な新解を施し、大衆的必讀書として刊行することとなつた。學者

反復熟讀したなら、孟子の學說思想の綱要を會得するばかりでなく、典刑的古文の妙味をも咀嚼することが出来るであらう。例に仍つて我が簡野先生の嚴密な校訂を経て、徹頭徹尾解説の妥當を期し、些の舛誤もないことを得たのは、特に學界の爲に甚深の謝意を表する次第である。

昭和九年十一月

國語漢文研究會

孟子新解 目次

梁惠王上

- 一 孟子見梁惠王章……………一
- 二 寡人之於國章……………三
- 三 寡人願安承教章……………八
- 四 見梁襄王章……………一〇
- 五 齊桓晉文之事章……………三

梁惠王下

- 六 莊暴見孟子章……………一六
- 七 文王之囿章……………三
- 八 見孟子於雪宮章……………三
- 九 王之臣有託其妻子章……………一六
- 一〇 所謂故國者章……………三九
- 一一 爲巨室章……………四三
- 一二 齊人伐燕勝之章……………四三
- 一三 鄒與魯闕章……………四四
- 一四 滕小國也章……………四七
- 一五 齊人將築薛章……………四八

目次

公孫丑上

- 一六 魯平公將出章……………四九
- 一七 夫子當路於齊章……………五三
- 一八 夫子加齊之卿相章……………五九
- 一九 以力假仁者章……………七五
- 二〇 仁則榮章……………七六
- 二一 尊賢使能章……………七九
- 二二 人皆有不忍人心章……………八一
- 二三 矢人章……………八四
- 二四 子路人告之章……………八六
- 二五 伯夷非其君不事章……………八八

公孫丑下

- 二六 天時不如地利章……………九〇
- 二七 孟子將朝王章……………九三
- 二八 陳臻問曰章……………九九
- 二九 孟子之平陸章……………一〇一
- 三〇 孟子謂蚘蠆章……………一〇三
- 三一 沈同以其私問章……………一〇五
- 三二 燕人畔章……………一〇七

一

三三 致為臣而歸章 一一〇
 三四 尹士語人曰章 一一三
 三五 充虞路問曰章 一一五

滕文公上

三六 滕文公為世子章 一二七
 三七 為神農之言者章 一二九
 三八 墨者夷之章 一三三

滕文公下

三九 陳代曰章 一三六
 四〇 景春曰章 一四〇
 四一 彭更問曰章 一四三
 四二 謂戴不勝曰章 一四六
 四三 戴盈之曰章 一四七
 四四 稱夫子好辯章 一四九

離婁上

四五 離婁之明章 一五五
 四六 規矩方員之至章 一六〇
 四七 愛人不親章 一六三
 四八 人有恆言章 一六三

四九 為政不難章 一六三
 五〇 不仁者可與言章 一六四
 五一 自暴者章 一六五
 五二 道在爾章 一六六
 五三 居下位章 一六七
 五四 存乎人者章 一六八
 五五 恭者不侮人章 一六九
 五六 君子之不教子章 一七〇
 五七 事執為大章 一七一
 五八 人不足與適章 一七三
 五九 有不虞之譽章 一七三
 六〇 人之易其言章 一七四
 六一 人之患章 一七四
 六二 仁之實事親章 一七五
 六三 天下大悅章 一七六
 離婁下
 六四 子產聽鄭國之政章 一七七
 六五 非禮之禮章 一七八
 六六 中也養不中章 一七九

六七 人有不為章 一七九
 六八 言人之不善章 一八〇
 六九 仲尼不為已甚章 一八〇
 七〇 言不必信章 一八一
 七一 不失赤子之心章 一八一
 七二 養生者章 一八二
 七三 君子深造之章 一八三
 七四 博學而詳說章 一八三
 七五 以善服人章 一八四
 七六 徐子章 一八四
 七七 人之所以異章 一八五
 七八 禹惡旨酒章 一八六
 七九 君子之澤章 一八七
 八〇 可以取章 一八八
 八一 逢蒙學射於羿章 一八九
 八二 西子蒙不潔章 一九一
 八三 君子所以異於人章 一九三
 八四 禹稷當平世章 一九五
 八五 匡章通國皆稱不孝章 一九七

萬章上

八六 齊人有一妻一妾章 一九九
 八七 咸丘蒙章 二〇一
 八八 伊尹以割烹要湯章 二〇四

萬章下

八九 伯夷目不視惡色章 二〇九
 九〇 敢問友章 二一五
 九一 敢問交際章 二一八
 九二 仕非為貧章 二二三
 九三 一鄉之善士章 二二三

告子上

九四 性猶杞柳章 二二六
 九五 性猶湍水章 二二七
 九六 性無善無不善章 二二九
 九七 富歲子弟多賴章 二三三
 九八 牛山之木嘗美章 二三六
 九九 無或乎王之不智章 二三九
 一〇〇 魚我所欲章 二四一
 一〇一 仁人心也章 二四四

一〇二 今有無名之指章 二四五

一〇三 拱把桐梓章 二四六

一〇四 人之於身章 二四七

一〇五 鈞是人也章 二四九

一〇六 有天爵者章 二五〇

一〇七 欲貴者章 二五一

一〇八 仁之勝不仁章 二五三

一〇九 五穀者種之美章 二五五

一一〇 羿之教人射章 二五四

告子下

一一一 人皆可以為堯舜章 二五五

一一二 君子不亮章 二五七

一一三 魯欲使樂正子為政章 二五八

一一四 舜發於畎畝之中章 二五九

一一五 教亦多術章 二六一

盡心上

一一六 盡其心者章 二六二

一一七 莫非命也章 二六三

一一八 求則得之章 二六四

一一九 萬物皆備於我章 二六五

一二〇 行之而不著章 二六五

一二一 人不可以無恥章 二六六

一二二 恥之於人大矣章 二六六

一二三 謂宋句踐章 二六七

一二四 待文王而後興章 二六九

一二五 附之以韓魏之家章 二六九

一二六 以佚道使民章 二七〇

一二七 人之所不學而能章 二七〇

一二八 舜之居深山章 二七一

一二九 無為其所不為章 二七二

一三〇 人之有德慧術知章 二七三

一三一 有事君人者章 二七三

一三二 君子有三樂章 二七四

一三三 廣土衆民章 二七五

一三四 孔子登東山章 二七六

一三五 雞鳴而起章 二七七

一三六 楊子取為我章 二七八

一三七 飢者甘食章 二七八

一三八 柳下惠章 二八〇

一三九 有為者章 二八〇

一四〇 不素餐兮章 二八一

一四一 士何事章 二八一

一四二 自范之齊章 二八二

一四三 形色天性章 二八四

一四四 君子之所以教章 二八四

一四五 道則高矣美矣章 二八五

一四六 天下有道章 二八六

一四七 於不可已而已者章 二八七

一四八 君子之於物章 二八八

一四九 知者無不知章 二八八

盡心下

一五〇 梓匠輪輿章 二九〇

一五一 身不行道章 二九〇

一五二 周于利者章 二九一

一五三 好名之人章 二九一

一五四 聖人百世之師章 二九二

一五五 賢者以其昭昭章 二九三

一五六 山徑之蹊章 二九三

一五七 齊饑章 二九四

一五八 口之於味也章 二九五

一五九 浩生不害章 二九五

一六〇 諸侯之寶三章 二九七

一六一 言近而指遠者章 二九七

一六二 堯舜性者章 二九八

一六三 說大人章 二九九

一六四 養心章 三〇一

一六五 孔子在陳章 三〇一

一六六 由堯舜至於湯章 三〇六

孟子略年譜

皇紀	支那曆	重要事項	皇紀	支那曆	重要事項
三九	烈王四	四月二日生。(或云、安王十七年)	三六	四	(五〇) 在滕。滕文公有事齊事楚之間。
三九	顯王二	(一七) 教授于鄒。公孫丑・萬章之徒受業。	三三	七	(五一) 去滕反鄒。滕文公恐齊、問孟子。
三五	三	(二七) 鄒穆公憤民不救長上、孟子責之。	三二	元	(五三) 適梁。
三三	三	(三五) 之宋與告子論性。	三二	二	(五四) 去魏適齊。爲客卿。
三四	三	(三六) 宋世子之楚、過宋見孟子。	三一	三	(五五) 贈于齊。
三五	三	(三七) 梁惠王卑禮厚幣、招賢者。孟子至魏。	三〇	四	(五六) 以母喪、從齊歸、葬于魯。
三六	三	(三八) 梁惠王與孟子有問答之言。	二九	六	(五八) 自魯反齊。
三七	三	(三九) 去魏歸鄒。	二八	二	(五九) 去齊之宋。
三九	三	(四一) 始客于鄒。	二七	二	(六〇) 與公孫丑・萬章之徒序詩書、述仲尼之意。
三〇	三	(四二) 居于平陸。	二六	三	(六一) 由宗如薛。
三一	三	(四三) 由鄒之任。	二五	三	(六二) 由薛之魯、不遇。旋反于鄒。
三二	三	(四四) 由平陸之齊。	二四	三	(七〇) 孟子七篇書成。
三三	三	(四五) 賓師于齊。	二三	三	(八四) 正月十五日卒于鄒、葬于四基山。(或云、赧王二十六年卒、年九十六)
三四	三	(四六) 在齊。至滕、文公問爲國。	二二	三	
三五	三	(四七) 爲齊上卿。去齊之宋。	二一	三	
三六	三	(四八) 從宋反鄒。	二〇	三	
三七	三	(四九) 由鄒之滕。	一九	三	

孟子新解

梁惠王上

一 孟子見梁惠王章

孟子見梁惠王。王曰、叟不遠千里而來。亦將有以利吾國乎。孟子對曰、王何必曰利。亦有仁義而已矣。

孟子見梁惠王。王曰、叟不遠千里而來。亦將有以利吾國乎。孟子對曰、王何必曰利。亦有仁義而已矣。

【梁惠王】 魏侯爵なり、魏はこの時、秦を避けて都を大梁に遷し、僭して王と稱した、惠は其の諡、故に梁惠王といふ。王は自國を強盛にしようと心掛けて、賢人を招聘することにつとめたので孟子は梁に往つた。【叟】 長老の稱、老先生といふが如し。【利】 國を富まし兵を強くするの類をいふ。【亦】 「モマタ」他の游説の士の如くの意。時に秦は商君を用ひて、國を富まし兵を強くした。魏の都を遷したのもそれが爲だ。故に商君の秦に於けるが如く、先生も亦わが國を富まし兵を強くせしむる思召であるかとの意。【仁義】 いつくしみの心と、正しい行と。仁は博く人物を慈愛する徳、義は事を行ふに理非を分別して各其の宜しきを得るやうにする徳。仁を行ふには、義を以て之を宜しくする、故に仁義といふ。【而已矣】 これだけで他には方法がないと斷言する辭。

孟子が梁の惠王に謁見した、すると王が謂ふに「老先生は千里の遠い路をもお厭ひなく、私の國へお出で下さつたのは彼の游説の士が富國強兵の策を説くやうに、老先生に於かれても、亦吾が國を利しようとせられるのであらうか」と。そこで孟子が對へて曰ふには「王には眞に國を治める思召があるなら、何も利といふことを仰せられる必要はない、古の聖王の如く亦仁義といふ大切な道があるのみで、仁義を除いては、他に國を治める方法はありません」此終りの二句は此章

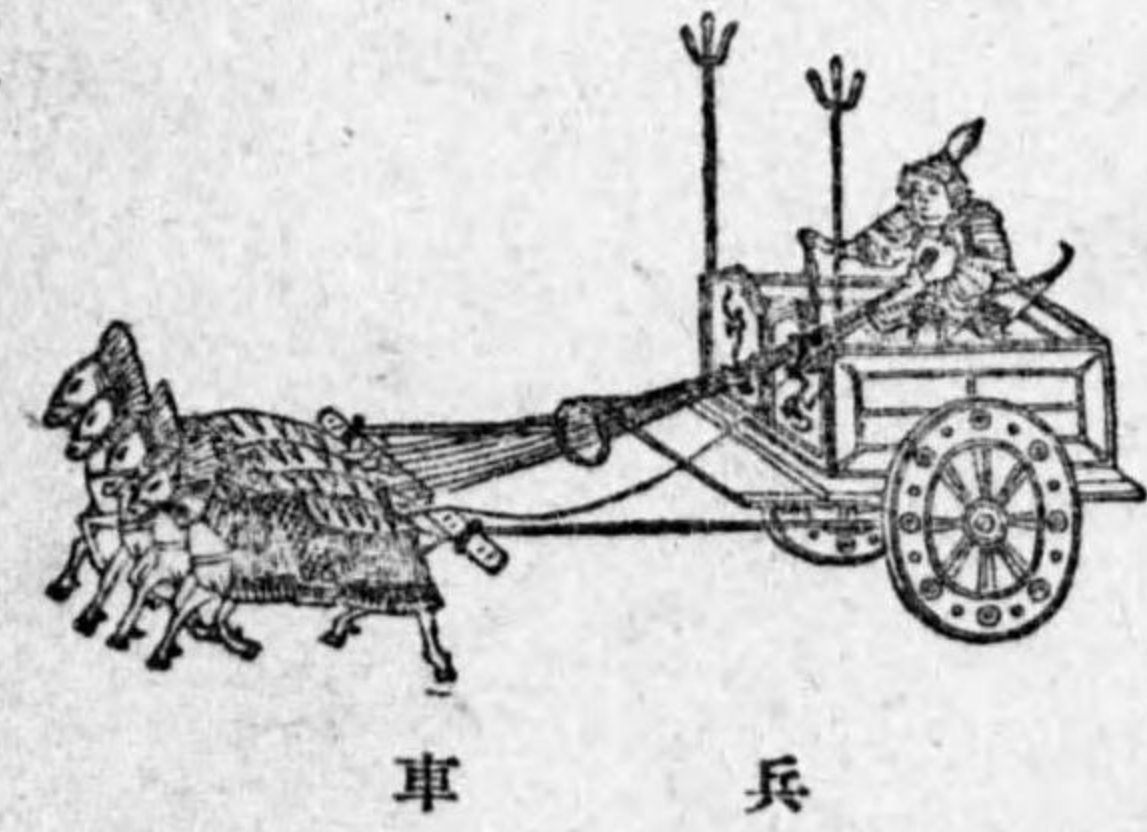
の大切な主旨で下文に其の理由を説明する。

王曰「何以利ニ吾國、大夫曰「何以利ニ吾家、士庶人曰「何以利ニ吾身、上下交征レ利、而國危矣。」萬乘之國、弑ニ其君者、必千乘之家。千乘之國、弑ニ其君者、必百乘之家。萬取千焉、千取百焉。不爲不多矣。苟爲後レ義而先レ利、不レ奪不レ廢。

王ハ何ヲ以テ吾ガ國ヲ利セント曰ヒ、大夫ハ何ヲ以テ吾ガ家ヲ利セント曰ヒ、士庶人ハ何ヲ以テ吾ガ身ヲ利セント曰ハバ、上下交利ヲ征リテ、國危カラシム。萬乘ノ國、其ノ君ヲ弑スル者ハ、必ズ千乘ノ家ナリ。千乘ノ國、其ノ君ヲ弑スル者ハ、必ズ百乘ノ家ナリ。萬ニ千ヲ取リ、千ニ百ヲ取ル。多カラズト爲サズ。苟モ義ヲ後ニシテ利ヲ先ニスルコトヲ爲サバ、奪ハズンバ廢カズ。

【大夫】 土の上位で卿の次位、家老なり。【士庶人】 士は大夫に次ぐ者、庶人は平民。【上下交征利】 交は交互なり、征は取なり、上は王より下は庶人に至るまで、上の人は下に向ひ、下の人は上に向つて互に利益の取りくらをする。【萬乘】 車一臺を乗といふ。古は戦争をするに、車を用ひ、兵車一臺は甲士三人、歩卒七十二人が附く、故に領地の大小を兵車の數で示し、萬乘を天子の畿内とし、千乘を諸侯、百乘を諸侯の大夫の領地とする、そこで天子を萬乘といひ、諸侯を千乘といつたが、此當時、齊楚の如き大國は萬乘の地を領し、僭して王と稱してゐたから、それ等を指していふ。【千乘之家】 諸侯の國。【百乘之家】 諸侯の家老。【弑】 下の者が上の者を殺すこと。【廢】 飽く、満足する。

【通解】 「もし王が利益といふこと許りに苦心し、如何なる方法を以て吾が國を利益しようかといふことになる、下の大夫は之に見做ひて如何なる方法を以て吾が家を利益しようかといひ、士や庶人は、如何なる方法で、吾が身を利益しようかといふやうになり、上は王から下は士庶人までが、銘銘に利益の取合ひをして、其の結果國家は危亡するに至るであらう。かうして上の者が利益を下の方に取ることを苦心すると、下の者も、利益を上を取ることを謀り、



利を争ふの極、萬乘の大國で、其の君を弑する者が出たとすれば、それは必ず兵車千乘を出す程の領地を有する家老の家であり、又千乘を出す程の諸侯の國で、其の君を弑する者が出たとすれば、それは必ず百乘の領地を有する諸侯の家老の家であらう。一體萬乘の國で、其の臣である公卿が千乘の領地を受け、千乘の諸侯の國で、其の家老が百乘の領地を受けるといふことは、決して所領が多くないとはいへぬから、それに満足して好いのである。併しかりそめにも義といふ大切な事を後廻しにして、利益といふことばかりを先にすることとなると、各自の分限を忘れ、終には君の領地を奪ひ盡さなければ其の欲を満足させることが出来ない様になります」として、先づ惠王が利益に熱中してゐる心をひやりとさせた。

未ダ仁ニシテ其ノ親ヲ遺ツル者ハ有ラザルナリ。未ダ義ニシテ其ノ君ヲ後ニスル者ハ有ラザルナリ。王モ亦仁義ト曰ハンノミ。何ゾ必シモ利ト曰ハン。

【遺】 「ステル」棄に同じ。【後】 ゆるかせにして後廻にする。【通解】 「仁義は國家に利益がないやうに見えるが、實はこの仁義ほど大切なものはない。古からまだ仁愛の心のある者で、自己の親を忘れ棄てるものはなく、また義を重んずる人で、自分の主君を忽にし後廻にしたものはありません。それで古來聖賢の君は皆仁義を以て治國の本として居りますが、今日王も亦眞に國を治めようと思召すなら、亦仁義仁義と曰はんのみ、どうして利益といふやうなことを曰つて、人人に弑逆篡奪の心を起させて可いでせうか」と。終の二句は重ねて言つて上文兩節の意を結んだ。【章旨】 人君たる者は當に躬(ミツカ)ら仁義を行ふべきことを言ふ。

二 寡人之於國章

梁惠王曰「寡人之於國也、盡心焉耳矣。河内凶、則移其民於河東、移其粟於河内。河東凶、亦然。察

鄰國之政、無如寡人之用心者。鄰國之民不加少。

寡人之民、不加多何也。

ス。河東凶ナルトキモ亦然ス。鄰國ノ政ヲ察スルニ、寡人ノ心ヲ用フルガ如クナル者無シ。鄰國ノ民少キヲ加ヘズ。寡人ノ民、多キヲ加ヘザルハ何ゾヤト。

【寡人】 諸侯が謙して自ら稱する辭、徳の寡い人の義。【河内・河東】 皆惠王の領内に在る地名。【凶】 凶年。【粟】 米の穀(カ)あるもの、初(モ)なり。【察】 考察する。【不加少】 だんだんに減りもしない。

梁の惠王が孟子に曰はれるに「自分が國を治めるには、心のあらん限りの誠意を盡して餘すところがない、其の心を盡す一例を擧げて曰へば、若し河内地方が凶年で、五穀が不作である時は、其の土地の少壯な者をば河東に移住させて、食に就かせ、そして河東地方の糶米を河内に移し運んで、老幼の者で移住することの出来ないものに給與する、河東の凶年の時でも、是れと同じ方法を執つて、少壯の者をば河内に移住させ、移住の出来ない老幼の爲に糶米を河東に運んでやる。専心一意人民を憫み、恩恵を加へて居るのである。處が、鄰國の政治を考へ察して見るに、自分が心を用ふるやうに深切懇到なものがない。されば鄰國の民は争うて自分の方に歸服すべき筈であるのに、鄰國の人民は「ダンダン」と減少の度を加へず、自分の民も「ダンダン」と増加の度を加へないのは、果してどういふ理由であらうか訝(イブカ)しい」と。

孟子對曰、王好戰。請以戰喻。填然鼓之、兵刃既接。棄甲曳兵而走。或百步而後止、或五十步而後止。以五十步笑百步、則何如。曰、不可。直不百步耳。是亦走也。曰、王如知此、則無望民之多於鄰國也。

孟子對ヘテ曰ク、王戰ヲ好ム。請フ戰ヲ以テ喻ヘン。填然トシテ之ニ鼓ウチ、兵刃既ニ接ス。甲ヲ棄テ兵ヲ曳キテ走ル。或ハ百歩ニシテ而シテ後ニ止マリ、或ハ五十歩ニシテ而シテ後ニ止マル。五十歩ヲ以テ百歩ヲ笑ハバ、則チ何如。曰ク、不可ナリ。直ニ百歩ナラザルノミ。是モ亦走ルナリト。曰ク、王如シ此ヲ知ラバ、則チ民ノ鄰國ヨリ多カラントヲ望ムコト無カレト。

【填然】 鼓の音の形容、古代戰陣の法、進撃の時は陣太鼓を打ち、退却の時は金を鳴らす。【兵刃】 兵は武器、刀劍の類。【棄甲曳兵】 甲冑を棄てて身を軽くして走るに便にし、氣勢なく刀槍を曳ずりながら逃る。【百步】 歩はもと六尺、凡そ二足(フタアシ)【直】 「タダニ」と訓む、但に同じ。

【通解】 そこで孟子が對へて曰ふ「王は戰をお好みなさるから、どうか戰にたとへてお話を致しませう。今茲に戰が始まつたとする、太鼓を「ドンドン」と打つて勇ましく進軍の號令が下り、すでに敵味方の兵刃が互に相接する、やがて一方が抵抗力を失ひ、甲冑を脱ぎ棄て、兵器を曳ずつて逃げ出した者があると假定して、其の中の一人は百歩許りで踏み止まり、一人は五十歩許りで踏み止まる者があつた時、五十歩だけ逃げた者が、百歩逃げた者に對して「お前は臆病者である」と笑つたら、王はそれを當然なことと思召されましか何如」と。王が曰はれるに「一方の者が之を笑ふのは宜しくない。五十歩で踏み止まつた者は但(タダ)百歩まで逃げなかつたまでの事であつて、逃げ出したといふ臆病の點に於ては、同じことである」と。孟子が曰ふに「王が若しも此道理を、御承知になつて居るなら、王の國民が、鄰國の民より増加することを、お望みなさらない方が宜しうございます。つまり王の政治も鄰國の政治も、要するに五十歩百歩の差あるに過ぎないからであります」と。蓋し國を治めるの要は王道を行ふに在る、惠王の民を移し粟を移して凶荒を救つたやうなことは姑息の小惠で、殆ど鄰國の君の毫も之を行はなないと大なる差がない理を明かにし、王をして王道を行はうとする念を起さしめ、下文に王道を説き勧めるの端緒としたのだ。

不違農時、穀不可勝食也。數罟不入洿池、魚鼈不可勝食也。斧斤以時入山林、材木不可勝用也。穀與魚鼈不可勝食、材木不可勝用、是使民養生喪死無憾也。養生喪死無憾、王道之始也。

農ノ時ニ違ハズンバ、穀勝ゲテ食フ可カラザルナリ。數罟洿池ニ入ラズンバ、魚鼈勝ゲテ食フ可カラザルナリ。斧斤時ヲ以テ山林ニ入ラバ、材木勝ゲテ用フ可カラザルナリ。穀ト魚鼈ト勝ゲテ食フ可カラズ、材木勝ゲテ用フ可カラズンバ、是レ民ヲシテ生ヲ養ヒ死ニ喪シテ憾無カラシムルナリ。生ヲ養ヒ死ニ喪シテ憾無キハ、王道ノ始ナリ。

【農時】 農業に大切な時、春は耕し、夏は耘り、秋は收穫する農繁の時期。不違は妨げないやうにする。【不可勝食】 勝は擧(コソル)なり、盡なり、多くして食(タ)べきれない。【數罟】 目の細かい魚を捕へる網、數は音「サク」疏の反對、罟は網、寡人之於國章

古は四寸の目の網を用ひ、尺に満たない魚は市に鬻ぐことが出来なかつた。【沔池】土地の低い處に、自然に水の溜つた池。【斧斤】木を伐る具「ヲノ」「マサカリ」大を斧と曰ひ、小を斤と曰ふ。【以時】時とは草木の枝葉が零落(オチル)する時。【喪死】死者を弔ひ祭る。【王道】仁政を施し民の生活を安定にし、教化を布いて天下に君師となる所以の道をいふ。

【通解】「さて王道を行ふには、先づ民に衣食住の安定を與へることを第一とする、それで農業に大切な時期、即ち春は田を耕し夏は雑草を除き、秋は五穀を收穫するに忙しい時に民を夫役(アヤク)に使役することなく、農事に閒暇な冬季に於て使役するやうにすれば、手が十分に行届くので、收穫した五穀は一年中食べ盡されぬ程に豊富であらう。又目の細かい網を「ミヅタマリ」の池に入れて小さい魚まで「ヤタラ」に捕り盡すやうなことをしないで、昔の通りに網の目は四寸以上の者でなくては用ふることが出来ないやうに禁止すれば、魚や鱸の類は盛んに生長して、とても食べ盡されない程に蕃殖するであらう。「ヲノ」や「マサカリ」で木を伐るにも、木の葉の落ち盡きた時期を待つて山林に入るやうにすれば、家屋其の他の用に供する材木は、とても使用しきれない程、澤山に繁茂するやうになります。かやうに五穀と魚類とは食べ盡されない程豊富にあり、材木は使用しきれない程澤山にあるのは、民に生存中は飲食に不自由なく、家を建て器具を作る材木に缺乏することもなく、死亡しては、棺槨を製作することも出来て、生者を十分に養ひ死者をも弔ひ祭ることが出来て、心に少しも遺憾がないやうにさして民の心を得るのは、天下に君たる所の王道の始であります」

五畝之宅、樹之以桑、五十者、可以衣帛矣。雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者、可以食肉矣。百畝之田、勿奪其時、數口之家、可以無飢矣。謹庠序之教、申之以孝悌之義、頌白者、不負戴於道路矣、七十者、衣帛食肉、黎民不飢不寒。然而不王者、未之有也。

五畝ノ宅、之ニ樹ウルニ桑ヲ以テセバ、五十ノ者、以テ帛ヲ衣ル可シ。雞豚狗彘ノ畜、其ノ時ヲ失フコト無クンバ、七十ノ者、以テ肉ヲ食フ可シ。百畝ノ田、其ノ時ヲ奪フコト勿クンバ、數口ノ家、以テ飢ウルコト無カル可シ。庠序ノ教ヲ謹ミ、之ニ申ヌルニ孝悌ノ義ヲ以テセバ、頌白ノ者、道路ニ負戴セズ、七十ノ者、帛ヲ衣肉ヲ食ヒ、黎民飢エズ寒エズ。然リ而シテ王タラザル者ハ、未ダ之レ有ラザルナリ。

者、未之有也。

ルナリ。

【五畝之宅】周代の制、一農夫の受ける宅地で邑中に在る、百畝の田に對していふ。【百畝之田】井田の制、一井九百畝を百畝宛に九分し、其の中央の一區を公田とし、餘を八家に分與して耕作せしむ。八家の農民は協力して中央の百畝の公田を耕作し、其の收穫した穀物を租税に代へるのである。【五十衣帛】五十歳以上になると、身體が衰弱するので、麻では寒氣を凌ぐことが出来ないから、特別に帛を衣る制があつた。【雞豚狗彘】豚は子豕(コナク)は牝家(メスノナク)狗は番犬(イヌ)食犬の三種あるが、此處は食犬を指す。【時】子を孕み、又は哺乳する時期。【七十食肉】七十歳になると血氣すでに衰ふ、肉でなくては飽き足らない、七十歳以上でなければ、毎日肉を食ふことは出来ない。【庠序】庠も序も共に學校の名。【申】重なり、くりかへしくりかへしすること、丁寧反復する意。【孝悌】善く父母に事へるを孝といひ、善く兄長に事へるを悌といふ。



【頌白】白髮交りの老人。【負戴】負は物を背に負ひ、戴は頭上に載せて運ぶ。【黎民】黎は衆なり、天下の衆民をいふ。【通解】前の一節にすでに王道の手始めに就いて概要を説いた、そこで更に其の詳細を述べて曰ふ「先づ一家毎に五畝の宅地を與へ、其の周圍には栽ゑるに桑を以てして養蠶をさせる、其の製した絲で帛(キヌ)を織れば、五十歳の者は、帛の衣服を着ることが出来る。次に雞豚狗彘の家畜を飼はせて、其の子を孕(ハラ)み育てる時期を失つて濫(ミダ)りに殺さないやうにすれば、これ等の家畜が蕃殖して、七十歳の老人は、日肉を食ふことが出来る。また一夫一婦に與へた百畝の田地を耕作させるに、農業に最も大切な耕作除草收穫の三大時をば、君主たる者が之を奪つて、無暗に民を夫役などに使役することを仕ないやうにすれば、五六人ぐらしの家のもは食物に不自由なく飢に苦むことはなからう。すでに衣食に不自由がないやうにしてやつた上は、更に之を教育する。そこで庠序即ち郷里に於ける學校の教を謹み修め、取り分け親に孝に、兄長に悌なる道をくりかへしくりかへして丁寧説き示すやうにすれば、父母に孝に兄長を敬ふことを知り、白髮交りの老人が、路を行くに、荷物を負つたり頭に載せたりする者が無くなつて、若い者が其の勞に代るやうになります。かやうに七十歳の者は、帛を衣、肉を食つて、安らかに餘生を送り、天下の衆民は飢寒に苦まないやうになれば、全く生養と教育との政策が効果を奏したので、即ち王道の成就したのである。かうなると天下の民は、皆其の君の徳に歸服して来て、終には天下に王となるに至る。かくしても王となることが出来ないといふことは、昔から絶對にないのである、何ぞ畜に民

が鄰國より多くなることを望むばかりであらうぞ。されば民を移し、粟を移すやうな小惠は、殆ど齒牙にかける程の價値もありません」と。此一節は王政を行ふ方法を説いたので、此章の首腦である。

狗彘食人食、而不知檢。塗有餓莩、而不知發。

人死、則曰「非我也、歲也」。是何異於刺人而殺之、曰「非我也、兵也」。王無罪、歲、斯天下之民至焉。

狗彘食人ノ食ヲ食ヘドモ、檢スルコトヲ知ラズ。塗ニ餓莩アレドモ、發クコトヲ知ラズ。人死スレバ則チ我ニハ非ザルナリ歳ナリト曰フ。是レ何ゾ人ヲ刺シテ之ヲ殺シ、我ニハ非ザルナリ兵ナリト曰フニ異ナランヤ。王歳ヲ罪スルコト無クンバ、斯ニ天下ノ民至ラン。

【檢】「トリシマル」法律規則で檢制する。【塗】途に同じ。【餓莩】餓ゑて死んだ人。【發】米倉を開いて、米を人民に施す。【歳】凶年飢饉。【兵】刀劍の類。

【通解】「然るに王には、狗彘などの家畜を飼養せられて、それに人の食を食はせて少しも取締ることをされず、道路に餓ゑて斃れてゐる者があつても、米倉を開いて之を救つてやらうともせられない。かくして民が餓死でもすると、それは自分の「セイ」ではない、歳が飢饉（キキン）だから致し方がないといふ。それは丁度刀か槍で人を殺して、自分が殺したのでは無い、此兵刃が殺したのだといふのと異ることがあらうぞ異ることは無い。故に王に於かせられては、自ら反省せられて責を己に引き。歳の「セイ」などと罪を凶年に歸せられず、力（ツト）めて王政を行はれたなら、天下の民は、王の徳を慕うて悉く此國に來り歸するやうになりませう」と。

【章旨】人君たる者は、當に心を王道に盡すべきで、區區の小惠を以て自ら矜（ホコ）るべきでないことを言ふ。

三 寡人願安承教章

梁惠王曰、寡人願安承教。孟子對曰、殺人以挺與刃、有以異乎。曰、無以異也。

梁ノ惠王曰ク、寡人願ハクハ安ンジテ教ヲ承ケント。孟子對ヘテ曰ク、人ヲ殺スニ挺ヲ以テスルト刃トハ、以テ異ナルコト有ルカト。曰ク、以テ異ナルコト無シト。刃ヲ以テ

政、有以異乎。曰、無以異也。

スルト政トハ、以テ異ナルコトアルカト。曰ク、以テ異ナルコト無キナリト。

曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓莩。此率獸而食人也。獸相食、且人惡之。爲民父母、行政、不免於率獸而食人。惡在、其爲民父母也。

曰ク、庖ニ肥肉アリ、廐ニ肥馬アリ、民ニ飢色アリ、野ニ餓莩アリ。此レ率獸ヲ食ムルナリ。獸相ヒ食ムスラ、且ツ人之ヲ惡ム。民ノ父母ト爲リテ、政ヲ行ヒ、率キテ人ヲ食マシムルコトヲ免カレズ。惡ゾ其ノ民ノ父母タルニ在ランヤ。

仲尼曰、始作俑者、其無後乎。爲其象人而用之也。如之何其使斯民飢而死也。

仲尼曰ク、始テ俑ヲ作ル者ハ、其レ後無カランカト。其ノ人ニ象リテ之ヲ用フルガ爲ナリ。之ヲ如何ゾ其レ斯民ヲシテ飢エテ死セシメンヤト。

【安承教】心を落附けて教を承けたい。【挺】杖。【與刃】刃の上に以の字を省いた、普通は與レ刃と書く、與政も同じ。【庖】「クリヤ」料理場。【廐】孔子の字（アザナ）【俑】上古の葬式には、草を束ねて人の形として死者の棺中に入れて葬る、之を芻靈といつたが、中古には俑を用ふるやうになつた。俑は人の形をして、機（シカケ）で踊（ラド）らしめるやうに作つたもの。【無後】後繼者の絶えること。【象人】人に似せる。

【通解】梁の惠王はすでに孟子の説を聞いて、深く心に悟る所があつたので、改めて曰ふ「自分は願はくは心を落ちつけ安んじて教を承けたい」と。孟子對へて曰ふに「今、人を殺すに杖を以て撃ち殺すのと「ハモノ」で殺すのと、殺すのに相違がありませんかどうか」と。王答へて「殺すといふ點に於ては別に相違はない」と。孟子又問ふ「それならば「ハモノ」で殺すのと、虐政（ムゴキマツリゴト）を施して餓死させるのと、相違がありませんかどうか」と。王は「其の手段は同じでないが、其の人を殺すといふ點に於ては相違はない」と答へられた。以上第一段、王政を行はうと欲すれば先づ虐政を除くを急務とする、そこで孟子は惠王の問に因つて喩を設けて反問し、逃口上を云はせないやうに言質を取つて置いて、次の第二段の議論を引き出すのだ。

そこで孟子が曰ふに「今、王の料理場には肥えたる獸肉が澤山あり、王の馬屋には肥えた馬が澤山飼つてある。然るに民は皆飢ゑた顔色があり、野には餓ゑて斃れてゐる者がある。これはつまり苛酷な重税を民から徴収して、それで禽獸を飼つて居るのであるから、極端に言ふと獸を牽き連れて、人を喰はせて居ると同じである。獸が互に喰み合つてゐるのを見てさへ、人は之を惡むのに、現在民の父母とも頼まれる一國の君主の位に在りながら、政を行ふこと善からず、其の結果獸を牽き連れて人を喰はせるといふやうなことを免れないでは、どうして民の父母たる職分を盡したと言へませうか」と。以上第二段、喻を引いて王の惻隱の心を感動せしめたので、此章の主意だ。

「孔子が或時曰はれるに『始めてあの節を考案して作つた者は、不仁の甚だしい者で、必ず天の咎(トガメ)を受け、其の罪によつて、子孫は斷絶するであらう』と。これは餘り人に似たものを製作して、殉葬に用ひたのが、やがて殉死の弊風を生ずる端を開き、如何にも殘酷であるのを惡まれて、かくは言はれたのである。節を作つたのでさへこの通りであるのに、どうしてこの多くの民を見ず見す餓死させて可からうぞ」と。以上第三段、孔子の言を引いて申(カサ)ねて主意を明かにした。

【章旨】 虐政の宜しく急に除くべく、仁政の宜しく急に行ふべきことを言ふ。

四 見梁襄王章

孟子見梁襄王。出語人曰、望之不似人君。就之而不见所畏焉。卒然問曰、天下惡乎定。吾對曰、定于一。孰能一之。對曰、不嗜殺人者能一之。孰能與之。對曰、天下莫不與也。

孟子梁ノ襄王ニ見ユ。出デテ人ニ語リテ曰ク、之ヲ望ムニ人君ニ似ズ。之ニ就キテ畏ルル所ヲ見ズ。卒然トシテ問ヒテ曰ク、天下惡シク定マラント。吾對ヘテ曰ク、一ニ定マラント。孰カ能ク之ヲ一ニセント。對ヘテ曰ク、人ヲ殺スコトヲ嗜マザル者、能ク之ヲ一ニセント。孰カ能ク之ニ與セント。對ヘテ曰ク、天下與セザルコト莫キナリ。

【襄王】 惠王の子、名は赫、襄は諡。【就之】 側に接近する。【畏】 敬なり。【卒然】 「アワタダシキ」貌。【嗜】 甘ん

じ好む。【與】 心を寄せて歸服する。

【通解】 惠王が卒して其の子の襄王が即位せられ、孟子は之に謁見して後、やがて其の座を退出してから人に告げて曰ふ「襄王はつまらない人物である。最初遠くから望み視たのに、人君らしい態度がなく、やがて接近して見ても、畏敬すべき威厳がなく、いきなり自分に問うて曰はれるに『今や諸侯互に相争ひ、天下は紛亂して已まないが、是れはどう落着くであらうか』と。そこで自分は對へて曰ふ『それは之を一統する人が出て来て、始めて落着き定まるであらう』と。王又問ふ『それは誰が果して天下を一統するであらう』と。自分は『人を殺すことを好まないで、仁惠な政を施す君主があれば、民の心を得て天下を一統しませう』と對へた。王は又『どういふ人民が、其の君主に歸服するであらうか』と問はれたから、かやうな仁君が出たなら天下の民は、誰でも歸服しないものはありません、請ふ喻を引いて之を證しませう」

王知夫苗乎。七八月之間、旱則苗槁矣。天油然作雲、沛然下雨、則苗浡然興之矣。其如是、孰能禦之。

今夫天下之人牧、未有不嗜殺人者也。如有不嗜殺人者、則天下之民、皆引領而望之矣。誠如是也、民歸之、由水之就下、沛然誰能禦之。

王夫ノ苗ヲ知ルカ。七八月ノ間、旱スレバ則チ苗槁レン。天油然トシテ雲ヲ作シ、沛然トシテ雨ヲ下セバ、則チ苗浡然トシテ之ニ興ル。其レ是ノ如クンバ、孰カ能ク之ヲ禦ガン。今夫ノ天下ノ人牧、未ダ人ヲ殺スコトヲ嗜マザル者アラザルナリ。如シ人ヲ殺スコトヲ嗜マザル者有ラバ、則チ天下ノ民、皆引領ヲ引キテ之ヲ望マン。誠ニ是ノ如クンバ、民ノ之ニ歸スルコト、由ホ水ノ下キニ就キテ沛然タルガゴトシ。誰カ能ク之ヲ禦ガン。

【油然】 雲の盛んに起る貌。【沛然】 雨の盛んに降る貌。【浡然】 「ムツクリ」と興き上る貌。【禦】 禦ぎ止める、禁止する。【人牧】 牧は牧養、人君が民を養ふこと牧人が牛羊を牧畜するに比べていふ。【領】 頸なり。【由】 猶の字と古字通用する。【沛然】 水の勢の盛んなるさま。

【通解】 孟子は更に喻を引いて曰ふ「王はあの苗を御存知でありますか、七八月の頃、即ち舊曆の五六月の頃、旱天が續くと、

苗は生氣を失ひ、枯れて仕舞ひますが、其の折に一天俄に黒雲が起り、やがて雨が盛んに降つて来ると、今まで枯れかかつて居た苗は「ムツクリ」と興き上つてくるではありませんか(旱ト槁ト)。トハ人ヲ殺スコトヲ好マナイ仁君ニ、苗ノ興キ上ルノハ人民ノ争ウテ歸服スルニ喩ヘタ)かく苗が盛んに興き上る勢を誰が之を禦ぎ止めることが出来ませうぞ。是と同じで、現今天下の人君を見渡すに刑罰を嚴にし租税を重くし、互に戦争を事とし、まだ人を殺すことを好まない人はありません。もし是の時に當つて、人を殺すことを好まない君が出て来て仁政を施し、民の苦を救うたならば、天下の民は皆頸を長くして心を寄せ、自分共の君主に戴きたいと望むことは、丁度大旱に雨の降るのを望むのと同様であります。果して此の様に、人民が頸を長くして望むといふやうになつたら、それこそ人民の歸服來向することは、丁度水が高い處から低い處へ流れ落ちる勢の沛然たるやうに、誰が之を禦ぎ止める事が出来ませうか」とお對をした。

【章旨】 人君生を好むを以て心と爲し、人を殺すことを嗜まなければ、天下の民は悦びて歸服しないこと無きを言ふ。

五 齊桓晉文之事章

齊宣王問曰、齊桓晉文之事、可得聞乎。孟子對曰、仲尼之徒、無道桓文之事者。是以後世無傳焉。臣未之聞也。無以則王矣。曰、德何如則可以王矣。曰、保民而王、莫之能禦也。

【齊宣王】 姓は田、名は辟疆、宣は諡、周の諸侯であつたが、僭して王と稱した。【齊桓晉文】 齊の桓公晉の文公の二人は、諸侯の霸者(ハタカシラ)となつて、勢力を振つた人である。【仲尼之徒云云】 仲尼之徒は孔子の弟子なり、霸者は表面王室を尊ぶやうに見せかけて、實は自分の利益を擅にする者であるから、仁義の道とは、正反對である、故に此の人人

の事柄は、之を口に出して言ふことを恥ぢた。【無レ以】 以は「ヤム」と訓む、古は已と通用す。古、同音で通用する文字が少くない、前の由と猶と、また有と又と、汝と女と、歟と與との類だ。【王】 天下に王たるの道をいふ。【德】 得なり、身に修め得た所のすべての善行をいふ。【保レ民】 保は安なり、民を愛護して保全する。

【通解】 齊の宣王は氣象が快活で、土地を辟(ヒラ)き霸業を成さうとする志があつたから、孟子に問うて曰ふに「あの五人の霸者の中で、最も勢力の盛んであつた、齊の桓公晉の文公の霸業を營んだ事蹟に就いて、何か承はる事が出来ませうか」と。孟子は元來、仁政を施して天下に王たる事を主張し、霸業のやうな功利主義を排斥してゐたから、對へて曰ふに「孔子の門人共は皆霸業を賤しめて、桓公や文公などの事業に就いては、誰も口に出して言ふことを恥ぢましたから、後世其の事蹟を傳へられて居りません。それで私もまだ聞いた事が無いから、王の爲に言ふべきものはありません。しかし是非とも私に何かお聞きになりたいと欲して已まないならば、唯私の學んで知つた所の天下に王となる道をお對へ致しませうか」と。そこで王は問うて曰ふ「天下に王となるには、徳がなければならぬ筈だが、どのやうな徳があつたら、天下に王となる事が出来るであらうか」と。孟子が對へて曰ふに「能く仁政を施し人民を愛護保全したならば、天下の民は皆仰ぎ戴いて悦服するに至る、かくして天下に王となられたら、誰も能く之を禦ぎ止める者はありません」と。

曰、若寡人者、可以保民乎哉。曰、可。曰、何由知吾可也。曰、臣聞之胡斲。曰、王坐於堂上、有牽牛而過堂下者、王見之曰、牛何之。對曰、將以釁鐘。王曰、舍之。吾不忍其觫觫若無罪而就死地。對曰、然則廢釁鐘與。曰、何可廢也。以羊易之。不識有諸。

曰ク、寡人ノ若キ者ハ、以テ民ヲ保シテ可キカト。曰ク、可ナリト。曰ク、何ニ由リテ吾ガ可ナルコトヲ知ルカト。曰ク、臣之ヲ胡斲ニ聞ク。曰ク、王堂上ニ坐ス。牛ヲ牽キテ堂下ヲ過グル者有リ。王之ヲ見テ曰ク、牛何クニカ之クト。對ヘテ曰ク、將ニ以テ鐘ニ釁セントスト。王曰ク、之ヲ舍ケ。吾其ノ觫觫トシテ罪無クシテ死地ニ就クガ若クナルニ忍ビズト。對ヘテ曰ク、然ラバ則チ鐘ニ釁スルコトヲ廢セシムト。曰ク、何ゾ廢ス可ケンヤ。羊ヲ以テ之ニ易ヘヨト。識ラズ諸有リヤト。

【乎哉】疑ひて問ふの辭。【胡斲】齊の宣王の近臣。斲音「コツ」。【鑿鐘】鐘は軍器、古は戦の時、鐘を鳴らして進む鐘を鑄て新に出来た時、牲(イケニ)を殺し血を薦めて祭り、之を神聖な物とすること。一説に牲を殺して其の血を取り、鐘の隙間に塗ること。【舍】捨て置く。【殺棘】角を垂れて死ぬるのを恐れる貌。【有諸】諸は之乎なり。

王が曰はれるに「人民を愛護保全するといふことは、餘程徳がすぐれて居る者でなくてはならぬ。自分のやうな者でも、それが出来ませうか」と。孟子が曰ふに「それは十分出来ませう」と。王は問ひ返して「どうして自分にも出来ることがおおかりですか」と曰はれた。孟子は對へて「それは王の侍臣の胡斲から聞いた話で承認することが出来ませう。胡斲の語に、王が或日、堂の上に坐して居られた、すると牛を牽いて堂の下を通行する者があつた。王はそれを見て問うて曰はれるに「あの牛は何處へ往くのか」と、其の者が對へて曰ふに「此の度新に鑄て出来た鐘の爲に、殺して鑿祭(チマツリ)に用ひようとするのであります」と。王は「牛を殺すことを捨て置き、自分は、牛が如何にも「オゾオゾ」と恐れ懼れて、罪もないのに死地即ち屠牛場に牽かれて往くのを悲むやうな哀れな有様を見るに忍びないから」と仰せられたら、其の者が「それなら鐘が出来たお祝の血祭の儀式を廢止しませうか」と。王は「イヤイヤ」鐘の血祭は國家の大切な儀式である。それをどうして廢止することが出来ようか、それは出来ぬ。宜しく牛の代りに羊を用ひたら可からう」と、問答なされたと聞きました、果してかかる事實がありましたか、どうですか」と。

曰、有之。曰、是心足以王矣。百姓皆以王爲愛也。臣固知王之不忍也。王曰、然。誠有百姓者。齊國雖小、吾何愛一牛。即不忍其殺棘、若無罪而就死地。故以羊易之也。

【愛】惜む。【誠有百姓者】まことに百姓の譏つて言ふ所のやうな者があるの意、普通には「誠有下如百姓所言者」と書くべきだ。【編小】狹隘(セマシ)なり。

王曰く「そんな事實があつた」と。孟子は「そのお心、即ち惻隱(イタマシクフビコオモフ)のお心は、取りも直さず民を愛護保全して天下に王たるに足るのであります。しかし百姓どもは、誠に愚昧であるから、羊を牛に易へられたのを見て、牛が惜しかつたので價の廉(ヤスイ)なる羊を代用せられたのだと言つてゐますけれども、私は固より王が牛の殺棘として、恐れてゐる様子を御覧になつて、殺すに忍びないお心から出たことを認めて居るのであります」と。王が曰はれるに「如何にも左様である。小なる羊を以て大なる牛に代用した事は、誠に百姓どもが自分を誘つて財を吝(ヲシム)んだ所爲であると言ふが如きものがある。しかし縱令(タトヒ)齊國は領土が狭く小さい國柄であつても、どうして一匹の牛位を惜しまらうぞ、全く牛が殺棘として恐れ懼れて、罪もないのに殺されに往く不便(フビシ)な有様を見るに忍びないので、羊を以て代用させたまでの事である」と。

曰、王無異於百姓之以王爲愛也。以小易大。彼惡知之。王若隱其無罪而就死地、則牛羊何擇焉。王笑曰、是誠何心哉。我非愛其財而易之以羊也。宜乎百姓之謂我愛也。

【異】「アヤシム」怪なり。【隱】「イタム」と訓む。悲み痛んで不便(フビシ)に思ふ。【何擇焉】擇は分別なり、焉は猶ほ乎の如し、牛でも羊でもどうして分別することがあらうぞ、分別する所は無い。【通解】そこで孟子は詰(ナジ)り問うて曰ふに「王は百姓が王の所爲を吝(ヲシム)の心から出たと誘ふのを不思議に思召してはなりませぬ。小さな羊を以て大きな牛と易へられたのでありますから、彼等百姓は、どうして王の惻み悲しむ本心から出たことを知りませうか、疑ふのも當然であります。王が果して牛の罪もないのに、殺されに往く様子が惻然でならないと思召すなら、牛だつて羊だつて、どうして區別することがありませうぞ。然るにどうして牛を惻み悲しんで羊を惻まないといふことがありませうか」と。王は答辯に窮して、苦笑して「あの時はどういふ心持で、そんなことをしたものであらうか、自分

でも合點が往かぬが、しかし自分は決して財用を惜しんで、羊と交換した譯ではない。自分でも其の時の心理状態が分らない、されば尤もなことである、百姓どもが自分を誇つて小さな羊を以て大きな牛に易へたのは物惜みをしたのであると云つてゐることや」と曰ひ、頗るしよげて仕舞はれた。

曰、無傷也。是乃仁術也。見牛未見羊也。君子之於禽獸也、見其生、不忍見其死、聞其聲、不忍食其肉。是以君子遠庖廚也。

曰ク、傷ムコト無キナリ。是レ乃チ仁術ナリ。牛ヲ見テ未ダ羊ヲ見ザレバナリ。君子ノ禽獸ニ於ケルヤ、其ノ生ヲ見テハ、其ノ死ヲ見ルニ忍ビズ、其ノ聲ヲ聞キテハ、其ノ肉ヲ食フニ忍ビズ、是ヲ以テ君子ハ庖廚ヲ遠ザルナリト、

【無傷】 傷は害なり、百姓の非難があつても、害とはならない。【仁術】 仁惠を爲すの方法。【見其生云云】 生きた禽獸を見ては、其の死んだのを見るに忍びない。【聞其聲】 聲は生きてゐる時の聲、必ずしも死ぬ時の哀鳴の聲のみではない。【君子】 有徳の人。【遠庖廚】 庖は料理場、廚は肉を煮る所、庖廚に遠ざかつて、其の場處に往かぬ。

王は自分の心理を解することが出来ないで茫然としてゐたから、孟子はそこで之を解して曰ふに「百姓の非難があつても別に道に於て害とはなりません。羊を以て牛に易へさせたのは即ち仁を爲す一種の方法であります。何故なれば、あの時眼前に恐れて如何にも憫（アハレ）むべき状態を見て居るが、羊の恐れる状態は未だ見て居られないからで、眼前に牛を見ては忍びざる心が動いて不便の情に堪へられない、未だ羊を見ないから忍びざる心が萌（キザ）さないのは當然であります。それ故に有徳の君子は、禽獸に對して、平生其の活潑に生息してゐる状態を見ては、死ぬるのを見るに忍びず、其の生きてゐる時の鳴き聲を聞いては、其の居られた肉を食ふに忍びない。それであるから自身は庖廚から遠ざかつて見聞しないやうにするのは忍びざるの心を養ふ所以であります」と。

王説曰、詩云、他人有心、予忖度之、夫子之謂也。夫我乃行之、反而求之、不得吾心。夫子言之、於我心有戚戚焉。此心之所以合於王者何也。

王説ビテ曰ク、詩ニ云フ、他人心有リ、予之ヲ忖度ストハ夫子ノ謂ナリ。夫レ我乃チ之ヲ行ヒ、反リテ之ヲ求メテ、吾ガ心ニ得ズ。夫子之ヲ言ヒテ、我ガ心ニ於テ戚戚焉タル有リ。此心ノ王タルニ合スル所以ノ者ハ何ゾヤト。

【説】 「ヨロコブ」悦に通ず。【詩】 詩經、小雅巧言の篇。【他人】 ここでは宣王自ら比す。【予】 孟子に比す。【忖度】 推し量る。【夫子】 先生長者を尊んで稱する語。【戚戚焉】 心の感動するさま。【此心】 羊を以て牛に易へた心。上文の吾心に同じ。

王は孟子の解説を聞いて悦んで曰はれるに「詩經に「他人が心に思つて居る所のことを、自分は之を推し量つて知ることが出来る」とあるが、正しく拙者の心情を能く推し量つて知る所の先生のことを謂つたものであらう。元來自分で行つた事でありながら其の理由を反省して見ても、どうしても牛を羊に易へた心が分らない、それを先生が説明して下さつて、始めて成程と合點がゆき、自分の心が戚戚焉として感動する所があります。しかし牛を殺すに忍びないで羊を以て之に易へた位な、微微たる心が、天下に王となるの道に合致するといふ所以は、何故であるか」と。蓋し宣王は此忍びざるの心を推し擴めて天下の民に及ぼすことを知らない、そこで此問を發したのだ。

曰、有復於王者曰、吾力足以舉百鈞、而不足以及秋毫之末、明足以察秋毫之末、而不見輿薪、則王許之乎。曰、否。今恩足以及禽獸、而功不至於百姓者、獨何與。然則一羽之不見、爲不用力焉。輿薪之不見、爲不用明焉。百姓之不見保、爲不用恩焉。故王之不王、不爲也、非不能也。

曰ク、王ニ復ス者アリ。曰ク、吾ガ力ハ以テ百鈞ヲ舉グルニ足レドモ、而モ以テ一羽ヲ舉グルニ足ラズ。明ハ以テ秋毫ノ末ヲ察スルニ足レドモ、而モ輿薪ヲ見ズト。則チ王之ヲ許サンカト。曰ク、否ト。今恩以テ禽獸ニ及ブニ足レドモ、而モ功百姓ニ至ラザル者ハ、獨リ何ゾヤ。然ラバ則チ一羽ノ舉ガラザルハ、力ヲ用ヒザルガ爲ナリ。輿薪ノ見エザルハ、明ヲ用ヒザルガ爲ナリ。百姓ノ保ンゼラレザルハ、恩ヲ用ヒザルガ爲ナリ。故ニ王ノ王タラザルハ、爲サザルナリ、能ハザルニ非ザルナリ。

【復】 「マヲス」白なり。【鈞】 三十斤なり、百鈞は三千斤にて至つて重い。【明】 眼力。【察】 明かに見分ける。【秋毫之末】 獸の毛は秋になると抜けかかつて、其の先が鋭く小さくなる。【輿薪】 車に積んだ薪。【許】 信じて許可する義。【今恩】 今の上に曰の字を省いたので、孟子曰の義。

【通解】王の質問に對して孟子が反問して曰ふに「ここに王に申上げる者があつて、自分の力は、三千斤の重いものでも、容易に擧げることが出来るけれども、一片の鳥の羽根を擧げることが出来ない、眼力は能く秋の獸の毛の末端でも、見分けることが出来るけれども、車に積んだ薪は見る事が出来ませんと言つたら、王は其の者の言葉を、尤もであるとお許しなされまますかどうか」と。王は答へて曰はれるに「そんな矛盾（ムジエン）したことは許すことは出来ない」と。孟子はそこで王を曉（サト）して曰ふに「王がすでにこの道理を御承知であるなら、百姓を愛護保全することの出来ない筈はありません。今王の恩恵は、微賤な禽獸にまでも及ぶに足つてゐる、即ち百鈞の重い物を擧げ秋毫の末を見るのと一致してゐます。然るにも拘はらず愛護保全の功德が却つて同類である百姓どもの上に至り届かないといふのは、取分けどういふ譯であります。是れ即ち易しとする所の一羽を擧げず、輿薪を見ずといふことになりす。其の理に合はないのは獨り何故であります。せうぞ。それであるならば、一羽の擧がらないのは、擧げようと思つて力を出さないからである、輿薪の見えないのは、其の眼力を用ひないからである、百姓の愛護保全されないのは、恩恵を用ひられないからであります。夫れ故に王が天下に眞に王とならねないのは、出来ることを爲されないのであつて、決して爲さうとして出来ないではありません」と。

曰、不爲者、與不能者之形、何以異。曰、挾泰山以超北海。語人曰、我不能。是誠不能也。爲長者折枝。語人曰、我不能。是不爲也。非不能也。故王之不王、非挾泰山以超北海之類也。王之不王、是折枝之類也。

【形】 狀態、有様。【挾】 腋（ワキ）と肘（ヒジ）との間を以て物を持つする。【泰山】 泰一に太に作る、五嶽の一、山東省に在り。【北海】 渤海なり、齊の北境に在り。齊は今の山東省の地、泰山・北海共に齊の地だから譬とした。【爲】 長者一折

【枝】 枝は肢に通ず。四肢を屈折する、即ち按摩（アンマ）の義、一説に尊長者の命で、草木の枝を折ると、亦通ず、何れにしても極めて容易なこと。

【通解】 王は更に問を發して曰はれるに「出来ることを爲さないと、到底出来ないこととの有様は、どう違ふか説明されたい」と。孟子が對へて曰ふに「泰山を腋の下に挾んで北海を飛び越えようとするは、到底出来るものでなく、人に向つて「自分はとてども、此事は出来ない」といつても、是は實際出来ないことである。又尊長者の爲に其の手足を按摩することは、幼者の務むべき職で誠に容易な事であるのに、人に向つて「自分はそれが出来ない」と曰つたなら、それは出来る事を爲さないのである。王は牛に對して殺すに忍びないお心があるのに、其の忍びない心を推し廣めて百姓を保安して天下に王となることを爲さらないのは、泰山を挾んで北海を越えようとするやうな、不可能な事ではなく、王の天下に王となることを爲さらないのは、長者の爲に按摩をする類で、爲さうとするお志があるなら容易に出来ることであります。

老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌。詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦。言舉斯心加諸彼而已。故推恩足以保四海、不推恩無以保妻子。古之人所以大過人者、無他焉。善推其所爲而已矣。今恩足以及禽獸、而功不至於百姓者、獨何與。權然後知輕重、度然後知長短。物皆然。心爲甚。王請度之。

【老吾老】 上の老は老者として敬ひ事へる義、下の老は自分の父兄。【幼吾幼】 上の幼は幼者として愛する義、下の幼は自分の子弟。【運於掌】 掌の上に物を載せて、之を運轉する、極めて易きをいふ。【詩】 詩經の大雅思齊の篇、

文王の徳を稱する詞。【刑于寡妻】 刑は法なり、模範（テホン）とすること、寡妻は徳の寡き妻、謙遜の辭。一説に寡妻は適妻で、他の衆妾に對し、適妻は一人であるから寡といふ。思齊は文王の徳を賛歎した詩であるのに、其の後妃を寡徳の妻といふのは穩かでないといふのだ。【御】 統べ治める。【家邦】 國家に同じ。【古之人】 文王を指す。【功】 人民を保安すること。【權】 秤（ハカリ）の分銅、こゝは動詞として讀む。【度】 音「ド」のときは「モノサシ」なれども、こゝは動詞「ハカル」と訓む、音「タク」

【通解】 さて天下に王となるといふことは、大してむづかしいものではない。其の方法は、先づ自分の父兄に對しては尊長者として敬ひ事ふる道盡し、そして其の心を廣く他人の父兄にまでも及ぼし、又自分の卑幼者に對しては卑幼者として慈愛する道盡し、そして其の心を廣く他人の子弟にまでも及ぼすやうにすれば、天下の廣きも之を治めることは、極めて容易であることは、恰も物を掌上に運轉するやうであります。されば詩經に周の文王の徳をほめて「文王は先づ其の妻の模範となつて之を徳化され、次に其の徳化を兄弟に推し及ぼし、遂には能く國家をも統べ治められた」とあるも、其の詩の意味は、唯この忍びないといふ心を擧げて、之を彼即ち寡妻や兄弟や國家の上に加へたといふに過ぎないのである。其れ故に恩恵を廣く他に推し及ぼせば、四海の大と雖も保安することが出来、それと反對に恩恵を推し及ぼさないと、己に親しく近い所の妻子をさへも保安することが出来ない。古の人の功德が大に常人に超越して聖賢とも仰がれるのは別に他の方法があるのではない。唯能く吾が手近な者に對して爲す所の恩恵を廣く天下萬民に推し及ぼしただけではありません。今や王に於かせられては、恩恵が禽獸の如き微賤な者にまでも及んで居るのに關はらず、却つて保安の功德が、百姓の上には及ばないのは、本末先後を誤つてゐるのであるが、特にこれは如何なる理由でありませうか。

凡そ物には各、輕重長短の差がある、權（ハカリ）で量つて後に其の輕いか重いかを知り、尺度（モノサシ）をあてて物の長いか短いかを知ることが出来る。すべての物皆此の方法を用ひなければ、輕重長短を知ることが出来ないが、取り分け人間の心は無形の靈物で、時時刻刻事に應じ物に接するの際、おのづから輕重長短があつて、其の關係する所は甚だ大である。されば心を權（ハカリ）り度（ハカ）つて宜しきに適せしめるやうにすることは、他の物に比べて一層甚だしい。もしうっかりすると本末輕重の判斷を誤つて非常な失敗を招くことがあります。王に於かせられても、願はくはどうか人間が重いか、禽獸が重いかといふことに就いて十分に權り度られたいものであります。

抑王興甲兵、危士臣、構怨於諸侯、然後快於心也。王曰、否。吾何快於是。將以求吾所大欲也。

抑 王甲兵ヲ興シ、士臣ヲ危クシ、怨ヲ諸侯ニ構ヒテ、然後ニ心ニ快キカト。王曰ク、否。吾何ゾ是ニ快キカラン。將ニ以テ吾ガ大ニ欲スル所ヲ求メントスルナリト。

【抑】 上を抑へて下を興す辭、これ姑く權度輕重の説を合（オ）いて別に端を發するのだ。【興甲兵】 戰爭を起す。【士臣】 士は戰士、臣は將校。【構】 「ムスブ」結ぶなり。【是】 士臣を危くし、怨を諸侯に構ふことを指す。

それは姑くさて置き、王は戰爭を起し、戰士將校どもの生命を危くし、怨を四鄰の諸侯に結んで、そして後、お心に愉快を感じられますか」と（孟子ガコトサラニ之ヲ詰問シタノハ、宣王ニハ齊桓晉文ヲ慕フノ念ガアルカラ、先ヅ其ノ病根ヲ打破シ、王ヲシテ一意王政ヲ施サシメヨウトスルニ在ルタメダ）王の曰はれるに「否、自分はどうしてそんな事を愉快に思はうぞ、ただ將に自分が大に欲望して居る事を求めたいばかりに、勢ひさういふ事をせざるを得ないのであります」と。

曰、王之所大欲、可得聞與。王笑而不言。曰、爲肥甘不足於口與。輕煖不足於體與。抑爲采色不足視於目與。聲音不足聽於耳與。便嬖不足使令於前與。王之諸臣、皆足以供之。而王豈爲是哉。曰、否。吾不爲是也。曰、然則王之所大欲、可知已。欲辟土地、朝秦楚、莅中國、而撫四夷也。以若所爲、求若所欲、猶緣木而求魚也。

曰ク、王ノ大ニ欲スル所、聞クコトヲ得可キカト。王笑ヒテ言ハズ。曰ク、肥甘ノ口ニ足ラザルガ爲カ。輕煖ノ體ニ足ラザルカ。抑采色ノ目ニ視ルニ足ラザルガ爲カ。聲音ノ耳ニ聽クニ足ラザルカ。便嬖ノ前ニ使令スルニ足ラザルカ。王ノ諸臣皆以テ之ヲ供スルニ足レリ。而シテ王豈是レガ爲ナランヤト。曰ク、否。吾是レガ爲ナラザルナリト。曰ク、然ラバ則チ王ノ大ニ欲スル所、知ル可キノミ。土地ヲ辟キ、秦楚ヲ朝セシメ、中國ニ莅ミテ、四夷ヲ撫セント欲スルナリ。若ク爲ス所ヲ以テ、若ク欲スル所ヲ求ムルハ、猶ホ木ニ緣リテ魚ヲ求ムルガトキナリト。

【肥甘】 肥えた肉や甘いもの。【輕煖】 軽く暖かな衣服。【采色】 美麗な色。【聲音】 鳴り物、音曲など、音は聲に高低上下の節のあるもの。【便嬖】 お傍の氣に入りの者。【辟】 「ヒラク」開なり、土地を廣める。【朝】 朝見させる。【秦楚】 共に當時の大國。【莅】 臨む、上から下に臨む。【若】 「カクノゴトシ」と訓む。此の如しの意。【所爲】 兵を興し怨を構ふことを指す。【所欲】 辟土地から撫四夷までの句を受けていふ。【緣木求魚】 緣は攀ぢ登る、絶対に不可能な譬。

孟子は王に大なる欲望があると聞いて、すぐ問ひ返して曰ふに「王の大なる欲望と曰ふのは、何であるか、承はる事が出来ませんか」と。王は自分の欲望が孟子の説く所と異なつて、尙ほ齊桓晉文の霸業を羨む念があるので、さすがに言ふことを憚つて、唯笑つてゐるばかりで何も答へなかつた。孟子は王の大に欲する所を察し知つてゐるけれども姑く探りを入れて曰ふに「王の大に欲する所とは、肥えた肉や甘い物がまだお口に足りない爲でありますか。或は軽く暖い衣服が、まだお體に足りない爲でありますか。さては美麗な色彩のものが、まだ御目に視るに足りない爲でありますか。或は面白い音曲などが、まだ御耳に聴くに足りない爲でありますか。將た又お氣に入りの御近臣の、まだ御使令に應ずるに足りない爲でありますか。若しもこの五つの事柄であるなら、王の多くの御家來どもは、皆王の欲を十分に供給して、些しも不足はない筈であります。それであるのに、王が戦争をして大に欲する所を得ようと欲せられるのはどうして是れが爲でありませうか」と。王が答へて曰ふに「否、自分が戦争をするのはそんな些細な事を求める爲ではない」と、孟子が曰ふに「それなら王の大に欲望する所は、察し知ることが出来ません。即ち領土を推し廣め、秦や楚の強國を來朝させ、中國（即ち諸侯ノ國に君臨して天下を統べ治め、四方の夷狄までも撫で治めようと欲せられるのでありませうが、しかし王が今日のやうな御行爲で、左様な大望を満足させようとせられるのは丁度木に攀ぢ登つて魚を捕らうとするのと同様で、決して目的を達することは出来ません」と。

王曰、若是其甚與。曰、殆有甚焉。緣木求魚、雖不得魚、無後災。以若所爲、求若所欲、盡心力而爲之、後必有災。曰、可得聞。

王曰ク、是ノ若ク其レ甚ダシキカト。曰ク、殆ド焉ヨリ甚ダシキコト有リ。木ニ緣リテ魚ヲ求ムルハ、魚ヲ得ズト雖モ、後ノ災無シ。若ク爲ス所ヲ以テ、若ク欲スル所ヲ求ムルハ、心力ヲ盡シテ之ヲ爲シテ、後ニ必ズ災有

與。曰、鄒人與楚人戰、則王以爲孰勝。曰、楚人勝。曰、然則小固不可以敵大。寡固不可以敵衆。弱固不可以敵彊。海內之地、方千里者九。齊集有其一。以一服八、何以異於鄒敵楚哉。蓋亦反其本矣。

ラント。曰ク、聞クコトヲ得可キカト。曰ク、鄒人ト楚人ト戰ハバ、則チ王以テ孰カ勝ツト爲スカト。曰ク、楚人勝ダント。曰ク、然ラバ則チ小ハ固ヨリ以テ大ニ敵ス可カラズ。寡ハ固ヨリ以テ衆ニ敵ス可カラズ。弱ハ固ヨリ以テ彊ニ敵ス可カラズ。海内ノ地、方千里ナル者九。齊集メテ其一ヲ有ツ。一ヲ以テ八ヲ服セントスルハ、何ヲ以テ鄒ノ楚ニ敵スルニ異ナランヤ。蓋ソ亦其ノ本ニ反ラザル。

【殆】 近なり、猶ほ庶幾と言ふが如し。【鄒楚】 鄒は小國、楚は大國。【小大】 土地を指す。【衆寡】 人民を指す。【彊弱】 兵力を指す。【蓋】 蓋に強に同じ。【齊集有二其一】 齊の領地を長を絶ち短を補つて、集合すると、天下の九分の一即ち方千里となる。【蓋】 蓋に通ず、何不カの合字、蓋亦反其本矣は下の蓋反ニ其本一と同じく「ナンゾ亦其ノ本ニ反ラザル」と讀む、亦は古の明君に對する辭、本は根本的王道に立ち反り、仁惠の心で、仁惠の政を施さないのか。

王は之を聞いて意外に驚いて曰はれるに「我が大に欲する所の得難いことは、そんなにも甚だしいか」と。孟子が曰ふに「唯今申し上げた、木に緣つて魚を求めるといふよりも、猶ほ一層甚だしいのに近いものがある。木に登つて魚を求めるのは、馬鹿氣た事ではあります、唯魚を求めることが出来ないといふに過ぎませんけれども、後日の禍はありませぬ、而るに若し王の此の如き（兵ヲ興シ繼テ構フルコト）所爲を以て此の如く欲する所（土地ヲ開キ、秦楚ヲ朝セシメルナド）を遂げようとするれば、心を盡し力を竭して其の事を爲したる後に必ず大きな禍があるでありませう」と。王又驚き問うて曰はれるに「其の理由を承はることが出来ませうか」と。孟子そこで反問して曰ふに「あの小弱な鄒の國と強大な楚の國と、戦争をすれば、王はどちらが勝つとお考へなされるか」と。王が答へて曰はれるに「それは大國の楚が勝つに極つて居る」と。孟子が「それなら小國は、固より大國に敵することは出来ない、人民の少い者は固より人民の多き者には敵することは出来ない。兵力の弱い者は固より兵力の強い者に敵されないうに極つて居るではありませんか。現今海内の地、千里四方の者が九つある。今此齊の國も其の領土を集めて正方形にして計算すれば方千里の一區となる。王はこの一區を以て他の八區の敵を相手にせられるのは、どうして鄒が楚に敵對するのと相違がありませうか。これ私が後日必ず災禍が生ずると申した所以で

ある、どうしてこんな有害無益な戦争をやめて、天下に王となる所の根本に立ち反り、仁政を施して人民を歸服させるやうになさらないのか。

今王發政施仁、使天下仕者、皆欲立於王之朝、耕者皆欲耕於王之野、商賈皆欲藏於王之市、行旅皆欲出於王之塗、天下之欲疾其君者、皆欲赴愬於王。其若是、孰能禦之。

今王政ヲ發シ仁ヲ施サバ、天下ノ仕フル者ヲシテ、皆王ノ朝ニ立タンコトヲ欲シ、耕ス者ヲシテ、皆王ノ野ニ耕サンコトヲ欲シ、商賈ヲシテ皆王ノ市ニ藏メンコトヲ欲シ、行旅ヲシテ皆王ノ塗ニ出デンコトヲ欲シ、天下ノ其ノ君ヲ疾マシメント欲スル者ヲシテ、皆王ニ赴ク愬ヘンコトヲ欲セシメン。其レ是ノ若クンバ、孰カ能ク之ヲ禦ガン。

【發政】 政令を興發する義。【天下仕者】 この天下の二字は下の耕者商賈行旅等にも兼ね用ふ。【商賈】 行商を商といふ、店で賣る者を買といふ。【疾】 困苦せしむる義、之を讐とするなり、憎悪(ニクム)の義と解するは非。【赴愬】 愬は訴なり、赴は告げる「オモムク」と訓みて王の處に往つて自分の君主の暴虐を訴へると解きて亦通ず。【禦之】 之は民の争うて歸向することを指す。

【通解】 さて本に反るとは他なし、亦唯仁政を施すに在るのみだ。今王が善き政令を發して仁惠を民に施されたら、天下の仕宦を望む者をして、皆王の朝廷に立つて政に従ひたいと欲せしめ(仁君ノ下ニ在レバ自分ノ修メテ道ヲ實行スルコトが出来ルカラ)天下の耕作する者即ち農夫をして皆租税の輕い王の田野で耕作に従事したいと欲せしめ、天下の商人をして、其の商品を王の市中に貯藏することを欲せしめ(關稅・營業稅ナドヲ賦課サレナイカラ)天下の旅人をして皆王の管轄内の道路が安全で通行税などのいらぬのを知つて早く王の領内の道路に出たいと欲せしめ、天下の中に、其の君主の暴虐を怨んでそれを困めてやりたいと欲する者をして皆王の所に來て、告げ訴へようと欲せしむ。もしもこのやうに四方の民が王の德を慕つて歸服するやうになつたら、誰が之を禁止しようとしても禁止することが出来ませうぞ」と。

王曰、吾惛不能進於是矣。願夫子輔吾志。王曰ク、吾惛クシテ是ニ進ムコト能ハズ。願ハクハ夫子ヲ

明以教我。我雖不敏、請嘗試之。

ガ志ヲ輔ケテ、明カニ以テ我ニ教ヘヨ。我不敏ナリト雖モ、請フ之ヲ嘗試ス。

曰、無恆産、而有恆心者、惟士爲能。若民則無恆産、因無恆心。苟無恆心、放辟邪侈、無不爲已。及陷於罪、然後從而刑之。是罔民也。焉有仁人在位、罔民而可爲也。

曰ク、恆ノ産無クシテ、恆ノ心有ル者ハ、惟士ノミ能クスルコトヲ爲ス。民ノ若キハ則チ恆ノ産無ケレバ、因リテ恆ノ心無シ。苟モ恆ノ心無ケレバ、放辟邪侈爲サルコト無キノミ。罪ニ陷ルニ及ビテ、然後ニ從ヒテ之ヲ刑ス。是レ民ヲ罔スルナリ。焉ゾ仁人位ニ在ル有リテ、民ヲ罔スルコトヲ而モ爲ス可ケンヤ。

【僭】 「クラシ」昏と同じ、暗愚。【輔】 志の及ばない所を啓き導く。【嘗試】 二字にて「ココロミル」と訓む。【恆産】 一定の産業。【恆心】 一定の良心。【放辟邪侈】 放は道理にはなれる「ダラシガナイ」辟は「ヒガム」邪は「ヨコシマ」侈は「ホシイママ」放から辟、邪から侈と、次第に悪い方へ進む。【罔】 鳥を捕へる網、ここは動詞として民を法網に引つかける。

王は孟子の言に感心して、教を請うて曰はれるに「天下に王たるの道は誠に仁政を行ふに在る、而るに自分は愚昧で、仁政を行ふの地位に進むことが出来ませんから、どうか願はくは先生、吾が志の及ばない所を啓き導いて、一一詳細に説明して教へられ度いものです。自分は不敏即ち遅鈍で之を行ふことは覺束(オボツカ)ないけれども、どうかそれを試みたいものであります」と。そこで孟子は仁政の急務である所の民の産業を制する法を説いて曰ふに「一定の産業がなくても、一定の良心を持つて居る者は、惟學問を修めて義理をわきまへ廉恥を知る士人だけが之を能くすのみだ(所謂武士ハ食ハド高擧枝ノ意)無智な凡民の如きは一定の産業がないと、困窮に迫られ一定の良心を失つて仕舞ふものである、かりそめにも一定の良心を失つたときは其の行が道理にはづれてしだらなくなり、心が次第に「ヒガミ」となり「ヨコシマ」となり「ホシイママ」となつて、あらゆる悪事を爲さない所が無いやうになります。そして人民が困窮の極、罪を犯すやうになると、直ぐそれに對して刑罰

を加へられますが、是れは丁度霞網の如きものを張つて置いて、鳥が知らず識らずそれに引き掛るのと同じく、愚民を欺いて網で引き掛けるものであります。どうして仁惠な君主が其の位に居て、民を網で引き掛けるやうな行爲を忍んで爲すべき事でありませうか。

是故明君制民之產、必使仰足以事父母、俯足以畜妻子、樂歲終身飽、凶年免於死亡、然後驅而之善。故民之從之也輕。
今也制民之產、仰不足以事父母、俯不足以畜妻子、樂歲終身苦、凶年不免於死亡、此惟救死而恐不贍。奚暇治禮義哉。王欲行之、則盍反其本矣。

是ノ故ニ明君ハ民ノ産ヲ制スル、必ズ仰イデハ以テ父母ニ事フルニ足リ、俯シテハ以テ妻子ヲ畜フニ足リ、樂歲ニハ終身飽キ、凶年ニハ死亡ヲ免カレシメ、然後ニ驅リテ善ニ之カシム。故ニ民ノ之ニ從フヤ輕シ。
今ヤ民ノ産ヲ制スル、仰イデハ以テ父母ニ事フルニ足ラズ、俯シテハ以テ妻子ヲ畜フニ足ラズ、樂歲ニハ終身苦シ、凶年ニハ死亡ヲ免カレズ。此レ惟死ヲ救ヒテ而カモ贍ラザルヲ恐ル。奚ゾ禮義ヲ治ムルニ暇アラシヤ。王之ヲ行ハント欲セバ、則チ盍ゾ其ノ本ニ反ラザル。

【制】 宜しきやうに定める。【畜】 養ふ、音「キク」【樂歲】 豊年。【終身飽】 甚だしく食物の豊富なることを謂ふ、終身は其の豊年の續く間は永久にの意。【輕】 猶ほ易しといふが如し、力を費さない意。【贍】 給足なり、【欲行レ之】 之は仁政を斥す。【盍】 何不の合字「ナンゾ」ザル」と返り讀む。

恆の産業を有することの大切なことは前に述べた如くである、それ故に古の賢明な君主(即ち上文ノ仁人徳文王武王等ヲ指ス)は人民の産業を制定するを急務とし、必ず目上に對しては其の父母を奉養することに十分であり、目下に向つては其の妻子を畜ふに十分であるだけの産業を興へ、豊年には、其の收穫で長く食物に飽き足ることが出来、よし凶年でも儲蓄の備(ツナ)があつて死亡の患を免れることが出来る。かやうに民には常の産業があるから、衣食が十分に足る、然る後に此民を驅り導いて善道に進ませるやうにすれば、民は生活上の心配がないから、善に従ふことも、自ら容易である。

ところが今日の諸侯が民の産業を制定するやり方はどうかであるかといへば、租税が重いので、上に對しては父母を奉養するに不十分であり、下に向つては妻子を畜ふに不十分である。さればよし豊年に逢つても永く何時(イツ)までも苦しまねばならぬ。まして一旦凶年飢饉となると、凍えたり餓えたりして死亡することを免れることが出来ない。こんな事では、汲汲として惟自分の死亡を救はうとしても力が足りないのを恐れるといふ有様であるから、其の上どうして禮義などを治める暇がありませんか。恆の産がなければ、恆の心がないことは此の如くである。王がもし仁政を行ふ思召があるなら、どうして其の根本に立ち反つて、民の一定の産業を制定することを爲さらないのですか」と。

五畝之宅、樹之以桑、五十者、可以衣帛矣。雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者、可以食肉矣。百畝之田、勿奪其時、八口之家、可以無飢矣。謹庠序之教、申之以孝悌之義、頒白者、不負戴於道路矣。老者衣帛食肉、黎民不飢不寒。然而不王者、未之有也。

五畝ノ宅、之ニ樹ウルニ桑ヲ以テセバ、五十ノ者、以テ帛ヲ衣ル可シ。雞豚狗彘ノ畜、其ノ時ヲ失フコト無クンベ、七十ノ者、以テ肉ヲ食フ可シ。百畝ノ田、其ノ時ヲ奪フコト勿クンベ、八口ノ家、以テ飢ウルコト無カル可シ。庠序ノ教ヲ謹ミ、之ニ申ヌルニ孝悌ノ義ヲ以テセバ、頒白ノ者、道路ニ負戴セズ。老者ハ帛ヲ衣肉ヲ食ヒ、黎民飢エズ寒エズ。然リ而シテ王タラザル者ハ、未ダ之有ラザルナリ。

【八口之家】 古代の田制、上農夫は家族九人を養ひ、中農は八人、下農は七人を養ふ、八口之家は即ち中農の家なり。【通解】 此一節の文はすでに前(六頁)に見えてゐるから重ねて解くを要しない、唯其の異なるは「數口之家」とあるを、此には「八口之家」とし、彼には「七十者」とあるを、此には「老者」としたのみだ。之を要するに民の産を制するは王政の根本義で、人君の最も先にすべき所である。故に孟子、齊梁の君の爲に之を勸説した所以であらう。【章句】 此章は孟子七篇の中でも長篇の一であつて、其の主旨は、人君は當に霸功を黜けて王道を行ふべきで、そして王道の要は、其の忍びない心を擴充して、忍びない政(即ち仁政)を行ふに在るといふのだ。

梁惠王下

六 莊暴見孟子章

莊暴見孟子曰、暴見於王。王語暴以好樂。暴未_レ有_レ以對也。曰、好樂何如。孟子曰、王之好樂甚、則齊國其庶幾_レ乎。他日見於王曰、王嘗語_レ莊子_レ以好樂。有_レ諸。王變乎色曰、寡人非能好先王之樂也。直好世俗之樂耳。曰、王之好樂甚、則齊其庶幾_レ乎。今之樂由_レ古之樂也。

莊暴孟子ヲ見テ曰ク、暴王ニ見ユ。王暴ニ語グルニ樂ヲ好ムコトヲ以テス。暴未ダ以テ對フルコト有ラザルナリト。曰ク、樂ヲ好ムコト何如ト。孟子曰ク、王ノ樂ヲ好ムコト甚ダシケレバ、則チ齊國其レ庶幾カラシムコト。他日王ニ見エテ曰ク、王嘗テ莊子ニ語グルニ樂ヲ好ムコトヲ以テスト。諸有リヤト。王色ヲ變ジテ曰ク、寡人能ク先王ノ樂ヲ好ムニ非ザルナリ。直ニ世俗ノ樂ヲ好ムノミト。曰ク、王ノ樂ヲ好ムコト甚ダシケレバ、則チ齊ハ其レ庶幾カラシムコト。今ノ樂ハ由_レ古ノ樂ノゴトキナリト。

【莊暴】 齊國の臣。【曰好樂何如】 この曰の字は同じく莊暴の言葉ではあるが、言葉の端を改めるので用ひた。【庶幾】 近しの意、治まるに近いといふ意。【變乎色】 自分の好む音楽が正しくないのを恥ぢて赤面する。【直】 但なり、前の直不三百歩二耳の直に同じ。【今之樂先王之樂】 今之樂とは、世間に流行する卑近な俗樂、先王之樂とは、正しい音樂。【由】 猶と通ず。

【通解】 齊の臣莊暴が孟子に面會して曰ふに「暴が王(宣王)に謁見した時、王は暴に告げられるに、自分は音楽が好きであるといふことを以てせられたが、暴は其の時、何ともお對へをしませんでした。さて音楽を好むといふことは、國家を治める上に於て善いことでせうか、又は悪いことでせうか」と。孟子が答へて曰ふ「王が音楽をお好みになることが甚だしいならば、齊の國は治まるに庶幾(チカ)いであらう」と。蓋し孟子の意は、かう答へたならば、暴がそれは何故ですと反問するならば、齊の國は治まるに庶幾(チカ)いであらう」と。蓋し孟子の意は、かう答へたならば、暴がそれは何故ですと反問するならば、暴がそれでは進んで問ひ反へさなかつたり、そしたなら其の理由を説明して、暴から王に傳へさせようといふ考であつたのだが、暴は進んで問ひ反へさなかつたから、後日孟子が王に謁見して問うて曰ふに「王は先日莊暴に音楽をお好みになるといふことをお話しなかつたさうであるが、果してそんな事がありましたか」と。王は其の好む所の正しくないのを心に恥ぢ、顔色を變へて曰はれるに「自分は古の聖王の用ひられた正しい音楽が好きといふのではなく、唯世俗に流行してゐる淫靡(ミダラ)な音楽を好むに過ぎません」と。孟子が曰ふに「王が誠に音楽をお好みなさることが甚だしいならば、齊の國は其れ平かに治まるに近いであらう。今の俗樂も猶ほ古の聖王の音樂と同じやうなものでありますから」と。

曰、可得聞。與。曰、獨樂樂、與人樂樂、孰樂。曰、不若與人。曰、與少樂樂、與衆樂樂、孰樂。曰、不若與衆。

曰ク、聞クコトヲ得ベキカト。曰ク、獨リ樂シテ樂ムト、人ト樂シテ樂ムト、孰カ樂シキト。曰ク、人ト與ニスルニ若カズト。曰ク、少ト樂シテ樂ムト、衆ト樂シテ樂ムト、孰カ樂シキト。曰ク、衆ト與ニスルニ若カズト。

【獨樂樂】 上の樂は音「ガク」音樂の義。下の樂は音「ラク」タノシム」孰樂の樂も同じ。

【通解】 宣王は「音楽を好めば、齊の國は治まるに近からうといふ理由を詳かに聞くことが出来ませうか」と問うた。そこで孟子先づ反問して「大王には獨りで音楽をして樂むのと、人と共に音楽をして樂むのと、どちらが樂しいと思召すか」と。王は答へて「それは人と共にする方が樂しい」と。孟子は又問うて曰ふに「少數の者と音楽をして樂むのと、多數の者と音楽をして樂むのと、どちらが樂しいと思召すか」と。王が曰ふに「それは多數の者とするに越したことはない」と。

臣請爲王言樂。今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之音、管籥之音、舉疾、首蹙、頰而相告曰、吾王之好鼓樂、夫何使我至於此極也。父子不相見、兄弟

臣請フ王ノ爲ニ樂ヲ言ハン。今王此ニ鼓樂センニ、百姓王ノ鐘鼓ノ聲、管籥ノ音ヲ聞キテ、舉首ヲ疾マシメ、頰ヲ蹙メテ相告ゲテ曰ク、吾ガ王ノ鼓樂ヲ好ム、夫レ何ゾ我ヲシテ此極ニ至ラシムルヤ。父子相見ズ、兄弟妻子離散スト。

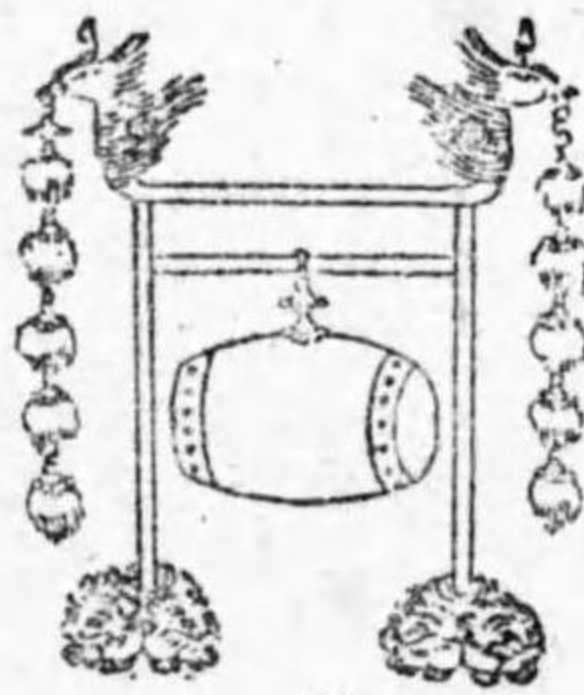
弟妻子離散。今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉疾首蹙頰而相告曰、吾王之好田獵、夫何使我至於此極也。父子不相見、兄弟妻子離散。此無他、不與民同樂也。

今王此田獵、百姓聞王車馬ノ音ヲ聞キ、羽旄ノ美ヲ見テ、舉首ヲ疾マシメ、蹙頰メテ相告テ曰ク、吾ガ王ノ田獵ヲ好ム、夫レ何ゾ我ヲシテ此極ニ至ラシムルヤ。父子相見ズ、兄弟妻子離散スト。此レ他無シ。民ト樂ヲ同ウセザレバナリ。

【鼓樂】 鼓を撃ちて音楽を奏する。【鐘鼓管籥】 鐘は「カネ」鼓は太鼓、管は孔（アナ）の六つある笛、籥は三つの孔ある笛。【擧】 皆なり。【疾首】 頭を痛める。【蹙頰】 頰は音「アツ」鼻莖（ハナバシラ）頰（ヒタイ）とは異り、心配して眉間（ミケン）をしかめる。【田獵】 禽獸を狩する、田は田の害をする者を除くためにする。【羽旄】 旗の類。鳥の羽根が旗竿に著けてあるのを羽といひ、牛の尾が旗竿に著けてあるのを旄といふ。【無他】 餘の儀ではない。

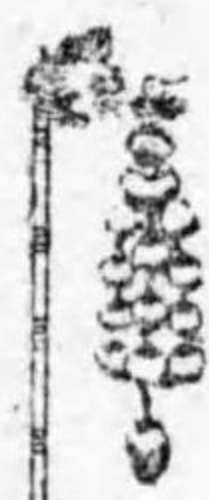
通解

孟子が曰ふに「王が若し人と與にし衆と共にすることの楽しいことを知りたまはば、臣請ふ王の爲に詳に音楽の事を陳述

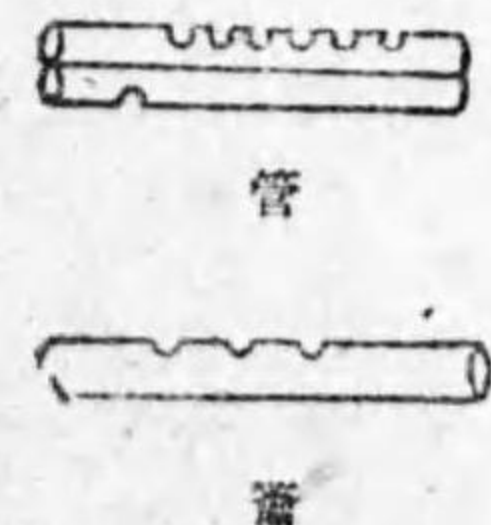


致しませう。今王が此處で鼓を撃つて樂を奏せられると假定しませう、百姓どもが王の鐘や太鼓の聲、又は管や籥などの笛の音を聞いて、皆頭を痛め「ハナバシラ」をしかめて、相告げて曰ふに「吾が王が音楽を好ませられる結果は、どうして我等をしてこんな困窮悲惨な極に至らしめられたのであらうか、父子も互に相會ふことが出来ず、兄弟妻子は四方に「チリチリ」

に別れ、一家團樂の樂を享（ウ）けることが出来ないのはなんと情ないことではないか」と、口口に歎き怨むやうにならう。獨り音樂ばかりでなく、王が今此處で、田獵（カリ）をされると假定しませう。百姓どもは王の車の轡（キシ）る音や馬の驅ける聲を聞き、羽旄の美



しい旗の風に翻るのを見て、皆頭を痛め「ハナバシラ」をしかめて相告げて曰ふに「吾が王が田獵を好ませられる結果は、どうして我



等をしてこんな困窮の極に至らしめられたのであらうか。父子も互に顔を見ることが出来ず、兄弟妻子は四方に「チリチリ」に離散して居る。なんと情ないことではないか」と、口口に歎き怨むやうにならう。これは別に理由があるのではない。つまり王が自分獨りで音樂や田獵に耽つて、一身の歡樂をほしのままにして民と共に歡樂を同じうせられないからであります。

今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之聲、管籥之音、舉欣欣然有喜色。而相告曰、吾王庶幾無疾病。與。何以能鼓樂也。今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉欣欣然有喜色。而相告曰、吾王庶幾無疾病。與。何以能田獵也。此無他、與民同樂也。今王與百姓同樂、則王矣。

今王此ニ鼓樂センニ、百姓王ノ鐘鼓ノ聲、管籥ノ音ヲ聞キテ、舉欣欣然トシテ喜色アリ。相告ゲテ曰ク、吾ガ王疾病無キニ庶幾カラシカ。何ヲ以テカ能ク鼓樂スルヤト。今王此ニ田獵センニ、百姓王ノ車馬ノ音ヲ聞キ、羽旄ノ美ヲ見テ、舉欣欣然トシテ喜色アリ。相告ゲテ曰ク、吾ガ王疾病ナキニ庶幾カラシカ。何ヲ以テカ能ク田獵スルヤト。此レ他無シ。民ト樂ヲ同クスレバナリ。今王百姓ト樂ヲ同クセバ、則チ王タラント。

【欣欣然】 「ニコニコ」として喜ぶ貌。【庶幾無疾病】 幸に御病氣もあらせられないのに近からうかといふ意、百姓どもは親しく王に見（ミ）えること能はず、故に推し度（ハカ）りていふ。

【通解】 而るにそれと反對に、王が今此處で音樂を奏せられると假定しませう。百姓どもは王の鐘や太鼓の聲、又は管や籥などで居られるのであらうか。然（サ）もなくば、どうして音樂を奏して樂まれることが出来ようぞ」と。又王が今此處で田獵をされると假定しませう。百姓どもが車や馬の音を聞き、羽旄の美しくい旗などを見て、皆「ニコニコ」として、さも嬉し氣な顔色をして、互に相告げて曰ふに「吾が王は御病氣がないのに近からうか、それではなくば、どうして田獵などして樂まれることがあらうか、誠に喜ばしい至りである」と。それは別に理由があるのでは無い、平生能く仁政を行ひ、其の音樂・田獵を好まれる心を推して百姓に及ぼし、衆と其の樂を同じくし、百姓をして仰いで父母に事へ、俯しては妻子を養育す

る樂を得させられるからであります。それ故今王も果して能く百姓と樂を共にせられたなら、近き者は悦び服し、遠き者は懷(ナツ)き來つて天下に眞の王者となることが出来ませう」と。

【章旨】 孟子が宣王の音樂を好まれるのに因つて、其の心を推し廣めて民と歡樂を同じうし王道を行はれんことを勧めたのだ。

七 文王之囿章

齊宣王問曰、文王之囿、方七十里。有諸。孟子對曰、於傳有之。曰、若是其大乎。曰、民猶以爲小也。

齊宣王問曰、文王之囿、方七十里。有諸。孟子對曰、於傳有之。曰、若是其大乎。曰、民猶以爲小也。

【囿】 苑(ソノ)の垣あるもの、鳥獸を飼育蕃殖する所。【七十里】 一里は凡そ我が六町位。【傳】 古來の傳説、必ずしも古書に限らず。

齊の宣王が孟子に問はれて曰ふに「昔、周の文王の囿は、七十里四方もあつたと聞くが、果して事實でありませうか」と。孟子對へて曰ふ「古來の傳説にそんなことがあります」と。王は「そんなに廣大であつたのか」と。孟子が對へて曰ふに「當時の民は、それでもまだ狹小であると思つて居ました」と。

曰、寡人之囿、方四十里。民猶以爲大、何也。曰、文王之囿、方七十里、芻蕘者往焉、雉兔者往焉、與民同之。民以爲小、不亦宜乎。

曰、寡人之囿、方四十里。民猶以爲大、何也。曰、文王之囿、方七十里、芻蕘者往焉、雉兔者往焉、與民同之。民以爲小、不亦宜乎。

曰ク、寡人ノ囿ハ方四十里。民猶ホ以テ大ナリト爲スハ何ゾヤト。曰ク、文王ノ囿ハ、方七十里、芻蕘者モ往キ、雉兔者モ往キ、民ト之ヲ同クス。民以テ小ナリト爲スモ、亦宜ナラズヤト。

【芻蕘者】 芻は草、蕘は薪、それを採る者。【雉兔者】 雉や兔を狩る獵師。王が曰はれるに「自分の囿は、方四十里位で文王の囿に比べると甚だ狹小であるのに、百姓どもは、それでも猶ほ廣大であると言ふのは、何故であらうか」と。孟子對へて曰ふに「それは其の管であります。文王の囿は、方七十里あつても、

文王は己一人の私有とされず、芻草(マダセ)や薪を採る者も、勝手に其の中へ這入つて刈り採ることが出来、雉や兔を捕る獵師どもも、亦自由に其の中に入ることが出来、すべて民と其の利益を共にせられたから、百姓どもは七十里ではまだ狹小であると思つたのも亦尤もなことでは無からうか。

臣始至於境、問國之大禁、然後敢入。臣聞、郊關之內、有囿方四十里。殺其麋鹿者、如殺人之罪。則是方四十里、爲阱於國中。民以爲大、不亦宜乎。

臣シテメテ境ニ至リ、國ノ大禁ヲ問ヒテ、然後ニ敢テ入ル。臣聞ク、郊關ノ内ニ、囿方四十里ノモノアリ。其ノ麋鹿ヲ殺ス者ハ、人ヲ殺スノ罪ノ如シト。則チ是レ方四十里、阱ヲ國中ニ爲クルナリ。民以テ大ナリト爲スモ、亦宜ナラズヤト。

【大禁】 重大な禁令、禮記、曲禮に「境ニ入りテ禁ヲ問ヒ、國ニ入りテ俗ヲ問フ」とある。【郊關】 國都以外百里を郊といふ。郊外に關所があつて出入の人を取締る。【阱】 「オトシアナ」地に坎(アナ)を掘り獸を陥れて捕へるもの。

さて臣が始めて齊の國境に來た時、齊國で禁止されて居る箇條を尋ね問ひ、それを心得て然る後、思ひ切つて入國しましたが、其の時、臣の聞いたのに郊外の關所の内に囿の四十里四方のもがあつて、其の内に生息して居る麋(オホシカ)や鹿を殺すものなら、人を殺した罪と同じやうに罰せられるとの事でありました。さうすると其の囿の中にはうっかり這入れない。是れ恰も四十里四方の大きな落し穴を關所以内につくり置いてあるのと同じである。百姓どもがそれを以て王の囿が大き過ぎて困つてゐるのも、なんと尤も千萬ではありますまいか」と。

【章旨】 人君たる者は、つとめて仁政を施し、民と其の利を同じくすべきだ、決して己獨りで之を專有してはならないと言ふに在る。

八 見孟子於雪宮章

齊宣王見孟子於雪宮。王曰、賢者亦有此樂乎。孟

齊ノ宣王孟子ヲ雪宮ニ見ル。王曰ク、賢者モ亦此樂有リ

子對曰、有。人不得、則非其上矣。不得而非其上者、非也。爲民上而不與民同樂者、亦非也。

ヤト。孟子對ヘテ曰ク、有リ。人得ザレバ、則チ其ノ上ヲ非ル。得ズシテ其ノ上ヲ非ル者ハ、非ナリ。民ノ上ト爲リテ民ト樂ヲ同クセザル者モ亦非ナリ。

【雪宮】 齊王の離宮の名。【賢者】 古の賢徳のある君を指す。一説にここは暗に孟子を指すと。【對曰、有】 趙岐は有の字を下に屬して「有二人不得」と讀んでゐるが非なり。【不得】 其の欲するが如くなることを得ざる義。【非】 「ソシテ」 誹議する。

【通解】 齊の宣王、孟子を尊んで雪宮といふ離宮に宿泊させた。或る日、王が雪宮へ往つて孟子に面會された。其の時、王は孟子に問うて曰ふ「古の賢徳ある人君も亦このやうな遊觀の樂がありますか」と。孟子が對へて曰ふ「賢徳の君も亦このやうな樂があります。されども歡樂を好むは人情の常であるから、賢君にして始めて民と與に之を樂むことが出来る。一體人民は上の者の樂に與ることが出来ないからとて、却つて上の者を怨み誹るものでありますが、自ら其の樂に與ることが出来ないといつて、上を怨み誹るといふのは、己の本分を忘れた仕方であつて、固より宜しくない。さりとして人民の上に立つ者が、自分獨りで樂んで、民と樂を同じくしないのも亦道理にはづれた仕方であつて、これも亦宜しくありません」

樂民之樂者、民亦樂其樂。憂民之憂者、民亦憂其憂。樂以天下、憂以天下。然而不王者、未之有也。

民ノ樂ヲ樂ム者ハ、民モ亦其ノ樂ヲ樂ム。民ノ憂ヲ憂フル者ハ、民モ亦其ノ憂ヲ憂フ。樂ムニ天下ヲ以テシ、憂フルニ天下ヲ以テス。然リ而シテ王タラザル者ハ、未ダ之有ラザルナリト。

【民之樂】 衣食に不自由なく、安らかに世を送るの類。【其樂】 臺池苑囿鳥獸など。【民之憂】 饑寒艱難の類。【其憂】 病氣や敵國外患など。

【通解】 「されば人君にして民の樂む所を視て、己の樂の如くに思つて之を樂むやうにすると、民も亦君の樂を以て己の樂の如くに思つて之を樂む。また貧窮饑寒の如き民の憂を視て己の憂の如くに憂へると、民も亦病氣や敵國外患などの如き君の憂を憂へるやうになります。樂むにも天下の民と共に樂み、憂へるにも天下と共に憂へ、君民一體、上下心を同じくし、そ

して天下に眞の王となることの出来ないものは、昔からまだ例のない事でありませぬ」以上第一段、人君たる者は、其の憂も樂も並に民と之を共にすべきことを論じた。「樂以天下、憂以天下」の二句は一章の要領で、上文の意を申(カサ)ねて説いて一段を結んだ。

昔者、齊景公問於晏子曰、吾欲觀於轉附朝儻、遵海而南、放於琅邪。吾何修而可以比於先王觀也。晏子對曰、善哉問也。天子適諸侯曰巡狩。巡狩者、巡所守也。諸侯朝於天子曰述職。述職者、述所職也。無非事者、春省耕而補不足、秋省斂而助不給。夏諺曰、吾王不遊、吾何以休。吾王不豫、吾何以助。一遊一豫、爲諸侯度。

昔者齊ノ景公晏子ニ問ヒテ曰ク、吾轉附朝儻ニ觀ビ、海ニ遵ヒテ南シ、琅邪ニ放ラント欲ス。吾何ヲ修メテカ先王ノ觀ニ比ス可キト。晏子對ヘテ曰ク、善イカナ問フコトヤ。天子、諸侯ニ適クテ巡狩ト曰フ。巡狩トハ、守ル所ヲ巡ルナリ。諸侯、天子ニ朝スルヲ述職ト曰フ。述職トハ職トスル所ヲ述ブルナリ。事ニ非ザル者無シ。春ハ耕スラ省ミテ足ラザルヲ補ヒ、秋ハ斂ムルヲ省ミテ給ラザルヲ助ク。夏ノ諺ニ曰ク、吾ガ王遊バズンバ、吾何ヲ以テカ休セン。吾ガ王豫マズンバ、吾何ヲ以テカ助カラン。一遊一豫、諸侯ノ度タリト。

【景公】 宣王の十世の祖。【晏子】 名は嬰、字は平仲、齊の大夫、孔子と時を同じくす。【觀】 遊ぶ。【轉附朝儻】 二つの山の名、齊の領地に在る。【遵】 「シタガフ」 循なり。【放】 至る。【琅邪】 齊の東南の境に在る邑の名。【巡狩】 狩は守、天子が諸侯の領土を巡り、其の政治の良否を視察すること。【述職】 諸侯が自分の職分に就いて天子に報告すること。【省】 巡視する。【斂】 五穀の收穫。【給】 足る。【夏諺】 夏の禹王の時代の俗語。【豫】 樂むなり。【度】 法度、手本となる義。

【通解】 「臣が民と樂を同じくすれば以て王たることが出来る」と申したことは必ずしも遠く之を上古に徵するを須(モチ)ひない。昔、御先代の景公が、晏子に向つて曰はれるに「自分は轉附朝儻の二山に遊び、それから海岸に沿うて南行し、琅邪の邑に往き度いと望んで居るが、自分ほどのやうな徳業を修めたならば、先王の遊觀の盛事に比べ擬(ナツ)らへることが出来るで

あらうか」と。そこで晏子が對へて曰ふに「吾が君が遊觀を行はせられるに當つて先王に法(ノット)る御志があつて至極結構な御下問であります。一體天子は十二ヶ年目に、一度づつ諸侯の國へ往かれるのを、巡狩と曰ふ。巡狩とは天子が諸侯の守つて居る土地を巡視される意味である。又諸侯が六ヶ年目に一度參朝するを述職と曰ふ。述職とは諸侯が自分の職務即ち領内の治績を天子に上奏するといふ意味であります。何れにしても皆大切な仕事を行ふ爲で、決して事なくして徒に遊行するものではありません。又毎年春には野外に出て耕作の模様を視察し、そして種米農具などの足りないのを補給してやり、秋には收穫の有様を巡視して、人手其の他の足りないのを補助してやるやうにする。これ皆境内に於ける一小遊觀であるが、其の實民事農事を視察する爲で、事なくして漫遊するのではない。それでありませうから、夏の時代の諺にも「吾が王がもし野外に出て遊觀されなければ、我等はどうして上の恩恵を被つて休息することが出来ようぞ。吾が王がもしも郊外に出て遊觀されなければ、我等はどうして上の救助を受けて助かることが出来ようぞ。即ち先王の一遊一豫は、恩恵が民に及ぶので、其の儘四方諸侯の法度即ちお手本と爲るのだ」とあります。以上は晏子が先王遊觀の法を言ふ、以下は今世の弊政を述べる。

今也不然。師行而糧食。飢者弗食、勞者弗息、
嗇議、民乃作慝。方命虐民、飲食若流。
流連荒亡、爲諸侯憂。

今ヤ然ラズ。師行キテ糧食ス。飢エタル者ハ食ハズ、勞スル者ハ息ハズ、嗇議トシテ作慝リ、民乃チ慝ヲ作ス。命ニ方ヒ民ヲ虐ゲ、飲食スルコト流ルルガ若シ。流連荒亡、諸侯ノ憂爲リ。

【今也】晏子の時を指す。【師】衆なり、二千五百人をいふ。こゝは單に多くの從者をいふ。【嗇】目をそば立てて怨み視る貌。【胥議】胥は相なり、議は「ソシル」悪口(ワルクチ)をいふ。【作慝】悪しき事をする、詐偽竊盜の類。一説に上の者を怨み惡む意とするが非。【方命】方は逆なり、天子が人民を治めさせる命令に逆(サカラ)ふ。一説に方は放に通ず、廢棄なり、書經、堯典の「方命圯族」を、漢代の史籍に引用して皆「放命」に作る。即ち先王の民を安んずる命を廢棄する義とす、亦通ず。【爲諸侯憂】上文の爲諸侯憂に對して言ふ、諸侯自身の憂たるをいふ。

然るに今日の諸侯の遊觀は、先王の遊觀とは同じくない。國君が外へ出る時は、必ず多くの從者を引連れて往き、到る處で食料などを「ドンドシ」徴發するから、饑乏た者は食事することも出来ず、人夫として使はれるから、疲勞した者も

休息することが出来ぬ。そこで不平の餘り、目をそば立てて上を怨み視て上の惡口をいふやうになり、かくして遂に自暴自棄となつて惡しき行をするやうになる。これ上は天子から人民を安んぜよといふ命令に逆ひ、下は人民に暴虐な政を施し、其の上恣(ホシイマ)に民から徴發して飲食することは水が流れて窮ることがないやうである。かく流連荒亡(下文ニ孟子自ラ解ス)して至らざる所のないのは結局諸侯自身の憂となるのである。

從流下而忘反、謂之流。從流上而忘反、謂之連。從獸無厭、謂之荒。樂酒無厭、謂之亡。先

王無流連之樂、荒亡之行。惟君所行也。

流ニ從ヒテ下リテ反ルコトヲ忘ル、之ヲ流ト謂フ。流ニ從ヒテ上リテ反ルコトヲ忘ル、之ヲ連ト謂フ。獸ニ從ヒテ厭クコト無キ、之ヲ荒ト謂フ。酒ヲ樂ミテ厭クコト無キ、之ヲ亡ト謂フ。先王流連ノ樂、荒亡ノ行無シ。惟君ノ行フ所ノママナリト。

【從流下】上流から下流へ舟で下る。【從流上】下流から上流へ舟を挽き上げる。【從獸】狩獵を事とする。【荒】

貴重な時日をすさみ廢する。【亡】政事を怠り失ふ。

さて流連荒亡といふ意味は、舟を放ち流に隨ひて下り、遊樂して歸ることを忘れるのを流といひ、上流へさかのぼつて遊樂して歸ることを忘れるのを連といひ、狩獵に心を奪はれて、厭くことを知らないのを荒といひ、酒を飲むことを樂んで厭くことを知らないのを亡といひます。先王には流連などの樂や、荒亡などの行爲は些しありません。前に申した先王の遊觀を學ばれるのも、今日の諸侯のやつてゐる弊風を行ふのも、惟君の御自由であります」と申し上げた。しかし孟子の眞意は時弊に染まれないで先王の遊觀に效はしめようとするに在ることは勿論だ。

景公說、大戒於國、出舍於郊。於是始興發、補不足。召太師曰、爲我作君臣相說之樂。蓋徵招、角招是也。其詩曰、畜君何尤。畜君者好君也。

景公說ビテ、大ニ國ニ戒メ、出デテ郊ニ舍ス。是ニ於テ始メテ興發シ、足ラザルヲ補フ。太師ヲ召シテ曰ク、我が爲ニ君臣相說ノ樂ヲ作レト。蓋シ徵招、角招是レナリ。其ノ詩ニ曰ク、君ヲ畜ムルハ何ゾ尤メント。君ヲ畜ムル者ハ君ヲ好スルナリ。

【説】「ヨロコブ」悦に同じ。【戒】告げ知らせる。【出舍於郊】宮を出て郊外に宿泊し、人民の困窮を救はうとする。
 【興發】惠政を興し、米倉をひらく。【太師】樂官の長。【君臣】景公と晏子と。【徵招角招】音樂には宮(最も濁ル)商(稍濁ル)角(些シク濁リ些シク清ム)徵(音「チ」稍清ム)羽(最も清ム)の五音がある。此の中の角は人民に配し、羽は事物に配されて居る。招は韶に同じく、舜帝の音樂の名だ。此の招の調(シラベ)に據つて、徵又は角の音で奏するから、名つけた。【畜君何尤】畜は止なり、君の欲を諫め止めるのは、君を愛する至誠に出たので何の罪過があらうとの意。一説に、畜は嬌と通じ、好(ヨミ)し愛す義、即ち君を愛し親むことは何の咎もないとの意で、君臣相互に親み愛する状態をいふと、亦通ず。【畜君者好君也】此句は孟子が詩の畜君の二字を解したのだ。

【通解】景公は晏子の説を聞いて悦ばれ、大に國中に告げ戒めて、自身も深宮に安居せず、出でて郊外に宿泊して、人民の生活状態を視察し、そこで始めて仁惠の政を興し、米倉を開いて民の足らざるを補ひ助けられ、そして樂官の長を召されて曰はれるに「自分の爲に、君臣が(自分ト晏子ト)互に悦び合つて居る所の事を述べた音樂を作れよ」と。かくして出来たのが、蓋し今日傳はつて居る徵招角招といふ音樂であります。其の詩の中に「晏子が主君の欲望を諫め止めたが、大旅行をさせないやうにしたといふのはどうして咎めるに及ばらぞ」といふ句があるが、如何にも其の通りであつて、君の欲望を諫め止めるといふことは、全く君を愛好すればこそであります」と。此段、景公が晏子の言を聽いて感動して遠遊を止め國政を更め新にしたことを敘して王の之に倣はんことを勧めた。
 【章旨】君臣はもと一體であれば、互に其の愛と樂とを同じうすべきことを言ふ。

九 王之臣有託其妻子章

孟子謂齊宣王曰、王之臣、有託其妻子於其友、而之楚遊者、比其反也、則凍餒其妻子、則如之何。王曰、棄之。

孟子、齊ノ宣王ニ謂ヒテ曰ク、王ノ臣、其ノ妻子ヲ其ノ友ニ託シテ、楚ニ之キテ遊ブ者アランニ、其ノ反ルニ比ビテ、則チ其ノ妻子ヲ凍餒セバ、則チ之ヲ如何セント。王曰ク、之ヲ棄テント。

曰、士師不能治士、則如之何。王曰、已之。曰、四境之内不治、則如之何。王顧左右而言他。

曰ク、士師シテ治ムルコト能ハズンバ、則チ之ヲ如何セント。王曰ク、之ヲ已メント。曰ク、四境ノ内治ラズンバ、則チ之ヲ如何セント。王左右ヲ顧ミテ他ヲ言フ。

【託】委託する、世話をたのむ。【比】「オヨブ」及なり。【棄】放棄して用ひない、一説に絶交の義とすれども非なり。
 【士師】監獄の長官。【士】士師の屬官、地方の典獄の類。【治】管理。【已之】罷免する。【四境之内】齊の國內。
 【通解】孟子が齊の宣王に謂つて曰ふに「もし王の臣下の者で、自分の妻子を其の友人に委託して、衣食等に不自由のないやうに、一切の世話を頼んで置いて、遠く楚國に往き、歸國するに及んで留守中に友人は自分の妻子を凍えさし餓えさして居たと假定したらば、之をどういふやうに處分なさるか」と。王答へて曰ふ「そんな信實の無い不都合な男は、之を放棄して用ひることがないやうにせう」と。孟子又問を設けて曰ふに「もし監獄の長官が、部下の士たる屬官を管理することが出来なかつたなら、王は之をどう處置なさるか」と。王は「そんな無能で職責を全うすることの出来ない者は免職さす許りだ」と。孟子は重ねて問うて曰ふに「四方の境の内、即ち齊の國內が治まらない時は、之をどう處置なさいますか」と。王は恥ぢて返答に窮し、左右の侍者を顧みて餘事を語られ、それにまぎらして孟子の言葉を聞かないものの如くであつた。
 【章旨】人君たる者は當に己が身を責むべく、徒に人を責むべからざることを言ふ。

一〇 所謂故國者章

孟子見齊宣王曰、所謂故國者、非謂有喬木之謂也。有世臣之謂也。王無親臣矣。昔者所進、今日不知其亡也。

王曰、吾何以識其不才而舍之。曰、國君進賢、如

孟子齊ノ宣王ニ見エテ曰ク、所謂故國トハ、喬木有ルノ謂ヲ謂フニ非ザルナリ。世臣アルノ謂ナリ。王、親臣無シ。昔者進ムル所、今日ハ其ノ亡キヲ知ラザルナリ。王曰ク、吾何ヲ以テカ其ノ不才ヲ識リテ之ヲ舍カント。曰ク、國君賢ヲ進ムルハ、已ムコトヲ得ザルガ如クス。將ニ卑ヲシテ尊ニ踰エ、疏ヲシテ戚ニ踰エシメントス。慎マザ

王之臣有託其妻子章 所謂故國者章

不得已。將使卑踰尊、疏踰戚。可不慎與。一ル可ケンヤ。

【故國】 舊くから續いてゐる國。【世臣】 代代勳功のある臣下、所謂譜代(ラダイ)の臣。【親臣】 親しみ信任する所の股肱腹心の家來、それが續けば世臣となる。【亡】 無なり、おなくなる、朱註には亡去(ニゲサル)と解す、亦通ず。【舍】 始めからおいて用ひないこと。「スツル」と訓み、棄てて用ひずと解す、亦通ず。【如レ不得レ已】 國民がこぞつて薦めるので已むことを得ないで用ふるといつたやうに甚だしく丁寧慎重にする意。【疏】 「ウトシ」君との關係が疏遠。【戚】 「シタシム」君との關係が親しい。

孟子が齊の宣王に謁見して曰ふに「世閒で謂ふ所の古い國柄といふのは高い大木があるからといふ譯ではありません。國と休戚即ち喜びと憂へとを同じくする譜代恩顧の臣下があることを謂ふのであります。しかるに王におかせられては其の世臣が無ければかりでなく、親しんで信任される臣すら無い。昨日進め用ひたばかりの臣が今日は最早逃げてゐなくなつたのも御存知ないといふ有様であります」(親臣ガナイ位ナラ、ドウシテ世臣ノアル故國ト謂ヘマセウゾ)と。

王が辯解して曰はれるに「これまで逃げ去つた者は、皆不才の者ばかりであるから、おなくなつても致しかたが無いが、今後はどうか豫め其の者の不才であることを諷別して初めから之を任用しないやうにすることが出来ないものでありませうか」と。孟子が對へて曰ふに「一體人を任用するには、最初に十分注意するのが肝要であります。それ故賢人を進め用ひるに當つては、最も慎重に慎重を加へ、賢才であるから已むことを得ず、餘儀なく、國家の爲に用ひるといふやうな態度に出なければなりません。何故となれば、今まで卑賤の身であつた者を拔擢して尊貴の人の上に越えて立たせ、今まで疏遠であつた者をして近親の者の上に越えて立たせるのであるから、餘程慎重にしなければなりません」以上第一段、國には世臣が無くてはならないことを説いて、其の進用の心得を説いた。「如レ不得レ已」の四字は實に一章の骨子で、人を用ふるの要訣である「將使云云」の二句は、此四字の意を解釋して一段を結び、并せて下文を引き起すのだ。

左右皆曰賢、未可也。諸大夫皆曰賢、未可也。國
人皆曰賢、然後察之、見賢焉、然後用之。左右
皆曰不可、勿聽。諸大夫皆曰不可、勿聽。國人皆
曰不可、然後察之、見不可焉、然後去之。左右皆
曰可殺、勿聽。諸大夫皆曰可殺、勿聽。國人皆
曰可殺、然後察之、見可殺焉、然後殺之。故曰國
人殺之也。
如レ此、然後可以爲民父母。

【左右】 王の左右に居る近臣。【去】 除くなり。
【通解】 上文を承けて人を進退することを慎むべき道を説く「さて賢者を進め用ひるには、どうしたら可いかといふに、王の近臣の者が皆口を揃へて某は賢才であると申立てても、未だ容易に信じてはならない。滿朝の諸大夫が皆口を揃へて某は賢才であると申立てても、未だ容易に信じてはならない。國民が皆悉く某は賢才であると稱するに至つてから、然る後に審かに賢不肖を觀察し、果して賢才であると見定めがついたら、そこで始めて之を採用するやう慎重にせねばなりません。是と同じく、不才の者を斥けつけて用ひない場合にも、慎重にしなければなりません。そこで左右の近臣が皆口を揃へて某は不才であるから用ひてはならないと謂つても、直に之をお聴入れなく、諸大夫どもが皆揃つて某は用ひてはならないと謂つても遽にお聴入れなく、國民が皆舉つて某は不才であるから用ひてはならないと謂ふに至つて、然る後に審かに之を觀察し、果して其の不可であることを見定めて、之を除き去るやうにせねばなりません。」刑罰を行ふにも、亦同じことで、近臣が皆某は殺すべしと謂つても、輕輕しくお聴入れなく、諸大夫が皆殺せと謂つても、容易にお聴入れなく、國民一同が皆殺せと謂ふに至つて、果して殺すのが至當でありや否やを觀察し、果して殺すべきことを見定めて、然る後に之を殺すやうにせねばなりません。すべて何事も一國の輿論によつて決行するから、國民が之を殺すと謂ふのであります。かやうに賢才を用ひ、不才を去り、刑を用ふるにもすべて公(オホキク)なる國民の輿論に本づいて慎重に處決するから、そこ

ヨ。左右皆不可ナリト曰フモ、聽クコト勿レ。諸大夫皆不可ナリト曰フモ、聽クコト勿レ。國人皆不可ナリト曰ヒテ、然ル後ニ之ヲ察シ、不可ナルヲ見テ、然ル後ニ之ヲ去レ。左右皆殺ス可シト曰フモ、聽クコト勿レ。諸大夫皆殺ス可シト曰フモ、聽クコト勿レ。國人皆殺ス可シト曰ヒテ、然ル後ニ之ヲ察シ、殺ス可キヲ見テ、然ル後ニ之ヲ殺セ。故ニ國人ノ殺スト曰フナリ。此ノ如クニシテ、然ル後ニ以テ民ノ父母タル可シト。

【章旨】 始めて民の父母ともなることが出来るのであります」と。
建國の久遠なる者は、宜しく國家と休戚を同じくする世臣がなくてはならない、そして世臣を得るには人才の進退を慎重にして、すべて一國の輿論に従ふに在ることを言ふ。

一一 爲巨室章

孟子見齊宣王曰、爲巨室、則必使工師、求大木。工師得大木、則王喜以爲能勝、其任也。匠人斲而小之、則王怒以爲不勝其任矣。夫人幼而學之、壯而欲行之。王曰姑舍女所學而從我、則何如。

孟子齊ノ宣王ニ見エテ曰ク、巨室ヲ爲ラバ、則チ必ズ工師ヲシテ大木ヲ求メシメン。工師大木ヲ得バ、則チ王喜ビテ以テ能ク其ノ任ニ勝ヘタリト爲サン。匠人斲リテ之ヲ小ニセバ、則チ王怒リテ以テ其ノ任ニ勝ヘズト爲サン。夫人幼ニシテ之ヲ學ビ、壯ニシテ之ヲ行ハント欲ス。王姑ク女ノ學ブ所ヲ舍キテ我ニ從ヘト曰ハバ、則チ何如。

【巨室】 高大な宮室。國家に喩ふ。【工師】 大工の棟梁。【匠人】 大工。【斲】 削る。斲つて之を小にするを下の我に従へといふに比す。【夫人】 人は賢人、孟子暗に自ら比す。【學之】 先王の仁義の大道を學ぶ。【姑】 「シバラク」且なり、免も角もの意。

孟子、齊の宣王に謁見して曰ふ「王が若し高大な宮室を建築しようとする時には、必ず大工の棟梁をして大木を捜し求めさせるでせう。そして棟梁が大木を得たならば、王はお喜びになつて、能く其の任務に勝つた者となさるでせう。ところが衆くの大工共が其の大木を削つて小さくしたら、王は怒つて、其の任務に勝へない者とされるでせう。然るにここに人があつて、幼少の時から、仁義の道を學び、壯年に及んで明主を得て、其の學んだ仁義の道を實地に行はうとするのを、もし王が其の者に對して姑くの閒お前の學んだ所の仁義の道を捨て置いて、曲げて自分の欲する所の功利の謀に從へといはれたらば、それは果して正當であらうかどうかでありませうか（巨室ヲ爲ルニハ大木ヲ要スルコトヲ知リナガラ、大國ヲ治メルニ當ツテハ、先王仁義ノ大道ヲ必要トシナイトハ、矛盾ノ甚ダシイコトデアアルマイカトノ意）

今有璞玉於此、雖萬鎰、必使玉人彫琢之。至於治國家、則曰姑舍女所學而從我、則何以異於教玉人彫琢玉哉。

今、此ニ璞玉アラランニ、萬鎰ト雖モ、必ズ玉人ヲシテ之ヲ彫琢セシメン。國家ヲ治ルニ至リテハ、則チ姑ク女ノ學ブ所ヲ舍キテ我ニ從ヘト曰ハバ、則チ何ヲ以テカ玉人ニ玉ヲ彫琢スルコトヲ教フルニ異ナランヤト。

【璞玉】 「アラタマ」即ちまだ琢（ミカ）かない玉。【鎰】 一鎰は二十四兩。一説に二十兩。【玉人】 玉音「キウ」玉を琢く工人。今は玉と混じて玉人（キョクジン）と讀むこと、矢人弓人、函人の如し、それでも通ず。

【通解】 今、此にまだ琢かない一個の荒玉があると假定して、其の價が二十四萬兩もする極めて貴重な物としても、必ず玉細工専門の工人にいひ付けて之を琢かさせるであります。ところが、もつと貴重な國家を治めるに至つては、最も専門家ともいふべき賢者の説を用ひないで、却つて賢者に向つて、暫くお前の學んだ所の學問を捨て置いて、曲げて自分の欲する所の功利の謀に従へといふのは、どうして玉屋に玉を磨くことを教へると、異なることがありませうか、誤れるも亦甚だしきではありませんか」と。

【章旨】 比喻を設けて人君たる者、國を治むるには必ず賢人に任じて十分に其の才を盡さしむべきことを言ふ。

一二 齊人伐燕勝之章

齊人伐燕勝之。宣王問曰、或謂寡人勿取、或謂寡人取之。以萬乘之國、伐萬乘之國、五旬而舉之。人力不至於此、不取必有天殃。取之何如。

齊人燕ヲ伐チテ之ニ勝ツ。宣王問ヒテ曰ク、或ハ寡人ニ取ルコト勿レト謂ヒ、或ハ寡人ニ之ヲ取レト謂フ。萬乘ノ國ヲ以テ、萬乘ノ國ヲ伐チ、五旬ニシテ之ヲ舉グ。人力ハ此ニ至ラズ。取ラザレバ必ズ天殃有ラン。之ヲ取ルコト何如ト。

【通解】 【齊人伐燕】 燕王噲、政に倦んで國を家老の子之に讓つて、自分は反つて其の臣下と爲つてから、燕は非常に亂れた。

其の慮に乗じて齊は燕を伐つて、大勝利を得た。【萬乗之國】兵車萬乗を出す國、もと天子の畿内を指す稱なれども、當時七國皆侵奪して領土を擴張し、王號を僭してゐたから、かくは稱した。【五旬】五十日。旬は十日。【舉】戰勝の功を挙げた。【天殃】天から降す禍害。

【通解】齊が燕の國の内亂に乗じて之を攻めて勝つことが出来た。そこで宣王が問うて曰はれるに「自分は燕を伐つて幸に勝つことが出来た。そこで或る者は自分に向つて、燕を占領してはならないと曰ひ、或る者は自分に向つて、占領してしまへと謂ひます。兩者の意見の異なること此の如くである。因つて自分が考へて見るに、齊も燕も同じく萬乗の國である。其の萬乗の齊の國を以て萬乗の燕の國を伐つとすると、勢力が互に相均しく、勝負は容易に決しないので、多くの時日を要する筈である。然るに僅僅五十日で、戰勝の功を擧げることが出来た。これは天祐で人開業ではとてもかく容易に勝つことは出来なかつたであらう。すると、是は天意が或は燕を以て齊に與へようとするのではなからうか。而るに若し此機に乗じて燕を占領しなければ、屹度天から禍を受けるでありませうと思ふが、之を取ることには就いて先生の御意見はどうでありませうか伺ひたい」と。

孟子對曰、取之而燕民悅、則取之。古之人有行之者。武王是也。取之而燕民不悅、則勿取。古之人有行之者。文王是也。以萬乗之國、伐萬乗之國、箠食壺漿、以迎王師、豈有他哉。避水火也。如水益深、如火益熱、亦運而已。

孟子對ヘテ曰ク、之ヲ取リテ燕ノ民悅ババ、則チ之ヲ取レ。古ノ人之ヲ行フ者アリ。武王是レナリ。之ヲ取リテ燕ノ民悅バズンバ、則チ取ルコト勿レ。古ノ人之ヲ行フ者アリ。文王是レナリ。萬乗ノ國ヲ以ツテ、萬乗ノ國ヲ伐ツニ、箠食壺漿シテ、以テ王師ヲ迎フルハ、豈他有ランヤ。水火ヲ避ケンテナリ。水ノ益深キガ如ク、火ノ益熱キガ如ク、亦運ランノミト。

【通解】【箠食】竹製の食器にいられた飯(メシ)【壺漿】瓠(ヒサゴ)に入れた飲料。詩經、爾風七月に「八月斷壺」また鵬冠子に「中河失レ船、一壺千金」とある。後世は轉じて瓶の義に用ふ。【如水益深】云云【水火は人民を暴虐に陥ることの喩。【運】轉じて救を他國に求めるをいふ。



【通解】孟子對へて「若し燕を占領しても、燕の國民がそれを悦んで歸服するなら、則ち天が之を與へたので占領されるが宜しい。古の人で之を行つた者があります。即ち周の武王が殷に代つて天下を取つたのが是れであります。若し又之を占領しても、燕の國民が悦び服さないなら占領なさるな。古の人で之を行つた者があります。即ち周の文王は何處までも殷に服従して一生を終つたのであります。かういふ譯で、すべて相手の意向によつて處決されるのが肝要であります。今日、萬乗の國の齊が、萬乗の國の燕を伐つたので、強弱の勢は正に相匹敵してゐる筈であるのに、燕の國民は少しも敵愾心を起さない許りでなく、反つて竹で造つた箠に飯を盛り「ヒサゴ」に飲料を入れて王の軍隊を歡迎して勞つたといふのは、どうして別の意味がありません。全く燕の政が暴虐で水火の苦に耐へられないから、齊の兵力を借りて其の苦を避けたい爲であります。然るに齊が之を占領しても、仁政を施さないばかりでなく、水が深い上にも益深く、火が熱い上にも益熱いといふやうな虐政を施したならば、今まで救を齊の國に求めたのが更に轉じて救を他國に求めるやうになりませう」と。

【章旨】征伐の道は、當に民心に順ふべし、民心が悦び服すれば、則ち天意に合する、天意に合して然る後に、人の國を取るべきことを言ふ。

一三 鄒與魯閔章

鄒與魯閔。穆公問曰、吾有司死者三十三人。而民莫之死也。誅之則不可。勝誅。不誅則疾。視其長上之死、而不救。如之何則可也。

鄒ト魯ト閔ト。穆公問ヒテ曰ク、吾ガ有司死スル者三十三人。而ルニ民之ニ死スルコト莫キナリ。之ヲ誅セバ則チ勝ゲテ誅ス可カラズ。誅セズンバ則チ其ノ長上ノ死ヲ疾視シテ救ハズ。之ヲ如何セバ則チ可ナランヤト。

【通解】【閔】音「コウ」ときの聲を揚げて戰ふ。【穆公】鄒國の君。【有司】役人、ここは將校を指す。【不レ可ニ勝誅】人が多くして一一誅しきれない「誅スルニ勝フ可カラズ」とも讀む。【疾視】目を怒らして疾(ニク)み視る。小氣味よしとして視る。【長上】將校、前の有司を指す。

通解 鄒國と魯國とが戦つた。そして鄒が負けた時、鄒の穆公が孟子に問うて曰はれるに「自分の方の有司即ち將校どもが、戦死した者實に三十三人も有つたのに、兵民どもの隊伍に在る者は、一人も有司を救つて死んだ者が無いのは不埒(フラチ)の至だ。之を咎めて誅罰に處せようとする、人数が多くして、到底盡く誅罰することは出来ぬ。さればとて其の儘にして置くと、上官の戦死するのを小氣味よしと惡(ニク)み視て、之を救はなかつた罪を正すことが出来ない。是はどういふ處置を取つたら宜しいでせうか」と。

孟子對曰、凶年饑歲、君之民、老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。而君之倉廩實、府庫充、有司莫以告。是上慢而殘下也。曾子曰、戒之、戒之。出乎爾者、反乎爾者也。夫民今而後得反之也。君無尤焉。君行仁政、斯民親其上、死其長矣。

孟子對ヘテ曰ク、凶年饑歲ニハ、君ノ民、老弱ハ溝壑ニ轉ジ、壯者ハ散ジテ四方ニ行ク者、幾千人ナリ。而シテ君ノ倉廩實チ、府庫充ツ。有司以テ告ルコト莫シ。是レ上慢ニシテ下ヲ殘フナリ。曾子曰ク、之ヲ戒メヨ、之ヲ戒メヨ。爾ニ出ヅル者ハ、爾ニ反ル者ナリト。夫レ民今ニシテ爾後、之ヲ反スコトヲ得タリ。君尤ムルコト無レ。君仁政ヲ行ハバ、斯ニ民其ノ上ニ親ミ、其ノ長ニ死セント。

通解 【凶年饑歲】 凶年は饑歲と同じだが疫流行の類をも含めて曰ふ、饑歲は只五穀の熟しない年をいふ。【轉乎溝壑】 餓ゑられて溝や壑にころがつて死する。【倉廩】 米穀を貯蔵する「クラ」。【府庫】 財物を蔵する「クラ」。【上】 君と有司と。【慢】 怠慢(オコタル)。【曾子】 名は參(シ)孔子の門人。【今而後】 後は「ヤツト」の意。其の遲きを言ふ。【反】 返報する。【尤】 過(トガ)め責める。

孟子が對へて曰ふに「民が長上の死を善い氣味として疾(ニク)み視るのは由りて來る原因があるからであります。其の譯は、凶年で傳染病が流行したり、饑饉で穀物が熟さない年に當り、王の人民で、老人幼者は、饑ゑに迫つて溝や壑にころげ込んで死に、壯年の者は、郷土を離れ、散り散りになつて、四方に往く者が幾千人あるか知れない程である。人民の困苦すること此の如く甚だしいのに、君の米ぐらは米穀が満ち、君の府庫には財物が満ちて餘りがあるにも關はらず、役人共は人民の困苦せる慘狀を君に申上げて其の倉庫を發(ヒラ)き其の米穀や財物を散じて之を救助することがない。是は

畢竟上たる君や役人が政事に怠慢で、下の人民を殘(ソコ)ひ虐(シ)へるといふ者であります。昔曾子が曰つたことがある。凡そ人は自ら戒めねばならぬ、戒めねばならぬ。すべて自分で爲した事は、屹度自分の身に返り報ゆるものであるから」と。如何にも其の通りであります。平素怨を懷いて居る人民どもが、今日になつて怨を反し報ゆることが出来たのであります。されば君は此度の人民の所爲をお咎めなさらないで、自ら御反省なさるが宜しい。そして君が平生能く仁惠の政を行つて民を愛されたなら、役人どもも亦君の心を體して民を愛撫するやうになり、果して此の如くなれば民も亦役人どもを愛し、平時には上に親み、一旦緩急あらば長上の爲に一命を投出すことを辭さないであります。」と(穆公ハ有司ヲ親ンデ、吾有司ト言ヒ、孟子ハ之ニ對シテ君之民ト言フ。穆公ハ三十三人ト言ヒ、孟子ハ之ニ對シテ幾千人ト言ヒ、以テ穆公ノ情ヲ感動セシメタノデアル)

人君たる者は當に治國の根本義たる仁政を行つて國民を恤(アハレ)むべきことを言ふ。

一四 滕小國也章

滕文公問曰、滕小國也。聞於齊楚。事齊乎、事楚乎。孟子對曰、是謀非吾所能及也。無已、則有一焉。鑿斯池也、築斯城也、與民守之、效死而民弗去、則是可爲也。

滕ノ文公問ヒテ曰ク、滕ハ小國ナリ。齊・楚ニ問マル。齊ニ事ヘンカ、楚ニ事ヘンカト。孟子對ヘテ曰ク、是ノ謀ハ吾ガ能ク及ブ所ニ非ザルナリ。已ムコト無クンバ則チ一有リ。斯ノ池ヲ鑿チ、斯ノ城ヲ築キ、民ト與ニ之ヲ守リ、死ヲ效スモ、民去ラズンバ、則チ是レ爲ス可キナリト。

通解 【滕】 國の名。【聞】 「ハサマル」國と國との中間にはさまる。【是謀】 齊に事へんか楚に事へんかとの謀。【無已】 是非何か言はなければならぬとならば。【有レ一】 一策がある。【效死】 效は猶ほ致の如し、一命を差し出す意。【可レ爲也】 此策ならば理の當に爲すべき者なりとの意。

滕の文公が問うて曰はれるに「吾が滕は誠に小國である、そして大國の楚と齊との間に挟まれて居ますから、どちらかに事へて保護を受けなければ、自立することが出来難い。それ故、どちらかの國へ事へたいと思ふが、齊に事へたが可い

滕小國也章

か、楚に事へたが可いか、御意見が伺ひ度い」と。そこで孟子が對へて曰ふに「他國に事へて存立を望むといふ謀は、自分の智慮の及ぶ所ではありません。しかし君は是非とも何か言へといはれるなら、自分に一策があります。それは何處までも此國を守るといふことで、即ち斯の池を鑿つて深くし、斯の城壁を高く築いて堅固にし、國民と共に此國を守り、一旦緩急ある場合は一命を投げ出して守り、そして國民皆此城を去つて逃げ出すやうな意志が無かつたならば、これが即ち爲すべき唯一の道であります」と(シカシ民ヲシテ此覺悟ヲ爲サシメルニハ、平生仁政ヲ施シテ、民ノ歸服ヲ得ルノガ肝要デアルトノ意ヲ寓ス)

【章旨】 國を有つ者は、當に義を守りて民を愛すべし、徒に大國の歡心を得て、僥倖して苟も免るべきでないことを言ふ。

一五 齊人將築薛章

滕文公問曰、齊人將築薛。吾甚恐。如之何則可。孟子對曰、昔者大王居邠。狄人侵之。去之岐山之下居焉。非擇而取之。不得已也。

滕ノ文公問ヒテ曰ク、齊人將ニ薛ニ築カントス。吾甚ダ恐ル。之ヲ如何セバ則チ可ナラント。孟子對ヘテ曰ク、昔者大王邠ニ居ル。狄人之ヲ侵ス。去リテ岐山ノ下ニ居ル。擇ビテ之ヲ取ルニ非ズ。已ムコトヲ得ザレバナリ。

【薛】 滕の隣の國の名。齊が其の地を占領して其處に城を築いたから、文公が恐れた。【大王】 公劉九世の孫、古公亶父をいふ。周室の基を立てた人、後に王號を贈つて大王といふ。【邠】 邠(ピン)に同じ、地名。雍州に在る。【岐山】 陝西省に在る。

滕の文公が問うて曰はれるに「今、齊では薛を占領して、其の地に城を築いて、我に逼らうとして居る、自分は非常に之を恐れて居る。さてどうしたら好いでせうか」と。孟子對へて曰ふ「昔時周の文王の祖父の大王が、まだ邠に居た時、狄人が度度來て侵した。大王は之を防ぐことが出來ず、民を苦めるに忍びないので、其處を引揚げて岐山の麓へ移り住んでゐた。これは何も岐山が好い土地であるからといつて擇び取つて、其處に移住した譯ではなく、狄人の難を避けて已むことを得なかつたからであります。

苟爲善、後世子孫、必有王者矣。君子創業垂統、爲可繼也。若夫成功、則天也。君如彼何哉。疆爲善而已矣。

苟モ善ヲ爲サバ、後世子孫、必ズ王者有ラン。君子業ヲ創メ統ヲ垂レ、繼グ可キヲ爲ス。夫ノ成功ノ若キハ、則チ天ナリ。君、彼ヲ如何センヤ。疆メテ善ヲ爲サンノミト。

【爲善】 平素仁惠を施し、善政を行ふをいふ。【創業】 創は始め造る、基業を前に始める義。【垂統】 統緒を後に傳へる義、之を爲すこと我より始めるを創といひ、それを子孫に垂れ傳へるより統といふ。【彼】 齊を指す。【疆】 力(ツト)めてなり。疆に同じ。

【通解】 さて大王は狄人の難を避けて、岐山の下で善道を行つたから、其の孫には文王のやうな立派な王者が出た。さういふ譯で、苟も人君たる者が果して能く徳を修め仁を施し善道を行ふこと大王のやうにすれば、所謂積善の餘慶で、其の後世子孫に至つて必ず天運に應じて王たるべき者(文王ノ如キ)が出て來るであらう。それであるから君子は只當に基業を前に創めて、其の統緒(イトグチ)を後世に垂れ、子孫をして繼いで之を行はすやうにするばかりである。彼の王業を興し、一統の功を成就するやうなことは、是れ即ち天命で、人の力では必ずしも期すべき所ではありません。今齊は強大で滕は弱小でありますから、其の勢は固より敵することは出來ない。されば君の力で、彼の薛に城を築かうとする齊をどうすることも出來ません。それ故此場合君には只當に力(ツト)めて大王を學んで、専ら善を爲すの外はありません。

【章旨】 人君は當に善を爲して、後世子孫をして繼がしむべきことを言ふ。

一六 魯平公將出章

魯平公將出。嬖人臧倉者、請曰、他日君出、則必命有司所之。今乘輿已駕矣。有司未知所之。敢請。公曰、將見孟子。曰、何哉。君所爲輕身。

魯ノ平公將ニ出デントス。嬖人臧倉トイフ者、請ヒテ曰ク、他日君出ツレバ、則チ必ズ有司ニ之ク所ヲ命ズ。今乘輿已ニ駕セリ。有司未ダ之ク所ヲ知ラズ。敢テ請フト。公曰ク、將ニ孟子ヲ見ントスト。曰ク、何ゾヤ、君ノ身ヲ輕ンジテ

以先^ニ於匹夫^ニ者、以爲^ス賢乎。禮義由賢者出。而^ル孟子之後喪、踰^ニ前喪^ニ。君無^レ見^ル焉。公曰、諾。

以テ匹夫ニ先ダツコトヲ爲ス所ノ者ハ、以テ賢ト爲スカ。禮義ハ賢者ヨリ出ツ。而ルニ孟子ノ後ノ喪ハ、前ノ喪ニ踰エタリ。君見ルコト無カレト。公曰ク、諾ト。

【魯平公】魯は國の名、兗州に在り、周公の子伯禽の封せられし所、平は諡。【嬖人】君主のお氣にいりの臣。【有司】車駕を掌る役人。【乘輿】君の車。【駕】車に馬をつけること、將に乗りて行かんとするなり。【何哉】普通は者の下に置くのだが、倒装法を用ひたのは語調を強める爲だ。【匹夫】一夫一婦の關係の者、身分卑き庶人をいふ、ここは孟子を指す。【前喪・後喪】孟子は前に父を喪ひ、後に母を喪つた。【諾】承知した時の辭、ウベナフ。

魯國の君平公が、外へ出掛けられようとした。其の時、お氣に入りの近臣臧倉といふ者が請ひたづねて曰ふに「平日君が外出なさる時は、必ず車馬の掛りの役人にお出先を告げられるのを例とします。然るに今日に限つて、お車にはすでに馬をつけ御出行の仕度がとつたのに、掛りの役人共はまだ御出先を知りません。敢て請ひ問ふ、お出先は何處でありますかと一か。公が曰はれるに「是から往つて、孟子に面會しようと思つて居るのだ」と。臧倉は之を阻（ハ）み止めようとして曰ふに「どうして尊い御身を輕んじて、卑しい匹夫の孟子に對して、先づこちらから敬禮をお加へになるのですか。一體孟子を賢人であると思召してかく爲さるのですか。さて禮義といふ者は、賢人が先づ行つてそれが標準となるものである。それであるのに、孟子の母親の葬式は、父親の葬式よりも超えて立派であつた。母には手厚く父には手薄いやうな人は禮儀を知つてゐる賢人といへますまい。君にはどうかそんな人にこちらから面會を求めに行くことを爲さるな」と。公は其の言に惑ひて答へて曰ふ「承知した」と。そこで孟子に面會する事を中止された。

樂正子入見曰、君奚爲不見孟軻也。曰、或告寡人曰、孟子之後喪、踰前喪。是以不往見也。曰、何哉、君所謂踰者。前以士、後以大夫。

樂正子入りテ見エテ曰ク、君奚爲レゾ孟軻ヲ見ザルヤト。曰ク、或ヒト寡人ニ告ゲテ曰ク、孟子ノ後ノ喪ハ、前ノ喪ニ踰エタリト。是ヲ以テ往キテ見ザルナリト。曰ク、何ゾヤ、君ノ所謂踰ユトハ。前ニハ士ヲ以テシ、後ニハ大夫ヲ以テ

前以三鼎、而後以五鼎與。曰、否。謂棺槨衣衾之美也。曰、非所謂踰也。貧富不同也。

ス。前ニハ三鼎ヲ以テシ、後ニハ五鼎ヲ以テスルカ。曰ク、否。棺槨衣衾ノ美ヲ謂フナリト。曰ク、所謂踰ルニハ非ザルナリ。貧富同ジカラザレバナリト。

【樂正子】樂正は姓、名は克、魯に仕ふ、孟子の弟子。孟子の賢を平公に紹介したのは樂正子であつた。【三鼎五鼎】鼎は物を煮炊きする器の名。祖先を祭るに、士は三鼎の供物、大夫は五鼎の供物を用ふ。【棺槨】棺は屍を斂（ヲサ）める櫃、槨は棺の外箱。【衣衾】死骸を覆ふ著物や被物。

樂正子は平公が孟子に面會される事を、中止になつたことを聞いて、殿中に入つて平公に見えて曰ふに「君は何故、往つて孟軻に面會なさらないのですか」と。公が答へて曰はれるに「或人が自分に告げて曰ふ、孟子の母親の葬式は、前の父親の葬式よりも遙に踰えて立派であつたといつた。母に手厚くして父に手薄くするやうな者は賢者とはいへない、そこで面會する必要はないと思つて中止した」と。樂正子は問返へして「それはどういふ譯でありますか。君が踰えたとの仰せは。孟子が前日父を葬つた時は士の禮を用ひ、後の母の時には大夫の禮を用ひ、父を祭つた時は士の祭禮である三鼎で祭り、母の祭には五鼎で祭つたといふのを踰えたと仰せられるのでありますか」と。公は答へて「いや。そんなことを謂ふのではない。葬式の時の棺槨衣衾などが、如何にも立派で、遙に父を葬つた時よりも優つて華美であつたことをいふのである」と。樂正子が曰ふに「それは踰えたと謂ふべきではありません。貧富が同じくないからであります、即ち孟子は前には士の身分で貧乏であつたから、勢ひ葬式が手薄く、後には大夫と爲つて家が富んでゐたから、手厚く葬つたまでの事でありませぬ。葬具の厚薄は、家の貧富に相當するやうにするのは、即ち禮の本義であります。こんな事で孟子を賢者でないと非難されるのは誤つてゐます」と。臧倉の言の取るに足らないことを辯明した。

樂正子見孟子曰、克告於君。君爲來見也。嬖人有臧倉者、沮君。君是以不果來也。曰、行

樂正子孟子ヲ見テ曰ク、克君ニ告グ。君來リテ見ント爲ス。嬖人臧倉トイフ者アリ。君ヲ沮ム。君是ヲ以テ來ルコトヲ果サザルナリト。曰ク、行クモ之ヲ使ムルアリ。止マルモ之ヲ

或使^リ之^ヲ止^ム。或^モ尼^ル之^ヲ。行^ハ止^ム非^ズ人^ノ所^レ能^ク也。吾^レ之^ノ不^レ遇^ハ魯^ノ侯^ニ天^也。臧^ノ氏^ノ子[、]焉^能使^シ予^不遇^ハ哉。

尼ムルアリ。行止ハ人ノ能クスル所ニ非ザルナリ。吾ノ魯侯ニ遇ハザルハ天ナリ。臧氏ノ子、焉ゾ能ク予ヲシテ遇ハザラシメシヤト。

【克】樂正子の名。【沮】「ハバム」沮止する。【尼】「トドム」【或】有なり、疑惑の意を帶ぶ。【不遇】値遇して用ひられない意、必ずしも面會を得ざるのみではない。【臧氏之子】之を輕んじ侮るの辭。

樂正子は孟子に面會して曰ふに「自分が先生の事を君(平公)に申上げた結果、君には此處へ来て先生に御面會になる筈でありましたが、お氣に入りの近臣に臧倉といふ者があつて、之を阻(ハバ)み止めましたから、君には御入來になることを果されなかつた」と。孟子は之を聞いて曰ふに「凡そ人が行くのも之を行かされる力があるから、君には御入來になることにも之を止める或る力の働があるのだ。そして行くやうになるのも、止まるやうになるのも、皆天命で人の力で能くする所では無い。自分の魯君に遇ふことが出來ないといふは、矢張り天の爲す所、即ち天命である。あの臧氏の子などが、どうして能く自分を邪魔して、魯君に遇はせないやうにすることが出來ようぞ」と。天の一字は全章の骨子だ、樂正子の言は滿腹の不平、唯臧倉を咎む。孟子の答辭は悠然として迫らず、一に之を天命に歸す、そして其の天を怨みず、人を咎めざるの氣象(論語解卷五〇九頁)言外に躍如たるを見よ。

【聖賢の出仕すると、出仕しないで退いて家に居るとは時運の盛衰に關係する、乃ち天命の爲す所で、人力の能く左右すべき所でないことを言ふ。】

公孫丑上

一七 夫子當路於齊章

公孫丑問曰、夫子當路於齊、管仲晏子之功、可復許乎。

公孫丑問ヒテ曰ク、夫子路ニ齊ニ當ラバ、管仲晏子ノ功、復許テス可キカト。

【公孫丑】齊國の人、孟子の門人。【當路】顯要の位に列して政權を握ること。【管仲晏子】管仲名は夷吾、齊の桓公を相(タス)けて諸侯に霸とならせた人。晏子は名は嬰、字は平仲、齊の景公の臣、孔子と同時の人。【許】豫期すること、「アテテス」猶ほ期の如し。

【通解】孟子の弟子の公孫丑が孟子に問うて曰ふに「先生が若しもこの齊國の要路に當つてお立ちになり一國の政權を握られたら、齊の賢相の管仲や晏子のやうな功業を、復(タス)豫め今日に期して成就されませうか」と。

孟子曰、子誠齊人也。知管仲晏子而已矣。或問乎曾西曰、吾子與子路孰賢。曾西蹴然曰、吾先子之所畏也。曰、然則吾子與管仲孰賢。曾西斂然不悅曰、爾何曾比予於管仲。管仲得君、如彼其專也。行乎國政、如彼其久也。功烈如彼其卑也。爾何曾比予於是。曰、管仲曾西之所不爲也。而子爲我願之乎。

孟子曰ク、子ハ誠ニ齊人ナリ。管仲晏子ヲ知ルノミ。或ヒト曾西ニ問ヒテ曰ク、吾子ト子路ト孰レカ賢レルト。曾西蹴然トシテ曰ク、吾ガ先子ノ畏レシ所ナリト。曰ク、然ラバ則チ吾子ト管仲ト孰レカ賢レルト。曾西斂然トシテ悦バズシテ曰ク、爾何ゾ曾子ヲ管仲ニ比スルヤ。管仲ハ君ヲ得ルコト、彼ガ如ク其レ專ナリ。國政ヲ行フコト、彼ガ如ク其レ久シキナリ。功烈彼ガ如ク其レ卑シキナリ。爾何ゾ曾子ヲ是ニ比スルヤト。曰ク、管仲ハ曾西ノ爲サザル所ナリ。而ルニ子我ガ爲ニ之ヲ願フカト。

【曾西】孔子の門人なる曾子(參)の子、名は申、字は子西。【吾子】同輩が相親みて呼ぶの稱。【子路】孔子の門人、姓は仲、名は由、子路は字、十哲の一人。【蹴然】畏敬して安んぜざる貌。【先子】父の曾子を指す。【畏】畏敬の義、畏れて之を避けるのではない。【斂然】怒つて顔色を變へる貌。【曾】「スナハチ」と訓む。【得君】君の信任を得る。乃に同じ。乃は反つての意。【功烈】烈も「テガラ」【願】望む。

【通解】孟子答へて曰ふ「ほんにお前は齊國の人であるから、唯管仲や晏子だけを知つて、この二人の外に眞の大人物のあるの

を知らないのだ（孟子、此二人ニ比セラレタノヲ快シトシナイカラ斯ウ云ツタ）昔或人が曾西に問うて曰ふ「貴君と子路とは、其の人品どちらが優つて居ませう」と。曾西は自分を子路のやうな賢人に比べられたのに對して不安の有様で答へるには「あの子路は自分の亡父の曾子ですら畏敬してゐた程の賢人である。それを自分のやうな者に比べるのは、不當である」と。そこで或人又問うて曰ふに「それなら貴君と管仲とは、どちらが賢つてゐませうか」と。之を聞いて曾西は怒つて顔色を變へ、如何にも不満な様子をして答へて曰ふに「汝はどうして自分を管仲の如きつまらない人物に比べるのか。管仲は桓公に信任されてゐたことが、あの通り専らであり、國政を行つてゐたことが四十餘年の長い間であつたから、どんな善政を行ふことも自由であるのに係（カ）カらず、その功業といへば、單に桓公を佐けて諸侯の盟主（ハタガシラ）とさせたとに過ぎないではないか。それをどうして汝は自分を管仲ごとき者に比べるのか」と。あの管仲の仕事は、曾西すらも（曾西ハ自分ト同ジク聖賢ノ道ヲ學ンダ人デハアルガ孟子ハ心ニ其ノ人物ヲ小トシテキタ）眞似して爲すことを望まないものである。それに汝はどうして反つて自分を管仲に比べるのか」と。以上第一段、治を爲すには當に王道を以てすべく、霸術を以てすべからざるを言ひ、管仲・晏子の爲すに足らざるを斷ず、主意は全く「功烈如レ彼其卑也」の一句に在る。

曰、管仲以其君霸、晏子以其君顯。管仲、晏子猶不足爲與。曰、以齊王由反手也。曰、若是則弟子之惑滋甚。且以文王之德、百年而後崩、猶未洽於天下。武王周公繼之、然後大行。今言王若易然、則文王不足法與。

【顯】名が諸侯に顯れるやうにした。【反手】手を反覆するやうに、至つて容易である。【弟子】公孫丑自ら言ふ。【滋】益（マ）マスなり。【且】發語の辭、猶ほ抑の如し。【百年而後崩】文王は九十七で崩す、百年は成數を擧げた。【洽】

「アマネシ」偏なり、徳化が偏く天下に及ぶ。【武王周公】周公は武王の弟、武王を助けて周室の基を建てた聖人。【若】易然。然は助字、焉と同じ、古書に多く通用する、若（レ）易然と讀んでも亦通ず。

【通解】公孫丑は深く管仲と晏子とを尊敬して居たから、孟子の言を聞いて、意外に思ひ、更に問うて曰ふに「先生は管仲と晏子とを左様に輕視されますが、しかし管仲は其の君桓公を相（タ）スけて、諸侯の盟主即ち旗頭（ハタガシラ）たらしめ、晏子は其の君景公を輔（タ）スけて、賢君の名を天下に顯はさしたではありませんか。而るに先生は此兩人の功業を以て猶ほ爲すに足らないと思召しますか」と。孟子が答へて曰ふに「齊國の大を以てして、其の要路に立ち、王道を行ひ、天下に王となることは其の容易なことは丁度手の平（ヒラ）を反へすやうなものである。どうして其の君に霸業を成さしめ、其の君の名聲を天下に顯はす位であらうか」と。公孫丑は更に呆（ア）キれて曰ふに「果して先生の如くであれば、弟子たる丑の疑惑はだんだん深くなる許であります。管仲晏子の事は姑く措くとして、倍も彼の文王の徳はあの通りに高く、其の上百歳の長壽を保たれ、在位も久しかつたのを以てしてさへ、猶ほ且つ其の徳化は未だ普く天下に及ぶことが出来ず（文王ハ天下ヲ三分シテ其ノ二ヲ有ツタ）其の子の武王や周公が、文王の徳を繼いで、そして始めて徳化が天下一般に行はれたやうな次第であります。天下に王たることの容易でないことは、此の如くであります。それに先生は天下に王たることは、誠に容易に爲し得られると言はれると、あの文王の爲す所も亦法則とするに足らないではありませんか」と。

曰、文王何可當也。由湯至於武丁、賢聖之君六七作。天下歸殷久矣。久則難變也。武丁朝諸侯、有天下、猶運之掌上也。紂之去武丁、未久也。其故家遺俗、流風善政、猶有存者。又有微子微仲王子比干箕子膠鬲、皆賢人也。相與輔相

曰ク、文王ハ何ゾ當ル可ケンヤ。湯ヨリ武丁ニ至ルマデ、賢聖ノ君六七作ル。天下殷ニ歸スルコト久シ。久シケレバ則チ變ジ難キナリ。武丁諸侯ヲ朝セシメ、天下ヲ有ツコト、猶ホ之ヲ掌ニ運ラスガゴトキナリ。紂ノ武丁ヲ去ルコト、未ダ久シカラザルナリ。其ノ故家遺俗、流風善政、猶ホ存スル者有リ。又微子微仲王子比干箕子膠鬲有リ。皆賢人ナリ。相與ニ之ヲ輔相ス。故ニ久シクシテ後ニ之ヲ失ヘルナ

之。故久而後失之也。尺地莫非其有也。一民莫
非其臣也。然而文王猶方百里起。是以難也。

リ。尺地モ其ノ有ニ非ザルハ莫キナリ。一民モ其ノ臣ニ非
ザルハ莫キナリ。然リ而シテ文王ハ方百里猶リ起ル。是ヲ
以テ難キナリ。

【當】「アタル」相匹敵する。【武丁】殷の中興の君。【六七作】作は起なり、湯王から武丁に至るの間、太甲・太戊・祖
乙・盤庚の如き皆賢聖の君である。【故家】勳舊の家。【遺俗】舊くより沿習せる風俗。【流風】修身齊家の教化を以て
言ふ。【微子】名は啓、紂の庶兄。【微仲】名は衍、微子の弟。【王子比干箕子膠鬲】王子は名は干、比に封ぜられ、箕
子は名は胥餘、箕に封ぜらる。皆紂の諸父(ヲヂ)微子から箕子に至るまでは皆殷の王族。膠鬲は異姓の卿。【輔相】輔佐
する。【其有】其は殷の紂王を指す。【猶】「ヨリ」と訓む、由に通ず。

【通解】そこで孟子が説明して曰ふに「文王の盛徳には、どうして匹敵することが出来ようぞ。しかし文王が生前王者たること
が出来なかつた理由は、時勢が興つてさうさせたのである。即ち殷は湯王から武丁の中興に至るまでの間に、太甲・太戊・祖
乙等の聖賢の君が六七人も起つた。仁恵の厚く恩澤の深いことが、一朝一夕ではない。其れ故天下の民心が、殷に歸服
して居たのが久しい開であつた。久しければ容易に變化されないものである、武丁の時は國運が漸く衰へたが、まだ潛勢
力があつた上に能く人を用ひ政を修めたから、遂に再び諸侯を參朝させ、天下を保ち治めることが、猶ほ物を掌の上に運
轉させるやうに容易であつたのだ。紂は暴虐の君であつたが、武丁の時を去ることが、まだ久しくはなかつた(凡ソ九世、
百六十七年ヲ隔ツ)それに昔からの勳舊の臣や、殘つて居た敦厚の風俗や、累世の教化の力又は善美な政事などが、猶ほ
存在して餘澤がまだ竭(ツ)きないものがあり、其の上に微子微仲王子比干箕子膠鬲などといふ人があつて、孰れも皆賢
人で、相與に心力を協せて紂を輔佐して居たから、紂が如何に無道であつても、容易に滅亡に至らず、久しい歲月を経過
してから後に天下を失なつたのだ。其のまだ滅亡しない以前は一尺の土地でも紂の土地でないものはなく、一人の民でも
紂の臣民でないものはない。然るに文王は、僅に方百里位の岐周の地から起つたのだから、其の大小の懸隔は固より同日
の論でない、且つ文王の興つた時の時勢が上に述べた通りであるから、それで文王の盛徳を以てしても王業を成すことが
かやうに困難であつたのだ。

齊人有言曰、雖有智慧、不如乘勢。雖有鎡
基、不如待時。今時則易然也。
夏后殷周之盛、地未嘗過千里者也。而齊有
其地。雞鳴狗吠相聞、而達乎四境。而齊有
其民矣。地不改辟矣、民不改聚矣。行仁政
而王、莫之能禦也。

齊人言ヘルコト有リ。曰ク、智慧有リト雖モ、勢ニ乘ズ
ルニ如カズ。鎡基有リト雖モ、時ヲ待ツニ如カズト。今ノ
時ハ則チ易然タルナリ。
夏后殷周ノ盛ナルモ、地未ダ千里ニ過グル者有ラザルナ
リ。而シテ齊其ノ地ヲ有テリ。雞鳴狗吠相聞エテ、四境ニ
達ス。而シテ齊其ノ民ヲ有テリ。地改メ辟カズ、民改メ聚
メズ。仁政ヲ行ヒテ王タラバ、之ヲ能ク禦グコト莫キナ
リ。

【智慧】智が聰敏(サトシ)で明かに察すること。【勢】國家富強の勢力。【鎡基】農具、鋤鉞の屬。【時】耕し種うるの
時。【今時】猶ほ今日といふが如し。【易然】易レ然と讀みても可なり。【地未嘗者也】夏・殷・周の盛んな時でも、帝王直
轄の土地は千里以上あつたものはなかつた。【雞鳴云云】人家ある所、必ず雞犬あり、其の聲が連り連つて四方の境にま
でも聞える。即ち人家の稠密なるをいふ。【辟】「ヒラク」開と同じ、開墾する。

【通解】子は誠に齊人であるから、齊の諺を聞いたであらう、其の齊人の諺に言つてある「如何に巧な智慧があつても、富強の
勢に乗じて事をするのに如くは無い、如何に良き鋤鉞のやうな農具があつても、耕作の時の來るのを待つて種を蒔くに如
くは無い」と。此諺に由つて觀れば天下に王たることも亦必ず時勢に乗じてはならぬ。そして今日の時勢は文王の時
代と違つて、王たるに尤も容易な時期である。前に「齊ヲ以テ王タルハ由ホ手ヲ反ヌガゴトキナリ」と曰つたのも是が故
である(先ツ時ヲ承ク)

それのみでなく、古の夏・殷・周の盛んな時でも、帝王直轄の畿内の地は、まだ千里以上あつたことはなかつたのに、今日
齊では千里四方の地を領有して居る。夏后・殷・周の盛んな時代には人口繁殖し、雞や犬の聲は國都から、四方の境までも
達する程であつたが、而るに齊は今日之と同じき稠密なる人口を有して居る。それ故に土地は新規に廣く開墾する必要も
なく、人民は新規に招き聚める必要もない。王となるに都合のよい基礎は、既に十分に出來て居るから、此國勢に乗じて

仁惠の政を行なつたなら、民の歸附すること益衆く、土地が自然に開拓すること益廣く、天下を一統して王たるに於ては、誰が之を禦ぎ止めることが出来ようぞ（以上齊ノ富強ノ勢ニ乗ズレバ王タルコトノ容易ナルヲ言フ）

且王者之不_レ作_レ、未_レ有_レ疏_ニ於此時者_也。民之憔悴_ニ於虐政_ニ、未_レ有_レ甚_ニ於此時者_也。飢者易_ニ爲_レ食_ニ、渴者易_ニ爲_レ飲_ニ。

孔子曰、德之流行_ニ、速_ニ於置郵而傳_レ命_也。當今之時_ニ、萬乘之國_ニ、行_レ仁政_ニ、民之悅_レ之_ニ、猶_レ解_ニ倒懸_也也。故事半_ニ古之人_ニ、功必倍_レ之_也。惟此時爲_レ然_也。

且王者ノ作ラザルコト、未ダ此時ヨリ疏ナル者ハ有ラザルナリ。民ノ虐政ニ憔悴スル、未ダ此時ヨリ甚ダシキ者ハ有ラザルナリ。飢ウル者ハ食ヲ爲シ易ク、渴スル者ハ飲ヲ爲シ易シ。孔子曰ク、徳ノ流行スルハ、置郵シテ命ヲ傳フルヨリモ速カナリト。今ノ時ニ當リテ、萬乗ノ國、仁政ヲ行ハバ、民ノ之ヲ悦ブコト、猶ホ倒懸ヲ解クガゴトクナラン。故ニ事ハ古ノ人ニ半ニシテ、功ハ必ズ之ニ倍セン。惟此時ヲ然リト爲ス。

【疏】久闊なり、其の間の長く遠きをいふ。【憔悴】甚だしく困苦する、惟一に頼に作る。【速ニ於置郵而傳命】置ば驛、郵は遞傳なり、宿場に備へて置いて、つぎつぎに走らせる馬、俗に傳馬（テンマ）といふ、宿繼ぎの馬を以て命令を傳達するよりも速い。【倒懸】身體を倒さにぶらさげらる、困苦の甚だしきに喩ふ。

【通解】獨りそればかりでなく、王者の世に出て來ないこと、今の時より疏闊なことは無い。（文王、武王が起ツテカラ、最早七百餘年ヲ經過シテ居ル）其の上人民が暴虐な政に困苦してゐることも、今日ほど甚だしい時はないのである。飢餓に苦しんでゐる者は、食物の美惡を擇ばず、どんな物でも喜んで之を食することを爲し易く、喉の渴いてゐる者は、飲料の良否を問はないで飲むことを爲し易い如く、久しく仁政に飢ゑ渴してゐる民は、さして仁惠が深く恩澤が厚くなくとも、容易に其の徳に感じて心を歸するに至るであらう。

孔子が曰はれた言葉に「人君の徳の下民に感應して天下に流行（ユキワタル）することの速いことは、丁度宿繼ぎの馬を取換へ引換へて、命令の四方へ通ずるよりも、速かなものである」と。今日人民が虐政に苦んでゐる時に方つて、萬乗の大國の

勢に乗じ、仁政を施し行つたなら、民が之を悦ぶことは、猶ほ倒さに釣下げられて居る苦を、解いてやるやうであらう。それ故今日行ふ所の仕事は僅に古人の半分程でも、其の功は必ず古の人に倍加することを得るであらう、それは惟現今の時こそ然るべきである」と（以上ハ時ノ利ナルヲイフ）

天下を治むるは、當に王道を以てすべく、霸術を以てすべからざるを言ふ、前の齊桓晉文章（二頁）と略同じ意だ。

一八 夫子加齊之卿相章

公孫丑問曰、夫子加_ニ齊之卿相_ヲ、得_レ行_レ道焉_、雖_モ由_レ此_ニ霸王_ニ不_レ異_也矣。如此_ニ、則_レ動_レ心_ニ否_乎。孟子曰、否。我四十_ニ不_レ動_レ心_也。

公孫丑問ヒテ曰ク、夫子ニ齊ノ卿相ヲ加ヘテ、道ヲ行フコトヲ得バ、此ニ由リテ霸王タリト雖モ異マズ。此ノ如クンバ則チ心ヲ動カサンヤ否ヤト。孟子曰ク、否。我四十ニシテ心ヲ動カサズト。

【卿相】卿と爲つて王を輔ける。【由レ此】此の位地に居るといふ義。【四十】曲禮に「四十曰強、而仕」とあり。四十は君子道明かに徳立つの時だ。論語に孔子が「四十而不惑」（論語解義三五頁）と曰はれし不惑も亦學徳が十分に成熟し、事に當つて事理明白で、心が迷ひ亂れないこと、即ち心を動かさざるの謂だ。【動レ心】重大な責任を引受けて、萬事を處理するに當つて恐懼したり、又は疑惑したりして、心を動かす。

【通解】公孫丑が問うて曰ふに「先生に對して齊國から卿相の位を與へられ、平生學ぶ所の道を政に施し行ふことが出来たなら、此に由つて、小にしては諸侯の旗頭となり、大にしては天下に王となると雖も、固より先生の優（ユタ）かに爲し得られることとで、別に不思議とも思ひませんが、惟かやうに重大な責任をお引受になつて、重要な任務を實行されるのであるから、或は恐懼されたり、或は疑惑されたりして其の心を動かされることがありませうか、動かされないでせうか」と。孟子答へて曰ふ「否、心を動かすことはない。自分は四十歳の時から、最早や心を動かさないのだ」と。

曰、若_レ是則夫子過_ニ孟賁_ニ遠_ニ矣。曰、是不難_ニ告_也。曰ク、是ノ若クンバ則チ夫子ハ孟賁ニ過グルコト遠シト。

子先、我不動心。

曰、不動心有道乎。曰、有。北宮黜之養勇也、不皮膚撓、不目逃。思以一毫挫於人、若撻之於市朝。不受於褐寬博。亦不受於萬乘之君。視刺萬乘之君、若刺褐夫。無嚴諸侯。惡聲至、必反之。

【孟賁】古の勇者で、能く生牛の角を抜いたといふ。【告子】名は不害。【北宮黜】北宮は姓、黜は名。【不二膚撓】撓は屈なり。肌膚を刺されても膚がひるまない。【不二目逃】尖つた物で目を刺されても、目睛を轉じて逃れ避けない。

【挫】「ハツカシメラレル」猶ほ辱の如し。【市朝】市中の羣集の間、市中に店が列んでゐるのは、官吏が朝廷に列坐してゐるやうであるのからいふ。一説に市井と朝廷と。【褐寬博】褐は毛織の粗い布。寬博は、ゆるく、ひろく仕立た稱。是は微賤の者の着用するもの、轉じて卑賤の者の稱とす。【不受】屈辱を受けない。【刺】さし殺す。【嚴】畏れ憚る。

【惡聲】己の惡口をいふ。【反之】仕返しする。

公孫丑が曰ふに「重大な任務を引受けられても、心を動かさなれないことが此の如くであるなら、其の勇氣はあの孟賁にも過ぎて居ることが遠い」と稱賛した。孟子答へて「其の心を動かさなれないといふことは、左程爲し難いことではないのだ。彼の告子は、自分に先だちて能く其の心を動かさなれないやうになつて居る」と。そこで公孫丑が又問うて曰ふ「其の心を動かさなれないやうにするには、何か方法がありませうか」と。孟子が曰ふ「如何にも方法がある。さて北宮黜が勇氣を養つて心を動かさなれない方法は、肌膚を刺されても、些しも肌膚を撓め屈せず、目を刺されても、眼睛を轉じて逃れ避けず。又人から一筋の毛ほどの微細な恥辱を受けても、心に深く恥ぢることは、丁度市中の羣集中で、鞭打たれたやうに思つて居たから、粗き廣袖の毛布を着た微賤の者からも、恥辱を受けず、萬乘の大諸侯からも屈辱を受けない。又萬乘の諸侯を殺すのを視ることは、粗き廣袖の「ドテラ」を着た賤民を殺すと同じやうに心得、彼の眼中には誰一人畏れ憚るべき諸侯とてなく、惡口されると、必ず仕返しをしなければ容赦することが無かつた（蓋シ黜ハ刺客ノ流デ、如何ナル相手デモ自分ハ

負ケルコトナク必ズ勝ツコトヲ以テ主トシテ其ノ心ヲ動かサナカッタ者ダ)

孟施舍之所養勇也、曰、視不勝、猶勝也。量敵而後進、慮勝而後會、是畏三軍者也。舍豈能爲必勝哉。能無懼而已矣。

孟施舍似曾子。北宮黜似子夏。夫二子之勇、未知其孰賢。然而孟施舍守約也。

孟施舍ノ勇ヲ養フ所ハ、曰ク、勝タザルヲ視ルコト、猶ホ勝ツガゴトキナリ。敵ヲ量リテ而ル後ニ進ミ、勝ツコトヲ慮リテ而ル後ニ會スルハ、是レ三軍ヲ畏ル者ナリ。舍豈能ク必ズ勝ツコトヲ爲サンヤ。能ク懼ルルコト無キノミ。孟施舍ハ曾子ニ似タリ。北宮黜ハ子夏ニ似タリ。夫ノ二子ノ勇ハ、未ダ其ノ孰カ賢レルヲ知ラズ。然リ而シテ孟施舍ハ守約ナリ。

【孟施舍】孟は姓、施は發語、舍は名。【會】合戦する。【三軍】一萬二千五百人を一軍といふ。即ち三萬七千五百人。ここは大軍の義。【曾子】孔子の門人、名は參。其の學問のやり方は、見聞すると直様之を反省して、心に工夫修養した。

【子夏】孟子の門人、姓は卜、名は商。深く孔子を尊信して、其の一言一行、悉く自己の手本とした。【賢】猶ほ勝の如し。【約】約は要、守る所、其の要領を得る。

古の勇士孟施舍が勇氣を養つて、心を動かさなかつた方法は、嘗て自ら言つて曰ふに「自分はたとひ勝つことの出来ない敵を視ても、猶ほ勝つが如く思つて進み少しも心を動かさなれないのだ。一體敵の強弱多寡などを推量つて而る後に進んだり、必ず勝つことを考慮して會戦するのは、是れ三軍の衆を畏れる臆病者のやり方である。勝敗は兵家の常、自分とても必ず勝つといふことが出来ようぞ、いつも必勝を期することは出来ないが、唯勝負を眼中に置かず、敵に對して些しも懼れないで勇進するばかりだ」と。蓋し舍は力戦の勇士で懼ること無きを以て心を動かさなない修養の方法としたのだ。以上の黜と舍との二人の勇を養ふ方法を批判して見ると、孟施舍のやり方は曾子に似て居り（曾子ハ反省的デ舍モ亦反省的デアル、即チ舍ハ敵ノ強弱ニ關ハラズ、自分ハ一切懼レナイトイフコトヲ以テ心ヲ動かサナイノダカラ、主觀的デ守ル所ハ内ニ在ル）又北宮黜のやり方は子夏に似て居る（黜ノ心ヲ動かサナイヤリ方ハ必ズ勝ツトイフノニ在ル。勝ツトイフコトハ敵ヲ眼中ニ置イテノコトダ、即チ黜ノ務メテ居タ所ハ外ニ在ルノダ。丁度子夏ガ一切孔子ヲ標準トシ、之ヲ模範トシテ居

タノニ似テキルカラ、客觀的デ守ル所ハ外ニ在ル。彼の二人の勇氣は、どちらが勝つて居るかを知らないが、二人の守る所に就いて曰へば、孟施舍の方が要領を得て居る（蓋シ黜ハ務メテ人ニ敵ス、是レ其ノ求メル所ガ人ニ在ルノダ、求メル所ガ人ニ在レバ、若シキ自分ヨリ勝ル者ニ出遇ツタラ、能ク心ヲ動かスコトガ無イ譯ニハユカナイ。舍ハ専ラ己ヲ守ル、是レ其ノ求メル所ガ己ニ在ルノダ、求メル所ガ己ニ在レバ、往クトシテ自由デナイコトハナク、只一箇ノ懼レルナキコトヲ守ツテキルカラ、ドンナ大敵ニ逢ツテモ、心ガ動カナイ、ソレ故舍ノ守ル所ハ黜ニ比ベテ、其ノ要領ヲ得タルスルノダ）

昔者曾子謂子襄曰、子好勇乎。吾嘗聞大勇於夫子矣。自反而不縮、雖褐寬博、吾不慄焉。自反而縮、雖千萬人吾往矣。孟施舍之守氣也。又不如曾子之守約也。

昔者曾子、子襄ニ謂ヒテ曰ク、子勇ヲ好ムカ。吾嘗テ大勇ヲ夫子ニ聞ケリ。自ラ反シテ縮カラザレバ、褐寬博ト雖モ、吾慄レザランヤ。自ラ反シテ縮ケレバ、千萬人ト雖モ吾往カント。孟施舍ノ守ハ氣ナリ。又曾子ノ守ノ約ナルニ如カザルナリ。

【子襄】曾子の門人の名。【大勇】義理の勇。【夫子】孔子をいふ。【縮】「ナホシ」直なり。【慄】「オソレル」恐懼する。吾不慄焉の語は反語、猶ほ乎の如し。【氣】理に對して一身の氣をいふ。

さて曾子の心を動かさない方法は、果してどんなであつたかといふと、昔曾子が其の門人の子襄に謂つて曰ふに「お前は勇を好むか。勇にも大勇小勇の別がある。自分が嘗て義理の大勇を孔子から聞いたことがある。其のお言葉に曰ふ、自分で反省して見て、少しでも義理に合はない不正直な行爲があつたならば、如何に微賤な褐寬博を着た賤しき者にでも、吾はどうして懼れないことが出来ようや、出来ない。もし自分で反省して正直であれば、千萬人の大勢に對しても、自分は奮つて往き、之と對抗して些しも懼れることは無い」と。この曾子の言に就いて之を觀れば彼の孟施舍の守る所は、北宮黜に比べて要領を得て居るやうであるが、要するに一身の血氣を鼓舞して、天下に懼れるものはないと極めて居るに過ぎない。又曾子の自ら心に反省して義理に循ひ、義理に合つて直れば懼れる所のないのを以て心の守とするの尤も其の要を得たには如かない（按ズルニ、孟子ノ心ヲ動かサナイノハ、其ノ源蓋シ曾子カラ出テキル。ソレ故、ココノ「自反而縮」ハ、下文ノ「以レ直養而無レ害」デ「雖ニ千萬人ニ吾往矣」ハ、下文ノ「浩然之氣」デアル）

曰、敢問夫子之不動心、與告子之不動心、可得聞與。告子曰、不得於言、勿求於心。不得於心、勿求於氣。不得於言、勿求於心。不可。夫志氣之帥也。氣體之充也。夫志至焉、氣次焉。故曰、持其志、無暴其氣。

曰ク、敢テ問フ夫子ノ心ヲ動かサザルト、告子ノ心ヲ動かサザルトハ、聞クコトヲ得可キカ。告子曰ク、言ニ得ザレバ心ニ求ムルコト勿レ。心ニ得ザレバ、氣ニ求ムルコト勿レ。心ニ得ザレバ氣ニ求ムルコト勿レトハ、可ナリ。言ニ得ザレバ心ニ求ムルコト勿レトハ、不可ナリ。夫レ志ハ氣ノ帥ナリ。氣ハ體ノ充ナリ。夫レ志至レバ、氣次グ。故ニ曰ク、其ノ志ヲ持シテ、其ノ氣ヲ暴スルコト無レト。

【告子曰】以下は告子の言を擧げて、孟子がこれを批判するのだ。【不得於言】他人の言論で、理解し得ない所があれば。【勿求於心】自分の心に反求して強ひて理解しようとするな。【不得於心】心に於て合點ゆかず、何か安んぜざる所あるをいふ。【勿求於氣】助を氣に求めていらだつたり怒つたりするな。【志氣之帥也】志は心の指して之（こ）く所のもので、志が命令を氣に傳へて、人體は活動するのである。氣は志の命令を受けて動くから、士卒のやうなもので志は氣に命令を傳へるから、將校のやうなものだ。【氣體之充也】氣は身體の各部に充滿して居る。【志至焉氣次焉】或る事を爲さうと思へば手足が其の方に向つて動作する。思ふは志で、動作するのは氣である、すべて志の向ふ所に氣が次ぎて隨ふをいふ。

そこで公孫丑が又問うて曰ふに「黜と舍と曾子との三人の心を動かさない方法は、既に理解しました。敢てお伺ひしますが先生の心を動かさない方法と、告子が心を動かさない方法とどう違いますか、承はることが出来ませうか」と。孟子が答へて曰ふ「あの告子の心を動かさない方法は、告子自身の言によつて知ることが出来る。告子が曰ふに「凡そ他人の言に於て理解し得ない箇所があつても強ひて其の理解を吾が心に求めようとして却つて吾が心を動かし亂してはならぬ。それから又吾が心に合點がゆかず何か不安な事があつても、助を氣に求めていらだつたり怒つたりして心を動かし亂してはならぬ」と。さてこの告子の言葉を批判して見よう。彼が心に不安があるときに、助を氣に求めるなど曰つたの

は、稍可なれども（心ハ本デ氣ハ末デアアル。心ノ不安ヲ抑ヘヨウトシテ、氣カラ助ヲ求メルノハ本末ヲ顛倒シテキルカ
ラ）しかし彼が他人の言に於て理解することが出来ないならば、其の儘に捨て置いて、之を心に反求するなと曰つたこと
は不可である。何故とならば他人の言の理解が出来ないのを其の儘捨て置いたなら、一生理解する機会がなくなつて、人
に欺きだまされるやうになる恐があるからだ。一體志は一身を主宰して、氣を使役する者であるから氣の將帥であり、氣
は一身に充滿して、命令を志から聴くのだから、志の士卒といつても好いのだ。かういふ譯だから、志の至る所、氣は必
ず之に附隨して活動するものである（例ヘバ志倦ミテ惰ルトキハ、白晝デモ睡ニ就クガ、君父ノ危難ニ遭ヘバ連夜眠ヲ思
ハナイ、是レ志ガ氣ヲ帥キルノ證ダ）それ故に自分は曰ふ、常に自ら其の志を堅く奉持し守つて、其の氣を害（ソコ）ふこ
と勿れと。すべて己の行事が正しからず、心に恥づる所があれば、其の氣が餒ゑる、之を氣を害ふといふのだ。志を大切
に保持し、又氣を暴ひ害する様の様をしてはならないといふのだ（然ルニ告子ハ心ヲ強制スルコトダケヲ知ツテ一方ノ氣
ヲ粗糲ニシテ居ル）

既曰、志至焉、氣次焉。又曰、持其志無暴其

氣者、何也。曰、志壹則動氣、氣壹則動志也。

今夫蹶者、趨者、是氣也。而反動其心。

【壹】 專一の義。【蹶】 「ツマツク」顛頭なり。【趨】 疾走する。

公孫丑が思ふに、氣は志の率ゐる所であれば、氣は志に付隨する者である。されば専ら其の志を保持したならば可からう。
而るに今別に氣を害ふこと無きの工夫を要するは何故なるかと疑ふ。因つて又問うて曰ふ、「既に志が至れば氣はそれに次
ぎて付隨するものだ」と曰ひ、又其の志を保ち守つて、更に其の氣を害ふことのないのを要すとは、如何なる譯であるか」と。
孟子曰ふ「志と氣とは互に相關聯して離れない者である。それ故に志が專一であれば四肢百骸皆其れに隨つて運用するか
ら固より以て氣を動かすに足りる。されども氣が專一であれば、志が反つて氣の爲に動かされて安きことを得られない。
さて志が氣を動かすことは、誰も知り易いけれども、氣が志を動かすことは知り難い、それ故例を擧げて曰ふ、今夫れハ

既ニ曰ク、志至レバ氣次グト。又曰ク、其ノ志ヲ持シ
テ其ノ氣ヲ暴フコト無カレトハ、何ゾヤ。曰ク、志壹
レバ則チ氣ヲ動カシ、氣壹ナレバ則チ志ヲ動カス。今夫
レ蹶ク者、趨ル者ハ、是レ氣ナリ。而ルニ反リテ其ノ心ヲ
動カス。

の歩行して蹶き倒れるに至つたり、或は急遽奔走して疾く行く者は、是れ皆倉卒の際、氣が其の平を失ふ者である。そし
て反つてそれが爲に其の心を動かし、驚き懼れて安きことを得ざらしめる。是れ氣が專一であれば志を動かすの驗（シルシ）
である。志と氣との關係は互に表裏をなして分離されるべきものでない。是れ即ち其の氣を養つて害ふことのないことを
要する所以である」と。

敢問、夫子惡乎長。曰、我知言。我善養吾浩然之

氣。敢問、何謂浩然之氣。曰、難言也。其爲氣也、

至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間。其

爲氣也、配義與道。無是餒也。

【知言】 凡そ天下の人の言に於て、是非得失を究め盡して、明かに理解する。【浩然之氣】 浩然是盛大流行の貌、此上

もなく大きく、此上もなく堅剛な氣で、前にある身體各部に充滿して居る氣をいふ。【難言】 其の心に獨り得る所で、形
もなく聲もなく、未だ言語を以て形容し易からざるを言ふ。【至大】 限量なきを言ふ。【至剛】 至つて堅くして屈撓する
ことの出来ない義。【以直養】 正しい道理を以て養ふ。【配】 配合して助ける、譬へば妻の夫に配して助け合ふ如きだ。
【義】 物事を處置して其の宜しきかなふをいふ。【道】 自然の方則、即ち天の理、人の道をいふ。【餒】 餓ゑ乏しくし
て氣の體に満たざるをいふ、借りて逡巡退縮の義とす。

そこで公孫丑が更に進んで質問して曰ふに「敢てお尋ねしますが、先生の心を動かされない方法といふのは、告子に比し
てどういふ點に長じられて居られるのですか」と。孟子答へて曰ふ「自分は告子と反對に、天下の言に於て、其の是非得
失を究めて皆明かに知つてゐる。又自分は盛大堅剛な氣を養成してゐるのだ」此知言、養氣の二つは自分が告子と異なる所
で、是れ自分が心を動かさない所以の道である」と（言語ノ是非得失ヲ明カニ知リ盡シテ居レバ、疑ヒ惑フコトナクシテ
心ヲ動カサズ。浩然ノ氣ヲ養成シテ道義デ之ヲ固メテ居レバ、如何様ノ事ニ出逢ツテモ、懼レテ心ヲ動カサナイ）公孫丑

更に問うて曰ふに「その浩然の氣といふは、一體どんなものを指していふのでありますか」と。孟子が曰ふに「之を言葉に出して説明することは、誠に困難である。しかし其の本體を言ふと、分量は至りて廣大で限りがなく、又至りて堅固であつて屈し撓ますことの出来ぬものである。そして之を養成するには、平生自ら反省して其の心常に直くして義理に合し、其の直き義理を以て養成して傷害する所が無いならば、其の至りて廣大に至りて堅固なものは自然に擴大して、天地の間にも充ち塞(フサ)がるに至る。さてこの浩然の氣といふものは、正義と天理人道とに配合して一體となり、義として爲すべき所は、此氣が之を助け、道の行はねばならぬ所は、矢張此氣が之を助けてゆくものである。もしも此氣が無かつたら、道義も氣に助けられないから、たとひ道義を行なはうとしても、逡巡退縮して疑ひ懼れることを免れない、即ち其の體氣が饑乏(ウツク)しては、何事も爲すことが出来ない。是れ一日も浩然の氣の無くてはならない所以である」

是集義所生者。非義襲而取之也。行有不慊於心、則餒矣。我故曰、告子未嘗知義。以其外之也。

是レ集義ノ生ズル所ノ者ナリ。義襲ヒテ之ヲ取ルニ非ザルナリ。行心ニ慊カラザルコト有レバ、則チ餓ウ。我故ニ曰ク、告子ハ未ダ嘗テ義ヲ知ラズト。其ノ之ヲ外ニスルヲ以テナリ。

【集義】 猶ほ積善といふが如し、集は積み集める、今日一義を積み、明日も一義を積み、積み積みて事事義に合(カ)はんことを欲する義。【襲】 掩ひ取る義、不意討する。【慊】 「ココロヨシ」快なり「不慊於心」は即ち自ら反して縮(ナホ)からず、内に省みて疚(ヤ)ましき所あるをいふ。

【通解】 此一節は上文の以直養の意味を申(カ)サねて説いたので「さて此氣を養成するには、平日行ふ所が悉く義(即ち直)に合(カ)はんことを心に求め、其の義が一日一日と漸く積み重なつて、我が心に一點の愧ぢる所がなければ、此氣が自然に内に發生することが出来るものである。僅か一つか二つか義に合つた事をしたからといつて、それで浩然の氣が出来るといふやうな簡単なものではない。又其の行爲に就いて、一事でも義に合(カ)はず、心に快く思はない所があれば、此氣は餓えて乏しくなり、活潑な活動をすることが出来なくなるものだ。然るに告子は、言に得ざれば心に求むる勿れ、心に得ざれば氣に求むる勿れなどといつて、義は心内に自然に存在して居るといふ道理を知らないで、義は固有のものでなく、

相手によつて生ずる者で、外面に在るのだと唱へて居る。それで自分は斷言するが、告子はまだ義といふものの本體を知らない。何故なれば、彼は義の心内に在ることを知らないで、外面に在るものと誤解してゐるからだ」

必有事焉。而勿正。心勿忘。勿助長也。芒然歸、謂其人曰、今日病矣。予助苗長矣。其子趨而往視之、苗則槁矣。天下之不助苗長者寡矣。以爲無益而舍之者、不耘苗者也。助之長者、揠苗者也。非徒無益、而又害之。

必ズ事有リ。正スルコト勿レ。心ニ忘ルルコト勿レ。助ケテ長ゼシムルコト勿レ。宋人ノ若ク然スルコト無カレ。宋人其ノ苗ノ長ゼザルヲ闕ヘテ之ヲ揠ク者アリ。芒然トシテ歸リ、其ノ人ニ謂ヒテ曰ク、今日病ル。予苗ヲ助ケテ長ゼシムト。其ノ子趨リテ往キテ之ヲ視レバ、苗則チ槁レヌ。天下ノ苗ヲ助ケテ長ゼシメザル者寡シ。以テ益無シト爲シテ之ヲ舍ツル者ハ、苗ヲ耘ラザル者ナリ。之ヲ助ケテ長ゼシムル者ハ、苗ヲ揠ク者ナリ。徒ニ益無キノミニ非ズ。而シテ又之ヲ害ス。

【必有事】 事は事とする所あるなり。必ず集義といふことを事として日日間斷なきなり。【正】 豫期する義。或は下文の心の字と連ねて讀む者もある、亦通ず。【闕】 憂ふ。【揠】 音「アツ」拔く。【芒然】 芒は茫に同じ、疲れ困む貌。

【其人】 其の家の人。【病】 「ツカレル」疲勞の意。【通解】 此一節は浩然の氣を養ふ方法を申(カ)サねて説く「さて氣を養ふには必ず常に義を集め積む事を事として、間斷があつてはならぬ。そして豫め其の効果を期してはならぬ。唯平生常に義を積む事を念頭に置き、寸時も心に忘れてはならぬ。さうかと云つて、性急に於て無暗にあせつて其の氣を助け長じさせるやうな事をしてはならない。慎んで宋國の農夫のやうなやり方をしてはならぬ。宋國の農夫に、自分の植ゑ附けた苗の成長が遅いのを心配して、一本一本心を引き抜いて伸ばした者があつた。そして如何にも疲れた様子をして歸つて来て、其の家人に向つて曰ふに「今日は非常に疲れた、己は苗の成長するのを助けて成長せしめてやつた」と。其の子が驚いて趨つて往つて觀たら、苗はすでに盡く枯れてしまつて居たといふことである。今天下の浩然の氣を養ふを事とする者を觀るに、之を始めるに其の効果を豫期するの心を以て

し、之に繼ぐに性急にして助け長ぜしめようとする念を以てし、あの宋人の苗を引き抜いたといふに類似しない者は少いのだ。しかし最初から氣を養ふことを無益として、捨て置く者もあるが、それは苗の間の草を耘(クサギ)り除くことをしないもので、苗は十分に發育することが出来ない(告子が義ヲ外ニシテ心ニ求メナイヤウナリ方ヲ指ス)氣の養ふべきことを知つて之が成長を助ける者は、苗の心を引き抜く者である(北宮黝孟施舍ナドノ専ラ氣ニ求メルヤリ方ヲ指ス)かういふやうなやり方は、徒(タダ)に益がないばかりでなく、却つて之を傷害するものだから、注意して戒めねばならない。(害ノ字ハ上文ノ「以レ直養而無レ害」ノ害ト照應シテキル、蓋シ常ニ集義ヲ以テ事ト爲シテ、正(アテテ)スルコトナク、忘ルルコトナク、助長スルコトナキハ、是レ孟子ガ養氣ノ妙訣デアアル)

何謂知言。曰、諛辭知其所蔽。淫辭知其所陷。邪辭知其所離。遁辭知其所窮。生於其心、害於其政。發於其政、害於其事。聖人復起、必從吾言矣。

何ヲカ言ヲ知ルト謂フ。曰ク、諛辭ハ其ノ蔽ハルル所ヲ知ル。淫辭ハ其ノ陷ル所ヲ知ル。邪辭ハ其ノ離ルル所ヲ知ル。遁辭ハ其ノ窮スル所ヲ知ル。其ノ心ニ生ジテ、其ノ政ニ害アリ。其ノ政ニ發シテ、其ノ事ニ害アリ。聖人復起ルトモ、必ズ吾ガ言ニ從ハン。

【諛辭】 一方にかたよつた言葉。諛は偏跛。【蔽】 心が私意に遮り蔽はれて、只一偏のみを見て全體を達観することが出来ない。【淫辭】 放蕩(ホシイマ)でしめくりがない言葉。【陷】 沈み溺れる。惡道におち入つて悟ることが出来ない。【邪辭】 正しからぬ言葉。邪は邪僻。【離】 心が道理に叛き離れる。【遁辭】 いひぬけの言葉。【窮】 困み屈まる、即ち行き詰まること。

【通解】 公孫丑も浩然の氣を養ふことに就いては了解が出来たので、更に孟子の長所に就いて問うて曰ふ「氣を養ふの説はすでに教を承けて了解しましたが、先生が我知言と曰はれたのは、如何なる意味でありますか」と。孟子答へて曰ふ「凡そ人の言葉は皆心から發するものである。それ故に其の心が理に明かであれば言葉に病失がないけれども、心が理に明かでないと言葉に病失のないことを免れない。試に言葉の病失を擧げて見れば、今茲に諛辭即ち一方に偏した言葉を出す者がありとすれば、其の人が理を見ることが明かでなく、私意の爲に遮り蔽はれてゐる所あるを知る(楊朱ノ利説ヤ墨翟ノ兼愛

説ナドハ、皆此諛辭デアツテ、一部分ハ眞理ノヤウデアアルガ、大部分ハ不合理デアアル)其の言葉が放蕩(ホシイマ)でしめくりがない言葉を淫辭といふ、淫辭は能く悟ることの無いのを知る。其の言葉が偏僻邪曲で方正でないのを邪辭といふ、邪辭は其の心が正理に叛き離れてゐるのを知る。又言を左右に託して私欲の爲に心が蔽はれ溺れて遁げ口上を言ふのを遁辭といふ、遁辭は其の心が困屈して行き詰まつた結果であることを知るのだ。かやうに蔽陷離窮の四つは、皆道理が明かでない爲に生ずる心の病根で、それが現はれて諛淫邪遁等の言葉の病症と爲つて來るのだ。さて蔽陷離窮の病根がすでに心に生じたときは、唯其の言葉に發するものが諛淫邪遁の病症を生ずるばかりでなく、其の心を以て政を行へば、必ず其の政に害があつて、大綱が擧がらない所がある。すでに其の心が政に發して大綱が擧がらないときは、當に心の事(事トハ施政ノ大綱ニ對スル種種ノ條目)に害がある。それ心は萬事の本で、其の心術が正しくないときは、當に心の聲である言葉に發して病失があるばかりでなく、之を政事に施して皆害がある、是れ理の當然であつて聖人が再び此世に生れ出ても、屹度吾が言(生ニ於其心云云ノ四句ヲ承ケテ言フ)に従うであらう(以上孟子ガ自分ノ心ヲ動かサナイ道ノ告子ト異ナル所以ハ、知言養氣ノ二ツノ者ヲ能クスルニ在ルコトヲイフ、章首カラ此ニ至ルマデヲ前半章トスル)

宰我、子貢善爲說辭、冉牛、閔子、顔淵善言德行、孔子兼之。曰、我於辭命、則不能也。然則夫子既聖矣乎。曰、惡是何言也。昔者子貢問於孔子曰、夫子聖矣乎。孔子曰、聖則吾不能。我學不厭、而教不倦也。子貢曰、學不厭、智也。教不倦、仁也。仁且智、夫子既聖矣。夫聖孔子不居。是何言也。

宰我、子貢ハ善ク說辭ヲ爲シ、冉牛、閔子、顔淵ハ善ク德行ヲ言ヒ、孔子ハ之ヲ兼ネタリ。曰ク、我辭命ニ於テハ、則チ能ハザルナリト。然ラバ則チ夫子ハ既ニ聖ナルカト。曰ク、惡是レ何ノ言ゾヤ。昔者子貢孔子ニ問ヒテ曰ク、夫子ハ聖ナルカト。孔子曰ク、聖ハ則チ吾能ハズ。我ハ學ビテ厭ハズ、教ヘテ倦マザルナリト。子貢曰ク、學ビテ厭ハザルハ、智ナリ。教ヘテ倦マザルハ、仁ナリ。仁ニシテ且ツ智ナレバ、夫子ハ既ニ聖ナリト。夫レ聖ハ孔子モ居ラズ。是レ何ノ言ゾヤト。

【宰我】 姓は宰。名は予、字は子我。孔子の門人。【子貢】 姓は端木、名は賜、字は子貢。孔子の門人。以上二人は言夫子加齊之卿相章

語に長ず。【說辭】言語應對。【冉牛】姓は冉、名は耕、字は伯牛。【閔子】姓は閔、名は損、字は子騫。【顏淵】姓は顏、名は回、字は子淵。以上三人も亦孔子の門人。皆德行に優なり。【言德行】德行は道を心に得て行事に見（ア）はるるもの、言の字は意軽く、只德行に長ずるの意。【辭命】猶ほ說辭といふが如し。【夫子】前の夫子は孟子を指し、後の夫子は孔子を指す。【惡】驚いて歎ずる辭。【不居】敢て當らざるの意。

公孫丑が曰ふに「昔孔子の門人中で、幸我子貢の二子は言語應對に長じ、冉牛・閔子・顏淵の三子は德行にすぐれ、善く之を口に出して言つた。此數子は各長ずる所があつたが、相兼ねることは出来なかつた、獨り孔子は此の言語と德行とを兼ねて居られたのに、謙遜せられて「自分は言語應對には誠に無調法である」と曰はれた。然るに先生に於ては言を知られて辭命に通じ、又氣を養つて德行を備へられたといへば、殆ど聖人の地位にも達せられてゐるではありませんか」と。

孟子は公孫丑が、己を聖人の地位に達してゐるといつたのを聞いて、驚き歎じて曰ふ「ああ是れお前の言葉は、どうしてそんなに不當なのであらうぞ。昔子貢が孔子に問うて「先生は聖人でありませうか」と曰つたら、孔子が答へてのたまはく「聖とは至極せる人物の稱で、到底自分の及ばない所である。自分は但聖人の道を學んで厭ふことなく、そして又聖人の道を人に教へて倦み怠らなばかりである」と。子貢が曰ふに「學んで厭ふことを知らなければ、深遠な道理を窮め知ることが出来る、これは即ち智の事である。人を教へて倦まないなら、人と我との間（ダ）なく、相共に善を樂むことが出来る、これは即ち仁の事である。それで仁にして且つ智を兼ね備へて居られるなら、先生はすでに聖人でありませう」と曰つたことがあるが、此の子貢と孔子との問答に由つて觀れば、聖人の地位には、孔子さへも敢て自ら居ることをされなかつた。それであるのにお前は自分を聖人であるといふのは、是れ何たる不當の言葉ぞや、實に途方（ト）もないことである」と（再び是れ何ノ言ゾヤト曰ハレタノハ、深ク其ノ言ヲ拒ンデ敢テ當ラレナイノダ）

昔者竊聞之。子夏・子游・子張皆有聖人之一體。冉牛・閔子・顏淵、則具體而微。敢問所安。曰、姑舍是。

【子夏】姓は冉、名は商、子夏は其の字。【子游】姓は言、名は偃、子游は其の字。【子張】姓は顛孫、名は師、子張は其の字。以上の三人は、皆孔子の門人。【一體】身體中の一部分、即ち手、又は足の類。孔子の學徳の一部分に比す。【冉牛】姓は冉、名は耕、字は伯牛。亦孔子の門人。【具體而微】全體を具へて居るが、それが甚だ小さい。猶ほ丁度赤子の大人に於けるが如く、形は尙て居るが未だ十分に其の分量に充たない。【安】處（ウ）るなり。安んじて自ら其の地位に居る、即ち子夏等數人に比べて、どの人位の地位に居られるかといふ義。【姑舍是】このことは「マア」姑く差し置いて言ふな、舍は置なり（蓋シ孟子ハ以上數子位ノ位地デハ満足シナイデ、今一層高イ孔子ヲ學バウト思ツテ居ルカラ、是等ノ人人ニ比ベルコトヲ欲シナイカラダ）

公孫丑が孟子の敢て聖人を以て自ら居らないのを見て、又重ねて問うて「以前に丑は内承はつて居ましたのに、あの孔子の門人中子夏・子游・子張の三人は、或は聖人の文學とか、或は聖人の威儀（動作ノ禮法ニ合ツテ正シイ態度）を得て居て、孔子を身體に喩へていふと、この三人等は其の一部分の手とか足とかを得てゐる。又冉牛・閔子・顏淵等は、其の氣質が偏（カタ）らないで能く聖人の全體を具へて居たが、只其の分量が微小であつて聖人の學徳のやうに盛大でないといふこととではしたが、失禮ながら先生には、此の數子の地位に於て、誰位の地位に安んじて自ら居られる思召ですか、それを伺ひたい」と。孟子答へて曰ふに「その事は姑くそのままに差し置いて言ふこと勿れ」と。

曰、伯夷・伊尹何如。曰、不同道。非其君不事。非其民不使。治則進、亂則退。伯夷也。何事非君。何使非民。治亦進、亂亦退。伊尹也。可仕則仕、可止則止、可久則久、可速則速。孔子也。皆古聖人也。吾未能有行焉。乃所願則學孔子也。

曰ク、伯夷・伊尹ハ何如ト。曰ク、道ヲ同ジクセズ。其ノ君ニ非ザレバ事ヘズ。其ノ民ニ非ザレバ使ヘズ。治マレバ則チ進ミ、亂ルレバ則チ退クハ伯夷ナリ。何レニ事フトシテ君ニ非ザラン。何レヲ使フトシテ民ニ非ザラン。治マルニモ亦進ミ、亂ルルニモ亦進ムハ伊尹ナリ。以テ仕フ可クンバ則チ仕ヘ、以テ止ム可クンバ則チ止ミ、以テ久シカル可クンバ則チ久シク、以テ速カナル可クンバ則チ速カナルハ、孔子ナリ。皆古ノ聖人ナリ。吾未ダ行フコト有ルコト能ハズ。乃チ願フ所ハ則チ孔子ヲ學バント。

【伯夷】 孤竹君の長子。弟を叔齊といふ。父は叔齊を愛して、國を譲りたいと思つて居たのを、伯夷が知つて、其の國を逃げ出した。叔齊がそれでは弟の道に反すると謂つて、又逃げ出した。其の後周の武王が殷の紂王を伐つ時、兄弟で之を諫めたが、武王は之を聴かず遂に殷を滅ぼして天子の位に即いたから、二人は首陽山に隠れて遂に餓死した。**【伊尹】** 有莘國の人で、殷の湯王がまだ諸侯で居た時、之を招いて夏の桀王に事へさせたが、桀は之を用ふることが出来なかつたから、また湯王に歸し、遂に湯王を相けて桀を伐ち天下を一統した（以上二人孔子トノ三聖人ノ事ハ、萬章下篇（二二頁）ニ見エテキルカラ参考セヨ）**【久速】** 去ると就くとを以ていふ、久は長く留まる義、速は速かに去る義。

【通解】 公孫丑又問うて曰ふに「先生にはすでに數子の地位を以て自ら安んじ處（う）られないとすれば伯夷・伊尹との二人位では、どうでせう」と。孟子が答へて「伯夷のやり方と伊尹のやり方とは全く反對して出處進退の道と同じくしてゐない。何となれば自分の事へるべき理想的な君でなければ、肯（ア）て事へず、自分の使ふべき理想的な民でなければ、肯て之を使はない（使トハ民トシテ治メテナル義）世の中が治まつて道の行はれる時には進んで仕官し、世が亂れて道の行はれない時には退き隠れて己を潔（イサギヨ）くするのを以て道とするものは、伯夷である。又どんな君に事へても吾が事へるべき君でないことはない、天下の君は皆吾が事ふべき君である。又どんな民を使ふとも吾が使ふべき民でないことはない、天下の民は皆吾が使ふべき民である」と曰つて、擇り嫌（キラヒ）をしない。世の中が治まつてゐても進んで仕官し、亂れてゐても亦進んで仕へ、自ら任ずるを以て道とする者は伊尹である。若しそれ出でて仕へるに適當な時には出でて仕へ、止（ヤ）めるべき時には止めて退き、永く其の位に留つて居るべき時には、永く留まつて居り、速かに去るべき時には、速かに去つて時に應じて宜しきに適するを以て道とするのは、孔子のやり方である。此の三人は皆古の聖人である。自分はまだ是れ等の道を能く行ふことは出来ないが、しかし出處進退時の宜しきに適する孔子のやり方を學びたいと思つて居る」と（萬章下篇（二三頁）ニ伯夷ノ行爲ハ、甚ダ潔白デアアルカラ名ツケテ「聖之清者」ト曰ヒ、伊尹ハ、自分デナケレバ世ヲ治メルコトガ出来ナイト、自ラ任ジテ居タカラ、名ツケテ「聖之任者」ト曰ヒ、孔子ハ出處進退トモ、スベテ時機ヲ失ハナイデ中正ノ道ヲ得テ居タカラ、名ツケテ「聖之時者」ト曰ツテアルノト併セ看ヨ）

伯夷・伊尹於孔子、若是班乎。曰、否。自有生

民以來、未有孔子也。

曰、然則有同與。曰、有。得百里之地而君之、

皆能以朝諸侯、有天下。行一不義、殺一不辜、而得天下、皆不爲也。是則同。

【班】 同等で高下の差別のない義。**【有】** 同じき事あるをいふ。**【百里之地】** 極小の國。**【皆】** 伯夷・伊尹・孔子を指す。**【不辜】** 罪のない者、辜は罪。

公孫丑は伯夷・伊尹の孔子に如かないことを知る。而るに孟子が之を並べ稱して「皆古聖人也」と曰つたので、稍意外に思つて問ふに「伯夷・伊尹の孔子に於ける位地は、此の如く同等で差別がないのでありますか」と。孟子が答へて「否、但（タダ）伯夷・伊尹ばかりでなく、天地間に生きとし生ける人類があつて以來、まだ孔子ほどの大聖人はない」と。公孫丑が又問うて曰ふに「先生の仰では、聖人中でも孔子が獨り最も飛び抜けて居るとの事ですが、伯夷・伊尹の兩人もすでに聖人である以上は、亦同一の點がありませうか」と。

孟子答へて曰ふ「それは同一の點がある。百里四方の極めて小さな國を得て、三人が皆其の地に君となつて臨んだと假定したなら、土地は廣くなく、民も衆くはなくとも、彼の三聖人の徳を以て仁政を施したなら能く諸侯を入朝させ、天下を有つことが出来るであらう。そして一事たりとも不義を行つたり、一人たりとも罪のない者を殺して、そして天下を得ることなどは、いづれも皆之を爲さないであらう。この點は即ち三人の相同じき所である」と。

曰、敢問其所以異。曰、宰我・子貢・有若、智足以知聖人。汗不至阿其所好。宰我曰、以予觀於夫子、賢於堯舜遠矣。子貢曰、見其禮、而知其政、

聞^{キテ}其^ノ樂^ヲ、而^{シテ}知^ル其^ノ德^ヲ。由^リ百^世之^後、等^ニ百^世之^王、
 莫^ク之^能違^フ也。自^リ生^ル民^以來、未^ラ有^ラ夫^子也。有^若
 曰、豈^ニ惟^民哉。麒麟^之於^テ走^獸、鳳凰^之於^テ飛^鳥、
 泰山^之於^テ丘^垤、河海^之於^テ行^潦、類^也。聖^人之^於於^ル、
 民^亦類^也。出^テ於^テ其^ノ類[、]拔^キ乎^其萃^{。自}生^ル民^以來、
 未^ラ有^ラ盛^{ナル}於^テ孔^子也。

其ノ樂ヲ聞キテ、其ノ徳ヲ知ル。百世ノ後ヨリ百世ノ王ヲ等
 スルニ、之ニ能ク違フコト莫キナリ。生民ヨリ以來、未夫
 子有ラザルナリト。有若曰ク、豈惟民ノミナラン哉。麒麟
 ノ走獸ニ於ケル、鳳凰ノ飛鳥ニ於ケル、泰山ノ丘垤ニ於ケ
 ル、河海ノ行潦ニ於ケル、類ナリ。聖人ノ民ニ於ケルモ亦
 類ナリ。其ノ類ヲ出デ、其ノ萃ヲ抜ク。生民ヨリ以來、未
 ダ孔子ヨリ盛ナルハ有ラザルナリト。

【有若】 姓は有、名は若、字は子有。孔子の門人。【汙】 汙は下なり、心術が卑い。【阿】 諂(ヘツ)ふ。【以予】 予
 は宰我の名。【見其禮云云】 禮は制度文物、昔の政治を観るには其の時に出来た法律制度を見れば其の一斑が窺はれ
 る。【等】 比較する、差等(シナサダメ)する。【麒麟】 獸類の長、牝を麒といひ、牡を麟といふ。【鳳凰】 鳥類の長、雄を
 鳳といひ、雌を凰といふ。【丘垤】 丘は「カ」即ち山の小なるもの。垤は「アリツカ」即ち蟻の塔。【行潦】 道路に雨水が
 たまつたもの。【出】 高く「モヌケ」て出る。【萃】 多數が聚合するもの。

公孫丑又問うて曰ふ、「先生には生民あつて以來、孔子の如き大聖人はあらずと仰せられた、それなら押し切つてお尋ね
 しますが、三人の相違は、どういふ點にありますか」と。孟子が答へて「孔子が他の聖人に遙かに優つて居るといふこと
 は、孔子の門人がすでに之を語つて居る。さて宰我子貢有若の三人は、智識がすぐれて明かであるから、皆聖人の人物を
 理會するに十分である。よしや心術が卑く下つてゐるとするも、決して自分の師であるからと云つて、其の好む所に阿
 (オモ)り諂つて、無暗に稱贊をする事はないであらうから、三人の言葉に由つて見たら、孔子が如何に偉大な人物である
 かが窺はれる。宰我の孔子の盛徳を評した言葉には「自分が孔子を観察するに、其の道德の盛んなことは古の堯帝舜帝よ
 りも、遠く優つて居る」と。また子貢が孔子を明智の上から評して曰ふに「古代聖王が制作した禮法を見ると、後世から
 でも、其の時代の政治は、どんなであつたかが窺ひ知られる。又其の制作した音楽を聞くと、其の帝王の徳の高下を知る
 ことが出来る。此の方法に據つて百世の後から、百世も以前の帝王を品定めして見るに、自分の此聖別に違ふことは決し

ない。此方法で比較研究して見るに、智徳のすぐれて居ること、また孔子ほどの者を見たことはない」と。有若の評に曰
 ふ「宇宙間の萬物は、皆其の類に従つてそれぞれ其の同類中に傑出する者があるのは、どうして惟人開ばかりであらうか、
 彼の靈獸である麒麟の他のすべての獸類に於ける、靈鳥である鳳凰の他の鳥類に於ける、五岳の長たる泰山の他の卑く小
 さき丘や「アリツカ」に於ける、黄河や東海の俄雨の水溜りに於けるが如く、皆種類を同じくして居る。聖人が人間に於け
 るも矢張同一の人類であるが、しかし孔子になると多くの人類の中から遙にすぐれて居り、多數集合の中から非常にぬき
 んで聳えて居るのだ。この宇宙間に、人類が生成してから以來、まだ孔子程の偉大な人物は見當らない」と。三人の評す
 る所すでに此の如くであれば、伯夷伊尹などはとても比較にはならない、それであるから自分は願はくは孔子を學びたい
 と曰つたのである」と。

【章旨】 前半章は主として聖賢が心を治めるの道を説く。心を治めるは心を動かさないのを主とす。そして其の心を動かさない
 所以は、知言養氣の二つから來ることを言ふ。後半章は古來の聖人を評論し、己が願ふ所は孔子を學ばんと欲する意を言
 ふ。此章は孟子七篇中、齊桓晉文章(二具)に次ぐ大文字だ。彼の章は人を治めるの道を論じ、此章は己を修めるの要訣を
 説く。實に古來有數の名文で、孟子の學說の大意は、此二章に就いて之を概見すべきだ。

一九 以力假仁者章

孟子曰、以^テ力^ヲ假^シ仁^者、霸^必有^ニ大^國。以^テ德^ヲ行^レ仁^者、
 王^不待^テ大^{。湯}以^テ七^十里^{、文}王^以三^百里[。]

孟子曰ク、力ヲ以テ仁ヲ假ル者ハ霸タリ。霸ハ必ズ大國ヲ
 有ツ。徳ヲ以テ仁ヲ行フ者ハ王タリ。王ハ大ヲ待タズ。湯
 ハ七十里ヲ以テシ、文王ハ百里ヲ以テス。

【力】 土地兵甲の力。【假仁】 假は借なり、仁心はないが、如何にも仁心があるやうに見せかけて、自分の功業を爲
 す。【霸】 「ハタガシラ」齊の桓公・晉の文公の如きをいふ。【不待】 必要としない。
 【通解】 孟子が曰ふに「土地又は兵甲の力を利用して、表面は民を安んじ世を救ふといふことに假託(カコツ)けて、自分の私欲を
 遂げる者は、之を霸者といふ。霸者は必ず大國を領有して、威力を以て人を制し、而る後、始めて能く其の事功を成すこ

以力假仁者章

とが出来ぬ。己が身に得た道徳を以て仁道を行ひ、民を安んじ世を救ふ者は、之を王者と謂ふ。この王者は必ずしも覇者のやうに廣大な土地を有つ必要はない。其の證據には、殷の湯王は僅に七十里の地を以て興り、周の文王はこれも亦百里ばかりの地を以て興り、遂に天下を制御したてはないか。

以テ力服スル人者、非ニ心服也。力不贍也。以テ德服人者、中心悅而誠服也。如七十子之服孔子也。詩云、自西自東、自南自北、無思不服、此之謂也。

力ヲ以テ人ヲ服スル者ハ、心服スルニ非ザルナリ。力贍ラザレバナリ。德ヲ以テ人ヲ服スル者ハ、中心悅ビテ誠ニ服スルナリ。七十子ノ孔子ニ服スルガ如キナリ。詩ニ云フ、西ヨリ東ヨリ、南ヨリ北ヨリ、思ヒテ服セザルコト無シトハ、此レノ謂ナリ。

【贍】音「セン」足(タル)なり。【七十子】孔子の門人三千人中で六藝に通じてゐた者が七十二人あつた。七十は成

【詩】詩經、大雅文王有聲の篇。

【通解】すべて土地又は兵甲の威力を利用して人を服させるのは、其の人の中心から服従するのではなく、自分の力が足りない爲に已むことを得ずして服従するのだ。之に反して徳で人を服させるのは、服した者が、中心から悦んで至誠の情から愛慕して服従するのだ。例へば彼の七十子が心から孔子に服従して如何なる逆境に處しても容易に離れ散ることをしなかつたやうなものである。詩經にも「文王の徳が盛んに優れてゐたから、其の都の鎬京を中心として東西よりも南北よりも心から思ひ慕つて歸服しない者はなかつた」とあるが、こんなのが正に徳を以て人を心服さすといふのである」と。

【章旨】王者覇者の心術は公私正偽の異なるあり、そして人心の感應も亦同じくなくことを論じて、人君たる者をして反省する所あらしめた。

二〇 仁則榮章

孟子曰、仁則榮、不仁則辱。今惡辱而居不仁、是猶惡濕而居下也。

不仁、是猶惡濕而居下也。如惡之、莫如貴德而尊士。賢者在位、能者在職、國家閒暇、及是時、明其政刑、雖大國必畏之矣。

ル。今辱シメラルルヲ惡ミテ不仁ニ居ルハ、是レ猶ホ濕ヲ惡ミテ下キニ居ルガゴトキナリ。如シ之ヲ惡マバ、德ヲ貴ビテ士ヲ尊ブニ如クハ莫シ。賢者位ニ在リ、能者職ニ在リ、國家閒暇アリ。是ノ時ニ及ビテ其ノ政刑ヲ明カニセバ、大國ト雖モ必ズ之ヲ畏レン。

【仁】慈仁の政。【今】猶ほ若の如し、假り設くる辭。【居】平氣で不仁の政を敢て行ふ意。【貴徳】徳ある者を尊

び重んずる。【士】賢能の人を指す。【賢】徳ある人。【能】才ある人。【位職】位は輔弼の位、職は衆有司の職。【閒暇】内憂外患なき無事の時をいふ。【政刑】政教と刑罰と。

【通解】孟子曰ふ「光榮を好んで羞辱を惡むは人情の常であるが、榮辱の來るは常なく、唯人の招く所である。それ故に能く徳を修めて人君たる者、仁政を施したなら、身は尊ばれ、國は盛んになつて、光榮は期せずして自ら至るが、之に反して不仁の行をすると、身は危く、國は亂れて羞辱は期せずして自ら至る。然るに今若しも人君が羞辱を受けることを惡んで居りながら、身を不仁の場所に据え置き、平氣で不仁の行をするのは、これ丁度濕氣を受けることを惡み嫌ひながら、卑濕の地に居るが如きである。それ故若しも羞辱を受けるのを嫌ふなら、徳を貴び重んじて賢能の士を尊敬するに若くとはない。果して賢明な人が輔佐の位に居り、才能ある者がそれぞれの官職に在れば必ず政事は行届くに違ひない。そして幸にも國家に敵國外患がなく無事平穩であつたら、是の時機を失はず君臣心を同じくして、政令刑法を修め明かにし、強(ツト)めて仁政を行つたならば、國勢は次第に盛んになつて、如何なる大國でも必ず之を畏れるに至るであらう、なんと光榮の至ではないか。冒頭の「仁則榮、不仁則辱」の二句は此章の骨子である。

詩云、迨天之未陰雨、徹彼桑土、綢繆牖戶。今此下民、或敢侮予。孔子曰、爲此詩者、其知道乎。能治其國家、誰敢侮之。

詩ニ云フ、天ノ未ダ陰雨セザルニ迨ビテ、彼ノ桑土ヲ徹リテ、牖戶ヲ綢繆ス。今此下民、敢テ予ヲ侮ルコト或ランヤト。孔子曰ク、此詩ヲ爲ルモノハ、其レ道ヲ知レル乎ト。能ク其ノ國家ヲ治メバ、誰カ敢テ之ヲ侮ラン。

【詩】 詩經、爾鳥鷦鷯篇、この詩は周公の作、鳥の言葉を假りて成王を戒めたるもの。【道】 及ぶ。【徹】 取る。【桑土】 桑の根の皮、土は杜と同じ。【綯繆】 「マトヒツツム」【罟戸】 鳥が巢に出入する口。【下民】 下に居る人人。【侮】 壊したり又は弓を射かけたりするをいふ。【予】 鳥が自ら謂ふ。【道】 道理。

【通解】 詩經の詩に周公が鳥の言葉にかこつけて曰ふに「天のまだ長雨が降り續かない前に、早く往つて彼の桑の根の皮を取つて来て、我が巢の出入口を補ひ綴つて置き、雨の侵し入るのに備へ、豫め不測の患を防ぐやうにする。さて其の鳥がいふに、自分はこんなに非常の時の注意までをして居るのだから、今此樹下に居る人人は、よもや自分を侮つて此巢を壊(こ)したり又は弓を射かけたりすることはあるまい」と。孔子が此詩を讀んで賛歎して曰はれるに「此詩を作つた人は、道理を心得て居る者であらう。能く其の國家を治めたら、誰が之を侮る者であらう」と(天が未だ降雨セザルニ道ビテヲ前ノ國家閒暇ノ時ニ比シ、彼ノ桑土ヲ徹ルヲ、其ノ政刑ヲ明ニスルニ比シ、今此下民、或ハ敢テ予ヲ侮ルコトアラシヤ、大國ト雖モ必ズ之ヲ畏レンニ比シタノダ)

今國家閒暇。及是時、般樂怠敖。是自求禍也。禍福無不自己求之者。詩云、永言配命、自求多福。太甲曰、天作孽猶可違、自作孽不可活。此之謂也。

【摘解】 【般樂】 大に遊び樂む。【怠敖】 おこたり遊ぶ、怠は惰る、敖は遊ぶ。【詩】 詩經、大雅文王の篇。【言】 「ココニ」發語の辭。毛傳には我なりと。【配】 合なり、妻の夫に嫁するが如く、天命に配合して少しも違はない。【命】 天命。【太甲】 書經、商書の篇名。【孽】 音「ゲツ」禍害。【違】 逃れ避ける。【活】 生なり、逃れて生くる意、書經に道に作る、道は逃る。

【通解】 それであるのに、當今の人君は、此國家無事の時に方つて、政教刑罰を明かにせず、唯大に樂みに耽り怠つて遊んでばかり居る。是れは自ら禍を招き求めて居るのである。すべて幸福も禍災も、皆自分から招かないものはないのだ。されば詩經にも「長い閒自分は天の命する道理に合體するやうにして、自ら多大の幸福を招き求めた」とあり。又書經の太甲篇にも「天が降した水火盜賊等の災難は、方法の如何によつて、之を避けることが出来るが、自ら不善の行をして招いた災は所謂身から出た鎗(サビ)で到底逃れ助かることは出来ない」とあるのは、皆自分が前に述べた、禍福は自ら求めるのだと謂つたことを裏書したものである」と。

【章言】 人君たる者の榮と辱と皆己の仁と不仁とに由つて之を招く所以を言つて、時君に勸めるのに徳を修めて仁政を行ふべきことを以てした。

二二 尊賢使能章

孟子曰、尊賢使能、俊傑在位、則天下之士、皆悅而願立。於其朝矣。市廛而不征、法而不廛、則天下之商、皆悅而願藏。於其市。關譏而不征、則天下之旅、皆悅而願出。於其路矣。耕者、助而不稅、則天下之農、皆悅而願耕。於其野矣。廩無乏里之布、則天下之民皆悅而願爲之氓矣。

【俊傑】 才や徳の衆人に秀でた者。【市】 有無を交易し財貨を通ずる爲に開く。【廛】 官設の商店で、商人に其處で賣をさせる所、ここは動詞として用ひ、其の店の税を徴收する義とす。【不征】 貨物から税を取らぬ。【法】 市場の規則。物價を平かにし、争訟を治め、公卿大夫士は皆入ることを得ず、入れれば則ち罰あるの類。【關譏】 關は道路の關所、譏は察なり、異服異言の怪しい人を調べる。【耕者助而不稅】 助は井田の法で、九百畝を九分し、八區を私田として、八家で分ち耕し、其の收穫は各自の所得とし、中央の一區を公田とし、八家が相助け之を耕し、其の收穫を官に納る、そして

て私田には別に税を課さない。これ周代の助法だ。【塵無_二夫里之布_一】この塵は人民私有の住宅をいふ。夫税といつて、人民が産業を修めない時は、一夫百畝の税と、一家の力役の税とを罰として徴収し、里布とは、農夫が宅地の周圍に桑麻を種まないと、罰として一里二十五家の布(錢)を徴収す。これは人民が其の職業を勵むやうにした、一種の取締法であつたが、孟子の時代には諸侯が勝手に定額以外に夫布里布といふ名義で附加税として徴収してゐた。【氓】他國から來た移住民で、塵即ち宅地を與へたもの。

孟子が曰ふに「人君たる者が有徳の賢者を尊敬し、才能ある者を使用し、才徳の衆人に秀でてゐる者が朝廷の位に在つて共に力を協せて治教を圖つたならば、天下の士は、皆悦んで其の朝廷に立つて仕へたいと願ふであらう。又市場では店にのみ税を課して貨物には別に税を課さなくし、又市場を取締る法のみを定めて店の税をも取らないならば、天下の商人は、皆其の國君の市場に己の貨物を貯蔵することを願ふやうになるであらう。又關所では、唯浮浪の者の出入を取締るだけで、通行税とか關税とかを課することがなければ、天下の旅人は、皆悦んで其の君の領内の道路に出て、通行するを願ふやうになるであらう。耕作する農夫に對しては、井田法に據つて、助法を以て公田を耕作させるだけで、別に私田に租税を課さなければ、天下の農夫は、皆悦んで其の君の田野で耕作することを願ふやうになるであらう。人民の居宅に對しては、唯地税を課するだけで、夫布や里布などといふ、一種の附加税を徴収することをしなれば、天下の民は、皆悦んで其の君の民と爲りたいと願ふやうになるであらう。」

信能行此五者、則隣國之民、仰之若父母矣。率其子弟、攻其父母、自生民以來、未有能濟者也。如此則無敵於天下。無敵於天下者、天吏也。然而不王者、未之有也。

【自生民以來】宋刻本、自の下に有の字がある。【濟】成し遂げる。【天吏】天の命令を奉じ行ふ人の意。殷の湯王、周の武王など。

果して一國の君主が、信實に能く上に述べた五つの事を行つたら、政事は明かに、恩徳は普く行きわたり、唯本國の民が、之を愛し戴くばかりではなく、鄰國の民までが、其の人を仰ぎ慕ふこと、宛も子弟の父母に於けるやうになるであらう。假に鄰國の君が其の民を率ゐて我を攻めようと欲しても、是れ其の子弟を率ゐて、其の父母を攻めるやうなもので、人類が此世に生成して以來、こんな不條理な事はなく、又其の事が成功する道理は絶対に無いのだ。もしも此の通りになつたら、天下に到る處能く我に敵する者が無いことになる。天下に敵がない者は、是れ天命を奉行する天吏である。天吏であるなら、天道に逆ひ民を虐ぐる國があつたら皆之を征伐して、東西南北何の國か歸服しない者があらう。かやうになつて天下に眞の王とならない者は、昔からまだ其の例がない」と。

三三 人皆有不忍人之心章

孟子曰、人皆有不忍人之心。先王有不忍人之心、斯有不忍人之政矣。以不忍人之心、行不忍人之政、治天下、可運之掌上。

孟子曰ク、人皆人ニ忍ビザルノ心有リ。先王人ニ忍ビザルノ心有レバ、斯ニ人ニ忍ビザルノ政有リ。人ニ忍ビザルノ心ヲ以テ、人ニ忍ビザルノ政ヲ行ハバ、天下ヲ治ムルコト、之ヲ掌上ニ運ラス可シ。

【不忍人之心】人を害するに忍びない心、又人の艱難疾苦を坐視するに忍びない同情心。【斯】猶ほ即の如し。孟子が曰ふ「凡そ人には、他人に對し害を加へるに忍びないのは勿論、其の艱難疾苦を坐視するに忍びない同情心がある。先王は此同情心が深かつたから、そこで其の人に忍びない同情心を推し擴(ヒヨ)めて民を傷(ソコ)ふに忍びない仁政を施したのである(例へば人ノ生活ニ苦ムノヲ見ルニ忍ビナイト、田里ヲ制シ、農桑ヲ教ヘテ其ノ生活ヲ手厚クセシメ、人ノ教ノナイノヲ見ルニ忍ビナイト、學校ヲ設ケ禮義ヲ明カニシテ人ノ人タル道ヲ知ラシムルガ如シ)此の如く人に忍びない心で人に忍びない仁政を行つたなら、天下は廣く大であつても、之を治めること極めて容易なことは、猶ほ物を掌の上で自由に運轉するが如くすることが出来る。」

所以謂人皆有不忍人之心者、今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心。非所以內交於孺子之父母也。非所以要譽於鄉黨朋友也。非惡其聲而然也。

【今】事を指すの辭、今夫の今と同じ。【乍】猶ほ忽の如し、乍見は不意に見て何も思慮する暇なきをいふ。【孺子】幼兒。【怵惕】怵は怯懼、惕は憂懼「ハツ」といたましく感じて驚き恐れる。【惻隱】惻は傷(イタ)むことの切なるなり、隱は痛(イタ)むことの深きなり。甚だしく憐み痛む義。【內交】內は納と通ず、此を利用して交際を結ぶ。【要譽】要は求む、人命を救つたといふ名譽を求め。【鄉黨】五百軒の村を黨と曰ひ、千二百五十軒の村を郷といふ、此處では單に村里の義。【聲】名なり、小兒を見殺しにしたといふ惡名の立つこと。

【通解】さて人は賢愚の別なく誰も皆人に忍びない同情心有るといふ理由は、かうである。例へば今、人があつて不意に「チラリ」と幼兒が井戸の中に陥らうとして居るのを見れば、誰でも「ハツ」と痛ましく思ひ憐み痛む心が生じて、周章(アハテ)て駆け付けて之を救つてやるであらう。其の之を救つてやらうといふことは、其の子を救つたからとて、それを緣故に、交際を小兒の父母と結ばうとする野心があつてするのではない。又人命救助の名譽を村里の人人や朋友の間に求めようとする譯でもない。救助しないと幼兒を見殺しにしたといふ惡い名を被ることを惡んで、之を助けた譯でもないのだ。之を要するに倉卒の際、己の利害得失などを考慮する暇なく、全く直覺的に自然に起つた證據で、これ人には、皆人に忍びない心を持つて居るから、見るものに觸れ忽ちに發現したのである。

由是觀之、無惻隱之心、非人也。無羞惡之心、非人也。無辭讓之心、非人也。無是非之心、非人也。惻隱之心、仁之端也。羞惡之心、義之端也。辭讓之心、禮之端也。是非之心、智之端也。

是ニ由リテ之ヲ觀レバ、惻隱ノ心無キハ人ニ非ザルナリ。羞惡ノ心無キハ人ニ非ザルナリ。辭讓ノ心無キハ人ニ非ザルナリ。是非ノ心無キハ人ニ非ザルナリ。惻隱ノ心ハ、仁ノ端ナリ。羞惡ノ心ハ、義ノ端ナリ。辭讓ノ心ハ、禮ノ端ナリ。是非ノ心ハ、智ノ端ナリ。

【羞惡】羞は自分の不善を恥ぢる、惡は人の不善を惡(ニク)む。【辭讓】辭は辭退して受けぬ、讓は推して人に讓る。【是非】是は善い事を善いとする、非は惡い事を惡いとする。さて惻隱羞惡辭讓是非は情で、即ち性の物に感じて動くものだ。仁義禮智は性で、即ち情の内に蘊著するものだ。そして心は性情を統べてゐるものだ。即ち動的の情と、靜的の性とを兼ねて言ふ。【端】「イトグチ」端緒なり。

【通解】前に述べた如く、幼兒が井戸に陥るのを見て、周章(アハテ)て之を救はうとする一事に就いて觀ても、人の不幸を見て憐み痛む惻隱の心のないものは人ではない。此意を推して羞惡の心、即ち自分の不善を恥ぢる人の不善を惡む心のないものは人ではない。また道理として受けてならないものは辭退して受けず、道理として人に讓るべきものは之を人に推し讓る辭讓の心のないものは人ではない。また善を見れば之を善とし、惡を見れば之を惡とする是非の心のないものは人ではない。苟も人である以上は必ず惻隱羞惡辭讓是非の心があるのだ。この惻隱の心は仁の糸口であり、羞惡の心は義の糸口であり、辭讓の心は禮の糸口であり、是非の心は智の糸口である。其の糸口に就いて段段其の根本に溯ると、仁義禮智の四つの者が心に存在して居ることが判る。心は靜的の性と動的の情とを兼ね統べて居るもので、情の發露に因つて、性の本體を窺ひ知ることが出来るのである。

人之有是四端也、猶其有四肢也。有是四端、而自謂不能者、自賊者也。謂其君不能者、賊其君者也。凡有四端於我者、知皆擴而充之之矣。若火之始然、泉之始達、苟能充之、足以保四海。苟不充之、不足以事父母。

人ノ是ノ四端アルヤ、猶ホ其ノ四肢有ルガゴトキナリ。是ノ四端有リテ、而シテ自ラ能ハズト謂フ者ハ、自ラ賊フ者ナリ。其ノ君能ハズト謂フ者ハ、其ノ君ヲ賊フ者ナリ。凡ソ我ニ四端アル者、皆擴メテ之ヲ充タスコトヲ知ル。火ノ始メテ然エ、泉ノ始メテ達スルガ若シ。苟モ能ク之ヲ充タサバ、以テ四海ヲ保ンズルニ足リ、苟モ之ヲ充タサザレバ、以テ父母ニ事フルニ足ラズ。

【四體】 兩手と兩足。【擴】 推し廣める。【充】 十分の分量に充足さす。「知皆擴而充之矣」の皆は四端を指す。四端を皆悉く擴充する義。人を指すのではない。人を指すならば、皆の字が知の上になければならぬ。【然】 「モエル」燃の本字。【苟】 猶ほ若(モシ)の如し。

【通解】 人に仁義禮智の四徳の絲口である惻隱羞惡辭讓是非の心があるのは、猶ほ恰も人に兩手兩足の四體があると同じで、必ず誰でも所有して居るのである。それ故是の四端を推し擴げて、仁義禮智の四徳を行ふことが出来ないといふのは、つまり自分で自分を賊ひ害するものである。それからまた己が仕へてゐる君主に對して、我が君は仁義禮智を行ふことが出来ないといつて善を勧め責めることをしない者は、其の君を賊ひ害する者である。即ち、自暴自棄に安んじて仁義禮智を行ふことをせず、不善の位地に居るのは自ら賊ふ者で、自分の君主を不仁不義無禮無智の位地に置いて、匡正することをしないのは君主を賊害することになるのだ。凡そ自身に四端を所有して居る者が、此四端を悉く皆推し擴めて十分に發達さして、其の本體の分量に充足するやうにしたならば、恰も火が始めて燃えあがり、水が始めて湧き出たやうに盛んな勢で、何處までも廣がるのである。果して能く之を充足してゆけば、四海の遠き土地に在る人民をも保護することが出来るが、若しも之を充足させなければ、至つて親しい父母にさへ事へることが出来ない」と。

【普旨】 時君に勧めるのに人に忍びざるの心を擴充して仁政を行はれんことを以てした。

二三 矢人章

孟子曰、矢人豈不仁於函人哉。矢人惟恐不傷人、函人惟恐傷人。巫匠亦然。故術不可不慎也。

孟子曰ク、矢人ハ豈ニ函人ヨリ不仁ナラン哉。矢人ハ惟人ヲ傷ラザランコトヲ恐レ、函人ハ惟人ヲ傷ランコトヲ恐ル。巫匠モ亦然リ。故ニ術ハ慎マザル可カラザルナリ。

【通解】 【矢人】 矢を造る人。【函人】 甲(ヨロヒ)を造る人。【巫匠】 巫は「ミコ」人の爲に祈りて人の生を利とす。匠は棺を製する人、人の多く死するを利とす。【術】 業なり、技術道業を兼ねて言ふ(仁モ亦其ノ中ニ在ル)

【通解】 孟子が曰ふに「矢を造る人は、どうして甲(ヨロヒ)を造る人よりも不仁である」と云へようか、そんなことは云へない。しかし矢を造る人は唯自分の造つた矢が弱くして、人を傷けられないのを恐れ、甲を造る人は唯自分の造つた甲が脆(モロ)くして矢や丸(タマ)を禦ぐことが出来ずして人が傷つけられることを恐れる。此例は矢人・函人ばかりに限らず巫即ち女祝(ランナカシナギ)と匠即ち棺工とに於ても亦然(サ)うである。巫は人の爲に神に祈つて人の生命を全うすることを利とし、之に反して棺工は一人でも死人の多いのを利とする。すべて同じ人間であるが、其の執る所の職業の如何によつて、かやうに仁と不仁との差別を生ずるのである。それ故人の職業技術は、餘程慎重に選擇しなくてはならない。

孔子曰、里仁爲美。擇不處仁、焉得智。夫仁天之尊爵也。人之安宅也。莫之禦而不仁、是不智也。不仁、無禮、無義、人役也。人役而恥爲役、由弓人而恥爲弓、矢人而恥爲矢也。如恥之、莫如爲仁。

孔子曰ク、仁ニ里ヲ美ト爲ス。擇ビテ仁ニ處ラズンバ、焉ソ智タルコトヲ得シト。夫レ仁ハ天ノ尊爵ナリ。人ノ安宅ナリ。之ヲ禦グコト莫クシテ而シテ不仁ナルハ、是レ不智ナリ。不仁、不智、無禮、無義、人ノ役ナリ。人ノ役ニシテ役タルコトヲ恥ヅルハ、由ホ弓人ニシテ弓ヲ爲ルヲ恥ヂ、矢人ニシテ矢ヲ爲ルヲ恥ヅルガゴトキナリ。如シ之ヲ恥ヂナバ、仁ヲ爲スニ如クハ莫シ。

【通解】 【孔子曰】 論語の里仁篇(論語正義九七頁)に出づ、參看せよ。【里仁爲美】 蓋し古言だらう。里は居なり、里仁は仁に居る義、我が身が仁徳の中に居るのを美と爲すをいふ。一説に里は村里の里(サト)で、里は仁厚の俗ある所を結構とすると、亦通ず。即ち「里ハ仁ナルヲ美ト爲ス」と讀む。【擇】 分別して擇ぶ。【處】 猶ほ居の如し。【尊爵】 眞の尊い位(人爵ニ對シテ)【安宅】 安らかな住宅、仁(義禮智ヲ兼ヌ)は心の全徳で人其の中に在れば、いつも安穩で私欲に溺れることもなく、また「仁者ハ敵ナシ」で人から危害を加へられることもない、それで安宅に喩へた。【人役】 人に使役せられる。【由】 猶に通ず。【如】 「モシ」若に同じ。

【通解】 孔子が言はれた言葉に「人は仁徳の中に居るのを美なりとする。而るに自ら擇んで仁徳の中に居らないなら、其の人はどうして眞の智ある者といはれようか」と。一體、仁といふものは、天地が萬物を生生する氣を、各人が享け有(モ)つて居

るもので、人が若し此徳を有つて居るなら、人に尊敬せられて人の上に立つことも出来る。即ち天から授けられた尊い爵位である。此の徳を有つて居れば何事をしても誠に安全で、利慾に陥り溺れるやうな心配はないのであつて、暫時も此仁の徳を離れる事が出来ないのである。即ち人の安穩な住宅である。かやうな尊爵安宅にも比すべき仁徳を擇んで其の中に處ることは誰一人として之を妨げ禦(トド)める者はないのに、自分でそれを擇んで其の中に處らうともせず、却つて人の嫌ふ所の不仁に處るのは、孔子の曰はれた如く不智と曰ふべきである。人もし不仁不智、無禮無義であつたならば、到底人の上に立つことが出来ないばかりでなく、一生人に使役せられる下賤の者たるを免れない。人に使役せられて居ながら、それを恥ぢるのは、丁度弓を造る人でありながら弓を造ることを恥ぢ、矢を造る人でありながら矢を造ることを恥とするやうなもので、矛盾(ムジユン)も亦甚だしい。それ故若しも人から使役されるのを恥と思ふなら、前に曰つた天の尊爵であり、人の安宅である所の仁を爲すに如くことはないのだ。

仁者如射。射者正己而後發。發而不中、不怨

勝己者、反求諸己而已矣。

仁者ハ射ノ如シ。射ル者ハ己ヲ正シクシテ而ル後ニ發ス。發シテ中ラザレバ、己ニ勝ツ者ヲ怨ミズ、反リテ諸ヲ己ニ求ムルノミ。

【射】 射藝、射ると動詞に讀むは非。【發】 矢を放つ。【中】 的(マ)に中(ア)たる。

【通解】 仁者が仁をするのは、丁度射者の射藝に於けるやうなものである。弓を射る者は先づ自分の姿勢心術や、弓矢の取りやうを十分に正しくしてから後に發射するのである。それ故發射して的(マ)に中らないでも、自分に勝つた者を怨まないで、自分の姿勢態度の正しくないのを自ら反省して求めて之を矯正するのみである。仁を行ふには、全、己の力によつて、毫も人の力に由らないことも亦これと異なる所はない」と。

【章旨】 人は術業を擇ばなくてはならぬ、術業を擇ぶには仁を擇んで之に處り、反求の功を盡すに在ることを言ふ、前の仁則榮の章(七六頁)と其の意略同じ。

二四 子路人告之章

孟子曰、子路人告之以有過、則喜。禹聞善言、則拜。大舜有大焉。善與人同、舍己從人、樂取於人、以爲己善。

自耕稼陶漁、以至爲帝、無非取於人者。取諸人以爲善、是與人爲善者也。故君子莫大乎與人爲善。

孟子曰ク、子路ハ人之ニ告グルニ過有ルヲ以テ喜レバ、則チ喜ブ。禹ハ善言ヲ聞ケバ、則チ拜ス。大舜ハ焉ヨリ大ナルコトアリ。善、人ト同ジクシ、己ヲ舍テテ人ニ從ヒ、人ニ取リテ以テ善ヲ爲スコトヲ樂ム。耕稼陶漁ヨリハ以テ帝タルニ至ルマデ、人ニ取ルニ非ザル者ナシ。諸ヲ人ニ取リテ以テ善ヲ爲スハ、是レ人ト善ヲ爲ス者ナリ。故ニ君子ハ人ト善ヲ爲スヨリ大ナルハ莫シ。

【禹】 夏の禹王。【大舜】 虞舜。【善與人同】 善を己だけのものとしないうで、廣く人と共にする。【舍己從人】 舜が堯を贊するの辭、書經、大禹謨に出づ、孟子引いて舜を稱した。【耕稼陶漁】 耕稼は田を耕し穀を種うる、舜微賤の時歴山に耕し、河濱(黄河ノホトリ)に陶し(陶器ヲ造ル)雷澤に漁したこと史記に見ゆ。【君子】 泛く有徳の人を指したので、専ら舜のみを謂ふのではない。

【通解】 孟子曰ふ「孔子の門人の子路は、過を改めるに勇であつた。それ故、人が己の過失を告げてくれると、大に喜んだ。又夏の禹王は、人から何か善言を聞くと、自分が尊い位地に在るのも忘れて、拜謝して之を受けた。ところが彼の大舜になる時、子路や禹王に比べて一層規模が高大であつた。大舜の胸中には人と我との差別がなく、善を天下の人と同じくした、即ち善はもと公共の理で、一人の私すべき者ではなく、天下の善である、それ故に大舜は人に善があれば直に己を捨てて人の爲す所に從ひ、人に取つて善を爲すことを樂んだ。されば其の歴山に耕し、河濱に陶器を造り、雷澤に漁せし微賤の時から、帝位に升(ノボ)るまで、すべて皆人に取つて善を行つたのでないことはない。之を人に取つて善を爲すのは、これ實に人と共に善を爲す者である。それであるから君子の徳は物と我との間(ヘダ)なく、人と共に善を爲すより大いなることではない」と。此章は舜を以て主とした、子路と禹とは特に借りて引き入れたので、重きを舜の「取諸人」以爲善に歸したのである。

【章旨】 聖賢の心、皆善を樂むの誠意がある。そして善を取るには十分に其の量を極めなくてはならぬことを言ふ。

二五 伯夷非其君不事章

孟子曰、伯夷非其君不事。非其友不友。不立於惡人之朝。不與惡人言。立於惡人之朝。與惡人言。如以朝衣朝冠坐於塗炭。推惡惡之心。思與鄉人立。其冠不正。望望然去之。若將浼焉。是故諸侯雖有善。其辭命而不至者。不受也。不受也者。是亦不屑就已。

孟子曰ク、伯夷ハ其ノ君ニ非ザレバ事ヘズ。其ノ友ニ非ザレバ友トセズ。惡人ノ朝ニ立タズ。惡人ト言ハズ。惡人ノ朝ニ立チテ、惡人ト言フハ、朝衣朝冠ヲ以テ塗炭ニ坐スルガ如シ。惡ヲ惡ムノ心ヲ推スニ、思ヘラク郷人ト立チテ、其ノ冠正シカラザレバ、望望然トシテ之ヲ去リ、將ニ浼サルントスルガ若シト。是故ニ諸侯其ノ辭命ヲ善クシテ至ルモアリト雖モ、受ケザルナリ。受ケザル者ハ、是レ亦就クコトヲ屑シトセザルノミ。

【其君】 自分の君として恥かしくない君。【其友】 其の友として恥かしくない友。【朝衣朝冠】 君に朝見する時の衣冠。

【塗炭】 泥や炭。【思】 伯夷がかく思つてゐるであらうと推測する、思の字は下の若將浼焉まで管到する。【郷人】 同郷の凡俗な人。【望望然】 去つて後を顧みない貌。一説に自得しない貌。【浼】 「ケガス」汗なり。【辭命】 使者をして聘禮さす言葉。【屑】 「イサギヨシ」潔なり。【不屑就】 仕へることを心よく思はぬ。

孟子が曰ふに「古人の世に處するを見るに、其の性行各同じくない。殷の末、周の初に伯夷といふ者があつたが、潔癖があつて、事へるに恥かしくない正しい君でなければ、決して事へることをせず、又交際するに其の交るべき良い友でなければ、決して交際しなかつた。悪人の居る朝廷には同じく立つて政を共にせず、悪人とは物言ふことをせず、悪人の居る朝廷に立つて、悪人と物言ふことがあると、丁度朝衣朝冠の晴の禮服を着て、泥や炭の汗れた中に坐るやうな心地がするのである。自分が伯夷の惡を惡む心を推測して見るに、村里の凡俗な人と並び立つて居る時、其の郷人の冠が、傾いて正しくないのを見ると、直ぐさま立ち去つて、後を顧みない、若しさうしなければ自分の身が將に汗されるやうに思つたからであらう。こんな潔癖な人であるから、諸侯が如何に招聘の言葉を丁寧にして使者をよこしても、其の事ふべき君で

なければ之を拒絶して決して受けて其の聘には應ずることをしない、其の受けないのはつまり濫に人に仕へるのを心よく思はないからである」此一節は伯夷の性行の清に偏するを言ふ。

柳下惠不羞汙君。不卑小官。進不隱賢。必以其道遺佚。而不怨。阨窮。而不憫。故曰、爾爲爾、我爲我。雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉。故由然與之偕、而不自失焉。援而止之而止。援而止之而止者、是亦不屑去已。

柳下惠ハ汙君ヲ羞ヂズ。小官ヲ卑シトセズ。進ミテ賢ヲ隱サズ。必ズ其ノ道ヲ以テス。遺佚セラレテモ怨ミズ。阨窮スレドモ憫ヘズ。故ニ曰ク、爾ハ爾タリ、我ハ我タリ。我が側ニ袒裼裸裎スト雖モ、爾焉ゾ能ク我ヲ浼サン哉ト。故ニ由然トシテ之ト偕ニシテ、自ラ失ハズ。援キテ之ヲ止メテ而シテ止マル。援キテ之ヲ止メテ而シテ止マル者ハ、是レ亦去ルコトヲ屑シトセザルノミ。

【柳下惠】 魯國の大夫、姓は展、名は禽、柳下(邑名)に居た、惠と諡す。【汙君】 行の汙(ケガ)れた君。【不隱賢】 己の賢能を蔽ひ隠さない。【遺佚】 人から棄てられて位を去る。【阨窮】 困窮、阨は厄と同じ。【袒裼裸裎】 袒裼は臂を露はす「ハダヲヌグ」裸裎は身體を露はす「ハダカ」俱に無作法な態度。【由然】 自得して満足なさま。【援】 引く。

又魯國の大夫に柳下惠といふ者があつた。此の人は前の伯夷とは違つて如何なる汙行のある惡徳の君でも、別に羞ともしないで之に事へ、卑い官職でも、之を卑いとしなくて其の職に就き、進んで仕へる時には、自己の賢能を隠さず、十分の力を盡して其の道を行ふ。人から振り棄てられて位を去つても別に人を怨まず、困窮に陥つても心に憂へなかつた。一體かういふ氣質の人であつたから、彼が或る時謂つた言葉に「お前はお前であり、自分は自分である。それであるから自分の目の前で、もしお前が肌を脱ぎ、或は「マルハダカ」になつて無作法な醜態をしても、それはお前の無作法であるといふに止つて、どうして自分を汚すことが出来ようぞ」と。其れ故由然と得意なさまで、其の人と一緒に坐つて居ても、惟自分だけは其の正しくすることを失はなかつた。或は官職を辭退して去らうとした時でも、人が之を引き止めたなら、之に従つて其の儘に止まつた。此の引き止めると之に従つて止まるといふのは、無理に去ることを心持よく思はなかつたためであらう」此の一節は柳下惠の和に偏してゐた事を言ふ。

伯夷非其君不事章

孟子曰、伯夷隘、柳下惠不恭。隘與不恭、君子不

孟子曰ク、伯夷ハ隘、柳下惠ハ不恭ナリ。隘ト不恭トハ、君子ハ由ラザルナリ。

【孟子曰】前に伯夷と柳下惠との事實を並べて述べたのを此一節で論斷したのだから、端を改めて再び孟子曰の三字を掲げた。【隘】心が狭い。【不恭】あまり和に流れて簡慢なこと。

【通解】孟子之を論斷して曰ふ「伯夷の性は潔白ではあるが、餘り心が狭すぎる。柳下惠は如何にも和いで居るが、あまり和に流れて恭敬の心乏しく簡慢に失することを免れない。この隘と不恭とは俱に一方に偏して、其の中正を得てゐないもので、有徳の君子は之を標準として率（シタガ）ひ由ることはしないのだ」

【章旨】伯夷柳下惠二人の性行を論じて、君子の世に處するは中正を貴んで一偏の行を取らないことを言ふ。

公孫丑下

二六 天時不如地利章

孟子曰、天時不如地利。地利不如人和。三里之城、七里之郭、環而攻之而不勝。夫環而攻之、必有得天時者矣。然而不勝者、是天時不如地利也。池非不高也。池非不深也。兵革非不堅利也。城非不

孟子曰ク、天ノ時ハ地ノ利ニ如カズ。地ノ利ハ人ノ和ニ如カズ。三里ノ城、七里ノ郭、環リテ之ヲ攻ムレドモ而モ勝ラズ。夫レ環リテ之ヲ攻ムレバ、必ズ天ノ時ヲ得ルモノ有ラシ。然リ而シテ勝タザル者ハ、是レ天ノ時ハ、地ノ利ニ如カザルナリ。池高カラザルニ非ザルナリ。池深カラザルニ非ザルナリ。兵革堅利ナラザルニ非ザルナリ。米粟多カラザルニ非ザルナリ。委テテ之ヲ去ルハ、是レ地ノ利ハ、人ノ和ニ如カザルナリ。

米粟非不多也。委而去之、是地利不如人和也。

兵革堅利ナラザルニ非ザルナリ。米粟多カラザルニ非ザルナリ。委テテ之ヲ去ルハ、是レ地ノ利ハ、人ノ和ニ如カザルナリ。

【天時】方角干支（エト）時日の吉凶など。【地利】山川の險阻、城池の固めなど。【人和】民心歸附して、上下相親むこと。【三里之城七里之郭】極めて小なる城郭、支那の一里は我が六町餘に當る。【環】包圍。【兵革】兵は刃物、革は甲冑の類。古代の甲冑は革で造つたが、後世始めて金屬を用ひて鍔といふ。【米粟】「モミ」のあるのを粟といひ、なきを米といふ。【委】「ステル」棄なり。

【通解】孟子曰ふ「古から國家を保ち、勝利を得るに就いて要件が三つある。天時・地利・人和が是れである。しかし自分が思ふに、この中で如何に天の時即ち方角だの時日が宜しきを得たにしても、地の利即ち山川の險阻城郭の堅固ですべて要害の善いには及ぶことが出来ない。しかし山川城郭が如何にも險阻堅固で地の利を得たのは固より恃むべきではあるが、これは單に外形に屬するのみの事で、人心の和睦して上下相一致し、團結力の強いには及ばないのだ。何故となれば、周圍三里の城、七里ばかりの外郭のある小城を、四方から包圍攻撃すれば、之を陥ることは容易である筈なのに、勝つことが出来ない事がある。一體久しく包圍攻撃をしてゐる間には、必ず天の時の都合のよい機會に出遇ふこともあるだらうに終に勝利を獲られないのは、要害の善い地の利を占めて居る城であるから、落すことが出来ないであつて、是れ天の時は地の利には及ばないといふ譯である。

今茲に一つの城池があるとす、其の城壁は高くなく、其の城池は深くなく、之に加ふるに此城を守る所の刃物甲冑は堅固で且つ銳利でないことはなく、貯藏の兵糧米は豊富でないことはなく固より敵を防いで久しきを持するに足るのに、脆くも敗北して城を棄てて逃げ出してしまふのは、人心が和せず、衆叛き親離れて一人の死を以て最後まで固く守る者がないからだ。是れ地の利は人の和に及ばないといふ譯である。

故曰、城民不以封疆之界。固國不以山谿之險。威天下不以兵革之利。得道者多助，失道者寡助。

故ニ曰ク、民ヲ城ルニ封疆ノ界ヲ以テセズ。國ヲ固ムルニ山谿ノ險ヲ以テセズ。天下ヲ威スニ兵革ノ利ヲ以テセズ。

寡助之至、親戚畔之、多助之至、天下順之。以天下之所順、攻親戚之所畔。故君子有不戰、戰必勝矣。

ト。道ヲ得ル者ハ助多ク、道ヲ失フ者ハ助寡シ。助寡キノ至ハ、親戚之ニ畔キ、助多キノ至ハ、天下之ニ順フ。天下ノ順フ所ヲ以テ、親戚ノ畔ク所ヲ攻ム。故ニ君子ハ戦ハザルコト有リ。戦ヘバ必ズ勝ツ。

【域】 界限を設け民を禁じて他國へ逃げ去らないやうにする。【封疆】 古、諸侯が土を盛つて、彼我の疆界とする土手

【威】 「ヲドス」 威服せしめる。【畔】 「ソムク」 叛と同じ。

【通解】 上に述べたやうに、天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かないが故に、古語に、人民が他國へ逃げ去らないやうにするのに、疆界を設けて妨ぎ止めることを以てせず、國を固めるのに、山や谿の險阻を恃むことを以てせず、又天下の民を威し服さすのに、刃物や甲冑の銳利なのを用ひることを以てしないと曰つてある。之を要するに人心の歸服するの否とが最も重大な關係を有するのである。それであるから唯人君たる者が能く仁政を行ひ、徳を以て民を懷(チツ)け、上下をして和睦せしめる道を得た者は、國民舉(ゴソ)つて其の君を慕つて之を翊(タス)け戴き、自然に之を助ける者が多くなる。之に反して道を失ひ、不仁不義で暴政を行つた時は、民心離散して之を助ける者が少くなる。助が少くなる至極は親戚さへ叛くやうになる、まして其の親近な者は言ふまでもない。夫れ天下の民が舉つて順ふ所の勢を以て、親戚さへも叛く所の助少い國を攻めたならば天の時をも地の利をも待つことなく、容易に之を取ることが出来る。故に君子(前ニ説イタ道ヲ得タ人)は、固より兵を用ひないで天下の民を悦び服せしめるから、戦を用ひないことがある。しかし若しも已むことを得ないで一旦戦を開けば必ず勝つことが出来る。蓋し民心の向背は、國家存亡の分れる所である、人君たる者は宜しく鑑戒とすべきだ」と。此段極めて人の和の重いことを言ふ。是れ此章の要旨である「有不戰」は一説に君子は義に非ざれば戦はない、それ故人が戦へと勧めても戦はないことにあるの意とす、亦通ず。

【章旨】 國を有つ者は、人心を譽(ホ)を以て本と爲すことを言ふ。當時諸侯仁政を行ふことを知らないで、唯攻伐を事とした、それ故に孟子兵を用ふる事を假りて之を戒め説いた。

二七 孟子將朝王章

孟子將朝王。王使人來曰、寡人如就見者也。有寒疾、不可以風朝。將視朝。不識可也。使寡人得見乎。對曰、不幸而有疾。不能造朝。

孟子將ニ王ニ朝セントス。王人ヲシテ來ラシメテ曰ク、寡人就ギテ見ルガ如キ者ナリ。寒疾有リ、以テ風ス可カラズ。朝セバ將ニ朝ヲ視ントス。識ラズ寡人ヲシテ見ルコトヲ得シム可キカト。對ヘテ曰ク、不幸ニシテ疾有リ。朝ニ造ルコト能ハズト。

【朝王】 齊の宣王に參朝する。【如就見者也】 孟子は齊國に聘せられて賓師の資格であつたから、王の方から先生の館に往つて面會する筈であるとの意、如は決せざるの辭「ヤウナ」といふ婉曲の辭で、王が己の尊貴を挾んで居る有様がほの見えてゐる。一説に將と同義なりと、亦通ず。【寒疾】 風邪。【不可以風】 惡寒の病であるから、外氣に觸れるは宜しくない。【朝將視朝】 上の朝は孟子の來朝、下の朝は朝廷の義。一説に上の朝は明朝の義なりと。【造朝】 造は至なり、朝廷へ罷り出る義。

【通解】 孟子が或日齊王に朝見しようと思つて居た折から適(タマタマ)王が人をよこして孟子に謂はせて曰はれるに「寡人の方から先生の館に參つて、御面會を致すべき筈であります、折惡敷風邪で外氣に觸れては悪しき故、不本意ではあるが、先生の方から來朝せられたなら、寡人も亦病を推して朝廷に出ようと思ひます、識らず先生の方から來朝せられて、寡人をして御面會を得させて下さいませうかどうか」と。王が孟子の館に向かないで、病氣に託(カコツ)けて之を喚び出さうとするのは、臣下の禮を以て孟子に加へるもので、無禮も甚だしい。そこで孟子自重して之に應ずることを欲しないで、自ら朝見しようとした初志を讎(ヒルガ)して、對へて曰ふに「不幸にして自分も病氣があつて參朝することが出来ません」と。

明日出弔於東郭氏。公孫丑曰、昔者辭以病。明日出弔於東郭氏。公孫丑曰、昔者辭以病。

今日弔。或者不可乎。曰、昔者疾。今日愈。如之何不可弔也。
 王使人問疾醫。來。孟仲子對曰、昔者有王命、有采薪之憂、不能造朝。今病小愈。趨造於朝。我不識能至否乎。使數人要於路曰、請必無歸。而造於朝。

ルニ病ヲ以テシ、今日ハ弔ス。或ハ不可ナラン乎ト。曰ク、昔者ハ疾メリ。今日ハ愈ユ。之ヲ如何ゾ弔セザランヤト。
 王人ヲシテ疾ヲ問ヒ醫ヲシテ來ラシム。孟仲子對ヘテ曰ク、昔者ハ王命アリシモ、采薪ノ憂有リテ、朝ニ造ルコト能ハザリキ。今ハ病小シク愈ユ。趨リテ朝ニ造リヌ。我識ラズ能ク至ルヤ否ヤト。數人ヲシテ路ニ要セシメテ曰ク、請フ必ズ歸ルコト無クシテ朝ニ造レト。

【弔】 喪を弔ふ。【東郭氏】 齊國の大夫。【昔者】 昨日。【或者】 「アルヒハ」疑ひ惑ふ辭。【孟仲子】 孟子の従兄弟（イトコ）。【采薪之憂】 病氣で薪を採ることが出来ないといふ意、病氣を謙遜していふ辭。【要】 途中で待ち受けする。

孟子はかやうに對へて置いて、其の翌日に出て齊の大夫の東郭氏の家に向つて其の喪を弔はうとした（齊王が誤つて孟子ノ病ヲ眞トナシテ賓師ハ召スベキデナイコトヲ悟ラナイノヲ恐レテダ）弟子の公孫丑は孟子の本意を知らないから、不審に思つて問うて曰ふに「昨日は病氣だと云つて朝廷へ出ることを断つて置きながら、今日はお出で人の喪を弔はれるのは、或は不都合ではありますまいか」と。孟子が曰ふに「昨日は病があつたから断つたが、今日は全快したのだからどうして弔（トモラヒ）に往かずに居られようぞ」と。
 王は孟子にこんな深い考があるとは知らず、眞の病と信じて、使者をして病氣を見舞はせ、又醫者をして來診させた。留守居の孟仲子（孟子ノ「イトコ」）が途方に暮れて困つた舉句（アゲク）已むを得ず、權辭（ツジツマ）ヲ合ス爲ニ詐ツテイフ言葉）を設けて對へて曰ふに「昨日王の命で參朝する筈でありましたが、病の爲に參朝が出来ませんでした。今日は病氣が少しく快くなりましたので急ぎ趨（ハシ）つて朝廷に參りました。しかし病後のことで、私は果して能く朝廷に到り著いたかどうかを知りません」と。かう對へて使者と醫者とを返した後、自分の言葉を實にせんが爲に急に數人の者をして孟子の歸路の要所要所に待ち受けさせて孟子に右の次第を報告させ、且つ曰ふに「さればどうぞ家に歸らないで、其の足で

直ぐさま參朝せられよ」と。

不得已。而之景丑氏宿焉。景子曰、内則父子、外則君臣、人之大倫也。父子主恩、君臣主敬。丑見王之敬于我也。未見所以敬王也。

已ムコトヲ得ズシテ景丑氏ニ之キテ宿ス。景子曰ク、内ニハ則チ父子、外ニハ則チ君臣、人ノ大倫ナリ。父子ハ恩ヲ主トシ、君臣ハ敬ヲ主トス。丑、王ノ子ヲ敬スルヲ見ル。未ダ王ヲ敬スル所以ヲ見ザルナリト。

曰、惡是何言也。齊人無以仁義與王言者。豈以仁義爲不美也。其心曰、是何足與言仁義也。云爾、則不敬莫大乎是。我非堯舜之道、不敢以陳於王前。故齊人莫如我敬王也。

曰ク、惡レ何ノ言ゾヤ。齊人仁義ヲ以テ王ト言フ者無シ。豈仁義ヲ以テ美ナラズト爲サンヤ。其ノ心ニ曰ク、是レ何ゾ與ニ仁義ヲ言フニ足ランヤト。爾云フハ、則チ不敬是レヨリ大ナルハ莫シ。我堯舜ノ道ニ非ザレバ、敢テ以テ王ノ前ニ陳セズ。故ニ齊人我ノ王ヲ敬スルニ如クハ莫キナリ。

【景丑氏】 齊國の大夫、景は姓、丑は名、氏は其の家。【景子】 即ち景丑。【大倫】 大なる人倫。【惡】 驚き歎ずる辭。【云爾】 上文を承けて「シカイフハ」爾は然なり。

孟子はそれを聞いて自分の家に歸れなくなり、仕方がないから齊國の大夫の景丑の家へ往つて泊つた（孟子が病ニ託シテ參朝ヲ斷ツテ置キナガラ、外出シタノハ齊王ニ病デナイコトヲ知ラセヨウトシタノデアアルノニ、孟仲子ハ其ノ意ヲ知ラズ一時ノ體裁ヲ作ツテ、先刻參朝シタナドトイツタカラ、孟子ノ苦心モ水泡ニ歸スルコトニナルカラ、已ムヲ得ズ景丑氏ニ往ツテ宿ツタノハ、景子カラ王ニ實際病デナカツタコトヲ知ラセヨウトシタノダ）景子は孟子の眞意を悟らないで孟子が作病して王の召に應じなかつた行爲を責めて問うて曰ふ「人倫の中でも家の内では父子、家の外では君臣の二つが最も大切なものである。そして父子の間は恩愛を以て主となし、君臣の間は恭敬を以て主となしてゐる。私は王が先生を敬つて居られるのを認めて居ますが、まだ先生が王を敬つて居られるのを認めません。先生の行爲は私の諒解に苦む所でありま

一人も無いではないか。どうして仁義の道を悪いものと考へてのことであらうか、決してさうではなからうが、皆の齊人の考では、齊王は平凡な君だから、到底仁義の大道などを説いて聞かせるに足らないと、かくいつて居るのである。果して然らば君に對して不敬なことは、是れより大きな者はないではないか。然るに自分はこれまで堯舜仁義の大道でなければ、決して王の前に陳べたことはない。これ王をして堯舜の如き君とならしめようと望むからである。それ故に齊人は多くあつても、自分が王を敬うて居る程の者は一人もないのである」と(丑ノ言ヲ所ハ敬ノ小ナルモノデ孟子ノ言ヲ所ハ敬ノ大ナルモノダ)

景子曰、否。非此之謂也。禮曰、父召無諾。君命召不俟駕。固將朝也。聞王命而遂不果。宜與夫禮若不相似然。

曰、豈謂是與。曾子曰、晉楚之富、不可及也。彼以其富、我以吾仁。彼以其爵、我以吾義。吾何慊乎哉。夫豈不義而曾子言之。是或一道也。天下有達尊三、爵一、齒一、德一。朝廷莫如爵。鄉黨莫如齒。輔世長民、莫如德。惡得有其一以慢其二哉。

【此】 上文の王と仁義を言はざることを指す。【禮曰云云】 禮記、玉藻篇に「父命呼唯而不諾」とあり、唯は應ずることの速かなるなり、諾は應ずることの緩(ユルヤ)かなるなり。又曰はく「君命召、在官不俟、在朝不俟、在野不俟、車」と。

景子曰ク、否。此レノ謂ニ非ザルナリ。禮ニ曰ク、父召セバ諾スルコト無シ。君命ジテ召セバ駕ヲ俟タズト。固ヨリ將ニ朝セントセシナリ。王命ヲ聞キテ遂ニ果サズ。宜ド夫ノ禮ト相似ザルガ若ク然リト。曰ク、豈是レヲ謂ハシヤ。曾子曰ク、晉楚ノ富ハ、及ブ可カラザルナリ。彼ハ其ノ富ヲ以テシ、我ハ吾ガ仁ヲ以テス。彼ハ其ノ爵ヲ以テシ、我ハ吾ガ義ヲ以テス。吾何ゾ慊センヤト。夫レ豈不義ニシテ曾子之ヲ言ハンヤ。是レ或ハ一道ナリ。天下ニ達尊三有リ。爵一。齒一。德一。朝廷ハ爵ニ如クハ莫シ。郷黨ハ齒ニ如クハ莫シ。世ヲ輔ケ民ニ長タルハ、德ニ如クハ莫シ。惡ンゾ其ノ一ヲ有シテ以テ其ノ二ヲ慢ルコトヲ得ン哉。

官は朝廷の内をいふ。【不俟駕】 馬車の仕度の出来るのを待たずして直ぐ往く。【宜】 殆なり。【謂是與】 是の字は、丑が言つた臣子が召に應ずるの禮を指す。【慊】 恨なり、少なり、或は嫌に作る、物足らぬやうに思ふ義。【一道】 一種の道理、賓師たる者は君臣の常禮の外に別に此の自重の理あるを言ふ。【達尊】 達は通なり、時と場所とを問はず、天下を通じて共に尊ぶ所をいふ。【慢】 軽んじておろそかにする。

【通解】 景子曰ふに「いや、其の仁義の道を王と話さないのを指して、王を敬はないと謂つた譯ではない。禮記の中に「父が召すと諸即ち緩い返事をせず直に唯(ハイ)と答へて起ち上り、君が召すと馬車の仕度の出来るのを待たないで、直に參朝せねばならぬ」といふことがある。然るに先生は固より參朝しようとして居られたのに、王から召されたと聞いて、遽(ニハカ)に中止されたのでは、殆どあの禮記に駕を俟たないで急いで往くとあるのと相似て居ないやうに思はれるが、如何なものでせうか」と(蓋シ孟子ハ齊ノ賓師デアルカラ、普通一般ノ臣トハ同ジデナイ、ソレダノニ景子ガ之ヲ同ジヤウニ見テ臣禮ヲ以テ之ヲ責メルノハ誤ツテキル)

そこで孟子答へて曰ふに「自分はどうして禮記に見えてゐる君臣呼の間の常禮を謂つたのであらうか、決してさうではない、王が賢を禮し士に下らないのを謂つたのだ。それについて昔曾子が曰つたことに「晉や楚のやうな大國の富には、到底及びもつかないが、しかし彼の晉楚は其の國の富を以て高しとし、自分は自分の仁を以て高しとして之に對する。彼は其の爵位を以て高しとし、自分は自分の義を以て高しとして之に對するから、少しも心に物足らなく思ふことがあらうか、決してない」と。あの曾子はどうして義理に合はない不條理のことを言はうや、そんな筈はない。是れ固より臣の君に事へる常禮ではないが、別に一種の道理に合つた言葉である(即チ賓師ノ禮ヲ指シテイフ)一體、天下には達尊と曰つて何方へ出しても通用する尊い者が三つある。それは爵位が一つ、年齢が一つ、道徳が一つである。朝廷の上では貴賤の分を重んじるから爵位に若くはなく、村里では長幼の序を重んじるから年齢に若くはなく、世の道を輔け保ち、衆民の上に立つて教化を施す上に就いては德に若く者はないのである。どうして單に一つの爵位を所有して居るだけの人君が、他の二つ即ち年齢と道徳のある人(暗ニ孟子自ラ指ス)とを輕んじ慢ることが出来ようか、是れ自分が王の召に應じなかつた所以である。

故將大有爲之君、必有所不召之臣。欲有謀焉、故將大ニ爲スコト有ラントスルノ君ハ、必ズ召サザル

則就之。其尊德樂道、不如是、不足與有爲也。故湯之於伊尹、學焉而後臣之。故不勞而王。桓公之於管仲、學焉而後臣之。故不勞而霸。

所ノ臣有リ。謀ルコト有ラント欲スレバ、則チ之ニ就ク。其ノ德ヲ尊ビ道ヲ樂ムコト、是クノ如クナラザレバ、與ニ爲スコト有ルニ足ラザルナリ。故ニ湯ノ伊尹ニ於ケル、學ビテ而シテ後之ヲ臣トス。故ニ勞セズシテ王タリ。桓公ノ管仲ニ於ケル、學ビテ而シテ後之ヲ臣トス。故ニ勞セズシテ霸タリ。

【所不召之臣】特に尊禮して、敢て召さざるの重臣。【尊德樂道】德は賢者の身に有する德、道は賢者の心に抱く所の天下を平治するところの道。【學而後臣之】最初に師として之に従つて學んだ上で、家來として國政を委任する。

【通釋】それであるから、將に大に功業を爲さうとする君主には、必ず特に尊敬して、こちらへ召し寄せる事をしない重臣がある。若し何事か相談しようとする事があれば、君主自ら駕を托げて其の家へ往つて相談するのである。君主たる者が賢者の德を尊び、其の懐いて居る道を樂むことが此の通りでなければ、其の君主と與に事業を成すに足らないのである。それ故に殷の湯王が伊尹に對しては、最初先づ伊尹から學んで、そして後之を臣として國政を委任したから、餘り骨を折らないで王と爲ることが出来た。又齊の桓公が管仲に對しては、初め先づ管仲から學んで、そして後之を臣として萬事を委任したから、別に骨を折らないで覇者と爲ることが出来たのである（此一段ハ古ノ君臣ノ事實ヲ引證シテ、非常ノ名君ハ必ず召サザル所ノ臣ノアルコトヲ明カニシタ）

今天下地醜德齊、莫能相尙、無他、好臣、其所教、而不好臣、其所受教。湯之於伊尹、桓公之於管仲、則不敢召。管仲且猶不可召。而況不爲管仲者乎。

今天下地醜シテ德齊シクシテ、能ク相尙フルコト莫キハ、他ナシ。其ノ教フル所ヲ臣トスルコトヲ好ミテ、而シテ其ノ教ヲ受クル所ヲ臣トスルコトヲ好マザレバナリ。湯ノ伊尹ニ於ケル、桓公ノ管仲ニ於ケル、則チ敢テ召サズ。管仲スラ且ツ猶ホ召ス可カラズ。而ルヲ況ヤ管仲ヲ爲サザル者ヲヤト。

【醜】「タゲヒス」類なり。【尙】其の上に加ふる義。【不爲管仲者乎】管仲のしたやうな事をしない人の意、即ち孟子自ら謂ふ。

【通釋】今日天下の諸侯を見渡すに、其の領地の廣狭も大概類似して居り、其の德、即ち成す所の功業も相等しく、どの國でも能く他の諸侯の上に加つて一頭地を抜いて居るものはないのは、一體どういふ理由であるかといふと、それは他（ホカ）ではない。列國の君は自分の命令通りに使役される者を臣とするを好んで、自分が従つて師として教を受ける人を臣とするを好まないからである（國ニ召サザル所ノ賢臣ガナクシテドウシテ他ノ諸侯ノ上ニ加ヘテ超出スルコトガ出来ヨウゾ）湯が伊尹に對し、桓公が管仲に對しても、無遠慮に召寄せることをしなかつた。それであるのに況して管仲ごとき卑しい仕事をしない人を、どうして召寄せるといふ法があらうぞ」と。

【善言】孟子が禮を守りて自重するの意を見テラハす。朱子曰く「此章、賓師ハ趨走承順ヲ以テ恭ト爲サズシテ、而シテ難ヲ責メ善ヲ陳ブルヲ以テ敬ト爲シ、人君ハ崇高富貴ヲ以テ重シト爲サズシテ、而シテ德ヲ貴ビ士ヲ尊ブヲ以テ賢ト爲ストキハ、則チ上下交リ（上ハ禮ヲ以テ下ニ接シ、下ハ忠ヲ以テ上ニ達スル）テ而シテ德業成ルコトヲ見ハス也」と。

二八 陳臻問曰章

陳臻問曰、前日於齊、王餽兼金一百、而不受。於宋餽七十鎰、而受。於薛餽五十鎰、而受。前日之不受、則今日之受、非也。今日之受、是則前日之不受、非也。夫子必居一於此矣。孟子曰、皆是也。

陳臻問ヒテ曰ク、前日齊ニ於テ、王兼金一百ヲ餽ラル。而モ受ケズ。宋ニ於テ七十鎰ヲ餽ラル。而シテ受ク。薛ニ於テ五十鎰ヲ餽ラル。而シテ受ク。前日ノ受ケザルガ是ナラバ、則チ今日ノ受クルハ非ナリ。今日ノ受クルガ是ナラバ、則チ前日ノ受ケザルハ非ナリ。夫子必ズ一ニ此ニ居ラント。孟子曰ク皆是ナリト。

【陳臻】孟子の弟子の名。【兼金】極めて質の好き金、其の價、通常の金に兼倍する義、一百は一百鎰。當時黄金は硬貨にせず、斤量で通用してゐたから、其の質に善悪があるのだ。【鎰】二十四兩、一説に二十兩。【居一於此】どちら

【通解】 一方非(不是)を免れない。陳臻が問うて曰ふ「先生は前日齊の國に在つた時、王から純質の好金一百鎰を餽られたのに受けられなかつた。而るに其の後宋では七十鎰を餽られたのをば之を受けられ、今度は薛でも五十鎰を餽られたのをば之を受けられた。若しも前日齊で受けられなかつたのが是であるなら、後日宋や薛で受けられたのは道理に反(ソウ)いて非とすべきだ。今日受けられたことが道理に合(カナ)つて是であるなら、前日齊で受けられなかつたことは非であります。それ故、先生には必ずどちらか一方は道理に合はない非(不是)に居ることを免れないでせう」と。孟子答へて曰ふ「どちらも皆道理に合つて居る、即ち是なのである」と。

當レ在レ宋也、予將有ニ遠行クコトヲ行クコト有ラントス。行ク者ニハ必ズ、餽ヲ以テス。餽ヲ餽ルト。予餽。予何爲レ不受。當レ在レ薛也、予有ニ戒心。辭曰、聞戒。故爲兵餽之。予何爲レ不受。若レ於レ齊、則未有處也。無レ處而餽之、是貨レ之矣。焉有君子而可ニ以貨取乎。

宋ニ在ルニ當リテヤ、予將ニ遠ク行クコト有ラントス。行ク者ニハ必ズ、餽ヲ以テス。餽ヲ餽ルト。予餽。予何爲レ受ケザラン。薛ニ在ルニ當リテヤ、予戒心アリ。辭ニ曰ク、戒ヲ聞ク。故ニ兵ノ爲ニ之ヲ餽ルト。予何爲レ受ケザラン。齊ニ於ケルガ若キハ、則チ未ダ處スルコト有ラザルナリ。處スルコト無クシテ之ヲ餽ルハ、是レ之ヲ貨ニスルナリ。焉ゾ君子ニシテ貨ヲ以テ取ラル可キコト有ランヤト。

【摘解】 「ハナムケ」する。旅立つ者に餽別として贈る禮物。【戒心】 警戒の心。是の時孟子を害さうとする者があつたので、孟子は兵を設けて之を戒備して居た。【爲兵】 兵備の爲に。【無レ處】 其の金を以て處置すべき事柄がない。【以レ貨取】 貨財で人を買収する。取は猶ほ致の如し、韓愈の送温處士序に「以レ禮爲レ饗、而致之幕下」の致の義。何故なれば、宋國に居た時は、自分は遠方へ往かうと思つて居た。旅行する者に對しては、必ず贖(ハナムケ)を餽るのが禮である。そこで宋の君の言葉に曰ふ「贖を餽ります」と。自分は義に於てどうしてそれを受けないで可(ヨ)からうか。又薛に居た時は、自分は心に警戒する所があつた。其の時薛の君の言葉に曰ふ「警戒される必要があると聞いたから、兵

備の費用に充てる爲に贈る」と。是れ亦義に於てどうして受けないで可からうか。ところが、齊に居た時は、自分は遠行することもなく、戒心することもなく、其の贈られた金を適當に處置すべき義がなかつた。苟も處置すべき義がないのに金を餽るなどは、金で人を買収するといふものである。衆人は心が利欲に動いて、金の爲に買収せられることを免れないが、どうして義を守る君子が金で人から買収せられて可からうか。是れ齊の贈金を受けなかつた譯である、それ故自分が贈金を受けなかつたのも受けたのも皆義に合(カナ)つて是である所以だ」と。

二九 孟子之平陸章

孟子之平陸、謂其大夫曰、子之持戟之士、一日而三失伍、則去之否乎。曰、不待三。然則子之失伍矣、亦多矣。凶年饑歲、子之民、老羸轉於溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。曰、此非距心之所得爲也。

孟子平陸ニ之キテ、其ノ大夫ニ謂ヒテ曰ク、子ノ持戟ノ士、一日ニシテ三たび伍ヲ失ハバ、則チ之ヲ去ランヤ否ヤト。曰ク、三たびスルヲ待タズト。然ラバ則チ子ガ伍ヲ失フコトヤ亦多シ。凶年饑歲ニハ、子ノ民、老羸ハ溝壑ニ轉ジ、壯者ハ散ジテ四方ニ之ク者、幾千人ナリ。曰ク、此レ距心ノ爲スコトヲ得ル所ニ非ザルナリト。



戟

伍を失ふが如し、故に借用していふ。

【之】 往く。【平陸】 齊國の屬邑の名。【大夫】 邑の長。【戟】 「ホコ」鎗の先に左右に枝のあるもの。【士】 戰士。

【伍】 行列。【去レ之】 去は除くなり、其の職を罷め去らしむ。【然則】 然の上に曰の字を省いたのは本文の語勢が急なるが故だ。【子之失伍】 大夫の職を失ひ民を保んずることの出来ないのは、猶ほ戰士の

孟子之平陸章

かどうか」と。大夫答へて曰ふ「軍法は嚴重を尙(タフ)ぶから、そんな不都合な者は三回を待つことがなく、一回でも直に罷めさしてしまふ」と。そこで孟子責めて問うて曰ふ「それならば貴下は行列を離れてゐる事(邑長トシテ人民ヲ保護スル職ニ居ナガラ其ノ職ヲ怠ツテキルノハ、丁度戦士ガ隊伍ヲ離レタト同ジダトノ意)が非常に多い。凶年や飢饉には貴下の管轄して居る邑の人民で、年老いて身體の瘦せ疲れてゐる者は、歩行も出来ず飢饉の爲に溝や壑に轉(コロ)がり込んで死に、壯年血氣の者は、離散して四方に出稼に往く者が幾千人の多きに達してゐる、邑長たる貴下は此責任を逃れることは出来ないだらう」と。すると大夫の距心は答へて曰ふに「それは王の失政の致す所であつて、下役である距心の如何ともすることが出来ないのだ」と辯解した。

曰ク、今有^{ラニケテ}受^ニ人^ノ之^ニ牛^ヲ羊^ヲ而^{シテ}爲^ニ之^ガ牧^{スル}之^者、則^チ必^ズ爲^ニ之^ガ求^メ牧^ト與^ニ芻^ト、而^{シテ}不^レ得[、]則^チ反^ニ諸^カ其^ノ人^ニ乎、抑^チ亦^チ立^テ而^{シテ}視^ニ其^ノ死^ト與^ト。曰ク、此^レ則^チ距^心之^ノ罪^也也。

他日見^ニ於^ニ王^ニ曰ク、王^ノ之^レ爲^ニ都^者、臣^知五^人之^ヲ焉。知^ニ其^ノ罪^者、惟^孔距^心爲^ニ王^ノ誦^之。王^{曰ク}、此^レ則^チ寡^人之^ノ罪^也也。

【牧之】 牧は養ふ。【牧與芻】 牧場と牧草(マダサ)【爲都】 都は大邑、爲は治なり、邑を治めること。【孔距心】 孔は距心の姓。【誦】 言ふなり、上文の己と距心との問答の事を語る。

【通解】 そので孟子は比喻を設けて曉(サト)して曰ふ「茲に人から牛や羊を委託されて之を養つて居る者があると假定せんに、其の人は必ず牧場と馬草とを其の依頼主から求めて、而る後に牧養の事に従ふであらう。若しも牧場と馬草とを求めて得られない場合は、委託された牛羊を依頼主に返却するか、それとも或は空しく立つたまままで牛羊の死ぬるを視てゐるであらうか」と(牧場ト馬草トヲ求メテ得ラレナイノヲ、人民ノ困難ニ喩ヘ、牛羊ヲ返却スルヲ、辭職シテ委託サレタ人民ヲ

君主ニ返スニ喩ヘ、立ツタマママデ牛羊ノ死スルヲ視ルヲ、辭職モセズ空シク人民ノ困難ヲ視テ居ルニ喩ヘ、暗ニ自分ノ思フヤウニナラヌ場合ハ辭職シタ方ガ可カラウトノ意ヲ寓シタ)そこで距心は大に悟つて曰ふ「成程、是れは距心の罪である」と。

後日孟子は齊王に拜謁して曰ふ「王の都邑を治めて居る者の中で、私は五人だけを知つて居ますが、自分の罪を知つてゐる者は、惟獨り孔距心ばかりであります」といつて、王の爲に前日距心と問答した始終を語つた。すると王は之を聞いて亦自ら悟つて曰はれるに「是れはつまり寡人が平日仁政を行ふことが出来ず、民をして其の生を聊(ヤス)んずることの出来ないやうにさし、臣をして其の職を盡すことの出来ないやうにさしたのである。此れは則ち寡人が失政の罪である」と。爲王誦之の一句は、上文の問答を總收した。此章はもと距心の失職を責めたのであるが、孟子の本意は、却つて之に因つて齊王の失政を責めるに在る。それ故に距心の其の罪を知つてゐるのを稱揚したのは、即ち暗に王の失政を責めた所以である。

【管解】 君と臣とは當に各其の職を盡すべきことを言ふ。孟子一言して能く齊の君臣をして皆自ら自分の曠職の罪を知らしめたことを見(アラ)はす。

三〇 孟子謂紙盡章

孟子謂^ニ紙^盡曰ク、子^之辭^靈丘[、]而^請士^師、似^也也。爲^ニ其^ノ可^キ以^テ言^フ也。今^既數^月矣。未^ダ可^キ以^テ言^フ與^{。紙}盡[、]諫^ニ於^ニ王[、]而^不用^{。致}爲^ニ臣^而去^{。齊}人^{曰ク}、所^以爲^ニ紙^盡、則^チ善^矣。所^以自^爲、則^チ吾^不知^也也。

【紙盡】 齊國の大夫。【靈丘】 齊の屬邑の名。【士師】 獄官の長。【似也】 其の爲す所が理あるに似てゐる。【致爲】 爲す所が理あるに似てゐる。【紙盡】 齊國の大夫。【靈丘】 齊の屬邑の名。【士師】 獄官の長。【似也】 其の爲す所が理あるに似てゐる。【致爲】 爲す所が理あるに似てゐる。

孟子謂紙盡章

【臣】官を辭する、致仕に同じ。

【通解】孟子が齊國の大夫の軫龍に謂つて曰ふ「吾子(アナタ)が靈丘の邑長を辭職して獄官の長と爲ることを願はれたのは、道理に合つて居るやうに似てゐる。何故なれば、士師の官は王に接近するから、刑罰の不當なことなどがあれば、それを諫めることが出来るからである。然るに今、吾子が士師となつてからすでに數ヶ月を經過したのに、まだ何も王に諫言する事柄がないのであるか」と。軫龍は孟子の言葉に感激して王に諫めたが採用されなかつたから、官を辭して去つてしまつた。齊の人が此事を聞いて孟子を諷つて曰ふに「あの孟子が軫龍の爲に謀つて當に諫める時には諫め、去るべき時には去らせたいのは誠に善いが、しかし孟子自身はどうであらうか、道が行はれないのに思ひ切つて去ることを斷行しないのは、果して善いことであるか、悪いことであるか吾はそれを知ることが出来ない」と。

公都子以告。曰、吾聞之也。有官守者、不得其職、則去、有言責者、不得其言、則去。我無官守、我無言責也。則吾進退、豈不綽綽然有餘裕哉。

公都子以テ告グ。曰ク、吾之ヲ聞ク、官守アル者ハ、其ノ職ヲ得ザレバ、則チ去リ、言責アル者ハ、其ノ言ヲ得ザレバ、則チ去ルト。我官守無ク、我言責無キナリ。則チ吾ガ進退、豈綽綽然トシテ餘裕有ラザランヤト。

【公都子】孟子の弟子。【官守】官に居て職を守る。【言責】言を以て責任と爲す者、後世の御史・諫官の類、【綽綽然】「ユツタリ」とする貌。【餘裕】寛ユルヤカで「コセツカヌ」さま。

【通解】孟子の門人の公都子が、齊人の其の師を諷つたのを聞いて孟子に告げた、孟子が答へて曰ふ「自分は兼て聞いて居ることがある。それは「官に居て職を守る者は、其の職責を盡すことが出来ない時には辭職して退き去り、言論を以て責任とする者は、其の言を用ひられない時には、矢張辭職して退き去る」と。それで軫龍が其の言の用ひられないで去つたのは當然である。然るに自分の位地は賓師(客分テ先生)であつて、まだこれまで臣と爲つて祿を受けた事はないから、固より官守もなければ、言責もない。それであるから自分は進んで仕へて居るのも、辭職して退き去るのも自由である、どうして「ユツタリ」として餘裕がなからうぞ」と。

【章旨】君子の進むも退くも去るも就くも各其の道あることを言ふ。

三一 沈同以其私問章

沈同以其私問曰、燕可伐與。孟子曰、可。子噲不得與。人燕、子之不得受。燕於子噲。有仕於此、而子悅之、不告於王、而私與之。吾子之祿爵、夫士也、亦無王命、而私受之於子、則可乎。何以異。於是。

沈同其ノ私ヲ以テ問ヒテ曰ク、燕伐ツ可キカト。孟子曰ク、可ナリ。子噲人ニ燕ヲ與フルコトヲ得ズ。子之、燕ヲ子噲ニ受クルコトヲ得ズ。此ニ仕フルモノ有ランニ、子之ヲ悦ビ、王ニ告グズシテ、私ニ之ニ吾子ノ祿爵ヲ與ヘ、夫ノ士モ亦王命無クシテ私ニ之ヲ子ニ受ケバ、則チ可ナランカ。何ヲ以テ是レニ異ナラント。

【沈同】齊國の臣、沈は人の姓のときは音「シン」【以其私】一個人の資格といふ義(實ハ王命ヲ受ケテキタノダ)【子噲子之】子噲は燕王の名、子之は燕の相の名、子之人をして燕王子噲に堯舜は天下を人に譲つたので聖人と稱せられた、王も國を譲られたならば、亦美名を得られるだらうと説かした。子噲之を聞いて國を子之に譲り、反つて自ら臣と爲つた、そこで燕國大に亂れた、齊之に乗じて燕を伐たうとした。【仕】官に仕へる。【吾子】人を親みて呼ぶ辭。【士】仕へて居る士。

【通解】齊の臣の沈同が、故(コトサ)らに一個の人の資格で(實ハ齊王ノ内意ヲ受ケテキナガラ)孟子に問うて曰ふに「燕では子噲が子之に國を譲り、自分が反つて其の臣下と爲つて、國が大に亂れて居ますが、之を伐つて宜しいでせうか」と。孟子理に據つて答へて曰ふ「それは伐つても可いであらう。一體燕王子噲は、勝手に其の國を人に譲り渡すことが出来るものでなく、其の臣の子之も亦決して燕國を其の君の子噲から譲り受けるといふが出来るものでない。何故とならば諸侯の土地人民は先代が天子から受けたもので、其の子孫が勝手に譲り受けることは出来ない。若し之を犯すと譲つた者も、受けた者も皆罪があるのだから、之を伐つのは當然である。一例を舉げて云へば、此處に官に仕へて居る士があると假定して、貴下の氣に入り其の士を悦び愛する餘り、齊王に告げないで勝手に貴下の受けて居る祿や位を其の士に與へ、其士も亦王の許可もなく、私に其の祿や位を貴下から受けたとしたなら、それは理に於て可いとすべきであらうか、其の可からぬこと

は勿論であらう。燕の君臣が擅(ホシイマ)に國を授けたり受けたりしたのは、どうして是れと相違があらうか、是れ其の伐つべき所以である」と。

齊人伐燕。或問曰、勸齊伐燕。有諸。曰、未也。沈同問、燕可伐與。吾應之曰、可。彼然而伐之也。彼如曰、孰可以伐之、則將應之曰、爲天吏則可以伐之。今有殺人者、或問之曰、人可殺與。則將應之曰、可。彼如曰、孰可以殺之、則將應之曰、爲士師則可以殺之。今以燕伐燕、何爲勸之哉。

齊人燕ヲ伐ツ。或ヒト問ヒテ曰ク、齊ヲ勸メテ燕ヲ伐タシムト。諸有リヤト。曰ク、未ダシ。沈同問フ、燕ハ伐ツ可キカト。吾之ニ應ヘテ曰ク、可ナリト。彼然リ而シテ之ヲ伐テルナリ。彼如シ執カ以テ之ヲ伐ツ可キカト曰ハバ、則チ將ニ之ニ應ヘテ曰ハントス、天吏タラバ則チ以テ之ヲ伐ツ可シト。今人ヲ殺ス者有ランニ、或ヒト之ヲ問ヒテ曰ク、人殺ス可キカト。則チ將ニ之ニ應ヘテ曰ハントス、可ナリト。彼如シ執カ以テ之ヲ殺ス可キカト曰ハバ、則チ將ニ之ニ應ヘテ曰ハントス、士師タラバ、則チ以テ之ヲ殺ス可シト。今燕ヲ以テ燕ヲ伐ツ。何爲レゾ之ヲ勸メンヤト。

【齊人】 齊の君臣。【天吏】 天命を奉じ行ふ者を言ふ。(八〇頁參看) 【士師】 刑罰を司る長官。【以燕伐燕】 燕と同じ惡政の齊を以て燕を伐つ之意。

齊國の君臣は、遂に兵を出して燕國を伐つた。蓋し孟子が伐つべしといつた言を輕信したので。或人孟子に問うて曰ふに「先生は齊に勸めて燕を伐たせたと云ふ者がありますが、果してそんな事實があつたのでありませうか」と。孟子答へて「自分はまだそんなことを勸めた事はない。しかし先日沈同が來て『燕は伐つても可いであらうか』と問うたから、自分はそれに答へて『可い』と曰つたが、沈同は自分の言を聞いて深く其の意を推し究めず、遂に燕を伐つたのであらうが、もし彼が其の時『如何なる資格の人が伐つたなら可いか』と問うたら、自分は之に答へて『天吏即ち天の命を受けた役人なら、天に代つて之を伐つても可い』と曰ふのであつた。例へば、此處に人を殺した者があつて、或人が問うて『あの殺人罪を犯した人は殺しても可いか』と曰つたなら、自分は『殺しても可い』と曰ふであらう。問ふ者が若し『誰がそれを

殺したら可いか』といつたら、自分は之に答へて『刑罰を司る長官であるなら、之を殺して可い』といふであらう。此の如く人を殺すべき権力ある者で、始めて人を殺すことが出來、國を伐つべき徳ある者で、始めて國を伐つことが出來る。而るに齊は燕を伐つ徳がないばかりでなく、其の無道は殆ど燕と異なることがないから、齊を以て燕を伐つのは、猶ほ燕を以て燕を伐つと同じで、所謂暴を以て暴に易へるものだ。自分はどうして之を伐つことを勸めようぞ」と。結末の「以燕伐燕」の四字は實に絶世の警句だ。

三二 燕人畔章

燕人畔。王曰、吾甚慙於孟子。陳賈曰、王無患焉。王自以爲與周公孰仁。且智。王曰、惡是何言也。曰、周公使管叔監殷。管叔以殷畔。知而使之、是不仁也。不知而使之、是不智也。仁智周公未之盡也。而況於王乎。賈請見而解之。

燕人畔ク。王曰ク、吾甚ダ孟子ニ慙ヅト。陳賈曰ク、王患フルコト無ナレ。王自ラ以爲ヘラク周公ト孰カ仁ニシテ且ツ智ナリト。王曰ク、惡是レ何ノ言ゾヤト。曰ク、周公、管叔ヲシテ殷ヲ監セシム。管叔殷ヲ以テ畔ク。知リテ之ヲ使ムレバ、是レ不仁ナリ。知ラズシテ之ヲ使ムレバ、是レ不智ナリ。仁智ハ周公モ未ダ之ヲ盡サザルナリ。而ルヲ況ヤ王ニ於テヤヤ。賈請フ、見テ而シテ之ヲ解カント。

【燕人畔】 齊が燕を破つて後二年にして、燕人服せず太子平を立てて王(昭王)と爲して齊に叛いた。畔は叛なり。【陳賈】 齊の大夫。【惡】 驚き歎くの辭。【管叔】 周の武王の弟、周公の兄、武王が殷を滅した後、紂の子武庚を立て、管叔と弟の蔡叔とに其の國を監督させて居たが、武王崩じて成王が立つた時、管叔は武庚と叛いたのを、周公討つて之を誅した。【監】 監督する。

燕人畔章

齊は燕を破つたが、燕人は之に服さず、たうとら叛いた。そこで王は後悔して曰はれるに「自分は非常に孟子に對して

恥かしく思ふ」と（孟子ガ「之ヲ取リテ燕民悦ババ之ヲ取レ、之ヲ取リテ燕民悦バズンバ取ルコト勿レ」(四四頁) また「王速ニ令ヲ出シ、其ノ旄倪ヲ返シ、其ノ重器ヲ止メ燕ノ衆ニ謀リテ、君ヲ置キテ而ル後ニ、之ヲ去レ」(孟子通解三四頁) ト曰ツタノヲ用ヒナカツタカラ) 陳賈が王の歡心を買はうと思つて曰ふに「王に於かせられてはさう御心配なさるには及びません。人には誰でも過失は免れません、王はあの周公と、どちらが仁惠で其の上に智慧があると思召されますか」と。王之を聞いて「ああ何たる不當の言葉であらう。周公は古の大聖人である、自分などの到底及びもつかないお方ではないか」と。賈が曰ふに「周公は自分の兄の管叔をして殷を監督させて置いたのに、管叔は反つて殷と通謀して周に叛いた。管叔がこんな事をするのを豫知しながら監督させたのであれば、是れは誠に不仁であります。又謀反などをするのを知らないで監督させたなら、是れは誠に不智と謂はねばなりません。仁惠とか智慧とかは、大聖人周公でさへもまだ十分盡し得たとは謂はれません。して見ますれば、況して王に於かせられては、燕に對する處置を誤られたからと云つて、さう御心配なさることはありません、賈は願はくは孟子に面會して王の爲に辯解致しませう」と。

見孟子問曰、周公何人也。曰、古聖人也。曰、使管叔監殷。管叔以殷畔也。有諸。曰、然。曰、周公知其將畔而使之與。曰、不知也。然則聖人且有過與。曰、周公弟也。管叔兄也。周公之過、不亦宜乎。

孟子ヲ見テ問ヒテ曰ク、周公ハ何人ゾヤト。曰ク、古ノ聖人ナリト。曰ク、管叔ヲシテ殷ヲ監セシム。管叔殷ヲ以テ畔クト。諸有リヤト。曰ク、然リト。曰ク、周公其ノ將ニ畔カントスルヲ知リテ之ヲ使メタルカト。曰ク、知ラザルナリト。然ラバ則チ聖人スラ且ツ過アルカト。曰ク、周公ハ弟ナリ。管叔ハ兄ナリ。周公ノ過モ亦宜ナラズヤ。

【且有過】 且の字は、周公ですらも且つ過を免れない、況して周公より下る凡人は、過のあるのが當然である。【與】 歟に同じ。

【通解】 やがて賈は孟子に面會して問うて曰ふに「あの周公は如何なる人でありますか」と。孟子答へて曰ふ「古の聖人である」と。そこで賈が曰ふに「周公は兄の管叔をして殷の國を監督させて居たのに、反つて管叔は殷を率ゐて周に叛いたといふことを聞いて居ますが、果してこのやうな事實があるのでせうか」と。孟子が曰ふに「然り、如何にも事實である」と。賈が曰ふ「周公は兄が將來叛くであらうと豫知しながら、殷を監督させたのでせうか」と。孟子答へて「少しもそんな事は豫知して居なかつた」と。そこで賈はすかさず問うて曰ふに「それなら智徳を兼ねた聖人すらも尙ほ且つ、過失があるか」と。孟子が曰ふに「周公は弟であり、管叔は兄である。兄弟の間は互に相信じて疑ふことのないのは天理人情である、されば周公に此の過失のあつたのは、寧ろ當然と謂つてよからう。」

且古之君子、過則改之。今之君子、過則順之。古之君子、其過也、如日月之食、民皆見之。及其更也、民皆仰之。今之君子、豈徒順之、又從而爲之辭。

且ツ古ノ君子ハ、過テバ則チ之ヲ改ム。今ノ君子ハ、過テバ則チ之ニ順フ。古ノ君子ハ、其ノ過ヤ、日月ノ食ノ如シ。民皆之ヲ見ル。其ノ更ムルニ及ビテヤ、民皆之ヲ仰グ。今ノ君子ハ、豈徒ニ之ニ順フノミナランヤ、又從ヒテ之ガ辭ヲ爲ル。

【古之君子】 暗に周公を指す。【今之君子】 暗に齊王を指す、今之君子は古之君子に對する辭で、眞の君子を謂ふのではない。【順】 猶ほ逢ぐるといふが如し、即ち順ひ守るの意。【食】 蝕に同じ。論語に「子貢曰、君子之過也、如日月之食焉。過也人皆見之。更也人皆仰之」(論語解義六七四頁)とあり、また左傳、宣公十二年に、士貞子が荀林父を稱贊した語に「夫其敗也、如日月之食焉。何損於明」とある。孟子の語も、これ等に本づいたのだらう。【更】 「アラタム」改なり。【徒】 但(タダ)なり。【辭】 辯なり、曲げて辯解して過を文(カザ)るをいふ。

【通解】 そればかりでなく、古の有徳の君子(暗ニ周公ヲ指ス)は、過失があつたら直ぐさま之を改めたが、今の君子(暗ニ齊王ヲ指ス)は、過失があると何處までも其の非を遂げる。古の君子の過失は日食月食のやうなもので、過失がある時は、一般の人が皆之を眺め見るが、一旦其の過失を改めると、再び舊に復して光明を放つから、民は皆仰ぎ望んで却つて尊敬の度を深くするのである。然るに今の君子は、どうして但其の過失に順つて其の非を遂げるばかりでなく、尙ほ其の上に辯解の辭を設けて自分の過失を文(カザ)らうとするのは、誠に情ないことである」と。

【音】 人臣たる者は、當に其の君に勸めるに、過を改め善に遷るべきことを以てすべきことを言ふ。

三三 致爲臣而歸章

孟子致爲臣而歸。王就見孟子曰、前日願見而不可得。得侍。同朝甚喜。今又棄寡人而歸。不識可_レ以繼_レ此而得_レ見_レ乎。對曰、不敢請_レ耳。固所_レ願也。

孟子臣タルヲ致シテ歸ル。王就キテ孟子ヲ見テ曰ク、前日見_レンコトヲ願ヒテ得_レ可カラズ。侍スルコトヲ得_レテ同朝甚ダ喜ブ。今又寡人ヲ棄テテ歸ル。識ラズ以テ此_レニ繼ギテ見_レルコトヲ得_レ可キカト。對ヘテ曰ク、敢テ請ハザルノミ。固ヨリ願フ所ナリト。

【致爲臣】 致は猶ほ還の如し、客卿たる職位を君に還す。【就】 王が孟子の館に出向く。【同朝】 同朝の人を謂ふ、君臣を該(カ)ねて其の中に在り。一説に「得侍同朝」と讀んで 同_レ朝廷に居る義とす、亦通ず。侍は王の謙辭。【繼此】 此後の意。

【通解】 孟子は齊の客卿と爲つて居たこと凡そ十年であつたが、王は其の意見を用ひなかつたから、遂に臣たる職位を返上して歸國することとなつた。そこで王は孟子の館に出向いて孟子を見て訣別して曰はれるに「前日先生がまだ齊國へ來られたい時には、是非御面會したいと願つて居ましたが、仲仲願が叶ひませんでした。ところが其の後、先生が此國へ來られて寡人がお側に侍することが出来るやうになつてからは、寡人は言ふに及ばず、同じ朝廷の者ども一同が非常に喜んで居たのに、今俄に寡人を見棄てて歸國されるのは、誠に遺憾ですが、識らず、今後も先生が再び此國に來られて御面會することが出来るでありませうか」と。孟子對へて曰ふに「自分から敢てお願は致さなかつたばかりで、心の中では固より願つて居ります」と。

他日王謂_レ時子曰、我欲_レ中國_ニ而授_レ孟子室_ニ、養_レ弟子_ニ以_レ萬鍾_ニ、使_レ諸大夫_ノ國人_ヲ皆有所_レ矜_レ式_ニ。子盍_レ爲_レ我言之。時子因_レ陳子_ニ而以告_レ孟子。陳子以_レ時子之言_ニ告_レ孟子。

他日王、時子ニ謂ヒテ曰ク、我中國ニシテ孟子ニ室ヲ授ケ、弟子ヲ養フニ萬鍾ヲ以テシ、諸大夫國人ヲシテ皆矜式スル所ヲ矜式ト欲ス。子盍ゾ我が爲ニ之ヲ言ハザルト。時子、陳子ニ因リテ以テ孟子ニ告ゲシム。陳子時子ノ言ヲ以テ孟子ニ告グ。

子之言告孟子。

言ヲ以テ孟子ニ告グ。

【他日】 ここは後日の義。【時子】 齊の臣の名。【中國】 國都の眞中で士民の湊集する處。【萬鍾】 鍾は量の名、六斛四斗、萬鍾は六萬四千斛(凡ソ我ガ五千七百五十石) 【矜式】 矜は敬、式は法。即ち尊敬して手本とする。【陳子】 孟子の弟子の陳臻。

【通解】 其の後數日を経過してから、王が其の臣時子に謂つて曰はれるに「自分は孟子が此國を引拂つて歸るのが残念であるから、國都の眞中の繁華な場所を選んで、其處に孟子の住宅を與へ、其の從ひ遊ぶ弟子を養ふ料として萬鍾の祿を贈り、諸大夫以下國民一般をして、皆孟子を尊び敬ひて手本として之に倣(ナラ)はせるやうにさせたいと思つて居る。かくしたならば孟子を引き留めることが出来るやうか、お前はどうして自分の爲に、此事を孟子に取次がないのであるか」と。そこで時子は孟子の弟子の陳臻に依託して此事を孟子に傳へ告げさせた。そこで陳臻は時子の言を以て委細孟子に告げた。

孟子曰、然。夫時子惡_レ知_レ其不可_レ也。如使_レ子欲_レ富_ニ、辭_レ十萬_ニ而受_レ萬_ニ。是爲_レ欲_レ富_乎。季孫曰、異哉_レ子叔疑。使_レ己爲_レ政_ニ、不_レ用_レ則亦已_レ矣。又使其子弟_ニ爲_レ卿。人亦孰_レ不_レ欲_レ富貴_ニ。而獨_レ於_レ富貴_{之中}、有_レ私_レ龍斷_ニ焉。

孟子曰ク、然リ。夫ノ時子惡_レ知_レ其不可_レナルヲ知ランヤ。如シテ富ヲ欲セシメバ、十萬ヲ辭シテ萬ヲ受ク。是レ富ヲ欲スト爲サンヤ。季孫曰ク、異ナル哉子叔疑。己ヲシテ政ヲ爲サシメ、用ヒラレザレバ則チ亦已マン。又其ノ子弟ヲシテ卿タラシム。人モ亦孰カ富貴ヲ欲セザラン。而シテ獨リ富貴ノ中ニ於テ、龍斷ヲ私スル有リ。

【十萬】 十萬鍾で卿の祿高。【季孫子叔疑】 何の代の人なるか不詳。【龍斷】 龍は壘に通ず、小高い岡、斷は切つ立つたこと。即ち切つ立つた小高い岡、解は下文に見ゆ。

【通解】 孟子は陳臻から王の傳言を聞いて答へて曰ふに「齊王が我を留める意は成る程然(サ)うであるか。しかし時子はどうしても自分が齊に留まることの出来ない深い理由を知らうぞ(王ヲ指サナイデ時子ヲ指シタノハ亦忠厚ノ意ヲ見ル)考へて見ても分るではないか、もし自分をして單に富を欲する者とするも、これまで齊の卿と爲つて十萬鍾の祿を受けてゐた者が、それを辭退して居るのに、今其の十分の一の萬鍾を受けることをしようぞ。こんな不合理の事はどうして富を欲する者の

爲す所とせられようぞ、況して自分が齊に來たのはもと富を欲するが爲でないものであるをや。昔季孫が曰ふに、實に奇怪であるかな子叔疑の行爲や、其の君自分を任用して政を爲さしめ置きながら、其の言を用ひて呉れなければ「サツパリ」と辭して去るべきである。而るに彼は色色の運動をして、自分の子弟をして己に代つて卿たらしめ、どこまでも富貴に戀戀として居る。人は誰しも富貴を欲しない者が無いが、子叔疑の如きは獨り富貴の中で、卑劣な男が小高い切つ立つた岡の上に登つて、市場の模様を見下して、利益を獨占したやうな行爲をして居る、といつて譏つたと。

古之爲市者、以其所有、易其所無者。有司者治之耳。有賤丈夫焉。必求龍斷而登之、以左右望而罔市利。人皆以爲賤。故從而征之。征商自此賤丈夫始矣。

古ノ市ヲ爲ス者ハ、其ノ有ル所ヲ以テ、其ノ無キ所ノ者ニ易フ。有司ノ者之ヲ治ムルノミ。賤丈夫有リ。必ズ龍斷ヲ求メテ之ニ登リ、以テ左右ニ望ミテ市利ヲ罔ス。人皆以テ賤ト爲ス。故ニ從ヒテ之ヲ征ス。商ニ征スルコトハ此賤丈夫ヨリ始マル。

【爲市者】市場で物品の交易をする者。【治之】取締る。價を平かにし争を息むるの類。【罔】網を張つて魚を捕へる。其の利を罔羅して之を獨占する。【征】營業税を課する。

【通解】さて龍斷とは何ぞや、古、市場で取引をするには、自分の有つてある品物を持つて往つて、無い品物と交易するのである。市場取締の役人は、單に物價を平かにし争訟を息めるのみであつた。ところが卑劣な男があつて、必ず岡の切り立つて高い處を求めて之に登り、左右を見廻はし、人が多く聚つて利益の多くありさうな處を求めて、市場の利益を網で一度に魚を捕へるやうにして獨占するのであつた。それを人人が見て、如何にも賤しい所爲であると賤み悪んだ。それ故役人も其の男に就いて營業税を賦課するやうにした。商人に税を課することは、此の賤しい男から始まつたのである。自分が道の行はれないが故に十萬の祿を辭してそして萬鍾の養を受けたら、どうして此の賤丈夫と異ることがあらうか」と。

三四 尹士語人曰章

孟子去齊。尹士語人曰、不識王之不可爲湯武、則是不明也。識其不可、然且至、則是干澤也。千里而見王、不遇故去。三宿而後出晝。是何濡滯也。士則茲不悅。高子以告。曰、夫尹士惡知予哉。千里而見王、是予所欲也。不遇故去、豈予所欲哉。予不得已也。

孟子齊ヲ去ル。尹士人ニ語テ曰ク、王ノ以テ湯武タル可カラザルヲ識ラザルハ、則チ是レ不明ナリ。其ノ不可ナルヲ識リテ、然カモ且ツ至ルハ、則チ是レ澤ヲ干ムルナリ。千里ニシテ王ニ見エ、遇ハザルガ故ニ去ル。三宿シテ而ル後ニ晝ヲ出ヅ。是レ何ゾ濡滯ナルヤ。士ハ則チ茲ヲ悦バズト。高子以テ告グ。曰ク、夫ノ尹士、惡ゾ予ヲ知ラン哉。千里ニシテ王ニ見ユルハ、是レ予ガ欲スル所ナリ。遇ハザルガ故ニ去ルハ、豈予ガ欲スル所ナランヤ。予已ムコトヲ得ザレバナリ。

【尹士】齊人。【湯武】殷の湯王、周の武王、共に無道の君を伐つて民を救つた聖王。【干澤】恩澤(爵祿)を求め。干は此方から進んで求める。【晝】齊の邑の名。【濡滯】「グツグツ」する。去ることの遅きなり。【高子】齊の人で孟子の門人。

孟子はすでに齊國を去つたが、猶ほ遅延として去るに忍びない様子があつた。其の時齊人の尹士が之を見て人に語つて曰ふに「齊王が殷の湯王や周の武王のやうな聖王と爲ることの出来ないのを識らないで、わざわざ齊に來たとすれば人を見るの明がないといふべきだ。又王が湯武のやうな聖王と爲ることの出来ないのを識りながら、はるばる齊に來たとすれば、是れは功業を建てる目的でなく、其の志は恩澤を求めたい爲である。且つ千里もある遠路を厭はず齊國に來て王に拜謁したが、不幸にして意見が合はなかったのでたうとう齊を去ることになつた。すでに去ることに決した上は急速に歸國するのが當然であるのに、遅延として行き晝邑に三日も泊つて而る後、やつと出立するとは何といふ「グツグツ」したことであらう。自分は其の未練(ミレン)な態度を悦ばない」と。それを高子が聞いて孟子に告げたら、孟子が曰ふに「あの尹士はどうして自分の心を知らうや。自分が千里の路を遠しとしないうで、齊へ來て王に拜謁することは、自分の誠に望む所である。ところが意見が合はれない爲に去るのは、どうして自分の望む所であらうが、決して望む所ではない。自分は全く已む

ことを得ないで去るのである。

予三宿而出晝。於予心猶以爲速。王庶幾改之。王如改諸。則必反予。夫出晝而王不予追也。予然後浩然有歸志。予雖然豈舍王哉。王由足用爲善。王如用予。則豈徒齊民安。天下之民舉安。王庶幾改之。予日望之。

【庶幾】之を望むの詞。【改之】悔悟して前非を改める。【浩然】水が流れて止まらないさま。【由】「ナホ」猶に同じ。【舉】「ミナ」皆なり。

【通解】されば其の去るに臨んでも心に甚だ遺憾に思つて去りがてになり、三日宿泊してから晝を出てきへ自分の心ではまだ速かつたと思つて居るのだ。自分の心にはどうか王が悔悟して前非を改められ度いと希ひ、王がもし悔悟されたら、必ず自分を喚び返されるに違ひないと思つて居たが、晝を出ても王は自分を追つかけて引き留められなかつたから、自分はそこで浩然と水の流れて止まらないやうに歸國する決心をしたのである。自分がかやうに決心はして居るもの、どうして王を見棄てられようぞ。王はあれでもまだ之を輔佐して與に善道を爲すに足る資性があるのであるから、王が若し自分を用ひて仁政を行つたならば、どうしてただ齊の國民が安泰であるばかりであらう、天下の民が皆悉く安泰になることが出来るのである。かういふ次第であるから、主がどうか改心されんことを、自分は日日に之を望んで居るのである。

予豈若是小丈夫然哉。諫於其君而不受。則怒悻悻然見於其面。去則窮日之力而後宿哉。尹

予豈是ノ小丈夫ノ若ク然ランヤ。其ノ君ヲ諫メテ而シテ受ケザレバ、則チ怒リ、悻悻然トシテ其ノ面ニ見ハレ、去レバ則チ日ノ力ヲ窮メテ而シテ後ニ宿センヤト。尹士之ヲ聞

士聞之曰、士誠小人也。

キテ曰ク、士ハ誠ニ小人ナリト。

【小丈夫】度量の狭い男。【悻悻然】心が不平で怒るさま。【窮日之力】日光のあらん限を盡す、窮は「ツクス」盡なり。【小人】識見の卑(イヤ)しきを以て言ふ。

【通解】自分はどうしてこんな度量の狭い男のやうなやり方をしようぞ。主君を諫めて聴き受けられなければ、すぐ怒つて、不平の氣が其の顔面にまでも見(ア)はれ、一旦辭し去ることになると、日影のあらん限を盡して然る後宿泊するといふやうなただ己一身の去就あるを知つて、少しも君を愛し民を愛ふる意のないやうな行爲をしようぞ」と。尹士は孟子の言を聞いて始めて悟る所があつて白ふに「士(自分ノ名)は君子が世を憂へる忠厚の心を知らないで失言したのは誠に識見の卑い小人である」として深く孟子に心服した。

【章旨】孟子が道を行つて天下を安んぜようと欲するの意があり、そこで惓惓として齊を去るに忍びないのは、世人の知ることを得る所でないことを言ふ。

三五 充虞路問曰章

孟子去齊。充虞路問曰、夫子若何不豫色然。前日虞聞諸夫子曰、君子不怨天、不尤人。

孟子齊ヲ去ル。充虞路ニシテ問ヒテ曰ク、夫子不豫ノ色アルガ若ク然リ。前日虞諸ヲ夫子ニ聞ケリ。曰ク、君子ハ天ヲ怨ミズ、人ヲ尤メズト。

【路問】途中で問ふ。【不豫色】不愉快な顔色。豫は悦なり。【君子云云】此二句は孔子の語、論語、意問篇(論語解義五〇九頁)に見ゆ。

【通解】孟子がいよいよ齊を去つた。ところが其の世を憂へ民を憫(ア)ハシむの心が覺えず顔に見(ア)はれてゐたと見え、隨行の門人の充虞が途中で問うて曰ふに「先生には不快で悦ばないやうな御様子に見受けられます。前日虞は先生から承はつたことがあります、其のお言葉に曰ふ「人が困窮するのも顯達するのも、皆天命である。其れ故に徳のある君子は、縱令世に用ひられないからといつても、命に安んじて天を怨まない。又人に知られないで不遇であるからといつても、すこしも

人を咎(トガ)めない」と。然るに今日、御不快なお顔色があるのはどうした譯でありませうか」と。

曰、彼一時、此一時也。五百年、必有王者興。其間必有名世者。由周而來、七百有餘歲矣。以其數則過矣。以其時考之、則可矣。夫天未欲平治天下也。如欲平治天下、當今之世、舍我其誰也。吾何爲不豫哉。

曰ク、彼モ一時ナリ、此モ一時ナリ。五百年ニシテ必ズ王者ノ興ルコト有リ。其ノ間必ズ世ニ名アル者有リ。周ヨリシテ來、七百有餘歲ナリ。其ノ數ヲ以テスレバ則チ過ギタリ。其ノ時ヲ以テ之ヲ考フレバ則チ可ナリ。夫レ天未ダ天下ヲ平治センコトヲ欲セザルナリ。如シ天下ヲ平治センコトヲ欲セバ、今ノ世ニ當リテ、我ヲ舍テテ其レ誰ゾヤ。吾何爲ゾ不豫ナランヤト。

【彼】前日。【此】今日。【五百年】大數を擧げていふ。堯舜から殷の湯王までは五百八十餘年、湯王から周の文王武王までは六百二十餘年を経過して居る。【名世】道德事業のすぐれて一世に名ある者が、其の王者を輔佐する。唐虞の皋陶・稷契(セツ)殷の伊尹・萊朱、周の太公望・散宜生の類。【由周而來】周は文王武王の間をいふ。【數】五百年の數。【時】大亂の極、天下の人心が皆國家の治平を望むの時。

孟子答へて「前日不怨天、不尤人」と謂つた時は、身を修める君子の爲に説いたのであつて、彼の時に取りての事である、今日不愉快な色があるが如く見えるのは、世を憂へ民を憫(アハレ)むの餘り、吾が道の行はれないのを慨き悲まざるを得ないので、自然に然(サ)うなるので、即ち此時に於ての事である。されば前日の言を以て境遇の違つてゐる今日の事を一樣に律すべきものではないのだ。自分が遠く過去の歴史を觀るに、大抵五百年で天運が循環して、必ず王者の興る者がある。又其の間には必ず道德事業の優れて、一代に名ある者が出て、其の王者を輔佐するのである。然るに周の文王武王から以來、すでに年數を経過して居ることが七百餘年である。王者の出て來るといふ五百年の數からいへば、最早二百餘年を超過して居る。其の時勢を以て考へて見れば、今日は天下の人心皆亂を厭ひて治を思つてゐる。正に乗じて爲すことあるべき絶好の時である。而るに王者が興らないで我の時に遇はないのは、是れ或は天が未だ天下を平治することを欲しないのであらうか。天が若し天下を平治しようと欲するならば、今の世に當つて名世の器を抱いて、王者を輔佐する任に當

る者は、我をおいて外に誰が在らうぞ。しかし天意は未だ知ることが出來ない、將來どう變化するかも分らない。そして天下を泰平にするの道は、自分が心得て居るのだから、どうして不愉快に思ふことがあらうぞ」と。

【孟子】孟子時に乘じて道を行はんと欲して、未だ時に遇ふことが出來ず、世を憂ひ民を憫(アハレ)む情の切なることを言ふ。

滕文公上

三六 滕文公爲世子章

滕文公爲世子、將之楚。過宋而見孟子。孟子道性善、言必稱堯舜。世子自楚反、復見孟子。孟子曰、世子疑吾言乎。夫道一而已矣。

滕ノ文公世子タリシトキ、將ニ楚ニ之カントス。宋ニ過リテ孟子ヲ見ル。孟子性善ヲ道ヒ、言ヘバ必ず堯舜ヲ稱ス。世子楚ヨリ反リテ、復孟子ヲ見ル。孟子曰ク、世子吾ガ言ヲ疑フカ。夫レ道ハ一ノミ。

【滕】國の名。【文公】文は諡。定公の子。【世子】諸侯の世嗣。古は天子諸侯の世嗣の君を通じていふ、後世は天子のを太子といひ、諸侯のを世子といふ。【道性善】道は「イフ」言なり。人の固有の本性は固より、善であつて、初は少しも悪はないといふことを言ふ。【道一而已矣】本性通りに行つて往く筋道を道といふ。此道は唯一つである。

滕の文公がまだ世子であつた時、楚國へ往かうとして、宋國に立寄つて孟子に面會された(時ニ孟子ハ宋ニ居タ)孟子は世子に説き聞かすに、人の天から稟(ウ)け得た本性は善であつて、其の善なる性を發揮しきへすれば、堯舜の如き聖人にもなることが出來るものだと言つて、之を言へば必ず堯舜を證據に引いて説明した。世子は楚國からの歸途、再び孟子に面會した(世子ハ、堯舜ナドノ聖人ニハ、トテモ企テ及ボトハ出來ナイト思ツテ、疑念ヲ挾ンダノデ再度會見シタノダ)そこで孟子が曰ふに「世子は自分が先日説明した言を疑つて居られるのか、一體人の本性通りに循つて履み行ふ筋道を、道と名付けるのであるが、此道は唯一つの外はない。されば堯舜の如き聖人も此の道に由り凡人も亦此道に由り、決

滕文公爲世子章

して道に二つはないのである。

成蹊謂齊景公曰、彼丈夫也、我丈夫也。吾何畏彼哉。顔淵曰、舜何人也。予何人也。有爲者亦若是。公明儀曰、文王我師也。周公豈欺我哉。今滕絶長補短、將五十里也。猶可以爲善國。書曰、若藥不瞑眩、厥疾不瘳。

成蹊、齊ノ景公ニ謂ヒテ曰ク、彼モ丈夫ナリ、我モ丈夫ナリ。我何ゾ彼ヲ畏レンヤト。顔淵曰ク、舜何人ゾヤ。予ハ何人ゾヤト。爲スコト有ル者ハ亦是ノ若シ。公明儀曰ク、文王ハ我ガ師ナリ。周公豈我ヲ欺カンヤト。今滕ハ長ヲ絶チテ短ヲ補ハバ、將ニ五十里ナラントスルナリ。猶ホ以テ善國ト爲スコシ。書ニ曰ク、若シ藥、瞑眩セズンバ、厥ノ病瘳エズト。

【成蹊】 齊の景公に仕へた勇者。【彼】 一勇士を指して謂ふ。成蹊は勇者であるから、彼の字も別に一勇者を指し、奮發せば勇者たるべきをいふ。朱注には「彼謂聖賢也」とあれども非。【有爲者亦若是】 孟子の語、一説に此句までを顔淵の語とする。【公明儀】 公明は姓、儀は名、魯の賢人。【絶】 截斷(タチキル)する。【補】 補ひ綴る義。【善國】 猶ほ好國と謂ふが如し。【書】 書經、說命(エツメイ)の篇。【若藥云云】 瞑眩は藥を飲んで目が眩(クラ)むこと。藥が反應して目が眩むやうでなければ、其の病氣は全癒しない。瞑眩は激昂憤勵に喩ふ。厥は「ソノ」其なり。

【通解】 試に古人の言を引いて之を證明すれば、成蹊が齊の景公に謂つて曰ふに「彼の勇者も一個の男子であれば、自分も亦一個の男子である。我はどうして彼の勇者を畏れることがありませうか」と。顔淵が曰ふに「古來舜を稱して大聖人と爲し、到底企て及ぶことの出来ない人のやうに思つてゐるが、抑も彼の舜は如何なる人か、自分は亦如何なる人か、均しく人類であるから、もし奮勵努力したなら、矢張り舜と同様の位置に達することが出来る」と。されば苟も爲す所あらんと志す者は、亦皆成蹊と顔淵との如き勇者となり、或はすぐれたる道德家ともなることが出来る。公明儀が曰ふに「文王は盛徳の大聖人で實に自分の師表である、苟くも奮發したなら、文王と肩を比べることが出来ないことはない(朱子ガ「文王我師也」ヲ周公ノ言トシタノハ非)又周公は其の言行が誠實信厚であつて、自分の法則(テホン)と爲すに足つてゐる、どうして自分を欺かうや」と。以上三人の言葉に就いて見るも、聖賢の位地に達するには、唯努力して此道を行ふに在るばかりである。世子に於てもどうか自分の言を疑はれないやうにされたい。今滕國は偏小だといつて氣にかけることはありませぬ。土地の長い處を截ち、短い處を補つて、之を正方形にすると、五十方里はありませぬ。苟も能く奮勵して治を圖つたなら、猶ほ以て一個の好い國とすることが出来ます。書經にも「もしも藥が反應して目が眩む程でなければ(大奮發スルニ喩フ)其の病氣は到底癒やすことは出来ない」とあります。之と同じく世子に於ても奮發勉勵して前に述べた三子の如く聖賢を以て法則とし、篤く斯道を信じて勇進せられることを切望する次第であります」と。

【意】 人の性はもと善であるから、人人其の性を擴充したなら、誰でも皆堯舜となることが出来ることを言ふ。

三七 爲神農之言者章

有爲神農之言者許行。自楚之滕、踵門而告文公曰、遠方之人、聞君行仁政、願受一廛而爲氓。文公與之處。其徒數十人、皆衣褐、捆屨、織席以爲食。

神農ノ言ヲ爲ス者許行アリ。楚ヨリ滕ニ行キ、門ニ踵リテ文公ニ告ゲテ曰ク、遠方ノ人、君ノ仁政ヲ行フコトヲ聞ク。願ハクハ一廛ヲ受ケテ氓ト爲ラント。文公之ニ處テ與フ。其ノ徒數十人、皆褐ヲ衣、屨ヲ捆チ、席ヲ織リテ、以テ食ト爲ス。

【神農】 炎帝神農氏、始めて民に農業を教へた。【爲】 猶ほ稱述と言ふが如し、ここは神農の言を稱述する、後世神農の言に假託して唱導したもの。蓋し漢書、藝文志に所謂農家者流なり。【踵門】 門に往つた。【仁政】 井田の法を指す。【廛】 民の居宅。【氓】 野人の稱。もとは他國から來た移住民をいふ。【褐】 粗き毛布で、賤民の服。【捆】 藁履を編み、手で搦(ウ)つて堅くする。【以爲食】 自分の生産物を賣つて食を供する。

【通解】 文公が孟子の言に従つて、井田の法を實行しようとして居た時、其の事が四方の鄰國にまで聞えた。時に古の神農の説に假託(カコツケル)して、一種の學說を稱述する許行といふ者があつて、楚から滕へ來て、文公の門に至つて告げて曰ふに「吾は遠方の人であります、君が先王の仁政を實行されると聞き、遙遙此國へ來ました。どうか一箇所の居宅を受けてお國の民と爲りたいものです」と。文公は其の化を慕つて來た志を愛して、之に居宅を給與した。許行は引率して來た弟

子數十人と、皆微賤な人の著る粗き毛布で製した服を衣て、「ワラグツ」を手でうち堅めて作り、席(ムシロ)を織るを業とし、之を賣つて食料を供給してゐた。

陳良之徒陳相、與其弟辛、負耒耜、而自宋之滕曰、聞君行聖人之政、是亦聖人也。願爲聖人氓。

陳良ノ徒陳相、其ノ弟辛ト耒耜ヲ負ヒテ、宋ヨリ滕ニユキテ曰ク、君ガ聖人ノ政ヲ行フト聞ク。是レモ亦聖人ナリ。願ハクハ聖人ノ氓ト爲ラント。

【陳良】楚の儒者。【徒】門徒。【耒耜】耒は「スキ」耜は其の柄。楚の儒者の陳良の弟子の陳相といふ者が、弟の辛と俱に鋤鋤の農具を負つて、宋から滕に往つて曰ふに「君が聖人の仁政、即ち井田の法を實行されると聞きました。すでに聖人の法を學ばれるなら、君も亦聖人であります。どうか願はくは聖人の治下の民と爲つて其の恩澤に浴したい」と。



耒耜

陳相見許行而大悅、盡棄其學而學焉。陳相見孟子、道許行之言曰、滕君則誠賢君也。雖然、未聞

陳相許行ヲ見テ大ニ悦ビ、盡ク其ノ學ヲ棄テテ學ブ。陳相孟子ヲ見テ許行ノ言ヲ道ヒテ曰ク、滕ノ君ハ則チ誠ニ賢君ナリ。然リト雖モ未ダ道ヲ聞カザルナリ。賢者ハ民ト並ビ耕シテ食ヒ、饗飧シテ治ム。今ヤ滕ニ倉廩府庫アリ。則是レ民ヲ厲マシメテ以テ自ラ養フナリ。惡ゾ賢ナルヲ得ント。

道也。賢者與民並耕而食、饗飧而治。今也滕有倉廩府庫。則是厲民而以自養也。惡得賢。

【其學】儒學。【道】「イフ」稱述する。【誠賢君也】賢君たるの素質あるをいふ。【未聞道】道の字は己の奉ずる神農主義の道を指す。【饗飧而治】朝飯を饗といひ、晩食を飧といふ。自分で飯を炊き、旁ら國政を治める。【厲民】人民を苦める。ところが陳相は許行に面會して大に其の學說を悦び、盡く陳良に就いて學んだ所の儒學を棄てて、更に許行に就いて學

んだ、或時陳相が孟子に面會して、許行の言を述べて曰ふに「滕の君は戰國の時に方つて、能く古代の制度を復興して仁政を施さうとせられるは、誠に賢君たる素質があると謂ふべきだ。しかしまだ古聖人が天下を治める大道を聞かれてゐないのが残念である。一體眞の賢君と謂ふ者は、必ず人民と一緒に耕作して自ら其の力に食へ、自分自身で朝夕の飯を爨炊(カシ)いで、そして旁ら天下を治めてこそ始めて賢君とも謂へるのであるが、今日滕の國では、穀物を入れる倉もあり、貨財を入れる府庫もあるのを見ると、文公には自ら耕作などをなさらず、人民から租税を取つて養はれて居るのであらう、是れつまり人民を苦ませて自ら其の身を奉養してゐるのであらう、どうして賢君と謂ふことが出来ようぞ」と。陳相の此の言は、表面は滕君を攻撃して居るが、實は陰(ヒソカ)に孟子が君子(治者)と小人(被治者)とを分別する法を攻撃して居るのである。

孟子曰、許子必種粟而後食乎。曰、然。許子必織布而後衣乎。曰、否。許子衣褐。許子冠乎。曰、冠。曰、奚冠。曰、冠素。曰、自織之與。曰、否。以粟易之。曰、許子奚爲不自織。曰、害於耕。曰、許子以釜餽饗、以鐵耕乎。曰、然。自爲之與。曰、否。以粟易之。

孟子曰ク、許子ハ必ズ粟ヲ種エテ而ル後ニ食フカ。曰ク、然リ。許子ハ必ズ布ヲ織リテ而ル後ニ衣ルカ。曰ク、否。許子ハ褐ヲ衣タリ。許子ハ冠スルカ。曰ク、冠ス。曰ク、奚冠ス。曰ク、素ヲ冠ス。曰ク、自ラ之ヲ織ルカ。曰ク、否。粟ヲ以テ之ニ易フ。曰ク、許子ハ奚爲レゾ自ラ織ラザル。曰ク、耕ニ害アリ。曰ク、許子ハ釜餽ヲ以テ爨ギ、鐵ヲ以テ耕スカ。曰ク、然リ。自ラ之ヲ爲スカ。曰ク、否。粟ヲ以テ之ニ易フト。

【素】文飾(カザリ)なく粗末なるをいふ、必ずしも白色と限らない。【釜餽】飯を煮る器を釜(カマ)といひ、食物を煮る器を餽(コシキ)といふ。【爨】音「サン」火を然(モヤ)して物を煮る。【鐵】鋤鋤の屬。許行の説は、人君たる者は自ら耕作して旁ら天下を治めねばならぬといふのであるが、道理上そんなことの出来る者ではない。そこで孟子は其の誤つた考を正さうと思つて先づ質問して曰ふに「許子は必ず自分で穀物を種ゑて、それを食ふか」と。陳相曰ふ「其の通りです」と。孟子問ふ「許子は必ず自分で布を織つて而る後にそれを著用するか」と。陳相答

爲神農之言者章

ふ「さうでありません、許子は粗き毛布を著てゐます」と。孟子問ふ「許子は冠をかぶるか」と。陳相答ふ「冠をかぶり
ます」と。孟子問ふ「どんなものを冠とするか」と。陳相答ふ「飾のない粗末な布を用ひてゐます」と。孟子問ふ「その
素は許子が自分で織るのか」と。陳相答ふ「いや自分で耕作して獲た米穀を以て交易します」と。孟子問ふ「許子は何故
に自分で織らないのか」と。陳相答ふ「自分で織つてゐては耕作の妨害となるからです」と。相のこの答は、すでに自ら
矛盾（ムジユン）する所がある、孟子は直に之を詰責しないで又問うて曰ふ「許子は釜で飯を炊き、甑で食物を煮、鐵器の鋤
や鍬で耕作するか」と。陳相答ふ「如何にも其の通りです」と。孟子問ふ「其の釜甑鋤などの器物は、許子が自分で之
を作るか」と。陳相答ふ「いや、すべて自分が種をた米穀で、交易するのである」と。孟子は許子が賢者は民と並び耕す
といふ説を辯駁しようとして、以上八反の問答を重ね、彼が馬脚を盡く露出さし、然る後、其の機に乗じて駁撃を加へる
こと下文の如くである。

以粟易器械者、不爲厲。陶冶亦以其械
器易粟者、豈爲厲。農夫哉。且許子何不爲陶
冶、舍皆取諸其宮中而用之、何爲紛紛然與。百工
交易、何許子之不禪。煩。曰、百工之事、固不可
耕且爲也。

粟ヲ以テ器械ニ易フル者ハ、陶冶ヲ厲マシムルト爲サズ。
陶冶モ亦其ノ器械ヲ以テ粟ニ易フル者ハ、豈農夫ヲ厲マシ
ムルト爲サンヤ。且ツ許子何ゾ陶冶ヲ爲シテ、舍皆諸ヲ其
ノ宮中ニ取リテ之ヲ用ヒズシテ、何爲レゾ紛紛然トシテ百
工ト交易スル。何ゾ許子ノ煩ヲ禪ラザルト。曰ク、百工ノ
事ハ、固ヨリ耕シテ且ツ爲ス可カラザレバナリト。

【械器】 釜甑の類。【陶冶】 陶は甕を爲る人、冶は釜又は鋤鍬を爲る人。【舍】 「タダ」止なり、唯の如し。或は讀みて
上句に屬し、舍は字の如く解して陶冶を作るの處と解し「何不爲陶冶舍、皆取諸其宮中而用之」と讀み、或は「ヤメ
テ」と讀み、「皆之ヲ其ノ宮中ニ取リテ之ヲ用フルコトヲ舍（ヤ）メテ」と讀む、亦通ず。【紛紛然】 煩はしいさま。

【通解】 そこで孟子は詰り問うて曰ふに「米穀を以て釜や甑の類と交易したからと云つて、別に陶器又は鐵器の製造業者を苦め
惱ますとはしない、陶器又は鐵器製造業者も自己の製作品を以て、米穀と交易したところで、どうして農夫を苦め惱ます
ことにならうぞ。且つ許行が主張するやうに、交易することを以て、相互の苦となるといふならば、何故に自分が粟を種

ゑる旁ら陶冶の仕事をもして、唯すべての釜甑鐵などの器物を自分の家から取つて之を用ひるやうにしないのか、どうし
て紛紛と煩はしく百工と交易などをして居るのであるか、そして何故に許行はそんな手数のかかる事を厭はないのか
と。陳相が曰ふに「百工の仕事は、いふまでもなく農業の旁らで出来るものではないからである」と。陳相は此に至つて
其の辭すでに窮した。許行が賢者は民と並び耕して食ふの説は、固より攻めないで、おのづから破れた。

然則治天下、獨可耕且爲與。有大人之事、
有小事之事。且一人之身、而百工之所爲備。如必
自爲而後用之、是率天下而路也。故曰、或勞
心、或勞力。勞心者治人、勞力者治於人。治
於人者食人、治人者食於人。天下之通義也。

然ラバ則チ天下ヲ治ムルコトハ、獨リ耕シテ且ツ爲ス可ケ
シヤ。大人ノ事有リ、小人ノ事有リ。且ツ一人ノ身ニシテ、
百工ノ爲ス所備ハル。如シ必ズ自ラ爲シテ而ル後ニ之ヲ用
ヒバ、是レ天下ヲ率キテ路スルナリ。故ニ曰ク、或ハ心ヲ
勞シ、或ハ力ヲ勞スト。心ヲ勞スル者ハ人ヲ治メ、力ヲ勞
スル者ハ人ニ治メラル。人ニ治メラル者ハ人ヲ食ヒ、人
ヲ治ムル者ハ人ニ食ハル、天下ノ通義ナリ。

【然則】 以下は皆孟子の言。【有大人之事】 大人は上に在る人即ち君子。大人と爲つて上に在つて下を治める仕事。
【有小事之事】 小人は下に在る庶人、小人と爲つて、下に居て上を養ふ仕事。【路】 道傍に奔走して休息することも出
來ない。一説に「路ハ露ト古、相通ズ、露ハ猶ホ羸ノ如シ、憊（ツカル）ノ義」と。此説是ならん。【故曰云云】 朱註に「此
四句皆古語、孟子之ヲ引ク也」とある、中井履軒曰く「古語ハ蓋シ唯六字ノミ、勞心者以下ハ、孟子解釋ノ言ナリ」と。
履軒の説従ふべきだ。【治於人食於人】 他動詞の下に於の字があるときは受動の形を見（アラ）はす。【通義】 何處へでも
通用する道理。

孟子はすかさず之を難じて曰ふ「それならば人君が天下を治めるといふ事だけが、獨り民と共に耕作して其の片手間に
されるであらうか、そんな事の出来る筈がないではないか。一體國家の組織はすべて分業で成り立つもので、大人の爲す
べき事（天下ヲ治メル事）もあり、小人の爲すべき事（耕種陶冶ナドノ事）もあつて、官民相頼り有無相通じてお互に便宜を
得て國がうまく治まるのである。且つ一個人の身に就いて云ふも、衣服飲食から種種の器物まで、百工の作つた所の者が

一切備はつて居るではないか。今それ等の諸物を必ず一自分で製造して使用するといふことになる、終日紛紛擾擾として少しも休息することが出来ず、とてもやりきれたものでない、是れ天下中の人を率き連れて疲れ苦ましめるものである。故に古語にも「人間の中で、或は上に居て心を勞する者(治者)もあり、或は下に居て體力を勞する者(被治者)もある」と曰つてある。さて心を勞する者は上に立つて下を治め、體力を勞する者は下に居て人から治められるのである。人に治められる者は治めて呉れる人を食(ヤシ)なひ(租税ヲ出シテ)人を治める者は、治めてやる人から食(ヤシ)はれるのを謂つたのである。かやうにして上下相頼り、君民相濟(スク)ひて世を渡することは天下古今何處へ往つても通用する大義と謂ふべきである。

當堯之時、天下猶未平。洪水橫流、汎濫於天下。艸木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登。禽獸逼人、獸蹄鳥跡之道、交於中國。堯獨憂之、舉舜而敷治焉。舜使益掌火。益烈山澤而焚之、禽獸逃匿。禹疏九河、濬濟漯、而注諸海。決汝漢、排淮泗、而注之江。然後中國可得而食也。當是時也、禹八年於外、三過其門而不入。雖欲耕、得乎。

堯ノ時ニ當リテ、天下猶ホ未ダ平カナラズ。洪水橫流シテ、天下ニ汎濫ス。艸木暢茂シ、禽獸繁殖シ、五穀登ラズ。禽獸人ニ逼リ、獸蹄鳥跡ノ道、中國ニ交ハル。堯獨リ之ヲ憂ヘ、舜ヲ舉ゲテ治ヲ敷カシム。舜益ヲシテ火ヲ掌ラシム。益山澤ヲ烈シテ之ヲ焚キ、禽獸逃レ匿ル。禹九河ヲ疏シ、濟漯ヲ濬シテ、諸海ニ注ギ、汝漢ヲ決シ、淮泗ヲ排シテ、之ヲ江ニ注グ。然後ニ中國得テ食ス可キナリ。是ノ時ニ當リテヤ、禹外ニ八年、三タビ其ノ門ヲ過ギテ而モ入ラズ。耕サント欲スト雖モ得ンヤ。

【天下猶未平】 堯の時は生民の害未だ除かず、天下は平穩でなかつた。【汎濫】 流れはびこる貌。【暢茂】 艸木が暢びて盛んに茂る。【繁殖】 盛んに繁り殖える。【偏】 「セマル」遍なり、近づくて害をする。【獸蹄鳥跡】 鳥獸の足跡が國の眞中にも、多く入り亂れる。【敷治】 政治を施行する。【益】 帝舜の臣。【烈】 火を盛んに燃す。【九河】 多くの河、九は多き義。【濬】 音「ヤク」疏通すること。【濟漯】 二つの川の名。【決】 排。並に壅塞(フサガレ)を除き去る。【汝漢淮泗】 皆川の名。【江】 揚子江。

堯の時代は草昧の世で天下がまだ平穩でなかつた。其の上洪水が其の道に由らないで、横さまに流れ出し、天下にあふれはびこり、草木は水を得て益暢び茂り、禽獸は草木を得て益繁殖し、五穀の成長を妨げて成熟せず、禽獸は人に迫つて害を加へ、猛獸鷲鳥などの足跡は中國一面にまでも入り交り亂れる有様であつた。此の儘に放置しておくと、人類は滅盡してしまふより外はない。堯はそれを獨り心配して、舜を舉げ用ひて之を治めさせた。そこで舜は天下を平治するを以て己の任とし、治水に着手するには先づ草木や禽獸の害を除き去らなくては、手の下しやうがないので先づ益に命じて草木を焚く爲に火を掌る政を施させた。益は火を山や澤につけて、盛に之を焚き拂つたから、禽獸は恐れて皆深山へ逃げ匿れた。次いで禹は舜の命を受けて、治水の事に従ひ、先づ西北に在る黄河の水勢を殺(コ)がん爲に下流に於て多くの河を疏通し、また濟水漯水を切り開いて、これを海に注ぎ、そこで北方の水は始めて歸する所を得た。更に又東南の汝水・漢水の壅塞(フサガレ)を決し通じ、淮水泗水の水を排出させてそれを揚子江に注ぎ、南方の水も始めて治つた。そこで中國の人民は洪水の患を免れ、やつと耕作して食することが出来るやうになつたのである。是の時に當つて禹は治水の爲に外に居たことが八ヶ年で、其の間三度も家の門前を通過したが、多忙で寸暇がなかつたから一回も家に入らなかつた。かやうに人民を救ふ事に多忙を極めてゐる際には、自分で耕作をしようと思つても、どうしてそれが出来ようぞ。

后稷教民稼穡、樹藝五穀。五穀熟而民人育。人之有道也、飽食煖衣、逸居而無教、則近於禽獸。聖人有憂之、使契爲司徒、教以人倫。父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。放勳曰、勞之來之、匡之直之、輔之翼之、使自得之、又從而振德之。聖人之愛民如此。而暇耕乎。

后稷民ニ稼穡ヲ教ヘ、五穀ヲ樹藝ス。五穀熟シテ民人育ス。人ノ道有ルヤ、飽食煖衣、逸居シテ教無ケレバ則チ禽獸ニ近シ。聖人ノ之ヲ憂フルコト有リ。契ヲシテ司徒爲ラシメ、教フルニ人倫ヲ以テス。父子親アリ、君臣義アリ、夫婦別アリ、長幼序有リ、朋友信有リ。放勳曰ク、之ヲ勞シ之ヲ來シ、之ヲ匡シ之ヲ直クシ、之ヲ輔ケ之ヲ翼ケテ、之ヲ自得セシメ、又從ヒテ之ヲ振德セヨト。聖人ノ民ヲ愛フルコト此ノ如シ。而シテ耕スニ暇アラナヤ。

【后稷】 農業を掌る官、棄といふ人之に任ず。【稼穡】 稼は「ウエツケ」穡は「トリイレ」。【樹藝】 植ゑる。【人之有道】 爲神農之言者章

【道】有は爲の意、即ち人の道たるやといふ義。【聖人】堯舜を指す。【契】音「セツ」舜の臣。【司徒】教育を掌る官。
 【父子親】親とは父は慈愛に子は孝行である。【君臣義】君は臣を使ふに禮を以てし、臣は君に事ふるに忠を以てする。
 【夫婦別】夫は外を治め婦は内を治めて、相混淆しない。【長幼序】長者と卑幼者とは、各、順序がある。【朋友信】朋
 友の間は誠信を以て交際する。【放勳】堯の號。【勞之來之】民の力を人倫に用ふる者は、之を勞（ネギウ）ひ慰め、民の
 人倫に趨く者は引寄せて來らしめる。【匡之直之】匡は心の人倫に背いて邪を爲す者を正すこと、直は行事の人倫に背
 いて枉（マカレル）ことを爲す者は矯めて之を直からしめる。【輔之翼之】人倫を行ふに熱心でない者は、之を輔けて志を
 立てさせ、人倫の道を怠つて實行することの出來ない者は、之を翼（タス）けて善に進ましめる。【使自得之】自然に其
 の道を得させる。【振德之】振は賑に通ず、徳は猶ほ惠の如し、困窮を賑（ニギハ）し恩惠を加へて善に進ましめる。

【通釋】水土がすでに治つて平かになり、耕作することが出來るやうになつた。そこで堯舜は其の臣を稷（農務大臣）の官に
 任じて稼穡の事を人民に教へ、五穀を種を付けて繁殖せしめ、五穀も成熟したから、人民饑餓に苦むこともなく皆生育す
 ることを得た。抑も人には仁義禮智信の五常の本性はあるが、唯徒に飽くまで食ひ煖かに衣て、安逸に目を送つて、教
 育することがなかつたら、放逸懶惰に陥り其の行は禽獸に近似するに至るであらう。是に於て聖人（堯舜）が深く之を心配
 せられ、契を司徒即ち教育を掌る長官として、教ふるに人の人たる人倫の道を以てした。所謂人倫とは父は慈愛に子は孝
 行で互に親愛あり、君は禮を以て臣を使ひ、臣は忠を以て君に事へて、互に其の義を盡し、夫は外を治め婦は内を治めて、
 各其の分を守り、長者は先だち幼者は後にして互に序次を紊（ミダ）さず、朋友は誠信を以て交際して許り欺かないやうにさ
 せた。放勳（堯）が契に告げて曰はれるに「民の力を人倫に用ふる者は、之を慰め勞（イタ）はり、人倫に趨（オモム）き向ふ者
 は、之を引寄せて來らしめ、若しも心が人倫に背いて（ヨコシ）な者は、之を匡（タダ）してやり、行が人倫に反（モト）つて枉
 （マカ）つて居る者は、之を直からしめ、人倫を行ふに志の弱い者は、之を輔けて立たしめ、怠惰な者は、之を翼（タス）け導
 いて善に進ませるやうにし、かくして自然に人の道を自得するやうにさせ、それでも猶ほ其の始に勤めて後に怠るやうな
 ことがあつてはならぬと心配し、又従つて賑給して恩惠を加へ其れをして倦むことなく、楽しんで善に進ましめるやうにせ
 よと。聖人の民を愛ふることの丁寧懇篤で、政教に意を用ふることの深切なことは此の通りである。それでどうして耕作
 の餘暇などがあらうか。されば天下を治める者は、民と並び耕すことの出來ない理由を知るべきである。

堯以^レ不^レ得^レ舜爲^レ己憂、舜以^レ不^レ得^レ禹皋陶爲^レ己憂。
 夫以^レ百畝之不易爲^レ己憂者、農夫也。
 分人以^レ財、謂^レ之^レ惠。教人以^レ善、謂^レ之^レ忠。爲^レ仁
 天下^レ得人者、謂^レ之^レ仁。是故以^レ天下^レ與人易、爲^レ仁
 天下^レ得人難。

堯ハ舜ヲ得ザルヲ以テ己ガ憂ト爲シ、舜ハ禹、皋陶ヲ得
 ザルヲ以テ己ガ憂ト爲ス。夫レ百畝ノ易ヲザルヲ以テ己
 ガ憂ト爲ス者ハ、農夫ナリ。
 人ニ分ツニ財ヲ以テスル、之ヲ惠ト謂フ。人ニ教フルニ善
 ヲ以テスル、之ヲ忠ト謂フ。天下ノ爲ニ人ヲ得ル、之ヲ仁
 ト謂フ。是ノ故ニ天下ヲ以テ人ニ與フルハ易ク、天下ノ爲
 ニ人ヲ得ルハ難シ。

【卓陶】舜の臣、司寇（刑罰ヲ掌ル長官）に任ず。【易】「ヲサマル」治なり。【忠】己を盡すの謂。
 【通釋】堯舜が民を愛ふる心は甚だ切であつたが、さりとて天下の事を自分獨りで一一憂ふる譯には往かない、只其の急務を先
 にするばかりだ。そこで堯は舜のやうな聖人を得て國を治めさせることが出來ないのを、自分の憂とし、舜は禹や卓陶の
 やうな聖人賢人を得て民を安んずることが出來ないのを、自分の憂としたのである。此の如く堯舜が民の事を憂へるのは
 重大な事のみならず、些細な事には關涉されなかつた。一體、百畝位の狭い田地が治まらないで收穫の少いのを心配す
 るのは、農夫の事であつて、聖人賢人のやうな人人の頓著（トンチャク）する所ではないのだ。
 さて人が困窮して居るのを、憫んで分ち與へるに貨財を以てするを惠といひ、人が善に進まないのを憂へて、心を盡して
 教へ導くのを忠といふ。此の二つは善い事には相違ないが、及ぼす所の範圍は誠に狭い。ところが天下の爲に賢人を得る
 こと、堯が舜を得、舜が禹卓陶を得たのなどは、仁政が普く四海に行はれ其の恩惠の廣大で教化の窮りないことは言ふま
 でもない。之を名づけて仁と謂ふのである。こんな譯で堯舜が天下を讓つて人に與へた事は、千古の美談としてゐるが、
 堯舜から觀るとそれは容易な事であるが、天下の爲に賢人を選択し得て天下の政を付託することは實に困難な事であつた
 のだ。此の一節、聖人の民を愛ふるは賢人を得るを以て急務と爲すことを言ふ。

孔子曰、大哉、堯之爲君、惟天爲大、惟堯則之。
 孔子曰ク、大ナル哉、堯ノ君タル、惟天ヲ大ナリト爲ス。

蕩蕩乎民無能名焉。君哉舜也、巍巍乎有天下而不與焉。堯舜之治天下、豈無所用其心哉。亦不用於耕耳。

惟堯之則。蕩蕩乎トシテ民能ク名クル無シ。君ナル哉。舜ヤ、巍巍乎トシテ天下ヲ有テ與カラズト。堯舜ノ天下ヲ治ムル、豈其ノ心ヲ用フル所無カラシヤ。亦耕スニ用ヒザル耳。

【孔子曰】 論語(論語解義二六九頁)に出てるが、ここに引く所と異同がある。【則】 法(ノット)る。【蕩蕩乎】 廣大な貌。【君哉】 能く君たる道を盡して居る。【巍巍乎】 高大な貌。【不與】 己はそれに關係しない。

【通解】 孔子、堯の徳業を賛歎して曰はれたのに「實に廣大無邊である、堯の天下に君たることや、彼の堯の徳の高いこと。世の中に何が大きいといつたら、唯天のみだ、天は不言無爲の中に萬物を成育して居るが、唯堯は獨り之に則(ノット)り倣ひて化育を施し、其の徳の廣大なことは、人民が何と名狀して可いか名狀することが出来ない。又舜を稱揚して曰ふ、さても君であるかな舜や、其の徳業は實に高大である。身天下を有(タモ)つて居ても、己自ら關涉せず、賢人を得て之に委任し、己は無爲にして南面してゐたばかりであると(以上孔子ノ言)しかし堯舜が天下を治めるに、どうして木石の如く其の心を用ふることが無からうや。蓋し其の時水土がまだ平かならず、民を養ふと教へるとの二つの事が未だ遂げない、それ故に賢才を得ることに汲汲として、惟(コ)れ日も足らなかつた。此れ則ち其の心を用ひた所で、心を耕作に用ふること彼の農夫の如くでなかつたばかりだ。されば許行の並び耕すの妄説であることは辯ぜずして知るべきである。此一節は堯舜の心を用ふることの大を言つて、許行の並び耕すの妄を關いた。

吾聞用夏變夷者。未聞變於夷者也。陳良楚産也。悅周公仲尼之道、北學於中國。北方之學者、未能或之先也。彼所謂豪傑之士也。子之兄弟、事之數十年、師死而遂倍之。

吾夏ヲ用テ夷ヲ變ズル者ヲ聞ケリ。未ダ夷ニ變ゼラルル者ヲ聞カザルナリ。陳良ハ楚ノ産ナリ。周公仲尼ノ道ヲ悦ビテ、北ノカタ中國ニ學ブ。北方ノ學者、未ダ之ニ先ンズルコト或ル能ハザルナリ。彼ハ所謂豪傑ノ士ナリ。子ノ兄弟、之ニ事フルコト數十年、師死シテ遂ニ之ニ倍ク。

【夏】 中國の稱、夏は大なり、華なり、文明の義。【變夷】 夷狄を變化する。【北學於中國】 楚は南方の國、故に中國を指して北の方といふ。【豪傑】 才徳の衆に出づるの稱。【倍】 「ソムク」背なり。

【通解】 孟子すでに許行が並び耕すの妄説を關(ヒ)いた。そこで又陳相が師に背いて許行に學んだことを責めて曰ふ「自分は嘗て中國の禮義の教で、夷狄を變化したといふことは聞いてゐるが、まだ中國の人が夷狄に變化されたといふことは聞かない。子の先生の陳良は、南方の楚國即ち蠻夷の産(ウマ)レであるのに、中國に周公や仲尼(孔子ノ字)の道のあると聞き悦び慕ひて、北の方中國に来て聖人の道を學んだが、北方即ち中國の學者達も、容易に陳良の上に出ることは出来なかつた。彼の陳良は誠に世間で謂ふ所の才徳の衆に秀でた豪傑の士である。子の兄弟は之に師とし事へて居たことが二三十年の長い間であつたのに、師が死んだ後、遂に之に背いて許行の門に入り、其の邪説を悦び學ぶとは、夷狄に變化された者で何と情(ナサケ)ないことではないか。

昔者孔子没、三年之外、門人治任將歸。入揖於子貢、相嚮而哭、皆失聲、然後歸。子貢反築室於場、獨居三年、然後歸。他日子夏、子張、子游、以有若似聖人、欲以所事孔子事之、強曾子。曾子曰、不可。江漢以濯之、秋陽以暴之。皜皜乎不可尙已。

昔者孔子没シテ、三年ノ外、門人任ヲ治メテ、將ニ歸ラントス。入りテ子貢ニ揖シ、相嚮ヒテ哭シ、皆聲ヲ失ヒ、然後ニ歸ル。子貢反リテ室ヲ築キ、獨リ居ルコト三年、然ル後ニ歸ル。他日子夏、子張、子游、有若ノ聖人ニ似タルヲ以テ、孔子ニ事フル所ヲ以テ之ニ事ヘント欲シ、曾子ニ強フ。曾子曰ク、不可ナリ。江漢以テ之ヲ濯ヒ、秋陽以テ之ヲ暴ス。皜皜乎トシテ尙フ可カラザルノミト。

【三年之外】 親族の爲には喪服を着て一定の期間喪に服する。師の爲には喪服はないが三年開心の中で喪を務める。外とは三年の喪を終つた後といふ義。【治任】 任は擔なり、負擔する所の行李(ニモツ)を始末する。【場】 墓の側の祭場。【強】 一に彊に作る。迫つて無理に勧める。【江漢以濯之】 揚子江と漢水などの多量の水で濯ひ上げる。【秋陽】 秋の強烈な太陽。【皜皜乎】 潔白な貌。皜は皓なり。【尙】 「クハフ」加なり。昔、孔子が歿せられた時、門人どもは三年開の心喪に服した後、各荷物を整へ治めて將に散じてそれぞれの郷里に歸ら

爲神農之言者

りとし、入りて喪事に主たりし子貢に揖禮を爲して訣別し、向き合つて聲をあげて泣き、其の聲が皆枯れてしまった。そしてやつと思切つて歸り去つた。子貢丈は此の三年間の心喪だけでは満足が出来ず、諸弟子を見送り、墓場に立ち反(カヘ)つて小屋を墓場に築いて、獨り其處に居ること又三年で、それから故郷へ歸つた。其の後、子夏・子張・子游等は有若の言語容貌が孔子に似て居る所があるから、これまで孔子に事へた所の禮を以て有若に事へ、それでせめても師を思慕する心を慰めようと議決し、曾子に向つて無理に同意を求めたら、曾子が曰ふに「それは不可である、師の道德の優れて居られたことは、揚子江や漢水などの多量な水で濯ひ上げて、それを秋の強烈な太陽の光で乾かしたやうに、如何にも潔白に、此の上には最早少しの白さを加へることも出来ないやうである。有若などが到底師に比べられるべきものでない」と斷じて之を拒絶した(門人共が子貢ト共ニ聲ノ枯レルマデ泣イタノハ、師ニ倍カナイコトノ一、子貢ガ獨リ墓場ニ室ヲ築イテ更ニ三年間居タノハ、師ニ倍カナイコトノ二、有若ヲ師ニ見立テテ之ニ事ヘヨウトシタノハ、師ニ倍カナイ三、曾子ガソレヲ拒絶シタノハ師ニ倍カナイノ四デアル。孟子ガ之ヲ述ベタノハ、陳相ガ其ノ師ニ倍イタノヲ責メル前提ダ)

今也南蠻馱舌之人、非先王之道。子倍子之師而學之、亦異於曾子矣。
 吾聞出於幽谷遷于喬木者。未聞下喬木而入於幽谷者。魯頌曰、戎狄是膺、荆舒是懲。周公方且膺之。子是之學。亦爲不善變矣。
 今ヤ南蠻馱舌ノ人、先王ノ道ニ非ズ。子、子ノ師ニ倍キテ之ニ學ブハ、亦曾子ニ異ナリ。
 吾幽谷ヲ出デテ喬木ニ遷ル者ヲ聞ク。未ダ喬木ヲ下リテ幽谷ニ入ル者ヲ聞カズ。魯頌ニ曰ク、戎狄是膺チ、荆舒是レ懲スト。周公方ニ且ツ之ヲ膺ツ。子ハ是レヲ之レ學ブ。亦善ク變ゼズト爲ス。

【馱】「モズ」惡聲の鳥。南蠻の楚國の言語は「モズ」の囀るに似て居るから、許行を指してかくいつた。【出於幽谷云云】詩經、小雅伐木の篇に「伐木丁丁、鳥鳴嚶嚶、出自幽谷、遷于喬木」とある。鳥も時候が春になると、幽谷から出て来て、高い木に遷るをいふ。幽は深、喬は高なり。【魯頌】詩經、魯頌閟宮の篇。【戎狄是膺云云】膺は撃つ、荆は楚の本號、舒は楚に近い國の名。懲はこらし戒める。
 【通解】さて弟子たる者が其の師に事へることは孔門の諸弟子の如くすべきに、今ヤ南方の野蠻人で「モズ」の囀るやうな聲の

人(許行ヲ指ス)神農の言に假託(カコツ)けて世人を惑はさうとして居るが、それは決して先王の立派な道ではない。然るにお前はお前の數十年來師とし事へた陳良に背いて異端邪説を唱へる許行に従ひ學ぶとは、曾子が孔子を尊信したのに比較して、甚だしい相違があるではないか。
 自分は鳥が幽暗なる深い谷から出て来て、高く明かな木へ遷つて來るといふことは聞いて居るが、まだ高い木(聖賢ノ道)から下つて幽谷(異端邪説)に入る者のあることを聞かない。詩經、魯頌の篇にも「西戎北狄は之を撃ち拂ひ、南方の荆や舒の野蠻國は伐つて之を懲す」とあるが、中國の教を守らない夷狄の人は周公のやうな仁人でも且つ之を撃ち懲されたのである。然るにお前は反つて南蠻馱舌の人たる許行の邪説を學ぶといふことは、要するに夷狄に變ぜられたもので、變じ方の善からざる者である」と。

從許子之道、則市賈不貳。國中無僞。雖使五尺之童適市、莫之或欺。布帛長短同、則賈相若。麻縷絲絮輕重同、則賈相若。五穀多寡同、則賈相若。屨大小同、則賈相若。

許子ノ道ニ從ハバ、則チ市賈貳ナラズ。國中僞無シ。五尺ノ童ヲシテ市ニ適カシムト雖モ、之ヲ或ハ欺クコト莫ケシ。布帛ノ長短同ジケレバ、則チ賈相若キ。麻縷絲絮輕重同ジケレバ、則チ賈相若キ。五穀ノ多寡同ジケレバ、則チ賈相若キ。屨ノ大小同ジケレバ、則チ賈相若カン。

【賈】價に同じ、價值(ネダシ)なり。【不貳】俗にいふ掛直(カケネ)をいはないこと。【五尺之童】十三四歳の童子。【布】麻で織つた布。【帛】生絲で織つた絹。【相若】相同じきこと。【麻縷絲絮】麻と麻絲、生絲と綿。陳相孟子の言を聞いて、もはや辭が窮してしまつた。そこで轉じて許行が市を治める説を述べて曰ふ「許子の道に従つたならば、市中は物價が一定して掛直をいふ者なく、國中には僞を行ふ者なく、縱令十二三歳の童子を市場にやつて買物をさせても、誰も之を欺く者がないやうになる。何故となれば、許子の道では、布や絹などの反物は、唯寸法さへ同じであれば品質の良否に拘はらず價は同じであり、麻・麻絲・絹・綿などは、目方さへ同じであれば品質を問はずして價は同じである。五穀は斛目さへ同じであれば米でも麥でも價は同じである。屨は大きさへ同じであれば精粗を問はず價は同じである。それで人人が皆安心して貿易が出来、こんな便利なことはない」と。

曰、夫物之不齊、物之情也。或相倍蓰、或相什伯、或相千萬。子比而同之、是亂天下也。巨屨、小屨同、買、人豈爲之哉。從許子之道、相率而爲僞者也。惡能治國家。

曰ク、夫物ノ不齊シカラザルハ、物ノ情ナリ。或ハ相倍蓰シ、或ハ相什伯シ、或ハ相千萬ス。子比シテ之ヲ同ジクセバ、是レ天下ヲ亂ルナリ。巨屨、小屨、買ヲ同ジクセバ、人豈之ヲ爲ランヤ。許子ノ道ニ從ハバ、相率キテ僞ヲ爲ス者ナリ。惡クモ能ク國家ヲ治メント。

【物之不齊】一つの物品にも精粗美惡大小等の異ありて同じからざるをいふ。齊は同なり。【倍蓰】倍は一倍、蓰は五倍。【什伯】什は十、伯は百なり、【比】押しならべて。

【倍蓰】倍は一倍、蓰は五倍。【什伯】什は十、伯は百なり、【比】押しならべて。

孟子が之を反駁して曰ふに「一體、天下の萬物は、本質に良と不良とあり、加工の上にも精粗の差別があつて同じでないのは、凡ての物の真相である。故に價格も同じでなく、一倍のものあり、又は十倍百倍し、更に又千倍萬倍するものあるは自然の理である。而るにお前は押し並べて之を同じ價格にしようとするのは、是れ徒に天下を擾亂する者である。物の精粗美惡あるは、猶ほ屨の粗大なると小(即ち精密)なるとの別あるが如し。若し大屨と小屨と價を同じくしたならば人はどうして手数を要する、小密な精品を作らうぞ(許行相履履ヲ以テ食ト爲ス、故ニ獨リ履ノ例ヲ舉ゲテ諭トシタノハ、其ノ明カナル所ノ者ニ就イテ之ヲ曉ラセタノデ亦前後映帶ノ處ダ)今許子の道に従つて物の精粗美惡を論ぜず、其の價を同じくせしめたならば、世人相率ゐて粗製濫造の物品を賣つて相欺くに至るであらう、是れ姦僞を除かうとして、却つて姦僞を滋(こ)す者である、どうして能く國家を治むることが出來よう。

孟子が異端の説を聞いて正道を衛つたのだ。即ち古の聖王が心を民治に勞した事を舉げて、並び耕すの妄説を駁撃して餘蘊がない。

三八 墨者夷之章

墨者夷之、因徐辟而求見。孟子曰、吾固願見。今吾尙病。病愈、我且往見。夷子不來。

墨者夷之、徐辟ニ因リテ孟子ヲ見シコトヲ求ム。孟子曰ク、吾固ヨリ見シコトヲ願フ。今吾尙ホ病メリ。病愈エナバ我且ニ往キテ見ントス。夷子來ラザレト。

【墨者夷之】墨翟(墨子)著者、兼愛薄葬ナドノ説ヲ唱フ(の)道を修めて居た夷之といふ人。夷は姓、之は名。【徐辟】孟子の門人。【不來】不は勿なり、來ること勿れの意。

墨翟の道を奉じてゐる夷之といふ者が、孟子の門人の徐辟を紹介人として、孟子に面會したいと求めた。孟子がいふに「自分も固より面會をしたいと願つてゐたが、生憎(アイニク)まだ病氣が癒えないから、癒え次第、自分の方から出掛けて面會しよう。されば決して此方へお出かけ下さるには及ばない」と。

他日又求見。孟子曰、吾今則可以見矣。不直則道不見。我且直之。吾聞夷子墨者。墨之治喪也、以薄爲其道也。夷子思以易天下。豈以爲非是而不貴也。然而夷子葬其親厚。則是所以所賤事親也。

他日又孟子ヲ見シコトヲ求ム。孟子曰ク、吾今ハ以テ見ル可シ。直サザレバ則チ道見ハレズ。我且ニ之ヲ直サントス。吾聞ク夷子ハ墨者ナリト。墨ノ喪ヲ治ムルヤ、薄キヲ以テ其ノ道ト爲スナリ、夷子ハ以テ天下ヲ易ヘント思フ。豈以テ是非ズト爲シテ而シテ貴バザランヤ。然リ而シテ夷子ハ其ノ親ヲ葬ルコト厚シ。則チ是レ賤ム所ヲ以テ親ニ事フルナリト。

【直】言を盡して相正す意。【墨之治喪也云云】墨子の主義は親が死んでも喪に服せず、棺は桐の三寸の厚さのものを、用ひて粗薄にする。莊子の天下篇に「墨子生不歌、死無服。桐棺三寸而無槨」とある。【易天下】天下の風俗を移し更(アラタ)める。【不貴也】上に豈があるから「貴バザランヤ」と反語になる。【所賤】親を手厚く葬るのは、墨者の賤む所である。

後日又孟子に面會せんことを求めた。そこで孟子が曰ふに「自分は病氣が癒えたから面會しても好い、しかし言葉盡して其間違つてゐる所を正し合はねば、眞の道が明かにならないから、面會するに先だち之を直(タダ)してやらうと思ふ。さて自分の聞く所に據ると、夷子は墨翟の道を修めて居るといふことだが、一體墨翟が親の喪を治めるには、至つて手薄にするを以て道として居る。夷子も其の道を奉じてゐる以上は、自分の修めて居る道(即ち薄葬)を以て天下の風俗を改め易へようと思つてゐる筈である、どうして其の薄葬の道を以て是でないとして貴ばないことがあらうぞ。それであるのに

夷子は親を葬つた時に、棺椁衣衾などを頗る手厚くしたとのことだ。さうすると平生手厚く葬式をするのを賤んで居る所の道で親に事へたと云はねばならぬが、是れはどんなものであらうか、先づこの事を夷子に聞き糺(ただ)して見るが宜しからうと。

徐子以告夷子。夷子曰、儒者之道、古之人若保赤子。此言何謂也。之則以爲、愛無差等。施由親始。徐子以告孟子。孟子曰、夫夷子信以爲人之親、其兄之子、爲若親其鄰之赤子乎。彼有取爾也。赤子匍匐將入井、非赤子之罪也。且天生之、物也、使之。一本。而夷子二本故也。

【儒者】 儒教即ち孔子の道を奉ずる者。【若保赤子】 書經、康誥の篇。民を安ずることは、母が赤子を愛撫保育する如くする。【愛無差等】 愛は一般ののもので、差別等級を附けるべきものでない。【施】 愛を施すこと。【彼】 上に引いた康誥の文を指す。彼有取とは彼の康誥の語は別に譬を取る所があつてかくいへるなりとの義、即ち世の無知なる赤子を保んずるが如く、無知なる民を保護して法を犯さないやうにせよとの譬で、夷子の言ふやうに愛に差等なく、民を愛すること己の赤子を愛するが如く平等にせよとの義ではない。【匍匐】 腹で這つて行く、即ち手を以て行くこと。【一本】 本は物の従つて出る所をいふ、愛は親を愛するに始まり、それを推して他に及ぼすに過ぎない、故に本を一にすといふ。【二本】 己の親を愛すること、他人の親を愛すると全く對等とするが故に本を二にすといふ。

徐子以テ夷子ニ告グ。夷子曰ク、儒者ノ道ハ、古ノ人赤子ヲ保ズルガ若シト。此言ハ何ノ謂ゾヤ。之ハ則チ以爲ヘラク愛ニ差等無シト。施スコト親ヨリ始ムト。徐子以テ孟子ニ告グ。孟子曰ク、夫ノ夷子信ニ人ノ其ノ兄ノ子ヲ親ムコト、其ノ鄰ノ赤子ヲ親ムガ若シト爲スト以爲ヘルカ。彼ハ取ルコト有リテ爾ルナリ。赤子ノ匍匐シテ將ニ井ニ入ラントスルハ、赤子ノ罪ニ非ザルナリ。且ツ天ノ物ヲ生ズルヤ、之ヲシテ本ヲ一ニセシム。而ルニ夷子ハ本ヲ二ニスルガ故ナリ。

のを見れば、古人が人民を安んずることは、自分の赤子を保育すると同じであることが分る。即ち兼愛でなくして何の謂であらう、それ故に之(夷子ノ名)は思ふに、天下の人は平等に愛して厚薄の差等はない、但(タダ)之を施すに順序がある。それは親から始めるのである。されば自分の厚く親を葬つたといふのも、亦親を手厚く葬る心を推して漸次に天下の人に及ぼして厚く葬らうとするに過ぎないのだ」と。徐子は又夷子の言を孟子に告げた。孟子が曰ふに「夷子は書經中の語に因つて、儒道と墨子の道とを混合しようとして居るが、夷子は眞實に書經の語の意味を人が自分の兄の子を親み愛することに、其の鄰家の子と親み愛するやうにして、少しも其の間に差別がないと思つて居るのであるか。彼の書經の文句は別に譬を取る所があつて云つたことで、其の意味は『無知の小民が法律に觸れるのは、すべて上の人が教養を誤つてあるからであつて、丁度無知な赤子が腹這(ば)ひして將に井に陥らうとして居るのは是れ全く赤子の罪ではなく、保護者たる父母の不注意に因るのであると同じである』といふのに過ぎないのだ。且つ天が物を生ずるのは、皆一つの父母から出るであつて、親を愛するのは天性から出て居るのだ。それを夷子は己の親を視ることが路傍の人と同様に心得て少しも差等がない、是れ其の本を二にするのである。それ故に間違つた兼愛説などに溺れて自ら其の非を悟らないのだ。

蓋上世嘗有不葬其親者。其親死、則舉而委之於壑。他日過之、狐狸食之、蠅蚋姑嘬之。其類有泚而不視。夫泚也、非爲人泚。中心達於面目。蓋歸反藪樾而掩之。掩之誠是也、則孝子仁人之掩其親、亦必有道矣。徐子以告夷子。夷子憮然爲聞、曰、命之矣。

蓋シ上世嘗テ其ノ親ヲ葬ラザル者アリ。其ノ親死スレバ、則チ舉ゲテ之ヲ壑ニ委ツ。他日之ヲ過グレバ、狐狸之ヲ食ヒ、蠅蚋姑之ヲ嘬フ。其ノ類ハ有リ。泚シテ視ズ。夫ノ泚タルヤ、人ノ爲ニ泚タルニ非ズ。中心ヨリ面目ニ達セリ。蓋シ歸リテ藪樾ヲ反シテ之ヲ掩ヘリ。之ヲ掩フコト誠ニ是ナラバ、則チ孝子仁人ノ其ノ親ヲ掩フコトモ、亦必ズ道有ラント。徐子以テ夷子ニ告グ。夷子憮然トシテ爲聞アリテ曰ク、之ニ命ゼリト。

【蓋】 大略を想像する副詞。【上世】 太古。【委】 「スツ」棄なり。【壑】 「タニ」二つの山の間の窪んだ所。【蚋】 「ア

草間に棲む小さい羽蟲。【姑】「ケラ」蟻蛄なり。【曝】「クラフ」多くの蟲が口を揃へて共に食ふ。【類】「ヒタヒ」額なり。【泚】汗が出る、忍びざる心が自然に中に發して然るのだ。【睨】横目で見る。【視】正しく視る。【蓋歸】察するに家に歸つて。【藁裡】藁は土籠、裡は土車。【慄然】茫然として自失する貌。【爲開】「シバラク」と訓む、暫時なり。【命之】命は教なり、之は夷子の名、自分に教へて呉れたといふ意。

【通解】推しはかつて思ふに太古の時代は禮制が未だ備はらないで、其の親を葬らない者があつた。其の親が死ぬと、死骸を持つて運んで谷に棄てた。其の後幾程もなく其の處を通過したら、狐狸は親の皮肉を食ひ、蠅や蚋(フヨ)や「ケラ」は其の目に集つて嘍つておたのを見て、見るに忍びず、覺えず識らず額に汗をかき唯横目で斜に一寸見たまま、之を正視するところが出来なかつた。此の汗がにじみ出たのは、他人が見て居るから、さうしたのではなく、哀痛の情、中心から發して自然に顔や目にまで達したのである。そこで直ぐ家に歸つて土籠や土車を持つて来て、土を死骸の上にかけて之を掩ひ埋めた。是れが後世埋葬の禮の出来た起りである。さて親の死骸を掩ひ埋めることが道理に合つたことであるなら、孝子や仁人が其の親を掩ひ埋めるに、必ず手厚くする自然の道があるのであらう」と。

徐子また孟子の言を以て夷子に告げたら、夷子は之を聞いて茫然として自失してゐたが、暫くしていふに「孟子は自分に教へて我が惑を解いて呉れた」と。

滕文公下

三九 陳代曰章

陳代曰、不見諸侯、宜若小然。今一見之、大。陳代曰ク、諸侯ヲ見ザルハ、宜ド小ナルガ若ク然リ。今一

則以王、小則以霸。且志曰、枉尺而直、尋。宜。若レ可爲也。

大ビ之ヲ見バ、大ハ則チ以テ王ヲシメ、小ハ則チ以テ霸ヲシメン。且ツ志ニ曰ク、尺ヲ枉ゲテ尋ヲ直クスト。宜ド爲ス可キガ若キナリト。

【陳代】孟子の弟子。【宜若小然】殆ど小節に拘はつて居るやうだ。宜若は斷定しないで、婉曲にいふ辭。【志】舊記、志は誌なり。【枉尺而直尋】尋は八尺。一尺の短いものを屈げて、八尺の長いものを眞直ぐにする。

【通解】孟子の弟子の陳代が、孟子の平生節を守つて此方から出て往つて諸侯に面會することをしなさいのを見て、或る時間うて曰ふに「先生が自ら諸侯を尋ねて面會を求めないといふことは、殆ど小節に囚(ト)はれてゐられるやうに思ひます。若し果して一度面會されたら、夫れこそ功業が大なれば王業を開かしめ、小であつても霸業を開かせられませう。其の上昔の記録にも「一尺を枉げて八尺を眞直ぐにする」といふことがあります。されば此際此方から出掛けて御面會なさることは殆ど當に爲して然るべきやうに存じますか果してどうでせうか」と。

孟子曰、昔齊景公田、招虞人以旌。不至。將殺之。志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元。孔子奚取焉。取非其招不往也。如不待其招而往何哉。且夫枉尺而直尋者、以利言也。如以利、則枉尋直尺而利、亦可爲與。

孟子曰ク、昔齊ノ景公田ス。虞人ヲ招クニ旌ヲ以テス。至ラズ。將ニ之ヲ殺サントス。志士ハ溝壑ニ在ルコトヲ忘レズ。勇士ハ其ノ元ヲ喪フコトヲ忘レズ。孔子奚ヲカ取レル。其ノ招ニ非ザレバ、往カザルヲ取レルナリ。如シ其ノ招ヲ待タズシテ往クハ、何ゾ哉。

【田】獵をする。【虞人】苑圃を守る役人。【以旌】古代は田獵によつて軍事を習はした。それですべて軍法を用ひた。君がもし大夫を招く時には使者に旌(旗竿ノ先ニ羽ヲ附ケタモノ)を持たせて、之を證據とし、虞人を招くには皮冠を

用ふるを法則とした。【志士云云】 義を守る士は固く貧窮を守つて居るから、假令死んで溝や壑に棄てられても怨まない。【元】 首なり。【且夫】 推し開いて之を説くの辭。

孟子答へて曰ふ「自分も道を行つて時を濟ふことを望まないのではないが、但義に於て往つて諸侯を見ることは到底出来ないものである。昔齊の景公が獵をされた時、山澤を掌る役人即ち虞人を招かうとして旗を以てした(當時人君者臣下ヲ召サレル時ニハ、相手ノ身分ニ應ジテ、信トシテ使者ニ持タセル物ガ異ツテ居タ) 旗は大夫を招くに用ふるもので虞人を招くには、皮冠を持たせるのが規定となつて居た。それを景公は旗を以て虞人を招かれたから、虞人は召に應じて來なかつた。景公は大に怒つて將に之を殺さうとした。孔子は之を聞いて却つて虞人の行爲を稱贊して「義を守る志士は固く貧窮を守つて正義の爲には死んで、よしや溝壑の中に棄てられても、其の節操を完くすることを忘れず、勇士は義を重んじ生命を輕んじて居るから、戦死して敵に首を取られることを忘れないといふことがあるが、正しく此虞人の事を謂つたものである」と。一體孔子は虞人の行に於て何の取る所があつてかくは稱贊されたのである。虞人すら此の通りである。況(マ)して君子たる者もし諸侯から招かれもしないのに、此方から往つて面會したならば、虞人にも恥づべきことで、其の不合理などは之を何と言つてよからうぞ。

且つそのみならず其の舊記に云つてある、尺(小)を枉げて尋(大)を眞直ぐにするといふのは、損失は少く利益は多くする意味で、利を計る上から言つたのである。もし唯利を計つて義を顧みなかつたら、尋(大)を枉げる程の大なる不義を行ひ節操を破つて、一尺(小)程の小さな利が得られるとしたなら、之を爲して差支ないとするのであるか。そんなことは到底出来るものではなからう。

昔者趙簡子、使王良與嬖奚乘。終日而不獲一禽。嬖奚反命曰、天下之賤工也。或以告王良。王良曰、請復之。強而後可。一朝而獲十禽。嬖奚

昔者趙簡子、王良ヲシテ嬖奚ト乘ラシム。終日ニシテ一禽ヲ獲ズ。嬖奚反命シテ曰ク、天下ノ賤工ナリト。或ヒト以テ王良ニ告グ。良曰ク、請フ之ヲ復セント。強ヒテ後ニ可ク。一朝ニシテ十禽ヲ獲タリ。嬖奚反命シテ曰ク、天下

反命曰、天下之良工也。簡子曰、我使與女乘。謂王良、良不可曰、吾爲之範。我馳驅、終日不獲一禽。爲之詭遇、一朝而獲十。詩云、不矢其馳。舍矢如破。我不貫與小人乘。請辭。御者且羞與射者比。比而得禽獸、雖若丘陵、弗爲也。如枉道而從、彼何也。且子過矣。枉己者、未有能直人者也。

良工ナリト。簡子曰ク、我女ト乘ルコトヲ學ラシメント。王良ニ謂フ。良可カズシテ曰ク、吾之ガ爲ニ我ガ馳驅ヲ範スレバ、終日ニシテ一ヲモ獲ズ。之ガ爲ニ詭遇スレバ、一朝ニシテ十ヲ獲タリ。詩ニ云フ、其ノ馳スルコトヲ失ハズ。矢ヲ舍テテ破ルガ如シト。我小人ト乗ルコトヲ貫ハズ。請フ辭セント。御者スラ且ツ射者ト比スルコトヲ羞ヅ。比シテ禽獸ヲ得ルコト、丘陵ノ若シト雖モ爲サザルナリ。如シ道ヲ枉ゲテ彼ニ從フハ何ゾヤ。且ツ子過テリ。己ヲ枉グル者ハ、未ダ能ク人ヲ直クスル者有ラザルナリ。

【趙簡子】 晉の大夫趙鞅、簡は其の諡。【王良】 御者の名人。【嬖奚】 簡子の寵愛して居た奚といふ者。嬖はお氣に入りの義。【與之乘】 嬖奚の爲に馬車を御した。【禽】 鳥獸の總名。【賤工】 賤は猶ほ拙の如し、下手な御者。【復之】 二度乗つて馬を御した。【強而後可】 嬖奚が承知しなかつたのを、無理に承知させた。可は肯(ガヘン)じて許す義。【一朝】 早晨から朝の食事の時まで。【範】 馬を御する正式の法則。【詭遇】 馬を御する法則を守らずに射る者の意に遇ふやうに驅ける。【詩】 詩經、小雅車攻の篇。【舍】 發(ハナツ)なり。【如破】 善く中(マク)つて力があること。【貫】 習なり、慣と通ず。【請辭】 どうぞ御免を蒙りたい。【羞】 愧恥なり。【比】 意を曲げて阿(オモネ)り黨(クミ)するなり、即ち馳驅の法を捨てて阿比する義。

昔、晉の大夫の趙簡子が、王良と云ふ御者の名人に命じて、自分の寵愛して居た臣の奚と云ふ者と馬車に同乗し、馬を御して狩獵をさせたが、終日獵り暮して一匹の鳥獸すらも獲なかつた。嬖奚は不満に思つて簡子に復命して曰ふに「王良が馬を御することが下手(ヘタ)であつた爲に、一匹の獲物さへなかつた。是れ實に天下第一の拙劣な御者であります」と。或人が之を王良に告げたら、良は簡子に謂つて曰ふに「どうか今一度奚と同乗させて下さい」と無理に請うて許可せられて出掛けたら、今度は前と異なつて、早朝から朝の食事までの僅かな時間に、十匹の禽獸を獲ることが出来た。奚は大に喜

んで復命して曰ふに「王良の御術は巧妙を極め、實に天下の名御者である」と。そこで簡子が曰ふ「それなら今から後は王良をして汝と同乗して御者たることを専任させよう」とて、王良に此事を命じたら、良は之を承知しないで曰ふに「自分分は先日王良の爲に、馬を御して馳驅の法を正しくすると、奚は左右に鳥獸を迎へて之を射取ることが出来ず、終日を費しても一匹の獲物すら獲られなかつた。今度は之に反して御術の正法を守らず、唯彼の意に遇ふやうに乗り廻せば、一朝にして十匹の獲物を獲た。詩經の詩に曰ふ「御者は其の馳驅の法則を失はないで、射る者は矢を發つて必ず中(アキ)つて力あること、丁度物を破るがやうである」と。これは御者には自ら法則があり、射者はおのづから巧者で力あることを言つたのだ。ところが今御者が法度を廢して詭遇即ち射者の意に遇合せしめ、而る後射者始めて其の技を施すことを得るがやうなのは、小人の所爲である。私は今日まで未だ嘗て小人と共に同乗して御することに習はないから、どうか王良の專任御者と爲ることは辭退致したい」と。御者の如き者すら、射者に阿(オモヒ)り組み合ふのを恥辱と心得て居る。阿り組み合つて禽獸を獲ること、よしや丘や陵のやうに多くとも、之を恥ぢて爲さないのである。況してや堂堂たる士君子でありながら自分の道を枉げて、招待をも待たずに己を屈して此方から出掛けて面會するなどは何事であらう。そののみならず子が稱する所の尺を枉げて尋を直くするといふのは、甚だ間違つた事である。君子の天下を正すは、唯道を守るのみである。それであるのにもし自分を枉げて人に従ふことをすると、天下を援(ヌク)ふ道具を、自分で先づ失ふことになる。どうして人を正し直くすることが出来ようぞ」と。

四〇 景春日章

景春日、公孫衍張儀、豈不誠大丈夫哉。一怒而諸侯懼、安居而天下熄。

景春日ク、公孫衍・張儀ハ、豈誠ノ大丈夫ナラズヤ。一タビ怒リテ諸侯懼レ、安居シテ天下熄ムト。

【景春】 孟子の時の人。【公孫衍】 魏人、犀首と號す、常に五國の相印を帯びて從長と爲る、公孫は姓、衍は名。【張儀】 亦魏人なり、蘇秦と俱に鬼谷先生に事へて學ぶ、亦游說の策士。【大丈夫】 男の中の男といふこと。【安居】 世間の事に

口出しをせず安んじて居る。【熄】 火が消えること。ここは兵亂が休みて安息すること。
 【通解】 景春が孟子に問うて曰ふに「あの公孫衍や張儀は、なんと立派な大丈夫ではありませんか。此二人が「一たび怒ると、諸侯を説き勸め兵を連ねて相攻伐せしめるから、諸侯は恐懼しない者はない。もし彼が安んじて家に引籠つてゐる時は、天下は火の消えたやうに平穩である。一人の喜怒で、天下の安いと危いとに關係するとは何と眞誠な大丈夫と謂はなくてはなるまい」と。

孟子曰、是焉得爲大丈夫乎。子未學禮乎。丈夫之冠也、父命之。女子之嫁也、母命之。往送之門、戒之曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子。以順爲正者、妾婦之道也。

孟子曰ク、是レ焉ソ大丈夫爲ルコトヲ得ンヤ。子未ダ禮ヲ學バザルカ。丈夫ノ冠スルヤ、父之ニ命ズ。女子ノ嫁スルヤ、母之ニ命ズ。往キテ之ヲ門ニ送リ、之ヲ戒メテ曰ク、往キテ女ノ家ニ之キ、必ズ敬ミ必ズ戒メ、夫子ニ違フコト無カレト。順ヲ以テ正ト爲ス者ハ、妾婦ノ道ナリ。

【丈夫】 男子。【冠】 男子は二十歳になると加冠即ち元服の禮を行ふ。【父命之】 父が元服する子に教命を與へる加冠の訓辭は「棄汝幼志、順爾成德」と曰ふのであるが、ここは女子の嫁入の訓辭を主とするから男子の方は省いた。

【門】 父母の家の門。【女家】 夫の家。女は汝なり、婦人は夫の家を自分の家とする。【夫子】 夫をいふ。
 【通解】 孟子が答へて曰ふに「公孫衍や張儀が爲す所はどうして大丈夫とすることが出来ようか。お前はまだ禮を學んだことはないか。禮の書物に曰ふ「男子が元服の禮を行ふ時には、父親が其の子に向つて、成人と爲つてからの訓辭を與へる。又女子の嫁する時は、母親が人の妻と爲つてからの心得を訓戒する。そして家を出て往く時、母は之を門まで送つて申(カサ)ねて之を戒めて曰ふに「是からお前の夫の家へ往つたならば、必ず敬慎し戒謹して、夫の意に違ひ背いてはならない」と此の如く從順を以て正しい道とするのは、妾や婦のやり方である。今衍や儀は威權勢力が盛んであるやうではあるが、諸侯の氣に入るやうに話を持ち掛け、阿諛迎合して權勢を竊み取つたに過ぎない。即ち妾婦が夫に從順であるのと違ひはない、どうしてあの二人を大丈夫とすることが出来ようぞ。」

居天下之廣居、立天下之正位、行天下之大道。得志、與民由之、不得志、獨行其道。富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈。此之謂大丈夫。

天下ノ廣居ニ居リ、天下ノ正位ニ立チ、天下ノ大道ヲ行ク。志ヲ得レバ、民ト之ニ由リ、志ヲ得ザレバ、獨リ其道ヲ行フ。富貴モ淫スルコト能ハズ、貧賤モ移スコト能ハズ、威武モ屈スルコト能ハズ。此レ之ヲ大丈夫ト謂フト。

【廣居】 仁を指す。仁を身に體する時は、其の心寛大で一點の私意もなく、天地と其の量を同じくする、即ち廣き居り所である。【正位】 禮を指す。禮を履み行ふと、身を立つることとして理に當らないものなく、すべて中正を得る、即ち正しき位置である。【大道】 義を指す。義に従ふ時は事を處するに宜しきに適せないことはない。即ち大なる道路である。

【與民由之】 人民と共に此仁義禮に循ひ由る、道を天下に行ふをいふ。【獨行其道】 獨りで仁義禮の道を守つてゐる、獨り其の身を善くするをいふ。【淫】 心がとろけ浮かれる。【移】 節操を移し變へる。【屈】 威嚇(ヲ下)されて志を挫く。前に述べたやうに公孫衍や張儀は要するに一箇の小丈夫で、眞誠の大丈夫と謂ふに足らない。されば眞の大丈夫とは如何なる人を謂ふかと申せば、此に入あり、仁を以て身に體し、公平無私、一毫の私意もない、是れ天下第一の廣き居宅に居るのだ。禮を以て身を持し、正を守つて一點の偏頗がない、是れ天下第一の正しい位に立つのだ。義を以て事を處理し、一毫の邪曲がない、是れ天下第一の大道を行くのである。志を得て世に用ひられる時は、此の仁義禮の道を推し及ぼして民と共に之に循ひ由り、一旦志を得ないで民間に隠れて居る時は、唯獨り仁義禮の道を行ひ、如何なる富貴の樂も其の心を溺らしとるけさすことが出來ず、如何なる貧賤の困も其の節操を移し變へることが出來ず、如何なる威光武力の迫害に遇つても其の志を挫くことが出來ない、是れ之を眞の大丈夫と謂ふのである」と。

【大丈夫の道を明かにして、戰國游説の士が、合従連衡の術を挾んで權勢を竊取する者を排斥した。】

彭更問曰、後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸侯。不以泰乎。孟子曰、非其道、則一簞食不可受於人。如其道、則舜受堯之天下、不以爲泰。子以爲泰乎。

四一 彭更問曰章

彭更問曰、後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸

彭更問ヒテ曰ク、後車數十乘、從者數百人、以テ諸侯ニ傳

侯。不以泰乎。孟子曰、非其道、則一簞食不可受於人。如其道、則舜受堯之天下、不以爲泰。子以爲泰乎。

食ス。以テ泰ナラズヤト。孟子曰ク、其ノ道ニ非ザレバ、則チ一簞ノ食モ入ニ受ク可カラズ。如シ其ノ道ナラバ、則チ舜、堯ノ天下ヲ受クルモ、以テ泰ト爲サズ。子以テ泰ト爲スカト。

【彭更】 孟子の弟子。【傳食】 既に此國に居りて飲食し、復(マタ)彼國に移つて、續きて飲食するをいふ。【以泰】 以は已に通ず、太(ハナハダ)なり、泰は「オゴル」修なり、過分の修(オゴリ)驕泰と熟す。【簞】 筒(タケノハコ)なり、飯を入れる器。弟子の彭更が問うて曰ふ「今一介の士でありながら、行列の後(ウシロ)に數十臺の供車を従へ、徒歩して隨ふ者數百人の多きあり、そして到る處の諸侯から、それからそれと饗應を受け廻るといふは、士の身分としては、甚だ分に過ぎた修ではありますまいか」と(漠然タル質問ノヤウダガ、實ハ孟子ガ諸侯ノ國ヲ歴遊スル有様ガ、甚ダ大袈裟デアルカラ、此問ヲ發シタ)孟子答へて曰ふに「君子が物を受けるも辭退するも、皆其の道がある。もし道に反いてゐたら、たとへ一個の竹の食器に入れた飯でも決して人から受けてはならない。之に反して苟も正當な道に合つてゐたら、舜が堯の天下を譲り受けても、過分な修とはしないのである。それでも子は獨り過分の修とするのか」と。

曰、否。士無事而食不可也。曰、子不通功易事、以養補不足、則農有餘粟、女有餘布。子如通之、則梓匠輪輿、皆得食於子。於此有人焉、入則孝、出則悌、守先王之道、以待後之學者、而不得食於子。子何尊梓匠輪輿、而輕爲仁義者哉。

曰ク、否。士事無クシテ食ムハ不可ナリ。曰ク、子功ヲ通ジ事ヲ易ヘ、養レルヲ以テ足ラザルヲ補ハザレバ、則チ農ニ餘粟有リ、女ニ餘布有ラン。子如シ之ヲ通ゼバ、則チ梓匠輪輿、皆食ヲ子ニ得ン。此ニ人有リ、入リテハ則チ孝、出テテハ則チ悌、先王ノ道ヲ守リ、以テ後ノ學者ヲ待ツ。而シテ食ヲ子ニ得ズ。子何ゾ梓匠輪輿ヲ尊ビテ、仁義ヲ爲ス者ヲ輕ンズルヤト。

【通功易事】 事は仕事、功は其の出來あがりの成績。其の仕事を互に交易し、其の出來あがりの成績を通じ合ふ。【養】 音「エン」餘り。【梓匠輪輿】 梓は細工人、匠は大工、輪は車輪を作る者、輿は車の輿(コシ)を作る者。【悌】 順な

リ、長上を敬ひて其の意に順ふ。

【通解】 彭更答へて曰ふに「舜が堯の天下を受けたのは、天が之を與へ人が之に歸したの由る、即ち當に受けるべきを受けたのであつて、過分の侈とはいへないが、一介の士でありながら、何も爲す事なくして平氣で人の物を食むといふのは、甚だ分に過ぎた侈で道に於て宜しくはありません」と。孟子答へて「お前は士を何の功もなく、徒に人の物を食むといふが、それは間違つた考である。試に農工の事を以て之を觀よ、農夫が五穀を種え、女子が布帛を織るやうに各分業があつて、一人で之を兼ねることは出来ぬ。もしお前をして國政に任せしめたとして、お前が是等の功を通じ合ひ、其の仕事进行交易し、甲の餘りあるものを以て、乙の足りないのを補ふことをしなかつたら、農夫は餘分の米があつても、衣るべき布帛は得られず、女子は餘分の布帛があつても、食ふべき米は得られない。それをお前がもし其の功を通じ其の仕事交易さすやうにすれば、農夫は衣を得、女子は食を得るばかりでなく、器械を作る梓人、家を造る匠人、車を造る輪人、車臺を作る輿人の如き一技一藝の職工に至るまで、皆お前のお蔭を蒙つて食をお前から得ることが出来るであらう。然るに今此に一人の士があつて、家に入つては親に孝を盡し、外に出れば長者に悌を盡し、先王の仁義の道を守つて以て後世の學者を待つて之を傳へようとしてゐる。其の世道人心に功のあることは決して農工商などの比ではない。それをお前は反つて功がないと謂つて、お前から食を得られぬとすると、どうしてお前は梓人匠人輪人輿人の如き職工のみを尊んで、仁義の大道を行ふ者を輕んずるのであるか。本末顛倒も亦甚だしいでは無いか」と（此段ノ「入則孝」以下ノ數句ハ、是レ通章主意ノ在ル所デ、孟子ガ自ラ寓シタノ「守先王之道」以テ後之學者」ノ二句ハ、孟子畢生ノ大抱負デ其ノ聖門ニ大功アル所以デアル）

曰、梓匠輪輿、其志將以求食也。君子之爲道也、其志亦將以求食與。曰、子何以其志爲哉。其、有功于子、可食而食之矣。且子食志乎、食乎。曰、食志。

曰ク、梓匠輪輿ハ、其ノ志將ニ以テ食ヲ求メントスルナリ。君子ノ道ヲ爲スヤ、其ノ志亦將ニ以テ食ヲ求メントスルカト。曰ク、子ハ何ゾ其ノ志ヲ以テ爲サンヤ。其ノ子ニ功アラバ、食マシム可クシテ之ニ食マシム。且ツ子ハ志ニ食マシムルカ、功ニ食マシムルカ。曰ク、志ニ食マシムト。

【亦】 梓匠輪輿に對して看る。【食】 求食の外の（可レ食而食レ之食レ志食レ功）食は皆晉「シ」食を人に與へる義。

【通解】 彭更答へて曰ふに「私は敢て小技の人を尊んで仁義の士を輕んじるのでありませんが、梓人匠人輪人輿人等は、其の志食料を得ようとして居ますが、君子が仁義の道を行ふも、矢張り其の志は食料を求めようとして居るのでありますか」と。孟子答へて「お前はどうして志の如何を問ふことを要しようぞ。工人と君子とを問はず、お前に對して功があつて、食ましむべき理由があるならお前は之に食ましむべきであらう。且つお前は人に食ますには、其の人の志に因つて之に食ましめるのか、又は其の人の功に因つて之に食ましめるのか」と。彭更が答へて曰ふに「其の志の食を求める者に食ましめて、其の功には食ましめません」と。

曰、有人於此、毀瓦畫墁、其志將以求食也、則子食之乎。曰、否。曰、然則子非食志也。食功也。

曰ク、此ニ人アリ、瓦ヲ毀リ墁ニ畫スルモ、其ノ志將ニ以テ食ヲ求メントセバ、則チ子ハ之ニ食マシムルカト。曰ク、否。曰ク、然ラバ則チ子ハ志ニ食マシムルニ非ザルナリ。功ニ食マシムルナリト。

【有レ人於此】 假定して言ふ。【畫墁】 牆や壁の飾、即ち壁などの上塗をするに、平滑に塗ることが出来ず、處處に「カキヤブツタ」痕跡を残す。

【通解】 孟子更に詰り問うて曰ふに「此處に一人の職工があつて、屋根を葺かせると瓦を破り、壁を塗らせると上塗の飾に筋などをつけて醜（ミニク）くする、それでも其の志は、食を求めようとするにあるとしたならば、お前は其の志に對して食ますであらうか」と。彭更が答へて曰ふに「いや、そんな者は、害こそあつても功は少しもありません。どうしてそれに食ませられませうぞ」と。孟子遂に之を折（クジ）いて曰ふに「左もあらん、それであるならお前は其の人の志に食ますのではな、矢張り功に食ますのである。すでに其の功に食ましめるとすれば世道人心に大功ある君子たる者が、諸侯に傳食するを以て驕泰であると謂ふことは出来ない。而るにお前は反つて常職なくして徒食すると爲すのは、是れ梓匠輪輿を尊んで、仁義を爲す者を輕んずるものである」と。

仁義の道を守る者の國家に大功があつて、諸侯に傳食してゐても、驕泰と爲さないことを言ふ。

四二 謂戴不勝曰章

孟子謂戴不勝曰、子欲王之善、與。我明告子。有楚大夫於此、欲其子之齊語也、則使齊人傳諸、使楚人傳諸、曰、使齊人傳之。曰、一齊人傳之、衆楚人咻之、雖日撻而求其齊、也、不可得矣。引而置之莊嶽之間數年、雖日撻而求其楚、亦不可得矣。

【戴不勝】 宋の臣。【齊語】 齊國の言語、齊は中國なれば其の國語が正しい、以て善を爲すに喩ふ。楚は蠻夷なれば、其の語が正しくない、以て不善を爲すに喩ふ。【傳】 輔導として教へる。【咻】 「カマビスシ」衆くの聲の喧しいこと。

孟子が宋の臣の戴不勝に謂つて曰ふに「子は子の王が善人になることを望むであらうか。それならば自分は明かに王を善道に導き入れる方法を子に告げよう。此處に楚の大夫があると假定して、自分の子が雅正なる齊語を學ぶことを望むなら、齊人をして其の子の師傳として學ばせるであらうか、それとも楚人をして師傳として學ばせるであらうか何如」と、不勝が答へて曰ふ「それは固より齊人をして師傳として教へさせよう」と。孟子が「一人の齊人が師傳として教へても周圍に在る多くの楚人が楚語を喧しく「シャベ」つて居たら、毎日其の子を撻り撻つて、其の齊語を善く遣ふことを望んでも、不可能の事である。而るにもし其の子を引きつれて齊の都城内の街巷なる、莊と嶽との間に置くことが二三年ならば、其の接する所の人には前後左右皆齊人ばかりであるから、知らず識らず齊語に習熟するに至り、かくなつた上は毎日其の子

を撻つて、其の楚語を遣ふことを求めても得られなくなるであらう

子謂薛居州善士也、使之居於王所、在於王所者、長幼卑尊、皆薛居州也、王誰與爲不善、在王所者、長幼卑尊、皆非薛居州也、王誰與爲善、一薛居州、獨如宋王何。

【薛居州】 宋の臣。【長幼卑尊】 長幼は齒(ヨハヒ)を以て言ひ、卑尊は位を以て言ふ。

前段の譬喩を承けて本旨に入つて曰ふに「子は薛居州を善良の士であると謂つて、それを薦(スス)めて王の所に居らせ、王を善道に導かうとして居るのは誠に結構な事であるが、されども王の左右に居る者が、長幼尊卑を問はず誰でも皆薛居州のやうな善良の士であるなら、日日善言善行を見聞するから、王は誰と共にか不善を爲されようぞ。之に反して若し王の左右に居る者が、長幼尊卑を問はず誰でも皆薛居州のやうな善良の士でなかつたら、善言善行を見聞することがなく、王は誰と共にか善行を爲されようぞ。たつた一人の薛居州の力では、衆くの小人の勢に勝つことが出来ず、どうして宋王を善道に導くことが出来ようか」と(薛居州ヲ薦メタノガ益ガナイ譯デハナイガ、薛居州ノヤウナ善士ヲ多數ニ薦メナケレバ、君ヲ正シテ善ニ導ク功ヲ成スコトハ出来ナイ) 人臣たる者は、當に廣く賢人善士を進めて君を正すの功を成すべきことを言ふ。古語に「蓬生麻中、不扶自直、白沙在泥中、與之皆黑」(史記三王世家)とあるのも亦此意だ。

四三 戴盈之曰章

戴盈之曰、什一去、關市之征、今茲未能、請輕之、以待來年、然後已。何如。

謂戴不勝曰章 戴盈之曰章

戴盈之曰ク、什一ニシテ關市ノ征ヲ去ルコトハ、今茲未ダ能ハズ。請フ之ヲ輕クシテ以テ來年ヲ待チテ、然後ニ已メン。何如ト。

孟子曰、今有人日攘其鄰之雞者、或告之曰、是非君子之道。曰、請損之。月攘一雞、以待來年、然後已。如知其非義、斯速已矣。何待來年。

孟子曰ク、今人日ニ其ノ鄰ノ雞ヲ攘ム者有ランニ、或ヒト之ニ告ゲテ曰ク、是レ君子ノ道ニ非ズト。曰ク、請フ之ヲ損シテ、月ニ一雞ヲ攘ミ、以テ來年ヲ待チテ、然後ニ已メント。如シ其ノ義ニ非ザルヲ知ラバ、斯ニ速カニ已メント。何ゾ來年ヲ待タント。

【戴盈之】 宋の大夫。【什一】 井田の税法、即ち十分の一の税を徴收すること。【關市之征】 關稅と營業稅と。【今茲】 今年。【已】 止なり。【何如】 俗に「イカガアラン」といふに同じく疑問の辭、如何は俗に「ドウシタモノカ」又「ドウナルモノカ」の意なり、混すべからず。【攘】 「ヌスム」先方から自然に來たものを盜み取る。【損】 減するなり。

【通解】 宋の大夫の戴盈之が曰ふに「井田の税法を實行して十分の一の租税を徴收し、關稅營業税を除き去つて人民の負擔を軽くしようと思ふが、急に變更する譯にも往かぬから、今年は幾分か之を輕減して置き、來年を待つて然る後に全廢しようと思ふが、どんなものでありませうか」と。孟子が譬を引いて答へて曰ふに「今此處に毎日鄰家から遊びに來る雞を盜む者があると假定しよう、或人が其の男に忠告して曰ふに『鄰の雞を盜むのは、君子たる者の爲すべき道でないから、今後は之を止めたら好からう』と。ところが其の男は答へて『それならば是からは盜む度數を減じて、毎月一羽宛を盜み、來年を待つて全然盜むことを止めよう』と曰つたら、どんなものであらう。子が苛税を除き去らうとして來年まで待たうといふのと、どうして相違があらうか。もしも苛税を課して民を苦めることが正義に背いてゐることを知つたら、斷然として速かに之を止めるが好い。どうして來年まで待つことがあらうぞ」と。

【章旨】 弊政を革めようとすることは速かに斷行することを貴ぶを言ふ。

四四 稱夫子好辯章

公都子曰、外人皆稱夫子好辯。敢問何也。孟子曰、公都子曰ク、外人皆夫子辯ヲ好ムト稱ス。敢テ問フ何ゾヤ

曰、予豈好辯哉。予不得已也。天下之生久矣。一治一亂。

ト。孟子曰ク、予豈辯ヲ好マンヤ。予已ムコトヲ得ザレバナリ。天下ノ生久シ。一タビハ治マリ一タビハ亂ル。

【公都子】 孟子の弟子。【外人】 徒弟以外の人、廣く世間の人をいふ。【好辯】 辯論を好んで人に勝つことを喜ぶ義、孟子好んで楊墨の徒と辯争す、故に此評あり。【生】 生民即ち人類「天下之生久矣」は此世の中に人類の出でてから久しきを歴た。【一治一亂】 治亂を幾度となく繰返す。

【通解】 孟子の弟子の公都子が問うて曰ふに「世間の人人は、皆先生が辯説を好まれると評して居りますが、敢て（失禮ヲ顧ミズ）問ふ、それは何故でありませうか」と。孟子答へて曰ふ「自分は何も好んで辯論をする譯ではないのだが、實は止むに止まれぬ事情があるからである。さて天下に人類が生れ出てから今日に至るまで、非常に長い歲月を經過してゐるが、其の間に治まつては亂れ、亂れては治まつて互に反覆循環してゐる。

當堯之時、水逆行、汜濫於中國。蛇龍居之、民無所定。下者爲巢、上者爲營窟。書曰、洚水警余。洚水者、洪水也。禹掘地而注之海、驅蛇龍而放之。水由地中行。江、淮、河、漢是也。險阻既遠、鳥獸之害人者消。然後人得平土而居之。

堯ノ時ニ當リテ、水逆行シテ、中國ニ汎濫ス。蛇龍之ニ居リ、民定マル所無シ。下ナル者ハ巢ヲ爲リ、上ナル者ハ營窟ヲ爲ル。書ニ曰ク、洚水余ヲ警ムト。洚水トハ洪水ナリ。禹ヲシテ之ヲ治メシム。禹地ヲ掘リテ之ヲ海ニ注ギ、蛇龍ヲ驅リテ之ヲ放ツ。水地中ヨリ行ク。江、淮、河、漢是レナリ。險阻既ニ遠ザカリ、鳥獸ノ人ヲ害スル者消ス。然ル後ニ人平土ヲ得テ之ニ居ル。

【逆行】 下流が塞（フサガ）つて、水が倒まに下より上に流れる。【下者】 卑濕の地。【上者】 高燥の地。【營窟】 穴居。【書】 書經、大禹謨の篇。【洚水】 洪水に同じ。【掘地】 下流の壅塞して居る者を掘り去る。【菹】 澤の草の生えた處。【地中】 兩岸の間。【險阻】 洪水の汎濫して危険な處。【遠】 遠く去る。【消】 除く。

【通解】古から治まつたり、亂れたりすることを免れないが、試に其の大なる者を言へば、堯の時に當つては國土猶ほ未だ開けず、下流が塞がつて通ぜず、水は逆行して平地に氾濫して、蛇龍などが之に棲んで盛に繁殖し、人民は一定の住處がなく、卑濕の土地に在る者は、木の枝に鳥の巢のやうな者を爲つて之に居り、高燥の土地に住む者は穴居して、僅に風雨を防ぐといふ有様で生民の困苦は實に極まれりと謂ふべきだ。書經に「天が洪水を降して、余(堯自ら稱ス)の不徳を警められた」と曰つてある。其の洪水とは即ち洪水のことである(以上ハ一亂ノ例)

そこで舜は堯の命令を受けて、禹を擧げて此洪水を治めさせた。禹は自然の水勢に順ひ、先づ下流の壅塞して居る處を切り開いて、其の久しく滯つてゐた水を海中に注ぎて氾濫の害を除き、蛇龍などを驅逐して之をぬかるみの草澤中に放ちやつた。そこで氾濫してゐた水は始めて地上の兩岸の中を流れ行くやうになつた。即ち今の揚子江・淮水・黄河・漢水の四水は是れである。かくして洪水氾濫の危険もすでに遠ざかり去つて、凡そ鳥獸の人に害を加へる者も消除したから、人民は始めて平地を得て安穩に住居する事が出来るやうになつた(以上ハ一治ノ例)

堯舜既没、聖人之道衰。暴君代作、壞宮室以爲汙池、民無所安息。棄田以爲園囿、使民不得衣食。〔邪說暴行又作〕園囿汙池沛澤多、而禽獸至。及紂之身、天下又大亂。

堯舜既没シテ、聖人ノ道衰フ。暴君代ル作リ、宮室ヲ壞リテ以テ汙池ト爲シ、民安息スル所無シ。田ヲ棄テテ以テ園囿ト爲シ、民ヲシテ衣食スルコトヲ得ザラシム。〔邪說暴行又作ル〕園囿汙池沛澤多クシテ而シテ禽獸至ル。紂ノ身ニ及ビテ、天下又大ニ亂ル。

【暴君】夏の太康孔甲履癸(桀)殷の武乙の類。【宮室】人民の居宅。【汙池】汙は水溜りをいふ。【邪說暴行又作】猪飼敬所曰く「此六字ハ、下節ノ文誤リテ此ニ重出セシナリ」と、此說従ふべきだ。【沛】水草相半ばする地。【澤】低くして水のたまる所。

然るにやがて堯舜などの聖王は歿してしまひ、聖人の道が漸く衰へると、暴虐の君が代る代るに相繼いで起り、民家を破壊して池や沼を爲つて己の娛樂に供し、民をして此處彼處に移轉せしめて、永く一定の地に安息することが出来ないやうにさせ、人民の田畠を廢棄して花園又は禽獸を養ふ園を爲り、人民をして農蠶を營み衣食を得ることが出来ないやうにさせた。其の上危険なる邪(ヨコシ)な説が世を惑はし、君父を弑するやうな暴行が之に因つて作(オコ)つた。かくて世は益々亂れ、前に述べた如く君主が己の私欲を恣にする爲に設けた園囿や汙池や、草木の密生せる沛澤などが到處に多くなつて禽獸が羣り至り、人民に害を及ぼすこと甚だしく、かくて積り積つて紂の身に及んで、天下は更に大に亂れた(以上一亂ノ例)

周公相武王、誅紂伐奄。三年討其君、驅飛廉於海隅而戮之。滅國者五十、驅虎豹犀象而遠之。天下大悅。書曰、丕顯哉文王謨。丕承哉武王烈。佑啓我後人、咸以正無缺。

周公武王ヲ相ケテ、紂ヲ誅シ奄ヲ伐ツ。三年ニシテ其ノ君ヲ討チ、飛廉ヲ海隅ニ驅リテ之ヲ戮ス。國ヲ滅ス者五十、虎豹犀象ヲ驅リテ之ヲ遠ザク。天下大ニ悅ブ。書ニ曰ク、丕ニ顯カナル哉文王ノ謨。丕ニ承ゲル哉武王ノ烈。我ガ後人ヲ佑ケ啓キテ、咸正ヲ以テシテ缺クルコト無シト。

【奄】東方の國の名、紂を助けて暴虐な行を爲す。【飛廉】紂の氣に入りの幸臣。【書】書經、君牙の篇。【丕】大なり。【顯】明なり。【謨】「ハカリゴト」創業の謀。【承】繼ぐ。【烈】「イサヲシ」成功の光。【後人】成王以下をいふ。【以正無缺】何事も皆正しく、些も缺けた處がない。

そこで周公は兄の武王を相(タス)けて、暴虐無道の紂を誅し、又紂を助けて暴虐な行をして居た奄を伐つて、三年の久しきを経て其の君を討ち戮(コロ)し、紂の幸臣飛廉を海邊の片隅に驅逐して之を殺し、これまで紂に與して民を苦めて居た國を討ち滅すこと五十ヶ國の多きに及んだ。かくて園囿中に羣り棲んでゐた虎豹犀象などの猛獸を驅つて之を遠方へ逐ひ遣つたから、天下の民は大に悦んだ。それ故、書經に其の事を述べて曰ふに「大に明かに著(イテジル)しい事である、文王の創業の謀は、また大に受け繼いだ事である、武王の成功の光は、我が後の人(成王)を助け啓(ヒラ)き導いて、萬事皆正道を以てして少しの缺點もない」と(以上一治ノ例)

世衰道微、邪說暴行有作。臣弑其君者有之。子弑其父者有之。

世衰ハ道微ニシテ、邪說暴行有作ル。臣其ノ君ヲ弑スル者之レアリ。子其ノ父ヲ弑スル者之レアリ。

孔子懼作春秋。春秋天子之事也。是故孔子曰、知我者、其惟春秋乎。罪我者、其惟春秋乎。

孔子懼レテ春秋ヲ作ル。春秋ハ天子ノ事ナリ。是ノ故ニ孔子曰ク、我ヲ知ル者ハ其レ惟春秋カ。我ヲ罪スル者ハ其レ惟春秋カト。

【道微】 聖人の道の明かならざるなり。【有】 「マタ」又と通ず。【春秋】 魯の隠公元年から、哀公十四年に至る、凡そ二百四十二年間の歴史の名。【天子之事】 春秋の書に載する所は王法を正し褒貶黜陟を嚴にし、君臣上下の名分を明かにす、皆天子の行ふべき事である。

【通解】 ところが文王・武王の後、世を歴ること既に久しく、平王東遷の後に至つて、政治漸く衰へて振はず、邪説や暴行が又之に乗じて作り、甚だしきに至つては、臣として其の主君を弑する者もあり、或は子が其の親を弑する者もあるやうになつた(以上一亂)

もし此紊亂腐敗の儘にして置いたならば世は禽獸世界と化してしまはう。そこで孔子はそれを懼れて、春秋といふ魯國の歴史を作られた。一體此春秋の書は諸侯を黜陟し、亂賊を誅責し、君臣上下の分を明かにしたので、すべて皆天子の行ふべき仕事である。それ故に孔子嘗て曰はれたのに、「世の君子が能く自分の心を知つて呉れる者は、惟此春秋に於てするであらう。又之に反して孔子は、匹夫の身を以て勝手に天子の大權を假り、妄りに褒貶黜陟を行ふとは、不都合の至である」と評し罪する者があるならば、亦唯此春秋に於てするであらう」と(シカシ孔子が春秋ヲ作ツテ王法ヲ明カニシ亂臣賊子ヲ筆誅シテ君臣上下ノ分ヲ正シタカラ、三綱五常ノ道モ幸ニ地ニ墜チルノヲ免レタ。是モ亦一治デアル)。

聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱・墨翟之言、盈天下。天下之言、不歸楊則歸墨。楊氏爲我、是無君也。墨氏兼愛。是無父也。無父無君、是禽獸也。公明儀曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓莩。此率獸而食人也。楊墨之道

聖王作ラズ、諸侯放恣ニシテ、處士橫議シ、楊朱・墨翟ノ言、天下ニ盈ツ。天下ノ言、楊ニ歸セザレバ則チ墨ニ歸ス。楊氏ハ我が爲ニス、是レ君無キナリ。墨氏ハ兼愛ス。是レ父無キナリ。父無ク君無キハ、是レ禽獸ナリ。公明儀曰ク、庖ニ肥肉アリ、廐ニ肥馬アリ、民ニ飢色アリ、野ニ餓莩アリ。此レ獸ヲ率キテ人ヲ食マシムルナリト。楊墨ノ道

不レ息、孔子之道不レ著。是邪說誣民、充塞仁義也。

仁義充塞、則率獸食人。人將相食。

息マザレバ、孔子ノ道著ハレズ。是レ邪說民ヲ誣ヒ、仁義ヲ充塞スルナリ。仁義充塞スレバ、則チ獸ヲ率キテ人ヲ食マシム。人將ニ相食マントス。

【楊朱】 自利主義を唱へた人。【墨翟】 兼愛説を唱へ、愛に差等なく、其の父母を視ること衆人と異なることなし。【充塞】 ふさがつて通じない。

【通解】 孔子がすでに殺せられてから後、聖賢の君久しく出でず、諸侯は我儘勝手の振舞をして天子を蔑視し、民間の學者は、忌み憚る所なく勝手な議論を唱へて人を惑はし、其の中でも楊朱墨翟などの言論は、天下にはびこり満ち、天下の言論は楊氏に歸向しなければ墨氏に歸向する有様となつた。一體楊氏の主唱する所は、自利主義で、自身の爲にすることのみを知つて、君國の爲に身を投げ出して忠を盡すといふことを知らない。是れ君なきなり。墨氏は愛に差等なく、己の父母を視ること衆人と異なることがない。是れ父なきと同じである。かく父がなく君がないのは、人倫の道が全く減んで禽獸の行と謂ふべきである。昔公明儀が曰ふ「君の臺所には肥えた肉が多くあり、馬屋には肥えた馬が多くあり、そして民には飢えた顔色があり、野には餓えて斃れてゐる者がある。是れ民に重税を課して己の私欲を恣にし、飼養する所の禽獸に飽かしめ、民の餓死するのを顧みないもので、間接に獸を引率して人を食ましめるのに異なつたことはない」と。されば楊氏の爲我説と墨氏の兼愛説との異端邪説が止息しなければ、孔子の大道は蔽はれて明かにならない。是れ邪説が民を欺き、仁義の道を塞いで行はれないやうにしてしまふことになる。仁義が塞がつて行はれないと、人は皆君父を無い者にして、禽獸と差別がないやうになる。さて獸を率ゐて人を食ましめる結果は民の困苦は益々甚だしく、其の極、人人皆禽獸の行爲に陥つて相互に喰ひ合をするやうになるであらう(是レ又一亂)

吾爲此懼、閑先聖之道、距楊墨、放淫辭、邪說者不得作。作於其心、害於其事。作於其事、害於其政。聖人復起、不易吾言矣。

吾此ガ爲ニ懼レテ、先聖ノ道ヲ閑リ、楊墨ヲ距ギ、淫辭ヲ放チ、邪説ノ者作ルコトヲ得ザラシム。其ノ心ニ作レバ、其ノ事ニ害アリ。其ノ事ニ作レバ、其ノ政ニ害アリ。聖人復起ルモ、吾ガ言ヲ易ヘジ。

【閑】「マモル」防ぎ衛る。【距】「フセグ」拒に同じ。【放】屏(シリゾ)けて之を遠ざける。【作】起なり。【事】日常の舉止應接などの身に見(アラ)はれる者。【政】紀綱法度などの政體に見はれる者。

【通解】 自分はこれが爲に非常に心配して、古の聖人の仁義の道を防ぎ衛つて、楊氏や墨氏のやうな邪説を排斥し、淫蕩(ミダラニホシイママ)な言辭を放ち屏(シリゾ)け、努(ツト)めて、父なく君なきの邪説をして再び起ることのないやうにしてゐる。邪辟の念が一たび其の心に起ると、必ず日常の行事に害があり、すでに其の行ふ事に害があると、其の政即ち一國の紀綱法度の上にも害が及んで来るものである。たとひ聖人が再び此世に出て來られても必ず吾が言ふ所を非なりとして變易せられることなく承認せられるであらう(スベテ萬事ハ心ガ本デ其ノ心ガ事ヤ政ニ見ハレルコトヲ述ベテ下ノ正ニ人心ノ伏線トシタ。蓋シ孟子ハ志ヲ當時ニ得ナイデモ楊墨ノ害ガ是カラ止息シ、君臣父子ノ道モ頼ツテ以テ失墜シナケレバ、是レ又一治ダ)

昔者禹抑洪水、而天下平。周公兼夷狄、驅猛獸、而百姓寧。孔子成春秋、而亂臣賊子懼。詩云、戎狄是膺、荆舒是懲。則莫我敢承。無父無君、是周公所膺也。我亦欲正人心、息邪說、距詖行、放淫辭、以承三聖者。豈好辯哉。予不得已也。能言距楊墨者、聖人之徒也。

【抑】止める。【兼】兼ね并せる。【詩云】解は前(七八頁)に出づ。【荆舒】二國の名。【敢承】承は當る。【詖淫】解は前(六八頁)に出づ。【承】「ツグ」繼なり。【三聖者】禹周公孔子。【徒】「トモガラ」黨なり。以上述べて三聖人の事を總べ收めて曰ふ「昔、禹は洪水を止めて、天下が平かとなり、周公は夷狄の土地を兼ね并せ

猛獸を驅逐して人民の害を除き、百姓は安寧なることを得た。孔子は春秋を作つて、人の履むべき道理を天下後世に明かにし、亂臣や賊子は懼れて惡事を行はないやうになつた。詩經に云ふ「西戎北狄は之を撃ち拂ひ、南蠻の荆舒二國は之を打ち懲らすと、何れの國も率(シタガ)ひ服して、我に敢て敵對する者はなくなつてしまつた」とあるが、蓋し戎狄荆舒の俗は皆野蠻で、父なく君なく殆ど禽獸と異なることがない。是れ周公の必ず撃ち懲らされた所以である。さすれば今日の墨氏の父なく、楊氏の君なき邪説に對しても當然周公の撃ち拂はれる所であらう。そこで自分は今日の現状を傍觀するに忍びず、腐敗した人心を正し、楊墨のやうな邪説を防ぎ止め、偏跛な行爲を拒ぎ、とりとめもないみだらな辭を放ち斥(シリゾ)け、彼の禹周公孔子の三聖人が亂を反して治に歸せしめた功績を承継がうと思つて居るのであつて、どうして徒に辯論を好んで人に勝つことを求めようぞ、實に已むことを得ないの由る。獨り自分に限らず、能く言論を以て此楊墨の邪説を拒ぐ者があつたら、其の人は實に聖人の徒類と謂つて差支ない」と(豈好

辯哉、予不得已也)二句ハ、遙ト起手ニ應ジテ一章ノ總結トシタ) 聖賢が世道人心を維持せんとするの心は、皆已むことを得ざるに出たことを言ふ。

離婁上

四五 離婁之明章

孟子曰、離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員。師曠之聰、不以六律、不能正五音。堯舜之道、不以仁政、不能平治天下。

【通解】 【離婁】 黃帝の時の人、目が極めて明かであつた。【公輸子】 春秋時代の人、名は班、細工に巧であつた。【規】 「ケ

ンマハシ」圓形を爲る器。【矩】「サシガネ」方形を爲る器。【方員】方は正方形、員は圓形。【師曠】晉の有名な音楽家。【六律】六律六呂の略、竹を截きつて笛(筒)を爲る、陰陽各六あり、以て五音を節す。【五音】宮商角徵(シ)羽の五聲をいふ、最も聲の濁る者を宮、稍濁る者を商、微濁微清の者を角、稍清める者を徵、最も清める者を羽と爲す。【仁政】仁惠を以て天下を治める法度を謂ふ。

孟子が曰ふに「國を治めるには法度が必要である。それは丁度器物を製作するに「ブンマハシ」や「サシガネ」を用ひなければならぬのと同じである。それ故に眼力の至つて明かであつた離婁でも、公輸子のやうな細工に巧な人でも、規と矩とがなかつたら、正しい方形圓形の器物を製作することは到底出来ない、又師曠のやうな極めて耳のさとい人でも、六律の調子を用ひなければ、到底宮商角徵羽の五音を正しくする事は出来ない。微微たる技藝すら尙ほ此の如くである。況して天下を治める大事に於ては最も法度がなくてはならない。されば堯舜のやうな聖人の道も、仁惠の政、即ち民を治める法度を以てしなければ、到底天下を太平に治めることは出来ない。」

今有仁心仁聞、而民不被其澤、不可法於後世者、不行先王之道也。故曰、徒善不足以為政。徒法不能以自行。詩云、不愆不忘、率由舊章。遵先王之法、而過者、未之有也。

今仁心仁聞有りテ、而シテ民其ノ澤ヲ被ラズ、後世ニ法ル可カラザル者ハ、先王ノ道ヲ行ハザレバナリ。故ニ曰ク、徒善ハ以テ政ヲ爲スニ足ラズ。徒法ハ以テ自行ハルルコト能ハズ。詩ニ云フ、愆ラズ忘レズ、舊章ニ率ヒ由ルト。先王ノ法ニ遵ヒテ而シテ過ツ者ハ、未ダ之レ有ラザルナリ。

【仁心】人を愛する心。【仁聞】人を愛するといふ聲(ホマレ)が人に聞える。【先王之道】即ち仁政。【故曰】章内四個の故曰は、俱に上文を結ぶ語で古語ではない。【徒善】徒は猶ほ空の如し、民を愛する心はあるが、夫れだけの善政をしてゐない。【徒法】空しく法律制度は整うて居るが、民を愛する心がない。【詩】詩經の大雅假樂(カラク)の篇。【不愆】愆音「ケン」過なり。【不忘】心に、善い事を行ふことを忘れない。【率由舊章】舊章即ち先王の典法(即ち禮樂刑政)に循ひ由る。

仁政を行はなければ、天下を平かに治めることが出来ない事は此の如くである。そこで今日の人君を観るに、民を愛する心と民を愛するといふ評判の高い者はあるが、しかし民は其の恩澤を蒙ることなく、後世の模範ともならないのは、全く先王の道即ち仁心を以て仁政を實行することをしないからである。夫れ故に自分は斷言するが、實行することの出来ない徒善は善い政を行ふことは出来ず、實行することの出来ない徒法では獨り自らはれることは出来ない。詩經にも「政を爲すに過らず、又忘れない理由は、全く先王の舊い典法に循ひ由るからである」と。されば先王の遺法に遵つて而かも過つ者は、古から未だ嘗て有らざる所である。

聖人既竭目力焉、繼之以規矩準繩、以爲方員平直、不可勝用也。既竭耳力焉、繼之以六律、正五音、不可勝用也。既竭心思焉、繼之以不忍人之政、而仁覆天下矣。故曰、爲高必因丘陵、爲下必因川澤。爲政不因先王之道、不可謂智乎。

聖人既ニ目力ヲ竭シ、之ニ繼グニ規矩準繩ヲ以テシ、以テ方員平直ヲ爲スコト、勝ゲテ用フ可カラザルナリ。既ニ耳力ヲ竭シ、之ニ繼グニ六律ヲ以テシ、五音ヲ正スコト、勝ゲテ用フ可カラザルナリ。既ニ心思ヲ竭シ、之ニ繼グニ人ニ忍ビザルノ政ヲ以テシテ、而シテ仁天下ヲ覆フ。故ニ曰ク、高キヲ爲スハ必ズ丘陵ニ因リ、下キヲ爲スハ必ズ川澤ニ因ル。政ヲ爲シテ先王ノ道ニ因ラズンバ、智ト謂フ可ケンヤ。

【準繩】準は水平器「ミヅモリ」繩は垂直器「スミナハレ」【不可勝用】其の用途が廣くして用ひ勝(キ)れない程である。「用フルニ勝(タ)フ可カラズ」と讀んでもよい。【覆】被なり、廣く蓋ひ包む。【丘陵】小さい阜(ヲカ)【陵】大いなる阜。

古の聖人は有らん限りの目の力を盡し方圓平直を爲つたが、夫れだけではまだ十分確實とはせられない。そこで之に繼ぐに規矩と準繩との器、即ち法度を以てすることを工夫され、後人をして法を取ることを知らしめた。其のお蔭で方なるもの、圓なるもの、平かなるもの、直なるものを作り出すことが自由自在で、其の器の用は用ひ勝(キ)れない程になつた。それからまた聖人は有らん限りの耳の力を盡して宮商角徵羽の五音を正されたが、耳の力は時あつて窮する所があるのを知り、又之に繼ぐに六律の樂器を作つて五音を正すことを工夫された。是から以後五音の調子を正すのは、何人でも容易

に出来るやうになつて、其の六律の用は天下後世に普く行き渡つて、到底用ひ勝(き)れない程となつた。聖人が心思の有らん限りを盡して人民を撫恤されたが、其の方法を設けなければ不都合であるから、そこで人に忍びない政を實行した。そして其の結果、仁政は徧く天下を包み覆うたのである。それ故に自分は斷言する、高いものを造らうとならば、必ず丘や陵によつて造り、下いものを造らうとならば必ず川や澤によつて造るが好い。何故となれば丘陵や川澤の地勢を利用すれば力を省くことが多いからである。是と同じやうに善い政を行ふに先王が國を治めた方法を模範としないのは、どうして智者のやり方と謂はれようぞ」と(章首カラ此ニ至ルマデ、仁政ハ必ず先王ノ道ニ因ルベキコトヲ言ヒ、君臣共ニ先王ノ道ヲ行フベキコトヲ論ジタ)

是レヲ以テ惟仁者ハ、宜シク高位ニ在ルベシ。不仁ニシテ高位ニ在ルハ、是レ其ノ惡ヲ衆ニ播スルナリ。上ニ道揆無キナリ、下ニ法守無キナリ。朝道ヲ信ゼズ、工度ヲ信ゼズ。君子ハ義ヲ犯シ、小人ハ刑ヲ犯ス。國ノ存スル所ノ者ハ幸ナリ。

上無道揆也、下無法守也。朝不信道、工不信度。君子犯義、小人犯刑。國之所存者幸也。

【播】「フリマク」散布する。【上無道揆】揆は度(ハカル)なり、君が道理を以て物事を度り定めることがない。【下無法守】法は制度なり、臣たる者が法度を守らぬ。【朝不信道】朝は朝廷、人君並に大臣が道を信じない。【工不信度】百工が法度を信じない。一説に工を百官羣吏を指すといふは非。【君子】君を指す。【小人】臣を指す。【幸】「マクレザイハヒ」僥倖なり。

【通解】かういふやうな譯であるから、仁者のみが高い位に在つて仁政を施すべきである、もし不仁者で高位に在る時は、これ其の惡事(即チ不仁)を衆民にふりまくことになり、天下を禍し、衆民も亦化して不仁となつてしまふであらう。人君の身は臣民の仰いで師表とする所である。而るに不仁者にして高位にあれば、道理を以て物事を度つて宜しきを制することなく、臣民も亦法度を守らないやうになり、朝廷に在る人君大臣などは道義を信じなく、工即ち衆くの商工なども法度を信じなくなる。かくして上たる君は義理を犯して何とも思はず、下に在る臣民は刑律を犯して顧みないやうにな

れば、國家が滅亡するのは當然で、もしもそれが滅亡しなければ、それは全く僥倖と謂ふべきである。

故曰、城郭不完、兵甲不多、非國之災也。田野不辟、貨財不聚、非國之害也。上無禮、下無學、賊民興、喪無日矣。

故ニ曰ク、城郭不完カラズ、兵甲多カラザルハ、國ノ災ニ非ザルナリ。田野不辟ケズ、貨財聚ラザルハ、國ノ害ニ非ザルナリ。上禮無ク、下學無ケレバ、賊民興リテ、喪ハ日無ケン。

【辟】闢と同じ、開墾する。【上無禮】上は君を指す。【賊民】亂賊の民【喪】亡なり。【無日】幾日と日を數へるまでも無い、開もなくの義。

【通解】それ故に自分は曰ふ、城郭が完全でないとか武器や甲冑が缺乏して居ても、國の災とするには足りない。また田野が開墾されず、貨財が多く聚らないのは、國の害とするには足りない。惟上の君が道を信じないで禮なく、下の人民が法度を信じないで、學問がなかつたら、亂賊の民が並び興つて、暴動の爲に國の滅亡することは幾日もなく速かに滅亡するに至るであらう。されば國の災害は實に此より大なる者はなからう。

詩曰、天之方蹶、無然泄泄。泄泄猶沓沓也。事君無義、進退無禮、言則非先王之道者、猶沓沓也。故曰、責難於君、謂之恭、陳善閉邪、謂之敬。吾君不能、謂之賊。

詩ニ曰ク、天ノ方ニ蹶サントスル、然ク泄泄スルコト無カレト。泄泄トハ猶ホ沓沓ノゴトキナリ。君ニ事ヘテ義無ク、進退禮無ク、言ヘバ則チ先王ノ道ヲ非ル者ハ、猶ホ沓沓ノゴトキナリ。故ニ曰ク、難ヲ君ニ責ムル、之ヲ恭ト謂ヒ、善ヲ陳ベ邪ヲ閉ヅル、之ヲ敬ト謂フ。吾ガ君能ハズトイフ、之ヲ賊ト謂フ。

【詩】詩經、大雅板の篇。【蹶】顛覆の意。【泄泄】多言の貌。【沓沓】亦多言の貌。【非】「ソシル」誹なり。【責難】於君。君道の盡し難い事を君に責め望む。【恭】容貌が謹みうやうやしい。【敬】心で謹みうやまふ。【通解】さて不仁にして滅亡の禍を招くのは固より人君の罪ではあるが、臣下たる者が、君の不仁を見ながら之を匡し救はない

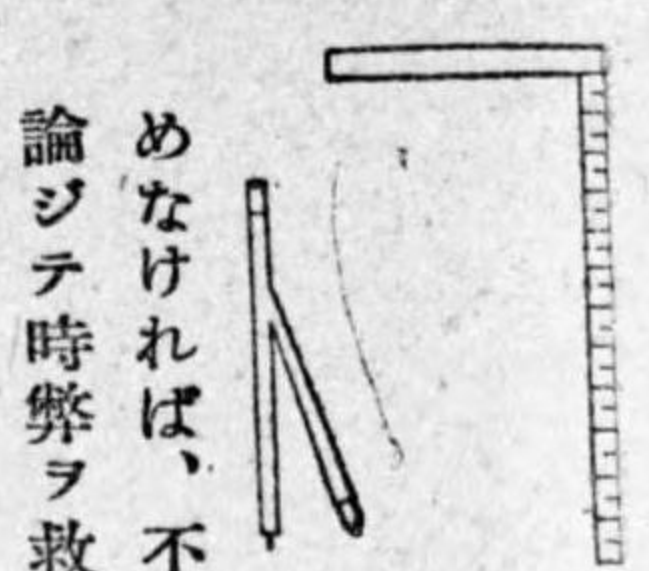
といふのは誠に宜しくないことである。詩經に「天が今周家を顛覆させようとし居るのであるから、臣下たる者は其のやうに義禮に悖り正道に違つた言語を口數多くきいてはならない」と。この泄泄といふ語の意味は、今用ひてゐる沓沓といふのと同じの意味である。試に沓沓の實を擧げて之を言つて見れば、人臣が君に事へるには、當に盡すべきの義がある、而るに今其の君を輔けて仁政を行ふことが出来ないのは、是れ君に事へて義がないのだ。又進んで仕へるにも退いて家に居るにも、共に守るべきの禮がある、而るに但爵祿の重いことばかりを知つて進むべきでないのに進んで仕へ、退いて身を潔くすべきに退かないのは、進退共に禮がないのだ。そして口を開けば妄に口を極めて先王の道を誹るのは、猶ほ所謂沓沓といふが如きものである、これは人臣たる者が君に事へる所以の道ではない。それであるから自分は斷言する、すべて爲し難い事(人君タルノ道ヲ盡スコトハ君ニ取ツテハ難イ事ダ)を君に責め望んで之を實行させるのを、君を恭ふといひ、善道を開陳して君の邪僻の心を閉ぢ塞ぐのを君を敬ふと曰ふ。之に反して自分の君は到底善道を行ふ資格はないと謂つて、何事も言はないのを不恭不敬の賊臣といふのである」と。

四六 規矩方員之至章

孟子曰、規矩方員之至也。聖人倫之至也。欲爲君盡君道、欲爲臣盡臣道、二者皆法堯舜而已矣。不以舜之所事、堯事君、不敬其君者也。不以堯之所治、民治民、賊其民者也。

孟子曰ク、規矩方員ノ至ナリ。聖人ハ人倫ノ至ナリ。君ヲダラント欲セバ、君ノ道ヲ盡シ、臣ヲダラント欲セバ、臣ノ道ヲ盡ス。二ツノ者皆堯舜ニ法ルノミ。舜ノ堯ニ事フル所以ヲ以テ君ニ事ヘザルハ、其ノ君ヲ敬セザル者ナリ。堯ノ民ヲ治ムル所以ヲ以テ民ヲ治メザルハ、其ノ民ヲ賊スル者ナリ。

【通解】 孟子が曰ふ「凡そ天下の事物は皆一定して變らない準則がある。器物を作る上に就いて言へば「ブシマハシ」や曲尺は



圓形と方形とのものを作るに就いて、至極の標準である。人に就いて言へば聖人は人倫を行ふ上に於て至極の標準である。されば君と爲つて君たるの道を盡し、臣と爲つて臣たるの道を盡さうと望むならば、斯の二つの者は、皆古の聖人たる堯や舜を準則とするより外にない。舜が堯に事へた所の道を以て己の君に事へなければ、君を尊敬しない者であり、堯が民を治めた道を以て己の民を治めなければ、不仁の虚政を以て其の民を賊害する者である(蓋し五倫中獨り君臣ヲ言ツタノハ、此章主トシテ君臣ノ道ヲ論ジテ時弊ヲ救ハウトスル爲ダ)

孔子曰、道二、仁與不仁而已矣。暴其民甚、則身弑國亡。不甚、則身危國削。名之曰幽厲。雖孝子慈孫、百世不能改也。詩云、殷鑒不遠、在夏后之世、此之謂也。

孔子曰ク、道二ツ、仁ト不仁トノミト。其ノ民ヲ暴スルコト甚ダシケレバ、則チ身弑セラレ國亡ス。甚ダシカラザレバ、則チ身危ク國削ラル。之ヲ名ヅケテ幽厲ト曰フ。孝子慈孫ト雖モ、百世改ムルコト能ハザルナリ。詩ニ云フ、殷鑒遠カラズ、夏后ノ世ニ在リトハ、此レノ謂ナリ。

【幽厲】 幽は暗、厲は虐、皆暴虐の君に附ける悪い諡、ここの幽厲は泛(ヒロ)く説く、必ずしも周の幽王厲王に限らない。

【百世】 時を歴ること久しきを謂ふ。【詩】 詩經、大雅蕩の篇。孔子が曰はれたのに「人の行ふ道は二つより外はない。それは仁と不仁とのみである」と。されば能く堯舜に法(ノット)れば君臣の道を盡して仁となり、堯舜に法らなると君を慢(アツドリ)り民を賊(ソコナ)つて不仁となる。それ故に人君が苟も堯舜に法らず、税を重くし刑を嚴にし、其の民を暴虐すること甚だしいときは、其の身は弑せられ其の國は滅亡するに至る。又其の暴虐が甚だしくなかつたときは、其の身は弑せられるまでには至らないでも、危くして一日も安からず、其の國は滅亡するまでには至らないでも、侵し削られて殆ど滅亡するに近くなる。かかる暴虐の君は、其の生存中に禍を受けるのみでなく、死んだ後に於ても、悪しき諡をつけられ、之を名づけて幽とか厲とか曰はれるのである。一旦こんな悪しき諡をつけられると、縦令どんな孝子又は慈孫が出て来て、之を改めようとしても、百世の後までも改めることは出来ないのである。詩經に「殷の紂王の鑑(カンザ)み戒むべき所の者は、極く近い處の夏の君桀王の世に在る」とあるが、正しく自分

【章旨】 政を爲す者は、當に堯舜に法つて仁政を施すべきことを言ふ。

四七 愛人不親章

孟子曰、愛人不親、反其仁。治人不治、反其智。禮人不答、反其敬。行有不得者、皆反求諸己。其身正而天下歸之。詩云、永言配命、自求多福。

孟子曰ク、人ヲ愛シテ親マズンバ、其ノ仁ニ反レ。人ヲ治メテ治マラズンバ、其ノ智ニ反レ。人ヲ禮シテ答ヘラレズンバ、其ノ敬ニ反レ。行ヒテ得ザル者アラバ、皆反リテ諸己ニ求ム。其ノ身正シクシテ天下之ニ歸ス。詩ニ云フ、永ク言ニ命ニ配シ、自ラ多福ヲ求ムト。

【摘解】 【不レ得】 其の欲する所を得ざるを謂ふ、不レ親不レ治不レ答が如きをいふ。【反求】 求は責なり、反省して自ら責める、反レ其仁反レ其智反レ其敬の如きを謂ふ。【天下歸之】 其の效を極言したので。【詩】 詩經、大雅文王の篇(七八頁參看)

【通解】 孟子が曰ふ「我が人を愛しても人が我に親み附かないときは、つまり自分の仁愛がまだ足りない爲ではないかと反省して益仁を修めて往くやうにせねばならぬ。又人を治めても人が我に従はないでうまく治まらないときは、人を答めず、自分の智がまだ不十分であるが爲ではないかと反省して益自分の智を研ぐやうにせねばならぬ。人を敬しても人が答禮しない時は、自分の敬がまだ足りない爲ではないかと反省して益自分の敬を修めるやうにせねばならぬ。すべて何事を行つても自分の思ふやうにならない時は、皆自分の身を反省して自ら責め、務めて善を盡すやうにするのが肝要である。自分の身が正しければ、天下の人人は皆我に歸服するやうになるものである。されば詩經に「永く自分は天命に合(カ)ふやうな善い事を行ひ、自身で多くの幸福を求めるやうにする」と曰つてあるのも、要するに自分の身が正しいと、天下の人人が皆之に歸服するといふ事を言つたのに外ならない」と(此章ヲ國君ノ立場カラ説イテ人ハ本國ノ臣民ヲ指ストイフ説ガアル。下ノ天下歸之ノ語ヲ以テ見レバ、此説モ亦通ジル)

【章旨】 人を責めることを好んで、自ら責めることを知らない者を戒めた。

四八 人有恆言章

孟子曰、人有恆言。皆曰天下國家。天下之本在國。國之本在家。家之本在身。

孟子曰ク、人恆ノ言有リ。皆天下國家ト曰フ。天下ノ本ハ國ニ在リ。國ノ本ハ家ニ在リ。家ノ本ハ身ニ在リ。

【摘解】 【恆言】 平生常に言ふ言葉。

【通解】 孟子曰ふ「人人が恆に説く所の言葉があつて皆天下國家と曰ふが、しかしまだ其の本末を知る者がない。今其の順序を言へば、天下を治める本は國に在り、國を治める本は家に在る。以上は常の言葉に言ふ所であるが、家を治めるの本は身に在るといふことは常の言葉の未だ言ひ及ばない所である。すべて身が萬事の大本となつて、然る後に天下國家があるのである、之を忘れて唯天下國家を云ふのは、誠に間違つた事である。されば人たる者は宜しく其の身を修めて天下國家の本を立つべきである」と(此一章ハ大學ニ「心正而后身脩、身脩而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平、自天子以至庶人、壹是皆以脩身爲本」トアルト互ニ相發明スル)

【章旨】 上章の「身正而天下歸之」の意を承けて、天下國家の本は皆一身に本づくことを論じた。

四九 爲政不難章

孟子曰、爲政不難。不得罪於巨室。巨室之所慕、一國慕之。一國之所慕、天下慕之。故沛然德教溢乎四海。

孟子曰ク、政ヲ爲スコト難カラズ。罪ヲ巨室ニ得ザレ。巨室ノ慕フ所ハ、一國之ヲ慕フ。一國ノ慕フ所ハ、天下之ヲ慕フ。故ニ沛然トシテ德教四海ニ溢ル。

【摘解】 【罪】 怨又惡(ニク)しみをいふ。【巨室】 譜代の家老。【慕】 心が向ふ、心に深く悦服する。【沛然】 盛大流行の貌、沛は大。【溢】 充滿する。

愛人不親章 人有恆言章 爲政不難章

通解 孟子が曰ふ「政を行ふことはそれ程困難な者ではない。自分一身を正しくして、譜代の家老共から怨や悪しみを招かないやうにするにある。何故とならば、巨室即ち譜代の家老は民の視聽の聚まる所で、民は皆之に信賴して居るのである。其の巨室が悦び慕つて心服する所となると、一國中の人は亦皆之を悦び慕つて心服するやうになり、一國中の人が悦び服するやうになると、天下の民が皆悦服するやうになる。天下中の民が悦服する所となれば、其の君の徳澤教化の行はれるのは、丁度水が沛然として流れ注ぎ、四海にまで充ち溢れるやうになり、誰も能く其の教化を阻み禦(ト)める者がないやうにならう」と(沛然云云ノ句ハ上章ノ「其身正而天下歸之」ト同ジ意ダ)

章旨 上章の「其身正而天下歸之」の句の意を承けて、政を爲す者は、當に身を正し徳を修めて天下の人を悦服せしむべきことを言ふ。

五〇 不仁者可與言章

孟子曰、不仁者可與言哉。安其危、而利其
 菑、樂其所以亡者、不仁而可與言、則何亡國
 敗家之有。有孺子、歌曰、滄浪之水、清兮可
 以濯我纓。滄浪之水、濁兮可以濯我足。孔子曰、
 小子聽之、清斯濯纓、濁斯濯足矣。自取之也。

孟子曰ク、不仁者ハ與ニ言フ可ケンヤ。其ノ危キヲ安シトシテ、其ノ菑ヲ利トシ、其ノ亡ブル所以ノ者ヲ樂ム。不仁ニシテ與ニ言フ可クンバ、則チ何ソノ國ヲ亡ボシ家ヲ敗ルコトカ之レアラン。孺子有リ、歌ヒテ曰ク、滄浪ノ水、清マバ以テ我ガ纓ヲ濯フ可シ。滄浪ノ水、濁ラバ以テ我ガ足ヲ濯フ可シト。孔子曰ク、小子之ヲ聽ケ、清マバ斯ニ纓ヲ濯ヒ、濁ラバ斯ニ足ヲ濯フ。自ラ之ヲ取ルナリト。

摘解 【可與言一哉】 與に話をする事が出来ようか出来ない。【安其危】 危いのを知らないで反つて之を利便として居る。【菑】 災に同じ。【樂其所以亡者】 荒淫淫虐にして國の滅亡する所以の道を楽しむ。【孺子】 童子。【滄浪】 漢水の下流の滄浪洲の下の水をいふ。【纓】 冠の紐。【小子】 弟子達を呼びかけていふ。孟子が曰ふ「不仁者とは共に道の話をする事は出来ない。何故(ナゼ)なれば、不仁者は其の危いことを知らないで反つ

て之を安全であるとし、災難の來るのも知らないで反つて之を利便であるとし、荒淫淫虐にして、滅亡を招く所以を楽しんで居るからである。もし不仁者でも共に道の話をする事が出来れば、どうして國を亡ぼし家を敗ることがあらうぞ。昔、一人の童子があつて歌つて曰ふに「滄浪の水が、清く澄んだなら自分の冠の紐を洗ふことをしよう、濁つたなら自分の足を洗ふことをしよう」と。孔子は此童語を聞いて門人達に曰はれたのに「弟子達よ、よくあの歌を聴くが好い、清めば冠の紐を洗はれるが、濁ると泥足を洗はれるのは、皆水が自ら之を取るのである。人も亦此通りである」と(自取ノ字ヲ點出シテ下文ノ自侮自毀自伐ヲ引キ起ス)

夫人必自侮、然後人侮之。家必自毀、而後人毀之。
 國必自伐、而後人伐之。太甲曰、天作孽、猶可違。
 自作孽、不可活。此之謂也。

夫レ人必ズ自ラ侮リテ、然ル後ニ人之ヲ侮ル。家必ズ自ラ毀リテ、而ル後ニ人之ヲ毀ル。國必ズ自ラ伐チテ、而ル後ニ人之ヲ伐ツ。太甲ニ曰ク、天ノ作セル孽ハ猶ホ違ク可シ。自ラ作セル孽ハ活ク可カラズト。此レノ謂ナリ。

摘解 【太甲】 書經の篇の名。(七八頁參看)
通解 孔子の言に由つて之を觀れば、天下の事は皆自ら取るのではない者はない。されば人は自ら身を修めず、人から侮辱を受けるやうな行をするから、然る後に人が自分を侮辱し、家でも自分で先づ破壊するやうな事をするから、然る後に人が自分の家を破壊するのである。國でも同じ事で、自分で征伐せられるやうな事をするから、然る後に人が來つて自分の國を征伐するやうになるのだ。書經の太甲の篇に「天が降した災難は、方法によつては之を避ける事が出来るが、己が自分で招いた災難は到底免れて存じ活きることとは出来ない」とあるのは、全く此自ら侮り、自ら毀り、自ら伐つことを謂つたものである」と。
章旨 諸侯が不仁で自ら禍を取るのを戒めたのだ。

五一 自暴者章

孟子曰、自暴者、不可與有言也。自棄者、不可與有言也。自暴者、不可與有言也。自棄者、不可與有言也。孟子曰ク、自ラ暴フ者ハ、與ニ言フコト有ル可カラザル。不仁者可與言章 自暴者章

可^{カラ}與^ニ有^ル爲^ス也。言^フ非^ル禮^義、謂^フ之^ヲ自^ラ暴^ト也。吾^ガ身^ニ不^レ能^ハ居^ル仁^ニ由^リ義^ニ、謂^フ之^ヲ自^ラ棄^ト也。仁^ハ人^ノ安^シ宅^也。義^ハ人^ノ正^シ路^也。曠^ニ安^シ宅^ニ而^シ弗^レ居^ス、舍^テ正^シ路^ニ而^シ不^レ由^ス、哀^イ哉。

ナリ。自^ラ棄^ツル者^ハ、與^ニ爲^ススコト有^ル可^カラザルナリ。言^フ禮^義ヲ非^ル、之^ヲ自^ラ暴^ト謂^フ。吾^ガ身^ニ仁^ニ居^リ義^ニ由^ルコト能^ハザル、之^ヲ自^ラ棄^ト謂^フ。仁^ハ人^ノ安^シ宅^{ナリ}。義^ハ人^ノ正^シ路^{ナリ}。安^シ宅^ヲ曠^シクシテ居^ラズ、正^シ路^ヲ舍^テテ由^ラズ。哀^イカナ。

【自暴者】 自分で自分の身を害する者。【自棄者】 自分で自分の身を棄てる者。【安宅】 仁に喩ふ、人が安心して居ることの出来る住宅の義。【義】 宜なり、天理の當に行ふべき所で人欲の私がない、故に正路に喩ふ。【曠】 「ムナシクス」空なり。【舍】 捨てる。【由】 行くなり。

孟子曰ふ「自分から自分の身を暴(ツコ)ひ害する者に對しては、とても其の人と共に道を言ふことは出来ぬ。又自分から自分の身を棄てて居る者に對しては、共に善事をする事は出来ぬ。どんなのを自ら暴ふといふか、それは禮義の大切であることを知らないで、妄に之を誹るのを謂ふ。又どんなのを自ら棄つるといふか、それは薄志弱行で、自分の身はとても仁や義を行ふことが出来ないといつて、怠惰に身を持ち崩してゐるのを謂ふのである。自ら暴ふ者に對しては如何に禮義の大切なことを言つても、信用しない、自ら棄つる者に對しては如何に彼を勸めて善を行はせようとしても決してそれに應じない。さて仁は人の安全な住宅であり、義は人の正大な道路である。此安宅と正路とは、人の宜しく安心して居るべく宜しく由りて進み行くべき所である。然るに自暴自棄の人は、私欲の爲に其の本心を失つて居るから、かかる有り難き安宅を「カラアキ」にして居らず、空しく正路を棄てて行かないとは、眞に哀いことではなからうか」と。

五二 道在爾章

孟子曰、道在爾、而求諸遠、事在易、而求諸難、人人親其親、長其長、而天下平。

孟子曰ク、道ハ爾ニ在リテ、而シテ諸ヲ遠キニ求メ、事ハ易キニ在リテ、而シテ諸ヲ難キニ求ム。人人其ノ親ヲ親トシ、其ノ長ヲ長トシテ、而シテ天下平カナリ。

【爾】 「チカシ」通に同じ。【事】 道を行ふの事なり、道の外に事があるのではない、唯天理の自然なる所よりして道といひ、人事の當然なる所よりして事といふ。

孟子曰ふ「道といふものは、人の固有する所で、そんなに遠方に在るものではなく、極めて日用の手近い處に在るのを、人は反つて之を高遠なる處に求めるのである、道を行ふの事は極めて容易な處に在るのを、人は反つて困難な處に求めるのである。されば人人極めて手近い自分の親を親として孝道を行ひ、自分の長者を長者として悌道を行へば、其の上別に六つかしい事をするに及ばない。人人皆能く此の如くなれば、天下は自然に治まつて太平となるのである」と。尼悟道の探(春詩に「盡日尋春不見春、芒鞋踏遍隴頭雲、歸來笑拈梅花一嗅、春在二枝頭」已十分」とあるは、能く此章の意を得てゐる。

五三 居下位章

孟子曰、居下位、而不獲於上、民不可得而治也。獲於上有道、不信於友、弗獲於上矣。信於友有道、事親弗悅、弗信於友矣。悅親有道、反身不誠、不悅於親矣。誠身有道、不明乎善、不誠其身矣。是故誠者、天之道也。思誠者、人之道也。至誠而不動者、未之有也。不誠未有能動者也。

孟子曰ク、下位ニ居テ上ニ獲ラズンバ、民得テ治ム可カラザルナリ。上ニ獲ラルルニ道有リ。友ニ信ゼラズンバ上ニ獲ラズ。友ニ信ゼラルルニ道有リ。親ニ事ヘテ悦バズンバ、友ニ信ゼラズ。親ニ悦バルルニ道有リ。身ニ反リテ誠ナラズンバ、親ニ悦バズ。身ニ誠ナルニ道有リ。善ニ明カナラズンバ、其ノ身ニ誠ナラズ。是ノ故ニ誠ハ、天ノ道ナリ。誠ヲ思フハ、人ノ道ナリ。至誠ニシテ動カザル者ハ、未ダ之レ有ラザルナリ。誠ナラズンテ未ダ能ク動カス者ハ有ラザルナリ。

【下位】 臣下の地位。【獲(於上)】 上たる君の信任を得る。【反身不誠】 自分の身に反省して、善を爲す心が眞實で

ない時はの義。【誠者天之道也】誠とは眞實で偽らないこと、天の我等に與へられた本然の道である。【思誠】天から與へられてゐる性の誠を十分に發揮しようと思つて努力する。

孟子が曰ふに「臣下の位地に居て、上國君の信任を得なければ、到底民の上に立つて、之を治める事は出来ない。其の國君の信任を得るには一つの道がある。それは己の朋友に信用されなければ、君に信任を得る事は出来ない。又朋友に信用されるには又其の道がある。自分の親に事へて親から悦ばれないやうでは、朋友から信用を得ることは出来ない。親に悦ばれるには又その道がある。自分の身に反省して愛敬の誠が親に感通しなければ、親に悦ばれないのである。自分の身を誠にするには、又その道がある。それは學問をして善道を明かにしなければ、到底身を誠にすることは出来ない。善を明かにして身に誠あることの大切なことは此の如くである。こんな譯であるから、誠とは天の我等に與へた本然の道であつて、この天の道たる誠の徳を全うせんことを思ふのは、人が人たる所以の道である。人人皆能く誠を思つて人道の當然爲すべき所を盡したならば念念皆誠でないことはない。之を至極せる誠といふ。果して能く誠を思ふの工夫を積んで誠の至極に到つたならば、其の誠心が物を感動せしめないことは、未だ嘗てあつたことがない。即ち至誠の心を以て親に事へれば、親は之を悦び、以て友に交はれば友は之を信じ、以て君に事へれば、君は之を信用し、以て民を治めれば、民は之に従ふ。是れ皆至誠を以て自然に他を感動せしめた效驗である。苟も誠の心がなかつたなら未だ能く物を感動させたことは絶對にないのである」と。

中庸第二十章の孔子の言と殆ど同じである。只居下位一の居を彼には在に作り、友を彼には朋友に作り、事親弗悦を彼には不順乎親一に作り、反身を彼には反諸身一に作り、思誠を彼には誠之に作る、其の他は助辭に小異あるのみだ。至誠云云以下は中庸の文と異なつてゐる（中庸解義二〇九頁參看）

五四 存乎人者章

孟子曰、存乎人者、莫良於眸子。眸子不能掩其惡。胸中正、則眸子瞭焉。胸中不正、則眸子眊焉。

孟子曰ク、人ニ存スル者ハ、眸子ヨリ良キハ莫シ。眸子ハ其ノ惡ヲ掩フコト能ハズ。胸中正シケレバ、則チ眸子瞭カナリ。胸中正シカラザレバ、則チ眸子眊シ。其ノ言ヲ

子眊焉。聽其言也、觀其眸子、人焉廋哉。

聽キテ、其ノ眸子ヲ觀ル、人焉ゾ廋サンヤ。

【存】存在する。【良】眞なり眞率で偽がない。【眸子】「ヒトミ」目の瞳子。【瞭】「アキラカ」明なり。【眊】「ク」ラシ」目が明かでない。【廋】「カクス」匿なり。

孟子が曰ふ「人を觀察しようとするれば、人の身に存在する者には、耳目鼻口手足などがあるが、其の中で眸子（ヒトミ）ほどの人の善惡を觀るに眞良にして偽のない者はない。心の善惡は自然に眸子に見テラはれて、眸子はどうしても掩ひ匿すことの出来ないものだ。それ故に其の人の胸中が正しければ眸子は明かに清く、胸中の正しくない時は、眸子は昏くして明かでない。であるから其の人の言を聴き、同時に其の人の眸子を觀察すると、人はどうして匿し切ることが出来るか、到底匿し切れるものではない」と。

五五 恭者不侮人章

孟子曰、恭者不侮人。儉者不奪人。侮人之君、惟恐不順焉。惡得爲恭儉。恭儉豈可ケ以テ爲ス聲音笑貌爲ス哉。

孟子曰ク、恭者ハ人ヲ侮ラズ。儉者ハ人ヨリ奪ハズ。人ヲ侮リ奪フノ君ハ、惟順ハザランコトヲ恐ル。惡ゾ恭儉ト爲スコトヲ得ン。恭儉聲音笑貌ヲ以テ爲スコケンヤ。

【恐不順】人が自分に順がはなないことを恐れる。即ち己が侮り奪つて驕奢を事とするに順はないことを恐れる。【聲音笑貌】聲音は詞氣即ち言葉の調子、笑貌は笑顔（エガホ）をなし容貌をつくるふ、皆内に恭儉の實徳なくして、外面を飾るをいふ。

孟子が恭儉の實を説いて當時の諸侯を戒めて曰ふ「凡そ恭敬の人君は下を侮ることなく、儉約の人君は民から財を奪ひ取ることはない。而るに今の世、人を侮り人の財を奪ふ人君になると、心は高ぶり志は驕つて、惟人が自分に順はないの

存乎人者章 恭者不侮人章

を恐れてゐる。そして、平生表面は恭敬(侮人ノ反對)儉約(奪人ノ反對)な風をしてゐても、すでに恭儉の實徳がなければどうして之を恭敬儉約であるといふことが出来ようぞ。さてこの恭敬や儉約はどうして言葉や笑顔などを以て表面を飾り飾つて爲すべきものであらうぞ」と。

【章旨】 人君は當に恭儉の實徳を務むべく、偽り飾つて恭儉の虚名を竊むべからざるを言ふ。

五六 君子之不教子章

公孫丑曰、君子之不教子何也。孟子曰、勢不行也。教者必以正。以正不行、繼之以怒。繼之以怒、則反夷矣。夫子教我以正、夫子未出於正也。則是父子相夷也。父子相夷、則惡矣。古者易子而教之。父子之間不責善。責善則離。則不祥莫大焉。

公孫丑曰ク、君子ノ子ヲ教ヘザルハ何ゾヤト。孟子曰ク、勢行ハレザレバナリ。教フル者ハ必ズ正ヲ以テス。正ヲ以テシテ行ハレザレバ、之ニ繼グニ怒ヲ以テス。之ニ繼グニ怒ヲ以テスレバ、則チ反リテ夷フ。夫子我ニ教フルニ正ヲ以テス。夫子未ダ正ニ出デザルナリト。則チ是レ父子相夷フナリ。父子相夷ヘバ、則チ惡シ。古者ハ子ヲ易ヘテ之ヲ教フ。父子ノ間ハ善ヲ責メズ。善ヲ責ムレバ則チ離ル。離ルレバ則チ不祥焉ヨリ大ナルハ莫シ。

【摘解】 【不教子】 自身で自分の子を教へない。【勢不行也】 自然の勢として行はれないからである。【夫子】 尊長者の稱。ここは父を指す。【責善】 善道をするやうに責める。【不祥】 不吉。

【通解】 公孫丑が問うて曰ふ「有徳の君子は自分で自分の子を教へないのは、どういふ譯でありませうか」と。孟子が答へて「それは自然の勢でうまく往かないからだ。何故かといふと、教へる方では何處までも正しい道を以てするのだが、正しい道を教へても、其の教が十分に行はれない時は、必ず督責を加へ、之に繼ぐに怒を以てすることになる。さうなると折角子を善に導かうと欲して、反つて父子の恩愛の情を傷めることになる。すでにかくなれば子の方でも亦「父は自分に何處まで

も正しい道を教へられるが、父自身の品行とてもまだ必ずしも悉く正しい道に出でて居ないのだ。それに自分ばかりを責められるのは残酷である」といふやうな怨言を出すやうになると、父子共に恩愛の情を傷ひ害する。父子共に恩愛を傷ひ害するといふことは、人倫上甚だ悪しきことである。其れ故古代は自分の子と人の子とを易へて互に教育したのだ。かくすると恩愛の情も全くされ、且つ教育も十分に行き届くからである。元來過失を互に規(タダ)し合ふのは、朋友間の事であつて、父子の間では善い事をするやうに責め合ふものではない。若し善い事をするやうに責め合ふと、お互の情愛が離れてしまふ。情愛が離れてしまふことになれば、こんな不吉なことではないのである」と(離婁下篇ノ「責善朋友之道也、父子責善、賊恩之大事」(九八頁)ヲ參看セヨ)

【章旨】 君子の善く其の子を教へて其の材を成さしめる術を見(テラ)はす。

五七 事孰爲大章

孟子曰、事孰爲大。事親爲大。守孰爲大。守身爲大。不失其身、而能事其親者、吾聞之矣。失其身、而能事其親者、吾未之聞也。孰不爲事。事親事之本也。孰不爲守。守身守之本也。

孟子曰ク、事フルコト孰カ大ナリト爲ス。親ニ事フルヲ大ナリト爲ス。守ルコト孰カ大ナリト爲ス。身ヲ守ルヲ大ナリト爲ス。其ノ身ヲ失ハズシテ、而シテ能ク其ノ親ニ事フル者ハ、吾之ヲ聞ケリ。其ノ身ヲ失ヒテ、而シテ能ク其ノ親ニ事フル者ハ、吾未ダ之ヲ聞カザルナリ。孰カ事フルト爲サザラン。親ニ事フルハ事フルノ本ナリ。孰カ守ルト爲サザラン。身ヲ守ルハ守ルノ本ナリ。

【摘解】 【守身】 自身を大切に守つて、不義に陥らないやうにする。

【通解】 孟子が曰ふに「人に慎み事へるといふことの中で、何が一番大切であるか、それは己の身を守つて不義に陥らないやうにするのが一番大切な事とする。自分の身を失はないで能く其の親に事へた者のあることは、吾は聞いてゐるが、身を失ひ不義に陥

君子之不教子章 事孰爲大章

つて能く親に事へた者は、吾はまだ之を聞かないのである。君に事へ長者に事へるも、孰か皆事へるのでないことがあらうぞ、されども孝は百行の本で親に事へるのは、廣く人に事へる中での根本である。國を守り官を守るも、孰か守るのでないことがあらうぞ、されども己の身を大切に持ち守ることは萬事の原で、諸事を守る中での根本である。

曾子養曾皙、必有酒肉。將徹、必請所與。問有餘、必曰有。曾皙死。曾元養曾子、必有酒肉。將徹、不請所與。問有餘、曰亡矣。將以復進也。此所謂養口體者也。若曾子、則可謂養志也。事親、若曾子者可也。

曾子、曾皙ヲ養フニ、必ズ酒肉アリ。將ニ徹セントスレバ、必ズ與ヘン所ヲ請フ。餘有リヤト問ヘバ、必ズ有リト曰フ。曾皙死ス。曾元、曾子ヲ養フニ、必ズ酒肉有リ。將ニ徹セントスルモ、與ヘン所ヲ請ハズ。餘有リヤト問ヘバ、亡シト曰フ。將ニ以テ復進メントスルナリ。此レ所謂口體ヲ養フ者ナリ。曾子ノ若キハ、則チ志ヲ養フト謂フ可キナリ。親ニ事フルコト曾子ノ若キ者ハ可ナリト。

【曾子】 孔子の弟子、名は參、孝を以て聞ゆ。【曾皙】 名は點、曾子の父。【曾元】 曾子の子。【徹】 除き去る、撤に通ず。【亡】 無なり。

親に事へて十分に孝道を盡した者は、孔子の弟子の曾子に若く者はない。そこで其の事を引いて曰く、曾子が其の父親の曾皙を養ふには、食事毎に進めるに必ず酒や肉を以てした。食事が終つて特に膳部を撤回しようとする時に、必ず請ひ問ふ。誰にこの餘つた食物を遣りませうかと。或は父が「酒肉はまだ餘つて居るか」と問ふと、必ず「餘つて居ります」と答へた。曾皙が死んで曾元が父の曾子を養ふには、食事をする毎に必ず酒や肉があつたが、膳を下(サ)げようとする時に、誰に遣らうかといふことを請ひ問はなかつた。曾子が「まだ餘つた酒肉があるか」と問ふと「無い」と答へた。それは次回に今一度親に進めようと思つた爲であつた。曾元のやり方は、所謂親の口體だけを養ふもの即ち物質的孝養であつて、曾子の如きは、親の意中を迎へて満足を與へるといふ精神的の孝養である。即ち親の志を養ふこととなるのだ。それ故に親に事へて曾子が親の志を養つたやうにするのは、誠に親に事へる道を盡したものと謂つて可い」と。

【章旨】 人の子たる者は先づ己の身を守つて、親に事へては精神的孝養を盡すべきことを言ふ。

五八 人不足與適章

孟子曰、人不足與適也。政不足聞也。惟大人

孟子曰ク、人ハ與ニ適ムルニ足ラザルナリ。政ハ聞スルニ足ラザルナリ。惟大人ノミ能ク君ノ心ノ非ヲ格スコトヲ

爲能格。君心之非。君仁莫不仁。君義莫不義。君正莫不正。一正君而國定矣。

爲ス。君仁ナレバ仁ナラザルコト莫ク、君義ナレバ義ナラザルコト莫ク、君正シケレバ正シカラザルコト莫シ。一タビ君ヲ正シクシテ而シテ國定マル。

【人】 小人の位に在る者を指す。【適】 「トガムル」過失を指摘する。【聞】 「ソシル」諍なり。【大人】 大徳の人。【格】 「タダス」正すなり。

孟子が曰ふに「位に在る小人どもが、過失があつても、それを相手にして其の非を咎めるには足らない。隨つて又其の行ふ所の政が善くないからといつて諍るには足らない。惟大徳の人を得て其の君を輔佐すれば、能く君の心の非を格(タダ)して、國家を太平にすることが出来る。果して此大徳の人が君の心を格すと、君の心がすでに仁であるから、政を行ふに仁でないものではなく、君の心が既に義であるから、人を用ひるに義に適はないことはなく、君の心が正しくなつて居るから、何事をするにも一點の正しくないものはないやうになる。かやうに大徳の人が出て、一たび君の心の非を格すと國は自然に平定するのである」と。

【章旨】 小人の政を爲す、一一其の過失を咎め諍るに足らない、唯大徳ある人が出でて、君の心の非を格(タダ)すのは、即ち治國の大本であることを見(ア)はす。

五九 有不虞之譽章

孟子曰、有不虞之譽。有求全之毀。

孟子曰ク、不虞ノ譽アリ。求全ノ毀アリ。

人不足與適章 有不虞之譽章

【不虞之譽】 思ひがけない名譽。【求全之毀】 自分の身を修めて毀を免かれようとして、反つて毀られること。

孟子が曰ふ「世の中の毀譽褒貶は、一一信するに足らないものである。何故なれば、それ程に譽を得るやうな事もしないのに、思ひがけない名譽を得ることもあるし、又身を修め行を全うせんことを求めて、反つて誹謗を得ることもあるからである」と（蓋し世間の毀譽ハ悉ク信ズルニ足ラナイコト此ノ如クデアル。サレバ己ヲ修メル者ハ、人ノ毀譽ヲ以テ遠（にはか）ニ憂ヘタリ喜ンダリシナイデ、唯當ニ我ニ在ル者ヲ盡スベキノミダ）

【世間の毀譽は往往其の眞を失ひ悉くは信するに足らざることを言ふ。】

六〇 人之易其言章

孟子曰、人之易其言也、無責耳矣。

孟子曰ク、人ノ其ノ言ヲ易クスルハ、責無キノミ。

【易其言】 輕率に言語を發する。【無責】 責は責任。

孟子が曰ふ「世間には前後の思慮もなく、輕輕しく言語を發する者があるが、畢竟自分の言葉に對して責任を負はないからである」と（蓋し論語ニ「子曰、古者言之不レ出、恥ニ躬之不レ逮也（論語解義二〇〇頁）トアルト其ノ意が相似テキル）

【輕易に發言して言行の一致しない者を警む。】

六一 人之患章

孟子曰、人之患在好爲人師。

孟子曰ク、人ノ患ハ好ミテ人ノ師タルニ在リ。

【人師】 唯學問の師たるのみならず、凡そ人の上となつて指導せんと欲する心は皆是れだ。

孟子が曰ふ「人は學問や道德が餘りある程あつて、そして人の師と爲るならば差支ないが、まだ十分の學徳もないのに、好んで人の師と爲るやうでは、人に益を與へることが出来ないばかりか、自分で小成に安んじて居るのだから、徳業の進修は覺束ない、是れ實に人の大なる病患である」と、至言也。

【人の自ら小成に安んずるのを戒めたのだ。】

六二 仁之實事親章

孟子曰、仁之實、事親是也。義之實、從兄是也。智之實、知斯二者弗去是也。禮之實、節文斯二者是也。樂之實、樂斯二者。樂則生矣。生則樂。則善可已。惡可已。則不知足之蹈之舞之。

孟子曰ク、仁ノ實ハ、親ニ事フルコト是レナリ。義ノ實ハ、兄ニ從フコト是レナリ。智ノ實ハ、斯ノ二者ヲ知リテ去ラザルコト是レナリ。禮ノ實ハ、斯ノ二者ヲ節文スルコト是レナリ。樂ノ實ハ、斯ノ二者ヲ樂ム。樂メバ則チ生ズ。生ズレバ則チ善クゾ已ムベケンヤ。惡クゾ已ムベケンヤナラバ、則チ足ノ之ヲ蹈ミ手ノ之ヲ舞フコトヲ知ラズ。

【實】 切實なる、具體的事をいふ。【斯二者】 親に事へると兄に従ふと。【節文】 程よくあやなす。【蹈之舞之】 この二の之は意味のない助辭、讀まなくとも可い。

孟子が曰ふ「道は仁より大なる者はない。人を濟ひ世を利する、皆仁でないものはないが、仁の最も切實なる具體的事は、親に事へて孝を盡すことである。義も亦誠に重大なものである。君子に事へ賢を尊ぶも、皆義でないものはないが義の最も切實なるものは、兄に従つて悌の道を盡すことである。獨り仁義ばかりでなく智・禮・樂の三つの者も、皆孝と悌とが貫いて居る。智の最も切實なる者は、孝と悌との大切なことを知つてそれを守つて棄てないことであり、禮の最も切實なる者は、同じく孝と悌との道を程よくして之を文（アヤ）あらしめるのであり、樂の最も切實なるものは、孝と悌との道を樂むのである。この孝悌二つの者を行ふことを樂むと、そこで孝悌の心は、春季に草木が發生するやうに自然に内から發動するのであり、自然に内から發動すると、最早罷めようと思つても已められないやうになり、罷めようと思つても已められないやうになると孝悌を樂むの餘り、其の態度も皆立派な徳でないものはないが、其の行ふ所は悉く孝悌仁義の行となり、そして自らはどうして此やうな行を爲すかを知らないこと、丁度音樂を樂む者が其の旋律につれて足が踏み手が舞ふのも知らないやうに樂しくなつて來るものである（見ルベシ孝弟ハ百行ノ本デ、仁義智禮樂ノ實モ、皆此ニ根スルコトヲ、

道ヲ求メル者ハドウシテ徒ニ高遠ヲ事トスルコトヲ用ヒヨウゾ
【章旨】 孝弟は仁義の實にして道の根本である、そして智禮樂も亦皆其の中に在ることを言ふ。

六三 天下大悅章

孟子曰ク、天下大悅而將レ歸レ己。視ニ天下悦而歸ニ己、猶草芥也。惟舜爲然。不レ得乎親、不レ可ニ以爲人。不レ順乎親、不レ可ニ以爲子。

孟子曰ク、天下大ニ悦ビテ將ニ己ニ歸セントス。天下ノ悦ビテ己ニ歸スルヲ視ルコト、猶草芥ノゴトキナリ。唯舜ヲ然リト爲ス。親ニ得ラズンバ、以テ人爲ル可カラズ。親ニ順ナラズンバ、以テ子爲ル可カラズ。

【己】 舜を指す。【猶草芥】 草や芥(アタタ)の如く軽く視る。【不レ得乎親】 親の得る所と爲らない、親が我を喜ばない、得の字は親に屬して子に屬しない。前の「獲乎上」(一六七頁)の獲と同じ。【不レ順乎親】 親に悦び順はれない。

【通解】 孟子が曰ふに「天下の人が皆自分の徳に悦び服し、推し戴いて君としようとするといふことは、是こそ富貴の至極で、人情の同じく希望する所である。而るに今如何に天下の人が悦んで自分に歸服するのを視ても、猶ほ草や芥を見るやうに軽くつまらないものと心得て、少しも自分の心を動かさない者は、天下廣しと雖も、古來惟舜一人だけが然りと爲すのみである。そして舜の心では、人として親の歡心を得ることが出来なければ、人の道に於て缺ける所があつて、人となつて立つことは出来ない。子として親に悦び順はれないならば、子の道に於て缺ける所があつて、子たることは出来ない、と思ひ込んで日夜唯人たり、子たるの道を盡すことばかりを心配して居たから、どんな富貴でも名譽でも、舜の憂を解くことが出来なかつたのである。」

舜盡事親之道、而瞽瞍底豫。瞽瞍底豫、而天下化。瞽瞍底豫、而天下之爲父子者定。此之謂大孝。

舜、親ニ事フルノ道ヲ盡シテ、而シテ瞽瞍豫ヲ底ス。瞽瞍豫ヲ底シテ、而シテ天下化ス。瞽瞍豫ヲ底シテ、而シテ天下ノ父子タル者定マル。此レヲ之レ大孝ト謂フ。

【瞽瞍】 舜の父の名。【底豫】 底は音「シ」「イタス」致なり、豫は悦び樂む、即ち悦を致し極めた。【爲父子者定】 父子たるの道理が定まるをいふ。父子を並び挙げたが、重きは子たるの道に在る。

【通解】 舜が富貴を輕んじて人倫を重んじ、有らん限りの孝道を盡した結果、さしも頑迷な瞽瞍も悦び樂むことを致すやうになつた。かやうに瞽瞍のやうな頑迷な親でも悦を致して慈父となるやうになつたのだから、そこで天下中の人の子は、事へることの出来ない親はないことを知り、舜の徳に化して皆孝行を盡し、天下の人の父たる者は、其の子の孝行に因つて悦を致して皆慈父となる。此の如く、天下一般の人が皆舜の孝に感化されて父たる者は皆慈に止まり、子たる者は皆孝に止まつてそして天下の父子たる者の道が始めて定まつた。されば舜の孝行は實(タタ)に一身一家に止まらないで、廣く天下に被り、永く萬世の準則(テホ)となつた。かういふのをこそ大孝といふべきである」と。

【章旨】 舜の大孝を表して、人の子たる道の準則を示した。

離婁 下

六四 子産聽鄭國之政章

子産聽鄭國之政、以其乘輿、濟人於溱洧。孟子曰、惠而不レ知爲レ政。歲十一月徒杠成、十二月輿梁成。民未病涉也。君子平ニ其政、行辟人可也。焉得人人而濟之。故爲政者、每入而悅之、日亦不足矣。

子産鄭國ノ政ヲ聽キ、其ノ乘輿ヲ以テ人ヲ溱洧ニ濟ス。孟子曰ク、惠ナレドモ而カモ政ヲ爲スコトヲ知ラズ。歲ノ十一月ニ徒杠成リ、十二月ニ輿梁成ル。民未ダ涉ルコトヲ病マザルナリ。君子其ノ政ヲ平カニセバ、行キテ人ヲ辟ケシムルモ可ナリ。焉ゾ人人ニシテ之ヲ濟スコトヲ得ン。故ニ政ヲ爲ス者ハ、人毎ニシテ之ヲ悦バシメントセバ、日モ亦足ラズ。

天下大悅章 子産聽鄭國之政章

【子産】 鄭の大夫の公孫僑。【溱洧】 二つの川の名、河南省に在る。【惠】 恩惠、朱註に「惠謂私惠小利」とあるは非なり、論語に孔子が子産を評して「其養民也惠」(論語解義一四四頁)とあつて、惠は政事上の美德だ。【徒杠】 徒歩で渡る橋。【輿梁】 車の通行する橋。【辟】 避なり、往來の人を避けさす。【日亦不足矣】 毎日毎日人を悦ばせようとしても、事が多くして日も亦足らぬ。

昔、鄭の家老の子産が、鄭國の政を聽きて居た時、寒中に人が溱水洧水を徒歩で渡つてゐるのを見て、之を不憫(ラビシ)に思つて、自分の乗物に載せて渡してやつた。世の人傳へ聞いて美談とした。孟子之を批評して曰ふに「子産の行爲は下の者に對して慈惠ではあるが、しかし未だ政を爲す大道を知らない。さて前代の聖王が政を施されたやり方は、誠に完備して居て、民を保安する制度は十分に行き届いてゐた。即ち毎年十一月頃になると農事は略々畢つて、農夫も餘暇が出来ても漸く寒くなるので、通行人の便利の爲に、徒歩の人を通ずる徒杠が出来あがり、十二月になると、車を通行させる輿梁が出来上るのだ(此十一月ハ夏曆ノ九月、十二月ハ夏曆ノ十月ニ當ル)されば民は決して通行に不便を感じない、どうして自分の乗物を以て人を渡してやる必要があらうか。それ故に君子が政をするに公平周到にして、民の爲に利を興し害を除き人人をして各々其の所を得しめたならば、出入の際に通行人をして己を避けさせても決して差支はない、況して國中には川が澤山あるのに、どうして一人一人を乗物で渡すことが出来ようぞ。而るにもし政をする者が一人毎に恩惠を施して其の心を悦ばせようとする、人は衆く日は少くして到底十分に給足することは出来ない」と。

六五 非禮之禮章

孟子曰、非禮之禮、非義之義、大人弗爲。 孟子曰ク、非禮ノ禮、非義ノ義、大人ハ爲サズ。

【非禮之禮云云】 禮に似て禮にあらず、義に似て義にあらざるものをいふ。周公が王室に大勳勞があつたので、成王が魯に賜ふのに天子の禮樂を以てしたのは、非禮の禮の一例で、任俠者が然諾を重んじて身を犠牲にするのは、非義の義の一例だ。

孟子が曰ふ「禮義は人の身を立てる大本で、最も重んじなくてはならないものであるが、しかし世には往往似て非なる者がある。故に禮に似て禮でなく、義に似て義でないやうな事は、大人の道理に明かな人は決して之を爲さない」と。

六六 中也養不中章

孟子曰、中也養不中、才也養不才。故人樂有賢父兄也。如中也棄不中、才也棄不才、則賢不肖之相去、其閒不能以寸。 孟子曰ク、中ヲ養フ不中ヲ養ヒ、才ヲ養フ不才ヲ養フ。故ニ人賢父兄有ルヲ樂ム。如シ中ヲ棄テ、才ヲ棄テベ、則チ賢不肖ノ相去ルコト、其ノ閒寸ヲ以テスルコト能ハズ。

【中】 過不及のない中庸の徳をいふ。【養】 教養する。【才】 才能ある者。【不能以寸】 賢と不肖との距離が非常に近く、一寸と隔らない。孟子が曰ふに「過不及のない中庸の徳を具へた父兄が過不及のある子弟を教養し、才能のある父兄が、才能のない子弟を教養してこそ、人は皆過不及のない徳と才能とを養成することが出来る。それであるから中にして才能ある賢父兄があつて自分の才徳を成就して呉れることを願ひ樂むのだ。それをもしも過不及のない父兄が、過不及のある子弟を見棄てて顧みず、才能のある父兄が、才能のない子弟を見棄てて之を教養しなかつたら、其の父兄も父兄たる責任を失つて、賢も賢の用を爲さない。されば父兄の賢と子弟の不肖と相去ること幾何もなく、其の距離は一寸と隔らないことになつてしまふ。それ故に父兄たる者は十分に教養の道を盡し従容として子弟の才徳を成就せんことを勉むべきである」と。

六七 人有不爲章

孟子曰、人有不爲也、而後可以有爲。 孟子曰ク、人ハ爲サザルコト有リ、而シテ後ニ以テ爲スコト有ル可シ。

非禮之禮章 中也養不中章 人有不爲章 一七九

【不爲】善と惡とを擇び定めて、惡い事(即チ不義)は何處までもしない。

孟子が曰ふに「人は爲して好いことと、爲して惡いことがある、それを明かに擇び分けて惡い事はどうしても爲さないといふ決心があつて、そこで始めて爲さなければならぬ事に出逢つたら、如何なる困難な事でも勇進して之を斷行することが出来るのである。もしも惡い事は如何なる誘惑に出逢つても何處までも決してしないといふ節操がなければ、どうして事に臨んで勇往邁進することが出来ようか」と。

【章言】人は必ず先づ義の當に爲してならないことと、當に爲すべきことを擇ぶ所を知つて、以て爲すことあるの本を立つべきを言ふ。

六八 言人之不善

孟子曰、言人之不善、當如後患何。

孟子曰ク、人ノ不善ヲ言ハバ、當ニ後患ヲ如何スベキ。

【摘解】孟子が曰ふに「人の善を揚げ、人の惡を蔽ふのは、君子忠厚の心がけである。然るにそれに反して好んで人の過惡を言ひ觸らして憚らない者があるが、そんな人は君子と謂ふことが出来ないばかりでなく誹られた人は必ず怨み怒つて、報復をするに相違ないから、將來来る所の災難をどう防がうとするのであらう。かへすがへすも言は慎まなければならぬ」と(蓋シ大舜ノ「隱惡而揚善」(禮記)孔子ノ「惡ニ許、以爲道者」(論語解義六三三頁)トアルモ、亦此意ダ)

【章言】人の陰惡を摘發する者を戒め、君子忠厚の心を存すべきことを教へた。

六九 仲尼不爲已甚

孟子曰、仲尼不爲已甚者。

孟子曰ク、仲尼ハ已甚ダシキヲ爲サザル者ナリ。

【摘解】孔子の字。【已甚】太甚に同じ。猶ほ過高といふが如し。

【章言】孟子が曰ふに「孔子は古來大聖人として萬人が仰ぎ望む所であるが、しかし其の言行を觀察すると、自然の道理に循ひ

當然の人情に合するに過ぎないので、決して極端な言語を爲されなかつた。是れが即ち孔子の孔子たる偉大な所である」と(按ズルニ孔子嘗テ曰フ「君子依乎中庸」(中庸解義九五頁)ト、是レ其ノ已甚ヲ爲サザル所以ダ)

【章言】聖人の中庸に依るは、以て萬世の法と爲すべきことを見(アラ)はす。

七〇 言不必信

孟子曰、大人者、言不必信、行不必果、惟義所在。

孟子曰ク、大人ハ言信ヲ必トセズ。行果ヲ必トセズ。惟義ノ在ル所ノママナリ。

【摘解】【大人】大徳ある人。【不レ必レ信】「必ずしも信ナラズ」と讀んでも可なり、必は屹度かくせんと豫期すること。信は言を食(ハ)まないこと。

【通解】孟子が曰ふに「人の言行は固より信と果とを貴ぶ。されども大徳ある人は事に随ひ時に因つて能く變通するから、其の言つたことを必ず信にせんことを豫期せず、其の行を是非とも遂行しようと必期することをしない。さうかといつて無主義無節操で妄に變改するのでは無く、惟義の在る所を熟考して正當と見れば遂行し、もし又不當と見た時は變改するのに躊躇しないのである。大人の大人たる所以は是處に在るのである」と(信ト果トハ勿論美事デアルガ、病ハ必ニアル。論語ニ「言必信、行必果、硜硜然小人哉」(論語解義四五頁)トアルヲ参考セヨ)

【章言】大人の言行は、未だ嘗て信果を期することなく、唯義の在る所に従ふ。そして信と果とはおのづから其の中に在ることを言ふ。

七一 不失赤子之心

孟子曰、大人者不失其赤子之心者也。

孟子曰ク、大人ハ其ノ赤子ノ心ヲ失ハザル者ナリ。

【摘解】【赤子之心】心が純粹正直で、一點の偽がない。

言人之不善章 仲尼不爲已甚章 言不必信章 不失赤子之心章

【通解】孟子が曰ふに「大徳ある人は、智は萬物に周（アマホ）くして道は天下を濟ふ働をするけれども、些（スホシ）も權謀術數を用ふることがない、所謂赤子の純一正直で偽のない初心を失はないものである」と（蓋シ赤子ノ心ハ人人皆アツタノダガ、衆人ハ私欲ニ誘ハレテ之ヲ失ツタノダ）

【音旨】大人は赤子の初心を失はないことを言ひ、以て人たる者は、其の本然の純一な心を保全せんことを欲するを言ふ。

七二 養生者章

孟子曰ク、養生者、不足_ニ以_テ當_ル大事_ニ。惟送_レ死_ニ、可_シ以_テ當_ル大事_ニ。

孟子曰ク、生ヲ養フ者ハ、以テ大事ニ當ツルニ足ラズ。惟死ヲ送ルハ、以テ大事ニ當ツ可シ。

【摘解】【養生】生きてゐる親に孝養を盡すこと。【以當】猶ほ以爲といふが如し。【送死】喪禮、即ち親の死を見送ること。

【通解】孟子が曰ふに「子が親に事へるのは、始から終まで、皆心の有らん限りを盡して事へなければならぬのではあるが、しかし生存中の親に孝養を盡すのは、人道の常で、まだ大切な事と爲すには足りない。惟親の死を送るに至つては、人道の大變で子が親に事へる最終の時であるから、最も慎んで誠心を盡して遺憾のないやうにせねばならぬ。故に一生中最も重大な事と爲すべし」と（按ズルニ生ヲ養フハ固ヨリ人ノ重大事デアツテ、孟子之ヲ輕ンジタ譯デハナイ。蓋シ當時墨子ガ薄葬ノ說ヲ唱ヘテ天下ノ人心ヲ惑亂シ、父母ノ遺體ヲ輕ンズル弊ガアツタカラ、死ヲ送ルノ重キコトヲ極言シタマデアル。讀者辭ヲ以テ意ヲ害シテハナラヌ）

【音旨】人の子たる者は當に終を慎むべきことを教へたのだ。

七三 君子深造之章

孟子曰ク、君子深造_レ之以_テ道_ヲ、欲_シ其自得_ル之_也。

孟子曰ク、君子ハ深ク之ニ造ルニ道ヲ以テヌ、其ノ之ヲ

自得_ル之_也、則居_レ之安_シ。居_レ之安_シ、則資_レ之深_シ。資_レ之深_シ、則取_レ之左右逢_ニ其原_ニ。故君子欲_シ其自得_ル之_也。

自得センコトヲ欲スルナリ。之ヲ自得スレバ、則チ之ニ居ルコト安シ。之ニ居ルコト安ケレバ、則チ之ヲ資ルコト深シ。之ヲ資ルコト深ケレバ、則チ之ヲ左右ニ取リテ其ノ原ニ逢フ。故ニ君子ハ其ノ之ヲ自得センコトヲ欲スルナリ。

【摘解】【深造之】造は「イタル」詣なり、深く仁義の道に進み入る。【道】方法。【自得】道を自ら會得する。【資】「トル」資本はそこから借り来る。【取之左右逢其原】原は源なり、左に取るも源と會ひ、右に取るも源と會ひ、適（こ）く所として源に會はざるなきの意、自得せる者の融通從容の光景を形容したのだ。

【通解】孟子が曰ふに「學問をする君子が深く道に進み至る爲には、それぞれの方法を以てして工夫を凝（コラ）すのは、自分自身に道を會得しようとするが爲である。かくして自ら道を會得するやうになると、道は最早自分のものとなつて居るのであるから、つまらない利欲などの爲に本心を奪はれることもなく「シツカリ」と道の上に安んじ居ることが出来る。それは丁度自分の家に安らかに住つて居るやうである。すでに道の上に安んじ居るやうになると、道は自分の胸中に充ち満ちて居るのであるから、之を資本として取つて用ふることは深くして盡きない。之を用ひても盡きない程であるから、其の道を或は左或は右と自由に之を取り用ひても、悉く其の道の本源に逢はないことはないのである。それ故に君子は先づ道を自得しようとするのである」と。

【音旨】君子の學は之を己に自得することを貴ぶ所以を言ふ。

七四 博學而詳說章

孟子曰ク、博學而詳說_レ之、將_ニ以_テ反說_レ約_也。

孟子曰ク、博ク學ビテ詳カニ之ヲ説クハ、將ニ以テ反リテ約ヲ説カントスルナリ。

【摘解】【博學】博く學問する。【詳說之】詳細に説明する。【約】要領、即ち道の歸著する處をいふ、例へば詩の約は「思無邪」（論語解義三三頁）に在り、禮の約は「毋レ不レ敬」（禮記、曲禮上篇）に在るの類。

養生者章 君子深造之章 博學而詳說章

【通解】孟子が曰ふ「學問をする君子が博く詩經書經など六藝の文を學んで、詳細に其の道理を説明する理由は、決して博識に誇らうとする爲ではない。即ち道理を貫き透して、ひき反つて其の歸著點に説き到らうとする爲である」と。(按ズルニ論語ニ「子曰、君子博學於文、約之以禮、云云」(論語集注一九五頁)ト互ニ相發明スル)

【章旨】前章の意を承けて講學の道は當に先づ其の博詳を極めて、而る後に其の要を知るべきことを明かにした。博學詳説は即ち前章の「深造之」の意で、反説約は即ち自得の事である。

七五 以善服人章

孟子曰、以善服人者、未之有也。以善養人、然後能服天下。天下不心服而王者、未之有也。

孟子曰ク、善ヲ以テ人ヲ服スル者ハ、未ダ能ク人ヲ服スル者有ラザルナリ。善ヲ以テ人ヲ養ヒテ、然後ニ能ク天下ヲ服ス。天下心服セズシテ而シテ王タル者ハ未ダ之レ有ラザルナリ。

【摘解】【以善服人】私心から強ひて善い事をして、人を服させようとする。【以善養人】自分の行を推し及ぼして、人を

教養し同じく善に歸せしめんことを欲する。

【通解】孟子が曰ふに「國君たる者は善い事をして天下に率先せねばならないことは勿論であるが、しかし私心を以て強ひて善い事をして人を服従させようとする者は、眞に能く人を服従させる事は出来ない。それに反して誠心よりして自分の善行を推し及ぼして人を教養し人をして自分と同じく善に歸せしめるやうにすれば、天下の人をして心から悦び服従させることが出来る。天下の人が心から服従しないので能く天下に王となることは昔から未だ其の例がない」と。

【章旨】霸術と王道とは公私誠偽の別があつて同じでないことを述べて、當時の國君をして公誠の心を以て善政を行はせようとしたのだ。

七六 徐子章

徐子曰、仲尼亟稱於水曰、水哉、水哉。何取於水也。孟子曰、原泉混混、不舍晝夜。盈科而後進、放乎四海。有本者如是。是之取爾。苟爲無本、七八月之間、雨集、溝澮皆盈、其涸也、可立而待也。故聲聞過情、君子恥之。

徐子曰ク、仲尼亟シテ水ヲ稱シテ曰ク、水ナル哉、水ナル哉ト。何ゾ水ニ取レルヤ。孟子曰ク、原泉混混トシテ、晝夜ヲ舍カズ。科ニ盈チテ而シテ後ニ進ミ、四海ニ放ル。本アル者ハ是ノ如シ。是レヲ之レ取レルノミ。苟モ本無シト爲サバ、七八月ノ間、雨集マリテ、溝澮皆盈ツルモ、其ノ涸ルルヤ立チテ待ツ可キナリ。故ニ聲聞情ニ過グルハ、君子之ヲ恥ツト。

【摘解】【徐子】孟子の門人徐辟(二三頁參看) 【亟】「シバシバ」數なり。【水哉水哉】數美する辭。【原泉】源のある水。

【混混】水の流れる貌。【不舍晝夜】晝夜間斷がなく流れる。【盈科】科は穴、水が窪んだ穴に充滿する。【溝澮】田開の水道。大を澮、小を溝といふ。【聲聞】名譽。【情】實なり、聲聞過情は名譽の實行よりも過ぐるを言ふ、所謂虛名虚譽。

【通解】徐子が孟子に質問して曰ふに「昔、孔子は度度水を稱贊して『水なるかな水なるかな』と曰はれたが、一體孔子は水のどの點に取つて、かやうに稱贊されたのでありませうか」と。孟子答へて曰ふ「元來本源のある水は、混混と流れ出て、晝夜間斷なく、止息することがない。そして行く途中に窪地があれば、それを十分に満たしては更に漸く進んで、遂に最後には四方の海にまでも達するのである(學者ノ深ク道ニ造(イタル)ニ喩フ)すべて本ある者は皆此水の如くである。孔子は實に其の點を取つて稱贊されたのである。假にも本のない水になると、七八月の頃、大雨が驟(こ)かに降ると、水が溜つて田の間の大澮や小溝も皆一杯に滿ち溢れるけれども、雨が降り止むと、今まで湛へられて居た水が、忽ちに涸れてしまふことは其の速かなこと立つて待つべきである。是と同じく、名譽が實際よりも過ぎて高いのは、所謂虚名で、實徳を尊ぶ君子の深く之を恥とする所である」と。

【章旨】實行の當に務むべくして、虚名の久しうし難き所以を述べて徐子の等を躐(こ)えて譽を干(モト)める病を戒めた。

七七 人之所以異章

以善服人章 徐子章 人之所以異章

孟子曰、人之所以異於禽獸者幾希。庶民去之、君子存之。舜明於庶物、察於人倫。由仁義行。非行仁義也。

孟子曰ク、人ノ禽獸ニ異ナル所以ノ者ハ幾希シ。庶民ハ之ヲ去リ、君子ハ之ヲ存ス。舜ハ庶物ヲ明カニシ、人倫ヲ察ス。仁義ニ由リテ行フ。仁義ヲ行フニ非ザルナリ。

【幾希】「スケナシ」と讀む、甚だ少きこと、「ホトンドマレナリ」とも讀む。【庶民】衆民。【去之】去は棄て去る、之の字は仁義を指す。【明於庶物】種種の事物の道理を明かに識る。【察於人倫】人の人たる道を明かに研め盡す、倫は序、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信は人の大倫である。【由仁義行】仁義を具有して、其の仁義から湧出して總ての事を行ふ。

【通解】孟子が曰ふに「人が禽獸と相違する所以の者は甚だ少い。それは惟仁義を存すると存しないとの相違に過ぎない。ところが衆人は私欲をほしのままにして此仁義を失なつて居るから、名は人ではあるが其の實は禽獸と違ふことはない。唯君子は此仁義を心に存して失ふことをしないのだ。殊に大舜などになると、種種の物事の道理を明かに識つて、其の上の人に人たる筋道を明かに察し識り、其の行ふ所はすべて其の性に具有する所の仁義に由つて自然に出て來るのである。決して仁義を以て美德として勉め強ひて之を行ふのではない」と。

【章旨】人と禽獸との異なる所が甚だ少いことを言つて世人を警め、大舜を以て準則(テホン)として其の性を全うせんことを望んだのである。

七八 禹惡旨酒章

孟子曰、禹惡旨酒、而好善言。湯執中、立賢無方。文王視民如傷、望道而未之見。武王不泄邇、不忘遠。周公思兼三王以施四事、其有不待且。

孟子曰ク、禹ハ旨酒ヲ惡ミテ、善言ヲ好ム。湯ハ中ヲ執リテ、賢ヲ立ツルコト方無シ。文王ハ民ヲ視ルコト傷ツケルガ如ク、道ヲ望ミテ未之ヲ見ザルガ如シ。武王ハ邇キニ泄レズ、遠キヲ忘レズ。周公ハ三王ヲ兼ネテ以テ四事ヲ施サ

不合者 仰而思之、夜以繼日、幸而得之、坐以待且。

ノコトヲ思フ。其ノ合ハザル者アレバ、仰ギテ之ヲ思ヒ、夜以テ日ニ繼ギ、幸ニシテ之ヲ得レバ、坐シテ以テ且ヲ待テリ。

【禹惡旨酒】旨酒は美酒、禹の時、儀狄が酒を作つた。禹は之を飲んで甘しとして曰く、後世必ず酒の爲に國を滅し家を亡す者があらうと、儀狄を遠ざけ酒を絶つて用ひなかつた。【好善言】書經に「禹拜昌言」とある。昌言は盛徳の言で、それを聞くと、之を拜した。【執中】過不及のない中正の道を堅く持し守る。【無方】方は種類、賢人であれば、之を擧げて用ふるに貴賤親疎の種類を問はない。【如傷】傷を受けて居る者を見るやうに不憫に思つた。【不泄邇】左右に親近して居る諸臣に對して親み狎れて疎略にしない。【不忘遠】遠方に在る諸臣の事を忘れない。【兼三王】禹(夏)湯(殷)文武(周)三代の王を兼ね合せる。【四事】禹湯文武の行つた上に述べた四箇條の事。【且】夜明け。

【通解】孟子が曰ふに「舜の後を繼いだ夏の禹王は美酒を惡んで善言を好み、殷の湯王は大中正の道を執り守つて失はず、賢人を擧げて位に立てるに、少しも親疎貴賤の類に拘はらなかつた。周の文王は人民を視るに、宛も負傷をして居る者を見るやうに、深く之を憫みいたはつた。又其の身を修めて、道を求める心が厚く、道すでに至れるにまだ之を見出し得ないやうであつた。武王は親近の者に對しても、狎れ侮つて疎略にすることなく、遠國の諸臣に對しても、之を忘却して疎んずることなく、武王の弟の周公は、此三代の諸王即ち禹湯文武を兼ね合せて、上の四ヶ條の事(好善言、立賢無方、ナド)を實行しようと思つたが、しかし時勢が違つてゐるので當時に適合しない事もあると、天を仰いで之を思索し、夜を日に繼いで考察して、幸に其の理を得たなれば、坐つたまま夜明を待つて速かに之を實行しようとした。歴代聖王の治を

【章旨】前章に舜の盛徳を言つたのを承けて、其の後を繼いだ羣聖を歴敘し、各々其の一事を擧げて、政治に憂勤した有様を述べた。

七九 君子之澤章

禹惡旨酒章 君子之澤章